

# 調 査 報 告 書

平成25年1月31日

大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会

— 目 次 —

市長への要請

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

活動の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1部 自死に至るまでの事実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1章 事実経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1節 背景となる事実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1 本件中学校

(1) 本件中学校の概要

(2) 担任に対する生徒、教員の見方

(3) 2年●組の状況

ア 当該クラスの概要

イ 学級日誌にみる当該クラスの変化

2 当事者グループ

(1) 亡くなった生徒Aについて

(2) 加害をしたとされる生徒Bについて

(3) 加害をしたとされる生徒Cについて

(4) 加害をしたとされる生徒Dについて

(5) その他の生徒

(6) 一学期後半から夏休みまでのAの行動について

2節 Aに対する行為について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

1 9月上旬

2 9月中旬

3 文化祭(9月28日開催)前

4 文化祭当日(9月28日)

5 体育大会当日(9月29日)

6 9月下旬(文化祭・体育大会の前後も含めて)から10月上旬

7 10月3日、10月4日

8 10月3日から10月5日頃

9 10月5日

10 10月6日

11 10月6日か10月7日の中間試験の時

12 10月7日

13 10月8日

14 10月9日

15 10月10日

16 10月11日

17 その他

3節 個別事項についての検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

1 自殺の練習と葬式ごっこ

(1) 自殺の練習について

(2) 葬式ごっこについて

2 万引きと金員の強要

(1) 万引きの強要について

(2) 金員交付の強要について

3 自死前日(10月10日)夜のAからCに電話があったか否かについて

4 10月11日の朝のC、Dの行為について

4節 Aに家庭問題(特に虐待)があったのか・・・・・・・・・・ 31

1 学校及び市教育委員会が指摘した家庭問題

2 調査によって明らかになった家庭の状況

3 市教育委員会が作成した「家庭内の状況に関わる聴き取り状況」

4 虐待行為の有無について

5 その他の家庭問題について

(1) Aの

(2) Aが

(3) Aの

(4)

(5) 結論

第2章 事実の考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

1節 本委員会のいじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

2節 いじめの認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

1 認定の要件

2 具体的当てはめ

(1) 一定の人間関係のある者(当該生徒の関係性)

ア グループ内のつながり

イ AとB、C、D、E、Fの力関係について

(ア) AとBについて	
(イ) AとCについて	
(ウ) AとE、Fについて	
(エ) AとDについて	
(2) 心理的・物理的攻撃	
(3) 精神的苦痛を感じている	
(4) 結論	
3 節 自死の原因の考察	55
1 本委員会の視点	
2 具体的考察	
(1) 希死念慮と他者へのほめかし	
ア 「暗くて静かな山に行って死にたい。」	
イ 「おれ死にたいわ。」	
(2) いじめ行為の変容とAの受け止め	
(いじめの透明化とAの屈辱感、絶望感、無力感)	
(3) マンション14階からの自死の決行	
3 他要因の考察	
(1) Aの性格等について	
(2) 家庭について	
(3) まとめ	
4 結論	
4 節 本事案のいじめの特徴について	60
1 「仲良しグループ」から「いじめグループ」への変化	
2 その他の特徴と課題について	
5 節 学校、市教育委員会のいじめ認定への考察	61
1 はじめに	
2 事実経過と考察	
(1) 事実経過	
(2) 考察	
3 まとめ	
第3章 問題点	64
1 節 いじめへの学校の気づき	64
1 はじめに	
2 学校側が得た情報	
3 学校側の認識及び認識の可能性	

(1) 担任について	
(2) 2学年の担当教員について	
(3) 校長について	
2 節 問題点の指摘	69
1 教員によるいじめ認知の遅れ	
(1) 生かせなかった生徒からの訴え	
(2) 教員のいじめ理解の不十分	
2 実現しなかった教員間における情報の共有化	
(1) 共有できなかった情報	
(2) 集約会議で生かされなかった声	
ア 教員間の情報交換の問題	
イ 校長への報告の問題	
ウ 校長自身の連絡を受ける姿勢	
3 情報の共有化の基礎としてのチームワークの不足（教員間の風通しの悪さ）	
4 生かせなかった副担任制度	
5 学級運営上の問題点	
6 いじめ対応と学校・教員の評価	
7 いじめ防止教育（道徳教育）の限界	
8 校長等の管理職の役割	
9 大規模校が孕む問題点	
10 実現しなかった教員と保護者との情報共有	
11 教員の多忙	
12 講師身分の固定化	
13 まとめ	
第II部 事後対応	80
第1章 事実経過	80
1 節 学校の対応について	80
2 節 市教育委員会の対応について	128
第2章 問題点	151
1 節 学校の事後対応の問題点	151
1 事実究明の不徹底	
2 教員間の教訓の共有化の不存在	
3 事態沈静化の重視	
4 いじめ加害者への対応	

5	スクールカウンセラーのあり方	
6	学校のあり方	
2節	市教育委員会の事後対応の問題点	155
1	平時における危機管理体制整備の欠如	
2	市教育委員会の主体性、指導力の無さ	
3	学校任せの事実説明（いじめの有無、自死との関係）	
4	市教育委員会から県教育委員会、県教育委員会から文部科学省への報告の遅れ及び内容の杜撰さ	
5	市教育委員会の委員の問題	
3節	事件当事者としての学校・市教育委員会共通の問題点	157
1	初期対応の拙さ	
2	事実調査より法的対応を意識した対応を取ったこと	
3	調査の打ち切りが早いこと	
4	事態への対応に主体性がないこと	
5	自死の原因を家庭問題へ逃げたこと一組織防衛に走ったこと	
6	学校、市教育委員会が自らの手で事実関係の説明をし、それを生徒、保護者に返すという意識に欠けていること	
7	地域関係者との連携の不備	
8	調査の透明性を確保する必要性	
9	報道に対する対応のまずさ	
10	課題としての遺族への対応	
第3章	その他の問題点	163
1	マスコミの倫理	
(1)	センセーショナルな報道合戦	
(2)	事実説明と加害生徒の振り返りの機会を奪った妨害的報道	
(3)	求められる真摯な報道姿勢	
2	思春期の子ども心性	
3	専門家の役割	
(1)	スクールカウンセラーの役割	
(2)	弁護士の役割	
4	文部科学省のいじめに関するデータの不十分一埋もれてしまった「いじめ」	
5	過去における検証の不十分	
6	保護者会（PTA）の自主性の欠如	
7	本委員会のあり方に関する問題点	

第III部	提言	173
はじめに		173
第1章	教員への提言	174
1	教員とは何か	
2	教員の感性	
3	いじめ認識、研修	
4	チームワーク	
(1)	一人で悩むことのない職場づくり	
(2)	教職員間の意思疎通、情報の共有の大切さ	
(3)	教員間の経験の交流一実践を通じた同僚性の形成を	
(4)	副担任の役割	
5	「多忙」から「充実感」、「やりがい」のある仕事へ	
第2章	学校への提言	181
1	学校とは何か	
2	仕事の「選択と集中」による教員の多忙の改善	
3	教育相談	
(1)	教育相談の機会	
(2)	思春期特性（心性）を理解する	
ア	思春期の子どもは発達過程にすることを理解する	
イ	メリハリの利いた対応に心掛け、本音で話す	
ウ	友人関係の変化に注視する（気づく）	
エ	様々な課題に挑戦し、成就感を得させることが大切	
4	生徒の学校参加	
(1)	学級集団づくり	
(2)	生徒会活動	
5	地域の学校参加	
6	いじめをおこさないヒドゥンカリキュラム（学校の理念・伝統・文化）を！	
第3章	教育委員会への提言	191
1	教育委員会のあり方	
(1)	教育委員会制度はどうあるべきか	
(2)	教育委員会事務局としての学校支援の在り方	
2	教員政策の問題点一市や県の問題	
3	学校規模の適正化	
4	教員の多忙の解消	



5 全教員研修

第4章 スクールカウンセラーの運用の在り方・・・197

第5章 危機対応・・・199

1 学校の危機対応

- (1) 危機管理
- (2) 危機の分類
- (3) 危機対応の基本

2 教育委員会の危機対応

3 学校、教育委員会共通の危機対応

- (1) 平時の体制作り
- (2) 生徒へのケア
- (3) まとめ

4 当事者へのケア

- (1) いじめられた子どものケア—生存事案
- (2) 加害者のケア
- (3) 事故後に自責の念に苦しむ子どものこころのケアと教育
- (4) 被害者、被害者遺族
  - ア 事実を知る権利
  - イ 常識となっている被害者遺族の知る権利

第6章 将来に向けての課題・・・211

1 学校内外に生徒がシグナルを発しやすい法制度の構築

—二重三重の救済システムの整備に向けて

- (1) 教員以外の専門的スタッフの必要性
- (2) 弁護士を活用（スクールロイヤーの制度化）
- (3) オンブズマン等の第三者機関

2 いじめと司法

- (1) いじめられた側と司法
- (2) いじめたとされる側と司法
- (3) まとめ

3 事後の事実解明—第三者委員会の在り方

4 メディアの倫理の在り方—いじめとマスコミ

- (1) マスコミの使命
- (2) 若手記者の皆さんへ

本件中学校の保護者の皆さんへ・・・221

生徒の皆さんへ・・・222

最後に—成果と限界・・・224

委員・調査員名簿・・・226

資料・・・227

## 市長への要請

天津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会は、市長に対し、本報告書記載の提言実現に向けて、市教育委員会に対して以下の要請を行う。

- 1 本報告書を、本件中学校の全教員に配布すること
- 2 本件中学校及び市教育委員会は、本報告書全体の検討を行いその結果を文書で市長に報告すること
- 3 市教育委員会は、本報告書記載のいじめを無くすために各提言の実現に向けて行動し、今後5年間、毎年1回その実現の有無、成果を文書で市長に報告すること

## はじめに

天津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下、「本委員会」という。）は、平成24年8月25日施行の「天津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会設置要綱」に基づいて設置された。その後、市議会において法令上の設置根拠について疑義が出され、同年10月11日に「天津市附属機関設置条例」とともに、「天津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則」が制定されたことにより、条例に基づき市長の附属機関となった。

本委員会の設置目的は、平成23年10月に自殺した天津市立中学校2年の男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、自殺の原因、学校の対応等について考察するとともに、再発防止について青少年の健全育成の観点も踏まえて審議することであった。なお、本委員会設置の当初から、自死の原因に関係して自死した子どもの家庭環境を調査対象とすべきかどうか論議となったが、条例の制定によりこの点も含んだ調査対象となることが確認された。

本委員会の構成は、元教員で教育評論活動をする大学教授、教員として生徒指導に従事した経験のある大学教授、学校長の職を経た後に臨床心理士としてスクールカウンセラーの職務に就いている大学教授、学校現場を研究の対象とする大学教授、元裁判官で少年事件に取り組んでいる弁護士、学校事故・事件の遺族のサポートに取り組んできた弁護士であり、各委員の立場や考え方は多様であった。そこで、議論を建設的なものとし、報告書を有意義なものとするために、以下の事柄を共通事項として調査に取り組んできた。

先ず何よりも重視したのは、第三者という立場で「公平」、「中立」の視点で、先入観なく事実調査に徹するということであった。そのためには、関係者からの事情の聴き取りには労を惜みず、学校、教育委員会を通して収集した資料の正確性を可能なかぎり検証しなければならないということを合意した。その結果、本委員会で行った事情の聴き取りは全62回に及び、聴き取り対象者は重複者を含め全56人、延べ95時間に及んだ。

また、各委員間で確認した調査のポイントは、①教育現場の生徒や教員たちに寄り添いその言葉に耳を傾けること。②亡くなった生徒が何故死を選んだのかを忘れないこと。③遺族の視点（我が子の教育を学校に委託し信頼してきた親らが、学校で何があったかを強く知りたいたいと願うことは当然のことである。学校の設置者である天津市には、遺族に対し説明責任があり、本委員会はその責任を誠実に果たさなければならないと考えた。）を忘れないこと。④加害をしたとされる生徒の視点をしっかりと受け止めること。⑤その上で事実解明に当たること、であった。

本報告書の構成は、第I部として、起こった事実を明らかにし、いじめか否かを認定し、自死の原因について考察した。具体的には、先ず、学校内で起きたいじめと目

される事実及び教員の動き等を時間の流れに従って忠実に記載し、また、学校外と亡くなった生徒の家庭の領域で起きた事実も記載した。次に、アンケート等に指摘されたいくつかの重要な事実で明確に認定できなかった事実について検討した。さらに、亡くなった生徒に家庭問題（特に■）があったのかについて検討した。その上で、明らかにした事実をもとに、①加害をしたとされる生徒それぞれについて認定したいじめと目される行為がいじめと言えるのかどうか。②自死の原因は何処にあったのかについての考察をした。最後に、本委員会が認定した事実関係から浮き彫りになった問題点を抽出した。

第Ⅱ部として、学校、市教育委員会の事後の対応を検討し、第Ⅰ部と同様に、亡くなった生徒の自死以後の学校、市教育委員会の動きを具体的に記述し、そこから浮かび上がる学校、市教育委員会、両者共通の各問題点を抽出した。その他、マスコミの問題など、その他の問題を抽出した。

第Ⅲ部として、以上の検討を踏まえて、子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた、再発防止に関する提言をした。

本委員会は、本報告書の作成に際して、過去に作成された複数の同様の報告書を可能な限り入手して参考とした。こうした過去の業績を踏まえつつさらに教育現場を良くする方法は何かという観点でも議論したことも付言しておく。

## 活動の経緯

本報告書完成に至るまでの本委員会の活動の経緯は、資料1のとおりである。私たちが先ず取り組んだのは、学校、市教育委員会から収集した本件に関する資料の読み込みであった。関係資料は、段ボール10箱程度であった。それらは教員たちの生徒指導上のメモ、本件に関し生徒から聴き取った際のメモ、学校及び市教育委員会の事件後の動きを示す書類など多様であった。そして、書類に不足がある場合には追加で提出を促し、書類の一部に黒塗りの部分があるものについてはその全面開示を求めるなどして、収集可能な資料はできる限り集めて、全容解明に努めた。

こうした資料を読み込んで整理する作業を、多忙な業務に追われる委員だけではやり遂げることはできないと判断し、早速大阪弁護士会所属の弁護士3名を調査員として選任し、書類の整理と学校、市教育委員会関係の事後対応の事実関係の整理を依頼した。さらに本報告書完成にあたって、文体の統一、資料引用の正確性のチェック、事実の見逃し等の困難作業について歴史的観点から教育学を研究する調査員のサポートを得た。こうした有能な調査員の助力なくして本報告書の完成は無かったと考えている。

以上の作業を継続しながら、実際に学校及び校区内を回って状況視察をした。その後、10月初旬から暫時関係者からの聴き取りを始めたが、先ず教員からの聴き取りから始めた。本委員会では、教員の方々は、マスコミ等の批判の嵐の中で当然私たちにも不信を抱いておられるであろうことを予想した。私たちの聴き取り要請にすんなり応じていただけるのか、仮にに応じていただいても、本音を語ってくれるのか、不安は尽きなかった。こうした教員の方々の心情に配慮しながら、学校現場の大変さや悩みをお聴きしたいというメッセージを伝えた。次に生徒たちの聴き取りについては、一層の配慮をして、依頼書の内容を入念に吟味した。そして、聴き取りに先だって、予め聴き取りをする生徒が以前に教員に話している内容を整理した書面・依頼書（資料2）などを添えて送付することにより、可能な限り不安を解消するように努めた。校長、教頭といった管理職、教育長以下の教育委員会関係者、スクールカウンセラー、遺族にも聴き取りをお願いした。最終段階で、加害をしたとされる生徒のうち2名から話を聴くことができた。2名に対しては事前に保護者の方と話し、本委員会が公正、中立の立場で、まっさらな状態から事実を調査し、そこから明らかになった事実がいじめと認められるのかという視点で活動を行っているということを理解頂き、聴き取りが実現した。しかし、その聴き取りを行っていた時期に、後述するような説売新聞社の事実と異なる虚偽の記事が掲載された。そのことから、本委員会に対する信頼を失ったとして、複数回聴き取りに応じていた1名の生徒からの聴き取りが、予定されていた回数を実施することができず途中で中断されてしまった。本委員会から保護者に対して、報道された内容は事実ではない旨説明させて頂いたが、最後まで理解

頂けず、聴き取りの再開には至らなかった。また、担任に対する聴き取りについては、体調不良により実施することができなかったが、質問事項を送付したうえで紙面での回答を得た。関係者への聴き取りは平成24年内で完了できず、本報告書完成ぎりぎりまで行った。

ただ、直接的な聴き取りを通じて、様々な立場の生の声を聴けたことは、本件の全体像を理解するのに大いに役だった。

また、関係者からの聴き取りの間、2回にわたり、専門家からの話を聴く機会を持った。精神科医の斉藤環氏、花園大学教授の津崎哲朗氏、大阪市立大学名誉教授・前大阪樟蔭大学学長の森田洋司氏からは、各分野における現在の状況等、貴重な話を伺うことができた。

当初の報告書の完成予定時期は、平成24年末であった。しかし、まず膨大な資料を整理して読み込んでいくことに時間を要した。その後に聴き取り調査を行ったものの、調査を進めれば進めるほどに新たな事実、問題点が浮上し、さらに聴き取り調査等続けた。最終段階においても、事実認定をはじめ、いじめ認定の問題、提言内容等について活発な議論をした。正規の会議だけでは時間が不足し、臨時の打ち合わせを何回も行った。その結果、完成が今日まで延びてしまった。

委員が大津に通った回数も最も多い委員で41回に及んだが、委員全員これほどまでの回数大津に通うとは夢にも考えていなかった。委員全員多忙な業務を担っていたが、それでも、これほどまでの労力を費やすことができたのは、子どもが命を絶つという不幸を今回限りにしたいという思いでからあった。

## 第1部 自死に至るまでの事実

### 第1章 事実経過

以下、特に断らない限り、日時については「平成23年」である。事実認定のために使用した資料は、学校及び市教育委員会から提出された資料、関係機関から提出された資料、遺族から提出された資料、本委員会の聴き取り結果である。

#### 1節 背景となる事実

##### 1 本件中学校

###### (1) 本件中学校の概要

本件中学校の生徒数は学校全体で879人（平成25年1月現在）、各学年は約300人で、滋賀県内では屈指の大規模校と言える。

本件中学校は4つの小学校区からなり、その範囲は広範囲に及び、公共交通機関を利用して通学している生徒も少なからずいる。

本件中学校の特徴として、学校選択制が採用されていることが挙げられる。また、平成21・22年度文部科学省指定の「道徳教育実践研究事業」推進指定校として、道徳教育を推進してきた。研究主題として、「自ら光り輝く生徒を求めて～心に響く道徳教育実践」というテーマを設定し、教育目標を、①たくましく生きる生徒、②情操豊かな生徒、③社会性のある生徒をめざすとし、学校像は、①確かな学力と規律のある集団づくり、②当たり前のことが当たり前でできる、③ビギン・オン・チャイム（チャイムと同時に授業を始める。）というものであった。そして、環境宣言として、  
－ いじめのない学校づくり、  
－ ゴミのない学校づくり、  
－ あいさつあふれる学校づくりが定められた。

###### (2) 担任に対する生徒、教員の見方

4月に別の中学校から異動してきた教員で、まじめで授業が判りやすくやさしい先生という評価がある反面、生徒に対し注意しているときでも、毅然としておらず、また迫力もないと一部の生徒から見られていた。例えば、厳しく叱らなければならないのに、「やめときやー」という軽い程度の注意で終わってしまったという生徒もいた。ある教員によれば、担任は前任校の生徒の質の違いに戸惑っていたようで、また、職員室では口数が少なく、研究肌でコツコツと積み上げていくタイプと見られていた。さらに、抱え込むタイプで、学年生徒指導担当であることから、自分でなんとかしようと抱えていたのではないかと評する教員がいた。

### (3) 2年●組の状況(以下「当該クラス」という。)

#### ア 当該クラスの概要

後に詳述するように、このクラスが時間の経過とともに、連帯感一体性が崩れていったように考えられる。当該クラスは、当初は、特に注意しなければならない生徒もいない平穏なクラスと見られていた。現に、1学期の印象は、生徒がまじめで勉強ができる生徒も多く、成績は学年上位であった。しかし一方で、女子は活発だが、クラスを引っ張るような男子はいなかった。男子はそれぞれクラス内に居場所を求めている感じであった。授業中に、菓子を食べたり、携帯型デジタルオーディオプレーヤーを聞いたりする生徒もいたという。ある教員によれば、二学期になってから、授業中一部の男子が集中せず、ペンを投げて貸し借りしていた。また、加害をしたとされる生徒のうち2名がアイコンタクトを取り、周辺の生徒もそれを許して笑って観望化しているような雰囲気があり、学級全体がなんとなく冷たい、その場とは違うところにいるように感じたという教員もいた。また、このクラスの生徒の関係がグループごとにばらばらで、クラス全体の雰囲気への嫌悪感から、隣のクラスで授業を受けたという生徒もいた。さらに、このクラスも含めてではあるが、多くの生徒が遊びとしてプロレスごっこに興じていた。

#### イ 学級日誌にみる当該クラスの変化

(ア) 当該クラス(36名)では、一学期の終わりごろから学級の規律がゆるみ出した。授業中の私語、寝る生徒が現れ、二学期になるとこの傾向はさらに強まった。授業中の立ち歩き、トイレに出る、紙飛行機を飛ばす、消しゴムのカスを友達にかけるなど、徐々に学級が「いじめを許容する空間」に変化していく状況があった。その変化は、当該クラスの学級日誌から見てとれる。

(イ) 始業式のあった4月8日(金曜日)の学級日誌は担任が記入しており、翌週のはじめより日直が記入している。月曜日の日直は、しっかりとした文字で次のように記した。

2日目なのに●組は仲が良く楽しくすごせているなと思いました。視力検査の時、うるさくて注意されたのでこれからは気をつけたいとおもいます。教科書配布はしっかり配れなかったけど、みんな協力して出来たと思います。

この感想に対して担任は「きっちりかけています。これを見本にしていきましょう」とコメントしている。木曜日の日誌には「音楽も初めてでみんなと歌を歌ったのでいい授業になりました」と記されており、当該クラスのスタートは順調

であった。

6月上旬の日誌には次のように記されており、おおむね落ち着いた授業風景だったことが窺える。

1時間目英語	しずかだった
2時間目数学	しずかだった
3時間目体育	しっかりできた
4時間目国語	少しうるさかった
5時間目理科	しっかりできなかった
6時間目道徳	たのしくできた(教材ドラえもん)

(ウ) ところが、6月中旬になると当該クラスの荒れが目立ち始めた。

授業中の消しゴム投げについての記述が、6月13日の日誌に初めて表れた。日誌には、「先生が見ていない間に男子数名が消しゴムのふんさい粒を投げ合っている。非常に目ざわりだった」と記されている。これに対して担任は「けじめをつけることも必要です」と注意を与えている。

以下、学級の荒れに関わる記述が7月にかけて断続的にみられるようになった。いくつかの事例を次に挙げておきたい。

・「あばれてしまった 数学2時間だったのできつかった。」 →担任コメント:「反省の気持ちが大切」(6月14日)
・「一部の人がさわがしくて一部の人がしずかだった。」(6月15日)
・「最近、クラスの雰囲気か乱れてきていると思う。その証拠に授業によってはBegin on Chime ができていない。授業中寝ている人も前よりかなり多くなっていた。それをしている人は大体同じ人なのでそのひとたちには注意してほしいと思いました。」(6月17日)
・担任コメント:「今日は遅刻が多かったですね。」(6月20日)
・「最近授業中立ち歩いている人がいる。国語では私語が多く話してしまっと思う。次回から私語をなくしたい。」 →担任コメント:「授業中騒がしくなっているのですか?」(6月20日)
・「新聞を紙飛行機にして飛ばさない。Powerを出していない人はだす。靴の間違いあり。」(7月7日)
・「社会科 ガラスが割れてあまり集中できなかった。」(7月8日)

(エ) 夏休み明けの9月の始まりは私語が多くなることは広くみられることであるが、とくに中旬頃から授業中にトイレに行く生徒も多くなった。「紙飛行機飛ばし禁止

を」(10月4日)とも記されているように、紙飛行機飛ばしが頻繁に行われていたこともわかる。10月3日の日誌には「今日は全体的に静かにできていた」(付点は本委員会)と記されているように、二学期になると学級の集中力の緩みが日常化していたことがわかる。

本委員会が検討する自死事件は10月11日に発生したが、事件が当該クラスの生徒にまだ伝えられていなかった時間のクラスの雰囲気は、次のようなものであった。

こんな状況の学級は今まで見たことがない。生徒がてんでばらばらで勝手に私語しており、教員の方を向くこともない、しかも熱のない雰囲気。異様な光景だった。

## 2 当事者グループ

(1) 亡くなった生徒Aについて (以下「A」という。)

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

(2) 加害をしたとされる生徒Bについて (以下「B」という。)

ア [Redacted]

イ [Redacted]

(3) 加害をしたとされる生徒Cについて (以下「C」という。)

ア [Redacted]

イ [Redacted]

(4) 加害をしたとされる生徒Dについて (以下「D」という。)

ア [Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

#### (5) その他の生徒

当事者グループには、後述するAに対する行為に直接には関わらないものの行動をともし、現場に居合わせていた生徒として、E（以下「E」という。）とF（以下「F」という。）の2人がいた。BやCのようにグループの会話や行動を引っ張ることはなく、受身的な立場であった。

#### (6) 一学期後半から夏休みまでのAの行動について

ア AとB、Cは、二年生になって同じクラスになった。一学期の終わり頃から、同じ携帯ゲームソフトで遊んでいたことがきっかけとなり、Aは、C、B、E、Fのグループと交流をするようになった。そのため、Aは、一学期に付き合っていた仲間と一緒に昼食をとるようなことはなくなった。

イ AとB、Cは、一学期のころから、教室や廊下で他の同級生も交えて、互いに対戦するようにプロレスごっこをするようになった。その内容は、お互い向かい合って互いの肩に手を置き、足払いなどをして倒した方が勝ちというものであった。当初は、対戦はいろいろなメンバーでしていたが、次第に体格の大きいAとBの組み合わせで行うようになった。このようなことは各10分休みの時にやっており、ほぼ連日であった。

ウ 通信機能をもつ同じゲームソフトを持っていたAとB、Cの3人は学校以外でもしばしば遊ぶようになり、夏休み前には、Bの家に集まり、Bの父親の仕事を見学させてもらったり、Bの父親が運転する車で湖まで行き、ボートに乗るなどの遊びもしていた。

エ 夏休み期間中に、Aは、Aの小学校時代からの友人宅にCと遊びに行ったことがあった。この友人宅では、友人を交えゲームなどをしていたが、その途中、

友人宅でお菓子や飲み物などが用意されていたにも関わらず、CがAを引き連れて、2度、外へお菓子を買に行ったことがあった。

オ 8月10日頃、A、B、Cの3人に加え、Bから連絡を受けたDとも一緒に花火大会を見に行くことになった。この時、Dも通信機能をもつ同じゲームソフトを持っていたことで、それ以来4人一緒に遊ぶ機会ができた。

カ 8月30日、A、B、Cの3人で、日帰りテーマパークに遊びに行った。これは、Bが企画した。費用としては、入場料として6000円かかった。食事は値段が高いので、Cはテーマパークの外で食べた。

キ 対して、E及びFといったグループの他のメンバーとは夏休みを通して遊ぶ機会はなかった。

ク [Redacted]

## 2節 Aに対する行為について

以下、9月上旬からAが自死した10月11日までにAに対して加えられた行為を中心に、目撃した生徒らの認識、Aの言動について、事実の経過を述べていく。

### 1 9月上旬

(1) 二学期になり、AとB、Cが仲良くなっていたことを見たEとFは、3人の話をただ聴くだけという関係になった。

(2) 9月8日、グラウンドで綱引きの予選があり、綱引きの順番を待っている時、何回か、Cが、席っているAの後ろからヘッドロック（後ろからAの顎付近に腕を横向きに回し、もう一方の腕を横向きに回した腕と直角に交差させ、自分の側に引き寄せる形。そのようにした場合、横に回した腕が、Aの顎あるいは首部分を圧迫するようになる。）をかけて後ろに倒すということがあった。Bが倒れたAの上に乗って肩を押さえていた。また、Bも、ヘッドロックをかけたことがあった。その後、

Bは、毎日のように、Aに対してヘッドロックをかけ、後ろに倒すということをしてきた。しかし、Aが、Bに対して同様のことをすることはほとんどなかった。

(3) Bは、一学期の際は、Aとプロレスごっことして、お互い立って互いの肩に手を乗せた状態から足でこかすということをしてきたが、9月になってからは、倒すだけではなく、仰向けやうつぶせになった状態から抜け出せるかということをするようになった。対戦はBの方がAの上になることが多かったが、Aと入れ替わって行うこともあった。このようなことは、Aが嫌がることもあったが、10分の休み時間、ほぼ行っていた。

(4) 教室のAの席のあたりで、B、C、E、Fが集まっていたところ、CがAに「おまえ、きもいな。」「ほんま、おまえきもいねん。」とAの肩をたたいていた。また、Cは、Aを見て、「イライラする。やられているのにニコニコしてうれしがっているみたいで腹が立つ。」と言っていた。

(5) BがAを押さえつけ、Aの腹を殴って、「やり返してこい。」と言うことが起こり、二学期になってから同じようなことが20件ぐらいはあったが、Aはやり返すことはなかった。

## 2 9月中旬

(1) 9月初旬頃は、Bらと廊下でふざけていたようだが、中頃から雰囲気が変わった。

(2) 部活が休みの日にA、B、C、Eの4人が、スーパーマーケットで万引きをした。スーパーマーケットで万引きしたのは、ペン、お菓子などであった。Aは「ガムほしいな。」と言って、ガム売り場で、他の子どもたちの分を含め万引きをした。Cは、食べ物、ペン、Bは、ガム、食べ物、Eは、ガム、ペンを万引きした。別の機会に、A、B、C、Eの4人でスーパーマーケットに行き、食品売り場でE以外の3人が菓子パン1個、グミ1袋を万引きしたこともあった。

(3) この頃以後、昼休みや10分休憩時にトイレや教室のうしろで、BとCがAにトイレに行こうと声をかけて誘うようになった。他の生徒2人ないし4人が同行した。トイレに来たAに、Bらが何も言わずに一発殴り、抵抗しないAに「やり返してこないのか。」と挑発した。Aが反応しないのを見て、Bが、きつくたたき出した。10回ぐらいいられるとさすがにAも痛いので、手を出して抵抗したりした。Bからの挑発にのって、Aが殴り返さないとやめてもらえないので、Aも手を出し、

以後本気での殴り合いとなった。そして、Aが泣きそうになったら殴るのを止めた。挑発するまではB、Cの2人でなぐり、本気に殴り合いをするのは、Bであった。Bが挑発するように教室のうしろで殴り合った後、トイレで本気の殴り合いをすることもあった。Aが、ほぼ一方的にやられ、本気で殴り返したのは1回だけであった。こうした時、Bがメガネをとって投げた。場所はトイレの奥で、B、C以外の者は、手前の洗面所で見ているだけであった。こうしたことは、文化祭が行われた9月28日の前後で5回ぐらいあった。

(4) 当該クラス教室の清掃ロッカー近くで、AとBが殴り合いをしていた。AのメガネをFがAの顔から取って持っていた。Cが「やれー。」と扇動していた。本気の殴り合いであった。BがAの顔面を右の拳で2発殴った。Cが「Aもやり返せよ。」と言うので、Aが顔面を1発殴り返したが、相打ちでBの顔に軽くあたった。続いて、Bが3発顔面を殴ったのを見て、Cは笑っていた。BがAの肩を持って屈ませた状態でAの腹を1回膝蹴りした。この状況をクラスの生徒の半分以上は見ている。

(5) 当該クラスの教室前廊下後ろ入口付近で、Aがうつ伏せで横になり、その上にBがまたがり、その腕をAの首に回して上にあげて首を絞めていた。Aは苦しそうだ。Cは傍に立って笑っていた。その周りには生徒がたくさんいた。

(6) 10分休みの時間に、クラスの生徒がAのメガネを隠しながら回していた。こうしたことは、ほぼ毎日のことで、1日に2回のときもあった。メガネを取るのは、最初はB、Cであった。その後、E、Fにも回っていく。メガネが取られ、回されてしまったときは、Aは、視力が悪いことから、机にうつ伏せるようにしていた。

(7) C、Bが、Aに、「(クラスの一人の女子生徒に) 告白しなければ友達やめるぞ。」と言い、さらに、その女子生徒に聞こえるように「コクレよ!」と言っていた。Aは「そんなん無理やし。」と言うと、BとCが、「あいつ(女子生徒)やばいな。」と言っていた。こうしたことが3回ほどあった。

(8) 廊下で、BとCがAに「土下座しろ。」と言って、他のクラスの生徒たちに土下座することを強いていた。Aは、大声で「すいませんでした!」と2回ほど言われた。

(9) 担任は、掃除の時間にAの机から物が落ちてきたのを確認し、片付けをした際、机の中に教科書と一緒にぐちゃぐちゃになった成績カードがあったことを確認



した。成績カードの提出日（9月20日頃）の前日、BとCがAの机の側に立ち、CがAの机からAの成績カードを取り出し、それを破っていた。成績カードの提出日に、Aは担任に対し「なくしました。」と言った。提出日に提出がなかったことから、担任はAにテストカードの提出を求めたところ、Aは「どっかいった。」と答え、担任が以前に前記のぐちゃぐちゃの状態のテストカードを確認したことを言うと、Aは「知らん。」と答えた。その後、9月末か10月の初旬に、Aは、ビリビリに破られた成績カードを同級生にノートの切れ端やセロテープで貼り付けて直してもらって提出した。その際、担任がAに「なんでこんなひどい状態になったか。」と聞くと、Aは「わからん。」と答えた。担任は、そのカードを預かった上、シュレッダーにかけ、新しいカードを作成した。

(10) 9月20日頃、教室や廊下で、Aがうつ伏せの状態、Bが首を絞めたり、体の上に乗ったりしていた。このようなことは数回あったが、Aも他の男子も笑っているように見えた。また、当該クラス前の廊下で、Aがうつ伏せになって、Bが上から寝た状態で乗って、Aの首に腕を回して上に上げていた。こうした時、傍らにはC、Dがいた。こうしたプロレスごっこを見た一人の先生は、だいたいAがやられる側で表情が真剣だったので、止めたことが何度かあり、その度に学年に連絡した。

### 3 文化祭（9月28日開催）前

(1) 当該クラス前の廊下で、A、B、C、あと2人が固まっていて、Cが激しい表情でAを拳で顔を一発殴り、その後、CがAを倒し、起き上がろうとしたところを、上靴のまま顔を踏みつけ、その勢いでAは頭を廊下に打ち付けメガネが飛んだ。その後、Aは泣いていた。後からCに「あれ、やばない。」と声をかけた生徒に対して、Cは「大丈夫、あれ遊びやし。」と言った。次の授業の際、Aの右首辺りが赤くなっていたので、担当の教員が「首どうしたの？」と聞いた際、Aは、「○○■■■■にやられた。」と嘘をついた。

(2) この頃、Cが、仰向けになっているAの上にまたぐように乗り、これに対しAは抵抗せず寝ころび、苦しそうな表情をしていたことがあった。

(3) この頃から、Dが教室に物を置いて「俺も行こう。」と言って当該クラスの前に行くようになった。この頃、Dが笑いながら1回、前からAを蹴ったことがあった。また、Cは笑いながらAを何度も殴っていた。Aは「やめてよ。」と言っていたが、笑っているように見えた。

(4) この頃のある日の5時限が始まる昼休みの終わりに、教室の後ろで、BがAの顔を拳で殴っていた。CはBの後ろに立ってこれを見ていた。Bは何回も顔ばかり集中的に拳で殴った。殴っていた部位は、Aのメガネの周りやほほの辺りであった。この時、BもCも笑っていた。AがBにやり返そうとするが、反撃する勢いはなく、Aがやり返すとBが更に力を強くして何回も殴っていた。

(5) この頃のある日の数学の授業の終わり頃、Aの前に座っていたCが後ろを振り向いたときにAの顔にベンが当たりラインがついた。Aは教員に「トイレに行っていていいですか。」と許可を求めたのに対し、教員はだめだと言ったがAはこれを無視して洗いに行った。授業が終わり、BはCに「猫のひげみたいにしたらおもしろいなぁ。」と言った。Cは「やったろうか。」と言って、BがAの上に馬乗りになり、CがAの手と肩を押さえ、CがAの顔に2、3本ひげ様の線を書いた。このとき担任が「やめなさい。」と3、4回注意したにも関わらず、やめなかったことから、担任は、CをAから離し、Bを押さえつけて止めさせた。その後、Aはトイレに行った。

(6) この頃にも、プロレスごっこのようなことは常にやっていた。BがAの首を締めたり、BがAの上に乗ってヘッドロックをしていた。

(7) この頃、トイレの中で、Bが横からAの腰のあたりを蹴り、Aがよろけたところ、AがBを殴ったことがあった。Cはトイレの奥の窓の前でこの二人を見ていた。Cの両サイドにあと何人かいた。その後、AとBがトイレから出てきたが、その時にAが涙を流して泣いていた。Bは半泣きの状態だった。

(8) この頃の休み時間に、Aがメガネを取られていたことがしばしばあった。

(9) この頃、Cが、Aの頭に消しゴムの消しカスをかけたり、配布されたプリントをまるめてAの口に入れるようなことがあった。その際、他の生徒は「やりすぎちゃう。」「止めときや。」などと声をかけることがあったが、やまなかった。

(10) 9月25日、Aは、■■■■に泊まっていたところ、その日の朝、■■■■の作った朝食を取っていた際、突然涙を流しながら「こんなおいしい朝ご飯を食べたことはない。」と何度も何度も言った。Aは、食事が終わり、■■■■と一緒にソファに座っていた際、突然■■■■の首に前から抱きつき、泣きじゃくりながら「暗くて静かな山の中に行つて死にたいねん。」と言った。■■■■は突然のことであったが、Aの様子がおかしかったので「つらいことがあったのか。」と聞いたところ、Aは何も話さなかった。そこで、■■■■は「家でつらいことがあったの

か？」と聴くと首を横に振り、「学校？」と聴くと首を縦に振った。さらに「学校でどんなことがあったの？」と聴いたが、Aは一切話さなかった。■■■■は、「そんなにつらかったら学校は行かないでもいい。おとうさん、おかあさんに頼んであげてもいい。」と言った。

(11) その日の夜、■■■■は、家に帰宅したAと改めて電話で話をし、最後に我慢できなくなったら、■■■■に連絡して欲しい、その時は一緒に暗い山の中でも何処でも行くからと話した。その後、Aは、午後11時頃、家を出て、近くのマンション内のソファーで一夜を明かした。

#### 4 文化祭当日(9月28日)

(1) 昼休み頃、教室にB、C、他二年生3人が入ってきて、Aの席の周りに来て、Aの机の中にあるプリント類を取り出して、机の上や足元にぐちゃぐちゃに置いた。Bが英語の教科書を持って「めっちゃ、破れそうやん。」と言って破ろうとし、Cは「イライラする。」と言いながら、Aが「やめてよ」と言っても止めずAの目の前で、英語の教科書、社会の資料集やプリントなどを破った。その場面はクラスのみんなが見ていた。

#### 5 体育大会当日(9月29日)

(1) 体育大会は、各組ごとに観覧席で見学をしていたが、時間が過ぎるに従い、場所を移動するような生徒が出てきていた。Dは、自分のクラスから離れ、当該クラスの場に来ていた。

(2) A、B、C、E、Fらがいるところで、Dが、持ってきたガムテープで拘束ごっこをしようと言い出した。そこで、拘束される役を誰がするかということになり、一人一人聞いていった。そうしたところ、Aは、別にいいよと言ひ、断らなかつた。B、C、Dは、鉢巻でAをしぼり、通路の柵に後ろ手に結び、口にガムテープを貼った。また、ガムテープでAの顔・手・足をぐるぐる巻きにしていた。Bは、鉢巻きで後ろ手にする際、Aが体が硬かつたから、肩の部分を押して、胸が開くようにした。口に貼ったガムテープについては、息ができなくなるのを防ぐため、3分の2くらいを剥がして浮かせるようにした。このような状況があつた中、ある生徒から「いじられているから助けてあげて。」と頼まれた生徒が、「縛っているのはやりすぎだ。」と注意した。また、教員Aが来て、「なにやってんの。」と注意した。

(3) A、B、C、D、E、Fらは、じゃんけんゲームとして、負けた者が指定された罰ゲームを行うという遊びをしていた。罰ゲームの内容を事前に決めていた。

参加したくない者は参加しないことができるというルールであつた。ガムテープを持ってきていたDは、ガムテープをすねに貼って剥がす罰ゲームを提案した。Bは、参加したくないと言ひ、その他の者でじゃんけんを行った。Aが負けたことから、D、Cは、ガムテープをAの足のすねに貼り、それを剥がしていた。Aは痛そうにしつつも笑っていた。また、Dもじゃんけんに負けたため、ガムテープをすねに貼られ剥がされるという罰ゲームを受けた。

(4) また、じゃんけんゲームで、蜂の死骸を食べるという罰ゲームをすることとなつた。A、B、C、E、Fが居たが、Fは嫌だと言ひ抜けた。じゃんけんの結果、BとAが負け、二人でのじゃんけんでAが負けた。Aは、負けたものの「いやや。」と言つたため、じゃんけんに参加した以上食べるということになり、BがAを倒した。そして、仰向けに倒れているAにBが乗って肩を押さえ、Cが蜂の死骸をAの唇に近づけて、「口をあけなかつたら…」と言っていた。Aは、抵抗しながら、唇の上に乗せられた蜂を吹き飛ばすようにした。

(5) Cが、Aに「万引きしたと言え。」と言つたところ、Aは何も言わなかつた。そのためAは何回か叩かれたので、Aは「万引きした。」と言つた。

#### 6 9月下旬(文化祭・体育大会の前後も含めて)から10月上旬

(1) 9月30日か10月上旬頃、Cが長い黒板消しを持って、Aの鞆の中で1、2回叩き、その後ファスナーを閉めて、「Aには内緒な。」と言ひ、分からないようにした。

(2) 9月下旬頃、帰りの会で当該クラスの生徒が「あれ、いじめちゃうん。」と呟くの聞いた担任は、放課後Aに「そう言っていた人がいたけど。」と訊ねるとAは「別になんともない。」と答えた。

(3) 9月下旬頃、Dが持ち込んだ制汗スプレーをCが朝から教室で吹き付けていた。その後、BがDからもらつたスプレーを自分の脇にかけたり、Cにかけたりしていた。BとCがAの机を挟んでかけあいをしていたところAが教室に入ってきて自分の席に座つた。そこへ、BがAの頭にスプレーをかけたのに対し、Aが頭を手でカバーし、スプレーが手にかかりAが痛がつていた。また、昼休みにCがAの机にスプレーを吹き付けたりした。その場にはB、Eがおり、その状態をAは見えていたが、何も言わなかつた。

(4) 9月下旬から10月上旬の3、4時間目の間の休み時間に、教室で、BがA

の後ろから近づいてズボンをずらしかけた。Aが廊下に逃げて、廊下に腹ばいになったところ、BがAに覆いかぶさるように片手で背中を押さえ、片手でズボンをずらそうとした。Aは「やめろ。」と言って両手でズボンをあげようとしていたが、Cが笑いながら続けた。パンツが見えたところからAは真剣に「やめろ、やめろ。」と言ったが、Bは何も答えずに笑って続けた。何回かやってパンツが見えるほどズボンがずれ、続けていたらパンツも割れ目が半分見えるくらいまでずれた。Bが「ここまでやったらあかん。」と言ってやめて離れた。Aが立ち上がってズボンをあげようとした時、Bが「お前、パンツ反対にはいている。」と言ひ、他の者も「アホやー。」「他のやつにも言おう！」と言って教室に入った。Aは、Bの手を押さえてひっぱっていたが振り切って入っていった。その後、Bらは各自の席について、くすくす笑っていた一方で、Aはうつむいていた。

(5) このころ、Aの表情が暗くなり、彼本来の明るさがなくなったと感じる生徒がいた。

(6) 9月29日あるいは30日頃、塾の帰りに、Aは、同じ塾に通う友人に、「万引きさせられている。止めようと思って断ったらCとかに殴られる。」と話した。また、その頃、塾に居た際、Aはその友人に「おれ死にたいわ。」とぼそぼそと一日に2、3回口にしていた。告白された友人は、「死ぬなよ。」と声をかけると、Aは「分からん。」あるいは「ありがとう。」という言葉を返してきており、このようなやりとりを繰り返した。

#### 7 10月3日、10月4日

(1) 10月3日の10分休みの際、教室で、BがAの上に馬乗りになり、横から顔面を拳で何発も殴っていた。Aは、Bに「やめてー。」と言っていたものの、Bは止めなかった。見ていた生徒はひどいなと思ったものの、どう接して良いか分からない状態だった。

(2) 同日、昼休みの時間に、トイレにAが連れて行かれた後に、「パン」と殴られる音がした。その場にA、B、C、E、Fがいたが、Fが「Aが殴られている。」と言っていた。

(3) 同日、5校時の理科が始まってすぐに、教員Bは、Aのメガネがゆがんでいることに気づいた。Bが、「保健室に行きたい。」と言ってきたところ、Aも一緒に行くと言って2人で保健室に行った。

保健室には、AとBが2人で一緒に入室した。保健室の養護教諭は、Bが少し興

奮ぎみであったので、心配となり、Aを待たせた上で、Bと小声で話をした。養護教諭が「どうしたのか。」と聞くと、Bは、「人を殴った。Aを殴った。」と言ったので、「どうして?」と聞くと、「Aのしゃべり口調がいらいらするから。」と言った。養護教諭は、Bに湿布の処置をした上、Bの態度が気になったため「そういうストレス解消の仕方はあかんやろ。放課後担任の先生から指導してもらうからね。」と告げた。次にAを処置したが、左頬あたりを冷やすための保冷剤を渡した。

養護教諭は、Bの態度が気になったため、BがAを殴ったという事実確認をしたうえで指導をして欲しいと思い、メモを作成し、職員室の担任の机に貼り付けに行った。

授業終了後、教員Bは、AとBが「行ってきたのか?」という問いに「行ってきた。」と返事するものの、保健室からの報告の紙を持ってきていなかったもので、本当に行ったのかどうか状況を確認するため、授業後保健室に行った。普段顔を見せない教員Bが来たため、養護教諭としてもAとBの間でただならぬことが起きていると思った。そして、養護教諭は、担任と話をするため、教員Bと職員室に赴いた。養護教諭は、担任に対し、「メモを見て、事実を確認してください。指導をお願いします。」と依頼したところ、担任は、「とうとうやりましたか。」と返答した。

(4) 放課後、担任が、Aを呼び、「殴られたん違うんか。」と問うと、Aは「Bの手が顔に当たった。」と答えたので、さらに「大丈夫か。」と聞くと、「大丈夫。」と答えた。一方、担任はBからは何ら聴き取りをしなかった。翌日、Aの目が腫れているのを見て「大丈夫か?」と聞くと、Aは「大丈夫。」と答えた。

(5) 10月4日の4限目の道徳(学活)の授業が終了した後、教室で、BがAを押し倒して馬乗りになり、拳でAの顔面を殴っていた。授業が終わり教室にいた担任は、「止めとけよ。」と言っただけで職員室へ戻っていった。BはAを殴り終わった後、「トイレ行くぞ。」と言って、Aとトイレに行った。

(6) 同日の帰りの会の前、教員Cが教員Dとともに当該クラスの前の廊下を通ったら人だかりができていた。その場にいたBは興奮した様子だった。当該クラスとは別のクラスの生徒に聞いたところ、AとBの間でケンカがあったと答えたので、教員Cは担任にその旨を伝えた。

#### 8 10月3日から10月5日頃

(1) 10月3日から5日頃までの間、当該クラスの前の廊下の窓の枠にBが座り、両手で窓と壁を持って体を反らし、完全に体が外に出るような状態を取っていた。傍らにはAとCがいた。Bは、へらへら笑いながら「自殺の練習をするから早よせ

いよ。」とAに向かって言った。Aは嫌そうな顔をして何度も「嫌や。」と言った。Cはずっと笑っていた。Aがやろうとしなかったため、Bは真顔になって、「もういいし。」と切れたような様子でその場を後にした。AとCは「ちょっと待ってーな。」と言ってBの後を追いかけた。

(2) 別の日、教室の窓枠に設置されている転倒防止用の鉄棒の上に腰をかけ、窓枠を逆手で押さえ、体を外に乗り出しながら、Aに対し「やらな殴るで。」と言った。このときもAは嫌な顔をしながら「ほんま無理やから。」と言って断ったところ、Bは切れた口調で「根性なしやな。」と言った。「またやってんの！あほみたい！そんなんやって死んだらどうすんの。」という声が上がったものの、Bは無視をしていた。

## 9 10月5日

(1) 10月5日の午前の授業中、教員が黒板に板書している最中、Aの前に座っているCが、後ろを振り向いて、Aの新しい筆箱に入っていたペンのインク（オレンジ色）を取り、折って、机やAの服に付けた。筆箱の中はインクまみれになった。Aは小声で「やめて。」と言っていた。

Aは、インクで汚れたため、「トイレに行ってきます。」と言って、トイレに行き、戻ってきた時には雑巾を持って帰ってきて、授業中に机を拭いていた。

(2) この日の3限目の体育の授業の時、マット運動をした際、Aはいつもであれば自分から前に出て率先してやる性格なのに、その時は端でおとなしくしていた。一人で前を見て少し笑ったりしていた。みんなが楽しく騒いでいるとき、離れて無口になっていた。

(3) 同日6限目が終了し、帰りの会が始まる前の10分休みに、Bが、A、C、Dを誘ってトイレに行った。トイレでBがAの胸倉を掴み、真剣な表情をして拳で殴っていた。Aはメガネをしたままの状態、メガネは曲がっており、また、鼻当てが当たっている部分に傷ができ滲んでいるような状態だった。その場面を目撃した生徒が教室にいた担任に「A君がやられてるから、止めに行っておいて。」と頼んだところ、担任は、帰りの会を始めており貴重品を生徒に返していた所だったので、その生徒に「貴重品を先に取りに来て。」と言ったのみであり、対応してくれなかった。生徒は担任の態度にもういいやと思い、廊下に居た教員Iに「A君がやられているから助けに行っておいてください。」と言ったところ、教員Iはトイレに向かった。帰りの会が終わった後、「いちいち、ちくらんでいいねん！」という声が上がっていた。

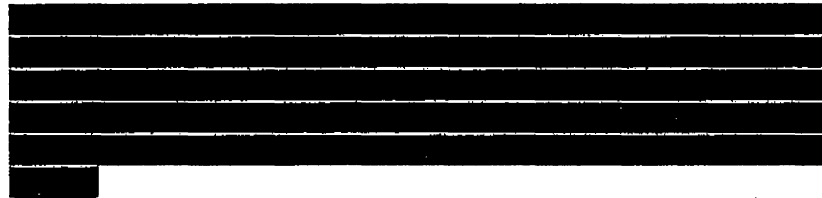
(4) 放課後、担任は、AとBを呼び、事情を聞いた。そうしたところ、Aは、「メガネをCにとられたので、トイレへ追いかけた。トイレにはすでにB、C、D、E、Fがいた。Bの『殴るぞ。』の言葉に『いいよ。』と声をかけた。その言葉でBが胸を一発殴った。そのあと、AがBの胸から肩の辺りを一発殴った。その後数発ずつ殴った。その後、Bからやめようと言われたので終えた。『やり返さないと、もっと強くするぞ。』と言われたので、今日はやり返そうと思っていた。」と述べ、Bは、「以前から『やり返せよ。』と言っていたのにやり返してこなかった。うじうじしている話し方や態度に腹が立っていたので、この日は話さないようにしてきた。でも、Aがトイレに来て他の人に話をしている様子を聞いて、またうじうじしていたので『殴っていいか。』と尋ねた。」と述べた。担任が、Aに話を再度聞くと、Aは「今まで、強くやり返したことはなかったが、初めて強く殴り返した。」「今日やられたこのことについては嫌だった。」と述べた。その後、互いにハグさせ謝罪させ、二人は笑顔を交わしていた。その後、担任はAのみ残り、ケンカのことより家のことを中心に約20分話したが、その際、Aは、全く何とも思っていない、Bとは友達でいたいという話をした。

(5) その後、担任は、AとBの双方の親を学校に呼び出して、学年主任と一緒に事情を説明した。このとき、父親は、担任から、生徒に確認したところ「あれはじゃれているのではなく、いじめだ。」と言っていたことを聞いたが、担任らはケンカであると説明を続けた。この日以外にAに暴行が加えられていたことについて説明はなかった。

(6) 教員Eは、事務室前に落ちつきのない様子で誰かを待っているAを見かけた。不安げな様子で事務室前をうろろろしていた。このようなAは初めてであったという。同教員は、今思い出すとAがすごく不安でさみしそうな感じであったと感じていた。

(7) その日、Aと父親は、学校での聴き取りを終え、自宅へ帰る途中に、試験対策のために問題集を買うためにスーパーマーケットに向かった。スーパーマーケット内でAはB、Cと出会った。Bらは、Aに対して、茶化すように「〇〇(Aの名字)〜」などと声をかけてきた。

父親は、Bたちの態度からして、同人ら及びAの素行が気になった。



(8) 10月5日頃から、いつも楽しくしているAとは違う感じがあり、B、Cと離れて学校生活を送っているように見えた。そこで、その生徒がAに「大丈夫」と聞くと、Aは「大丈夫」と返答した。

#### 10 10月6日

(1) ある生徒は、9月頃に廊下でAが仰向けに倒され、その上に乗られ一方的に顔を平手で叩かれていたような場面を二度ほど見かけ、Aが嫌そうな顔をしていたので、大丈夫かと思っていた。地域清掃についての説明会がなされた時、その生徒はAを見かけたので、「大丈夫か。先生に言えへんのんか。代わりに言おうか。」と声をかけたが、Aは「大丈夫、大丈夫。平気やし、いいよ。」と話した。

#### 11 10月6日か10月7日の中間試験の時

(1) 10月6日か7日の中間試験の時にCは、Aに対し「キモいねん。」と言い、Aの定規を割った。

#### 12 10月7日

(1) 10月7日の休み時間、CがAの鞆を開けてハンを探していた。Cはハンを一つ取り、食べていた。なお、文化祭前に1度、10月になって本件以外にも同様のことがあった。文化祭前の時は一口食べて元に戻っていたが、後の二回は全部食べた。どのときかはっきりしないものの、Aは「やめて」と抵抗し、それをBが近くで見ていたことがあった。また、ハンを食べられた際に、Aが、「もういいねん。あれは。」と友人に語った時もあった。

(2) 同日の昼食時、Aは、一学期によく昼食を一緒に取っていた友人たちに対し、「○○ちゃん(Bの名前)とかに殴られてから話しくなくなった。一緒に食べていい？」と聞いた。友人の一人はこれを断ったものの、他の者はこれを受け入れ、一緒に食事をした。

(3) 同日中間テストが終わった後、Aが怪我の処置のためではなく、一人保健室

に来室した。椅子に座ったAが、「ああ、試験終わった。」と手を伸ばした。養護教諭が、Aの顔を触りながら、「A、殴られてもへらへら笑ってたらあかんで、自分の気持ちをいわなあかんで。」と言ったところ、顔を触られたのがいやなのか、Aは腰を引いた。さらに、同教諭が「いつからこんなになった。」と聞くと、「二学期から殴るのきつくなった。」と答えた。「あなたのストレス解消はなんや。」と聞くと、「ゲーム。」と答えた。さらに、「テストが終わったところやから、スーパーマーケットに行ったら生徒指導の先生に会うで。」と言うと「大丈夫。」と答えた。

(4) 同日4校時後、トイレの中に、B、Cを含む当該クラスの男子10人くらいがおり、CがAに「なんで泣いてんねん！」と叫び、当該クラスの男子が笑っていた。

(5) 同日の試験後に地域清掃に行く前の昼休み、BとCとDが、当該クラスの教室内で、「A死ね。○○(Aの父親の名前)死ね。」と言い、教室から出る際に、BがAの尻を蹴った。

(6) 地域清掃の際、同じ校区の友人と行動を共にしていた際、久しぶりに一緒にになった友人が、

また、この友人が、Bから蹴られていたことを見たことがあったので、そのことについて聞いたところ、Aは「あれは訓練や。」と言い、また「B君とはきまずい。」とも言っていた。

このとき、別れ際にAから、「今日、遊ぼう。」と友人に声をかけたところ、この友人は都合が悪かったから、連休中に遊ぼうと誘ったが、Aは予定が入っていたようなので、友人がさらに「来週の水曜日に遊ぼう。」と誘った。しかし、Aは「考えておく。」と返事をしただけだった。友人は、今まで誘ってAが断ったことがなかったので、「その日何かあるの。」と聞いたが、Aは「別に何も無い。」と言ったので、いつもと違うので、おかしいと思った。

なお、Aは、クラスの中で無視されたりして一人孤立していた友人が同じ地域清掃に参加していたことから、地域清掃の間に前記友人と一緒に話しかけにいった。

#### 13 10月8日

(1) CとDがAの家に来た。Dは、Aからマンガ18冊と時計を買った。またCは、AをAの部屋から出した上で、10秒数えさせて、その間にAの部屋に置かれていた物を落とすなどして部屋の中を荒らした。またその日、AはCのきょうだいに渡して欲しいと言ってCにカードを渡した。

(2) C、Dが帰った後、Aの部屋に入ったAは、財布が無いことに気付いた。そのためAは、Cの携帯電話に電話して「財布持ってる?」と聴いた。その後もAは「ほんまに持ってないの?」と怒るような感じでCに電話をしていた。Aは、自宅からCの携帯電話に午後5時30分頃から午後6時15分頃までの間、4回電話を架けた。

その後、Aは、近くの公園にいるCに会うために1時間程度外出した。

(3) A宅を後にしたC、Dは、一旦スーパーマーケットに行った後、他の友人と祭りに出かけた。その時Aから上記の内容の電話があったので、Aと公園で会うことにした。Aは、指定された公園に行つたところ、他の仲間は帰り、A、C、Dが残った。

Aは、Cに対し、財布を持っていないかと確認し、Cの鞆の中を見て確認した。Aが、余りにも疑う態度をしたことから、Cが切れて、AとCは、険悪な雰囲気になった。いつも温厚なAもCに対し、「やんのけ。やつたろやんけ。」など言い返したが、Dが中に入り、ケンカにはならなかった。

(4) Aは、C、Dに会って帰ってきた際、家族に「ケンカしてきた。」と述べた。その後Aは、再度室内で財布を探したものの、見つからなかった。なお、財布は、Aの死後、いつも置いてある場所とは異なり、Aの机と壁の隙間にあったのを父親が発見した。

#### 14 10月9日

(1) Aは、部活動の試合があり、参加した。Aの様子を見て、朝の時点で下を向いて歩いており、元気がないと感じている部員がいた。

(2) 試合後、Aは、コンビニで友人と出会ったところ、その友人とコンビニの店舗内で鬼ごっこをして遊び、店員から叱られた。その時、その友人は、Aが、めっちゃくちゃ元気そうに見えたという。

(3) Aの[ ]が家に来て、夕食にシチューを作ろうという話となった。Aの[ ]がAをスーパーマーケットに行こうと誘った際、Aは、「Bとかがいるから行きたくない。」と避けるような話をした。Aの[ ]は、「仲が良かったんじゃないの。」と聞くと、Aは「お前の父さん殺すぞ。」と言われたからと説明をした。Aの[ ]は、「相手がいたら私が言ってやるから。」などと言って、Aと一緒にスーパーマーケットへ行った。

(4) Aの[ ]が夕食の準備をしている際、珍しくAが手伝うと言ってきた。手伝っている最中、Aは、Aの[ ]に対して、「どうしたらばれずに学校を休めるか。」と話しかけてきた。Aの[ ]が「何で。」と聴くと、Aは「いいわ。」と返答した。

#### 15 10月10日

(1) Aは、母親と[ ]と他県へ母親の運転する車で行った。そこでは墓参りをするなど、特段変わった様子はなかった。帰りがけには、父親の好きなビール酵母が入ったパウンドケーキを父親の土産として選んで購入した。また、車中では、Aが母親の母校でもある〇〇高校に行きたいと話したり、誕生日のプレゼントは何がいいか、[ ]と話し合ったり、コンビニで購入したおにぎりやチキンをみんなで食べたりして、特段、変わった表情は見せていなかった。また、Aは、焼き肉の食べ放題に行きたいと言ったが、母親は、温泉に入って疲れていたことや焼き肉を食べれば飲んでしまいその後の作業がしんどくになってしまうことからどうしようかという話になっていた際、父親からおでんを作っているというメールが入ったこともあり、焼き肉屋に行くことは止めて、そのまま帰宅することにした。渋滞に巻き込まれていたこともあり、疲れていた母親が、家に近付いた時に、「やっと着くわー。」と言った際、Aは、「もう着くんか。嫌やなー。」と言った。

(2) Aは、午後7時20分頃帰宅したところ、帰宅後、Aらは、父親が好きなビール酵母が入ったパウンドケーキをお土産として父親に渡し、父親はそれを食べた。その後、父親が作っていたおでんを食べ、韓流スターが出ているテレビを見ながら会話を続けた。

#### 16 10月11日

(1) 10月11日、午前6時頃、父親は仕事のため家を出た。その後、Aは、自宅の固定電話から、午前6時31分、午前6時46分の二回、Aの[ ]の携帯電話へ電話を架けた。しかし、いずれも話をすることはできなかった。

(2) 午前7時ころ、父親が自宅に電話をして、子どもたちが起きたかどうかの確認をした。その後、午前7時50分過ぎには、テレビの後ろにハンコの袋が放置されていたことを前日Aの[ ]から指摘されていたので、それを片付けるように電話連絡を入れた。両方の電話ともAが対応した。

(3) Aは、同日午前8時過ぎ頃に、自宅マンションの14階から飛び降りた。Aの[ ]がAと確認し、父親に連絡をした。午前8時29分、現場に救急車が到着

し、Aは、Aの[ ]が同乗して病院に搬送され、午前9時03分、搬送先の病院で死亡が確認された。Aの父親は、午前8時30分頃、学校に連絡を入れ、担任が搬送先の病院に向かい、学年主任が事故現場に向かった。

(4) 通夜の準備のため、一旦自宅に戻った父親は、Aの机の上に手帳及び小学校時代の写真数枚があったのを発見した。

### 1.3 その他

(1) 時期は特定できないが、当該クラスの生徒が、Aの状況を見るに見かねて、Aに対し「あんた、いじめられているんやで。先生に相談しい。」と言うとともに、担任に対して、「Aがいじめられているので、聴いてあげて。」と話していた。その後、その生徒がAに対して、担任に相談したか否かを聞いたところ、Aは、「先生は忙しそうやったから・・・。」とあいまいなことを言っていた。

(2) 調理実習のまとめと反省の用紙や文化祭プログラムには、Cの銘のある印鑑が押捺されている。

(3) 誰が書いたのかは不明であるが、Aの二学期の中間テストの勉強計画表の表紙には「キモイ」、「KIMOI」、「〇〇(Aの名前)キモイシネ」、「デス」との書き込みの他、格子状に線を引き、そこに「アカサタナ」、「ハヒフヘホ」、「なにぬねの」を縦書きに書き、見た目には上記50音が列挙されているように見えるが、格子状の横線「一」と「夕」、「ヒ」、「ね」を組み合わせて「死ね」と読める記載があった。

ア	な
カ	に
サ	ハ
タ	ヒ
ネ	の
フ	ヘ
ホ	ホ

(4) [ ]

## 3節 個別事項についての検討

### 1 自殺の練習と葬式ごっこ

生徒の第二回目のアンケートに、自殺の練習をした、葬式ごっこがあった旨の記載があったので、そのような事実の有無について、個別に検討を加える。

#### (1) 自殺の練習について

前述したとおり、10月に入り2度、教室及び廊下の窓でBが身を乗り出すような形を見せて、Aに対して同じようにやれと命じている。しかし、Aはこれを頑なに拒否したため、Bが命じたような体勢をとることはなかった。

以上のとおり、自殺の練習を実際にさせられていたとは言えないものの、自殺の練習をしと言われたことは認めることができる。

なお、第二回のアンケートには、「自殺の練習といって首をしめる。」ということが記載されていたものの、記載した生徒はこの事実を見ているということではなく、このような方法で自殺の練習をさせたということを認めることはできない。

#### (2) 葬式ごっこについて

そのような事実があったとは認められなかった。

アンケートに記載した生徒は、直接そのような行為を見たことはなく、同級生から聞いたことであり、その同級生はきょうだいから聞いたということであった。情報源といわれたアンケートに記載した生徒の同級生のきょうだいも、アンケートの後そのようなことがあったと知ったということであり、現場を見たということではなかった。

以上から、葬式ごっこがなされていたと認めることはできない。

### 2 万引きと金員の強要

また、生徒のアンケートには、複数名から、Aが万引きをさせられていたと聞いたということ、金員の交付を強要されていたと聞いたことが記載されていたので、万引きの強要及び金員交付の強要の有無についても、個別に検討する。

#### (1) 万引きの強要について

ア Aが万引きをしていたことについては、Aが友人や父親にその旨を告白していたこと、一緒に万引きをしたことがあるという生徒からの聴き取りから認められる。

イ ところで、Aが、万引きを強要されたところを見ていたという直接的な資料

は存在しなかった。また、A、B、Cと行動を共にし、自らも万引きをしたと認めている仲間は、自分が一緒に居るときに、Aが万引きを強要されていたことはない旨を述べている。

ウ しかし、一方で、Aの友人は、9月29日か30日の塾からの帰り、Aから、「万引きをさせられている。止めようと思って断ったらCとかに殴られる。」と言われた、と教員からの聴き取りの際に述べている。この点について、同人からは直接聴き取りはできなかったものの、同人から聴き取りをした教員によれば、その友人は、正義感の強いしっかりした人物であり、聴き取りを実施したのは、その生徒からAのことで話をしたいという申し出たからであったという。そして、上記の内容は、何か話したいことがあるならば話して欲しいと投げかけた際に、一番始めに出てきた回答であるという（この点、生徒の話を聴き取った教員のノートにも、一番最初に「〇〇塾の帰り9月29日（木）or 30日（金）相談『万引きをしてると皆言ってるから、止めようと思って断ったら殴られる。』←〇〇（Cの名前をひらがなで書いている。）とかに」という記載がある。）。生徒自ら、教員に対して、自らの知っていることを話したいと申し出たこと、Aとのやりとりについても、Aから「自分は万引きをさせられている。」「止めようと思って、それを言ったら殴られる。」と言われた、「誰に殴られるんや?」と聞くと「〇〇とか。」とCの名前を言ったので、「そんなん、でも止めなあかんのちゃう?」と言い、さらに「殴られたりとか、そういうことするんやったら、俺らの〇組に來い。」というような話をした、というように具体的である。この友人の話からすれば、この友人が作り話として教員に話したとは思えない。また、Aも、何ら強要されていないにも関わらず強要されていたということは考えがたい。これらのことからすれば、その友人が聴いたように、少なくともCから万引きの強要がなされていたのではないかと推測はできるところである。しかし、Aから話を聴いた友人からの聴き取りはできておらず、万引きについて、いつころ、どのようなことを強要され、それを断った際にどのような暴力を受けていたのかということまではわからないことからすれば、前記のとおり、万引きの強要があったのではないかと推測は働くものの、事実としてそのようなことがあったとまでは結論づけることには躊躇を覚えざるを得ない。

よって、万引きの強要があったと認めることはできない。

## (2) 金員交付の強要について

ア Aのお金にまつわることとしては、次のような出来事があった。

(ア) [REDACTED]

[REDACTED]

(イ) 9月21日、台風で休校となったときに、朝7時台にCからAに遊びの誘いの電話があった。しかし、父親はこの誘いを断わらせた。 [REDACTED]

[REDACTED]

(ウ) 9月25日、 [REDACTED]

[REDACTED]

(エ) [REDACTED]

[REDACTED]

(オ) [REDACTED]

[REDACTED]



イ このように、

ウ これらのことからすれば、

B、Cと交流を始めたのが一学期の終わり頃からということも考え合わせると、Aが、  
 金員の持ち出しを強要されていたことがあったからではないかという疑問が生じないわけではない。

しかし、これらはあくまで推測の域に止まるものであり、上記各事実からそこまで推認することは論理的に飛躍があると言わざるを得ない。

よって、Aに対して金員の持ち出しの強要があったと認めることはできない。

### 3 自死前日（10月10日）夜のAからCに電話があったか否かについて

（1）10月11日の3時間目と4時間目の休み時間、Aが亡くなったという噂が流れていた際、Cが、「Aから昨日の夜に『僕、死にます。』と電話してきた。あほかあいつ。」と、教室で話していた。

（2）ところで、前日の10月10日、Aは、朝から、母親と  
 と共に母親の運転する車で他県に旅行に行った。墓参りをした後、温泉や観光地を巡った後に帰路につき、午後7時30分には自宅に戻った。自宅に戻ったAは、父親と  
 と一緒に夕食を取り、その後は一緒にテレビ鑑賞し、就寝している。その間、自宅の固定電話からの発信はなく、このことはA宅の電話履歴から明らかである。Aが、テレビを鑑賞した後、外出したか否かは不明であり、外から電話を架けたか否かは明らかでない。また、Aは、携帯電話を持っておらず、携帯電話から電話を架けたということもありえない。さらに、旅行からの帰り道で、Aが電話を架けたということを認める資料はない。

（3）以上のことからすれば、10月10日の夜に、Aが、Cに電話を架けて、「死ぬ。」と伝えた可能性はゼロではないものの、あくまでもその可能性があったに過ぎず、そのような事実があったとまではいえない。

（4）なお、電話がなかったにも関わらず、何故、Cが10月11日に「Aから昨日の夜に『僕、死にます。』と電話してきた。あほかあいつ。」と、教室で話した理由については、明らかにできなかった。

### 4 10月11日の朝のC、Dの行為について

学校提出資料には、Aが自死した10月11日の1校時が始まる前の5分休みに、Aの  
 のクラスに、CとDが、「○○  
 いる？」と言って来たこと、そして、「死んだ。」と叫んで笑ったことがあったということが見て取れた。しかし、本委員会での聴き取りによっては、その事実を確認することはできなかった。

かえて、学校提出資料及び本委員会での聴き取りの結果からすると、そのような事実があったとすれば、翌12日のことではなかったかと思われた。

### 4節 Aに家庭問題（特に虐待）があったのか

#### 1 学校及び市教育委員会が指摘した家庭問題

Aの自死の原因を考察するに当たり、学校及び市教育委員会は、Aの家庭の問題が絡んでいる旨述べている。教育長は、平成24年7月12日の会見で「亡くなった子どもが家庭内でどんな環境に置かれていたのか、家庭内で何が起きていたのか、個人情報で詳しく言えないが、いじめと自殺が直接結びつくとは判断できないと考える。」「自殺の原因には学校のほか、家庭などさまざまな要因が考えられ、いじめだけが原因かどうか判断できない。」などとコメントした。また、教員は、

以下、  
 中心に家庭問題の有無について検討する。

#### 2 調査によって明らかになった家庭の状況

（1）Aの母親は、



たので、Aの母親に連絡して、[redacted]に居るAに会いにってもらった。母親はAと会い、その後、Aと母親は、Aの壊れたメガネを新しい物に代えるため、メガネ店に買いに赴き、新しいメガネを購入した。その際Aは、母親に対して、「何もない。心配しなくてよい。」と言った。

なお、Aの父親は、[redacted]

(8) その日の夜、[redacted]は、家に帰宅したAと改めて電話で話し、[redacted]で、最後に我慢できなくなったら、連絡して欲しい。その時は一緒に暗い山の中でも何処でも行くからと話した。その後、Aは、午後11時頃、家を出て、近くのマンション内のソファで一夜を明かした。

(9) 9月26日、Aは、一旦家に戻り、風呂に入った後、父親が作っておいだ弁当を持って、3時限目から授業に出た。Aは、担任に「今日の朝、出がけに父親と出会った。」「野宿した。マンションの横のソファで午後11時頃から一夜明かした。」と話した。

(10) 同日、父親は、[redacted]の appointments を取った。同26日午後5時、父親はAの素行などについて相談するため本件中学校を来校し、担任と学年主任と会った。

[redacted]担任からは、Aの学校での様子について特段話はなかった。

(11) 9月27日、父親は、午後4時30分から [redacted]

[redacted]を問うたところ、[redacted]しなければはっきりしないと。そのため、父親は中間試験が終わった後の10月12日に [redacted]と考えた。

(12) 9月27日、担任は、前日父親から連絡を受けたことから、放課後にAを呼び、家での様子、友人関係の話を聴いた。Aは、友人関係では特に困ったことはない、[redacted]と言われたなどと答えた。また、Aは [redacted]とも答えた。

(13) 10月5日にAとBが殴り合った件について学校から呼び出しを受けたAの父親は、学校に対して、[redacted]を報告した。父親は、[redacted]どうするか今後考える。[redacted]心配であり、情報が知りたい。ゲームのこと、一度B家に返しに行ったのに、また、家にあつたのでBとの関係で何かあるのではないかと。昔、僕の時代でもいわゆるパシリみたいな人がいたので、そうなのではないかと。[redacted]そう扱われているのではないかと。Bの母親にいろいろ尋ねてみたいので、名刺を渡して連絡を取り合いたい。」などと伝えた。

(14) 10月5日、学校からの呼び出しが終わってから、帰宅途中で試験対策のために問題集を購入した。帰宅後、Aと父親は、買って来た問題集を解いて、翌日から始まる中間試験に備えた。

(15) 10月7日、中間試験を終えたAは、父親に対して、試験ができた旨を報告した。

(16) 同日、父親は、Aに対し、[redacted]

[redacted]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

Aは [Redacted text]

3 市教育委員会が作成した「家庭内の状況に関わる聴き取り状況」  
次に、市教育委員会学校教育課課長補佐が平成23年12月15日に作成した書面によれば、Aの家庭に関する情報として、次のような記載がなされている（ゴシック及び下線については、同書面に記載されたとおりである。）。

[Redacted text block]

[Large redacted text block]

[Redacted]

4 虐待行為の有無について

(1) 以上のことをもとに、虐待行為があったか否かを検討する。

ア まず、上記書面によると、Aに対する虐待に関しては、Aが小学校6年生であった平成21年度に、[Redacted]が教育相談に際して、[Redacted]が報告されたように記載されている。

(ア) この点について、

[Redacted] このように、

(イ) ところが、この教育相談が発端となり、平成21年11月11日付けで、当時の本件中学校校長は、

[Redacted]

[Redacted]

ウ 更に、平成23年度（本人中学2年時）について、Aが [redacted] と申告した件は、9月15日に、Aが父親に無断で夏休み中にテーマパークに行ったり、友人宅に無断外泊したこと、さらには、 [redacted] Aが説明することができなかったことなどの理由から、行われたものであり、父親自身その事実を認めている。 [redacted]

エ 上記イ、ウでAの父親が、中学生になったAに対して、 [redacted]

[redacted] 判断すべきものである。

そこで、前に明らかにした事実から、親子としての信頼関係がどのようなものであったのかについて、検討してみる。

(ア) Aは、 [redacted] [redacted] しかし、10月に行われた中間試験前は父親と問題集を解いたり、試験後は試験ができたと父親に報告したり、自死前日には、母の運転する車で母親と一緒に日帰り旅行（墓参り）をした際の父親への土産として、父親の好きなビール酵母が入ったパウンドケーキを選んで購入したり、帰宅後は一緒に父親の作ったおでんの夕食を食べているなど、父親との関わりは保たれている。

(イ) 次に、父親は、Aが、 [redacted] に対しては、Aの [redacted] を判断し、 [redacted] などの取り組みをしている。さらには、 [redacted] その原因は何なのか、どのように関わりを持ったら良いのかを悩んだ末、 [redacted] した方がよいのではないかという思いから、 [redacted] している。そして、 [redacted] Aの [redacted] にそのことを伝え、協力を求めたり、学校にすぐに報告に行き、さらには、 [redacted]

[redacted] を決めるなど、子どもに対する関わりは強いものがある。

(ウ) さらに、父親がどのようなときにAに対して [redacted] かということについて、 [redacted]

(エ) [redacted]

(オ) 以上の点を総合的に判断すると、 [redacted]

[redacted] 父親は子どもに対して厳しい態度を取る人物である [redacted]

[redacted] もの、Aに対する愛情が欠如しているということはないことなどからすれば、Aと父親との間の親子関係に問題が生じていたとは言えない。

(カ) ところで、学校は、Aが、担任に対して、 [redacted]

[redacted] しかし、その内容は、抽象的であり具体的に親子の間にどのようなことが起こっているのかを明確にしておらず、Aと父親との信頼関係を崩すような事情があったと認めるに足るものとはいえない。

また、仮に、学校が [redacted] Aに対して父親が [redacted] と意識していたならば、少なくとも、Aが泣きながら担任宛に電話を架け、対応をした教員が学年主任にまで相談した翌日、Aが担任

に [redacted] ということを言った9月16日に、学校としては調査を行わなければならなかった。場合によっては [redacted] しなければならなかったはずである。しかし、学校はそのような行動を一切取っていない。かえって、担任は、学校から電話連絡を貰った後にAの父親に電話をし、Aが [redacted] にいることを確認できたため、後は父親に任せ、特段自分がAの元に駆けつけるなどの対応することなく、本件を終了させている。もし学校が、虐待を疑っていたのであれば、後の処理を父親に任せるといふことはあり得ないことである。このような学校の対応からしても、学校は、 [redacted]

[redacted]

オ [redacted]

[redacted]

カ 以上検討してきたとおり、Aと父親との親子関係について、特段信頼関係が崩れているとは認められない。また、A [redacted] これらのことからすれば、 [redacted]

なお、担任の記録によれば、一学期の行動観察で、Aについて、次のような見方をしていた。「友人や担任に対してにこやかな表情で話しかけていた。担任が家族との関係を訊ねること数回あり、 [redacted] については特に確認できたことは記憶に残っていない。しかし、終始ではないが、変わった様子はないかを確認したり、見ていたりしていた。」

5 その他の家庭問題について  
次に、虐待以外に家庭の事情といわれるものがあるか否かについて検討する。

(1) Aの [redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted] 母親との親子関係についても特段の問題は認められない。

また、 [redacted]

そして、 [redacted] 父親が、4月27日の担任の家庭訪問の際に伝えている。

このように、Aにとっては、 [redacted]

しかし、Aの心理として、 [redacted] という思いを持っていたことについては容易に想像できるところではあり、その意味においては [redacted] Aに何らかの影響を与えていたことは認められるところである。

(2) Aが

Aは、7月中旬頃から

さらに、

に対して、父親の指導のもと、Aは、  
このように、Aのお金に対する問題については、家族親族内で対策を考えて取り組みを開始しており、Aに対しても、ただ単に 対応ではなく、  
考えるなど、前向きで適正な対応をしていこうという姿勢が窺われる。このことからすれば、この問題によって、家族親族間で混乱が生じていたと認めることはできない。

(3) Aの

Aの父親は、  
どのように対応すればよいかと悩み、  
説明した。

このように、

(4)

ア 前述したとおり、AとAの父親との間の親子関係については、特段信頼関係が崩れているといえないことは前述したとおりである。

イ ところで、市教育委員会作成の前記書面によれば、Aが自死した前日の10月10日に母親と日帰り旅行をした帰りに、

ウ しかし、10月10日のAの発言については、墓参りからの旅行からの帰りの道、車中では、Aが母親の母校でもある〇〇高校に行きたいと話したり、誕生日(10月25日)のプレゼントは何がいいか、  
合ったり、コンビニで購入したおにぎりやチキンをみんなで食べたりして、特段、変わった表情は見せていなかったところ、渋滞に巻き込まれていたこともあり、疲れていた母親が、家に近付いた時に、「やっと着くわー。」と言った際、Aは、「もう着くんか。嫌やなー。」と言ったというものである。「家に帰りたくない。」といった表現ではない。この流れの中で出て来た言葉からすれば、楽しい時間を過ごしていたので、まだ着いて欲しくないなという思いから発せられた言葉であるとも解することができる言葉である。また、帰宅後、Aは、父親が好きなビール酵母が入ったパウンドケーキをお土産として父親に渡し、父親はそれを食べた。その後、父親が作っていたおでんを食べ、韓流スターが出ているテレビを見ながら会話を続けていることからすれば、

エ 自死直前の父親の電話であるが、Aの  
電話を架けてくることはあるし、テレビの裏に物が捨てられていることはあり、Aの部屋にはペットボトルなどを置いたりすることもあった。テレビの裏のゴミのことは前日にAの  
家族間の信頼関係を崩すような出来事であったとも言いがたいところである。

オ 母親が、

母親は、  
10月10日



日もAと[ ]を連れて、日帰りで墓参りをするなど、愛情を持って接していることが認められる。母親の愛情不足があったとはいえない。

#### (5) 結論

以上のとおり、[ ]しているということについては、Aに何らかの影響があったと考えられるが、その他特に家庭の問題としてAの心理に重大な影響を与えたものがあったと認めることはできない。

## 第2章 事実の考察

### 1節 本委員会のいじめの定義

いじめの定義については、文部科学省が定める「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」(2007年)がある。しかし、この定義も万全ではなく、今回の事案の検討にあたっては課題を有していたことを記しておかなければならない。この定義は、当該児童生徒が精神的苦痛を感じているものを教員や学校がいじめと認定するのだが、現実にはいじめの被害者の多くは報復を恐れて他者に相談しない傾向にあり、また聴き取りに対しても「いじめられていない。」と否定する場合が多いので、いじめの認定に曖昧さが生じる。したがって、文部科学省が、定義の後に「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うように徹底させる。」と但し書きをつけている点は重要である。

今回の事案でも、担任は、Aが重篤ないじめを被っており、しかも複数の生徒、教員から「いじめでは」との指摘があったにも関わらず、Aが「大丈夫」と答えたとして対応を誤ったのである。

一方、いじめの定義をめぐっては、いじめは幅広い行為を含むので「犯罪行為」に限定する方が対応しやすいとの意見がある。しかし、これはいじめを犯罪と同一視することであり、いじめは警察に任せればよいとの安易な対応に陥り、その結果は学校での教育的対応をおろそかにすることにつながりかねない。いじめは、犯罪部分を含みつつも、からかい、いたずらなども含む広い概念であり、とりわけ「軽微だ」と思われる初期段階の対応が重要であり、この段階での指導が十分でなければ、やがて「犯罪行為」を含むいじめに至るのである。本事案でも、生徒への聴き取り、当該クラスの学級日誌等によると、一学期末には消しゴムの屑をかける行為が行われていた。Aに対しても、少なくとも9月の文化祭前に行われていた。重篤になる前の段階を捉える対応が十分でなかったことを窺わせる。

他方、いじめか否かの事実認定にあたっては、加害をしたとされる側の行為責任を明確にすることも大切である。その意味で、曖昧な定義によって、加害をしたとされる側の行為責任が拡大してしまうことも防がなくてはならない。

本委員会では、いじめの定義に関するこのような諸点を踏まえ、本事案をいじめと認定するか否かにあたって、文部科学省によるいじめの定義「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」を前提にした上で、森田洋司氏のいじめの定義「いじめとは、同一集団内の相互作用過程において優位に立つ一方が、意識的に、あるいは集団的に他方に対して精神的・身体的苦痛をあたえることである」(『いじめとは何か』2010年)

の考え、つまり、いじめといえるためには、同一集団内の人間関係において、力関係のアンバランスが生じていることが重要であるという視点を取り入れた。そこで、文部科学省の定義の一項目である、「一定の人間関係のある者」といえるためには、そこに力関係のアンバランスが生じていることが必要であると考えた。これは、特段力関係に差異がない関係にある者の間でなされた攻撃、あるいは、力関係で弱い立場にあった者が強い者に対して行った攻撃についても、文部科学省の定義からするといじめと判断されることになってしまう。それでは、いじめ概念をむやみに広げてしまい、その概念をあいまいにしてしまうと考えたからである。

## 2節 いじめの認定

### 1 認定の要件

文部科学省の定義（「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」）は三つの項目からいじめを定義づけている。その一つ目は「一定の人間関係のある者」（本委員会では、力関係にアンバランスがあること、という縛りをかけた。）について、二つ目は、いじめの内容が「心理的・物理的攻撃を受けた」こと、三つ目は、被害者が「精神的苦痛を感じているもの」である。

### 2 具体的当てはめ

今回の事実認定からB、C、Dの各行為が上記のいじめの定義にあてはまるか否かについて、以下に検討する。

#### (1) 一定の人間関係のある者（当該生徒の関係性）

##### ア グループ内のつながり

まず、AとB、C、D、さらに、同じグループを作っていたE、Fとがどのようなつながりがあったのかについて考えてみる。

A、B、C、E、Fは、当該クラスに所属していた。2年生の一学期の初めころ、Aは、当該クラスの他の生徒6名くらいと昼食をとったり遊んだりしていた。しかし、一学期の終わりの7月頃からB、C、E、Fと親しくなった。特に、Aは、B、Cとはゲーム機を使ったゲームをするようになってからよく行動を共にするようになった。夏休みに入ってから、A、B、Cの3名は、一緒に花火大会を見に行ったり、テーマパークへ遊びに行ったり等、学校外でも親しく行動を共にしていた。

E、Fはゲーム機を持っていなかったため、ゲーム仲間として加わることはなかった。そのようなこともあったため、二学期になってからは、A、B、Cの3名の結束が強い状況であった。しかし、E、Fも仲間から外れることはなく、当該クラ

ス内においては仲間としての付き合いはあった。後述するように、E、FはAには直接暴力を振るうことはないが、常にB、Cの周囲におり、Aのメガネを回すなどの行為はしており、B、CのAに対する加害行為については「観衆」的存在であった。また、学校外においては、A、B、C、Eが万引きを行うこともあった。

Dは、当該クラスには属していない。Cとは以前から親しく、またBとも小学校時代からの遊び友達であった。しかし、Aとは、特に親しいという間柄ではなかった。AとDが、学校外で関わったのは8月10日頃、B、Cと4人で花火大会に行った時くらいからであり、その時も、BとCがDを誘ったという状況であった。その後、Dも同じゲーム機を持っており4人で遊ぶようになったものの、Dはゲーム機を自分で所有しておらず、借りのもので一緒に参加していた。その回数はB、Cと比較すれば、圧倒的に少なかった。また、Dが、当該クラスに関わり始めたのは、9月下旬頃であり、昼休みの時間に教室に行くという程度であった。

### イ AとB、C、D、E、Fの力関係について

次に、AとB、C、D、E、Fの力関係について考える。

#### (ア) AとBについて

AとBは、一学期から仲間として付き合い始めた。学校内では、休み時間に「プロレスごっこ」をする仲間であり、当初は、お互いに立ったままの状態から、足でこかしあうようなルールで「プロレスごっこ」をしていた。学校外でも、AがB宅に遊びに行く、ゲームを一緒にするなど、友好的であった。夏休みも、一緒に花火大会やテーマパークに遊びに行くなど、親しい関係であった。

しかし、二学期になると、「プロレスごっこ」の内容は、足でこかしあうだけでなく、仰向けやうつ伏せになった状態から抜け出せるかということをするようになり、対戦はBがAの上になることが多かったというように変化してきた。そのプロレスごっこもBが誘い、Aが受けるというものであった。また、Bは、毎日のように、Aに対してヘッドロックをかけ、後ろに倒すということをしてしたが、Aが、Bに対して同様のことをすることはほとんどなかった。さらに、BがAを押さえつけ、Aの腹を殴って、「やり返してこい。」ということが起こり始めたが、Aは殴り返していない。10月5日の件についても、BとAとの間に何らかのトラブルがあった上で、殴るということが行われたのではなく、Bが、以前からAに対して「やり返せよ。」と言っていたのにやり返さないこと、Aの話し方や態度がウジウジしていて腹が立ったということから起こっている。そして、Aは、この日のBからの殴打行為を嫌だったという。その上、Bから蹴られたりすることを「訓練」と称してこれを受け入れる態度をとっている。加えて、学校生活を一緒に送る当該クラスの他のクラスメートの目には、Bが

Aに対して行っていることが、遊びとはいえず、いじめと映っており、教員にまで報告しているという事態も認められる。これらのことからすれば、一学期や夏休みの時点では、AとBは、対等な力関係にあったとはいえるものの、二学期になって以降は、AとBとの力関係は、対等であるとは到底いえない状況になっていると認めることができる。この点、教員Fが、担任から、AとB、Cとの関係は対等ではないのでよく見ておいて欲しいと言われたと述べていることから、明らかといえる。

一方、Bは、二学期以降のAとの関わりは「遊び」であり、単なるじゃれ合っていただけだと述べる。そして、10月5日の件についても、自分が言ったことに対してAが殴り返してきたことが嬉しかったと述べ、Aとの間には友だち関係が成立しているという。しかし、上記検討したように、二学期以降のAとBとの間には対等な力関係を見出すことはできない。

以上から、Bは、Aとの関係において、「一定の人間関係のある者」であると認めることができる。

#### (イ) AとCについて

AとCは、一学期から仲間として付き合い始めた。夏休みには、一緒にAの友人の家に遊びに行ったり、Bと一緒に花火大会やテーマパークに行くなど、友好的な関係があったと認められる。

しかし、二学期になると、席が、Cが前、Aが後ろということもあり、授業中にAは、ペンで顔を汚されたり、Aの所持するペンのインクを切られて筆箱をインクまみれにされた。勝手にパンを食べられたりするようなことも生じている。Aはやめて欲しいと言うものの、Cは、それを無視して行っている。また、Cは、Aに対して、Bほどではないが殴るなどしていた。しかし、Aは、Cに対して手を出すようなことはなかった。かえて、Cの加害行為によって首が赤くなったことを教員に見られた際、Cにやられたとは言わず、          にやられたと嘘の話をするなどしていた。

このような状況から見ると、二学期以降、AとCの間には対等な関係を見出すことはできない。この点、教員Fが、担任から、AとB、Cとの力関係は対等ではないのでよく見ておいて欲しいと言われたと述べていることから、明らかといえる。

以上から、Cは、Aとの関係において、「一定の人間関係のある者」であると認めることができる。

#### (ウ) AとE、Fについて

AとE、Fは、当該クラスのクラスメートであり、一学期から、B、Cと共

に行動をする仲間であった。夏休みを境にして、Aは、B、Cとの繋がりを強くしたが、二学期以降もE、Fとも関わりを持っており、Eとは一緒に万引きをしたこともあった。

E、Fは、BやCが、教室内や廊下、トイレで頻繁に行われていたAに対する加害行為の際にその近くに居たり、教室内で頻繁に行われていたメガネ回しに加わったり、また、Fは、BがAを殴る際に、Aの掛けているメガネを持っていることもあった。しかし、E、Fが、Aに対して、加害行為を直接したことはなかった。

以上から、E、Fは、Aとの関係において、BやCと同程度とは言わないが、当該クラスのクラスメートであり、教室内、廊下、トイレでの状況を考えれば、力関係に差があるような関係は見出し得るので、「一定の人間関係のある者」であると認めることができる。ただし、Aに対して直接的な加害行為を加えていないことからすると、E、Fは、観衆的な存在であったと位置づけられる。

#### (エ) AとDについて

AとDは、8月10日頃、一緒に花火大会を見に行く約束をしていたBとCが、Dを誘ったことで、一緒に花火大会に行くようになったことで関わりを持つようになり、その後ゲームを一緒にするようなことも数回程度あった。一方、学校内では、AとDは、中学校に入って以降クラスが同じとなったことはなく、日常的な関わりはなかった。その後、Dは、2年生になり自分のクラスになじむことができなくなったため、9月下旬頃から、小学校からの仲間であるB、中学に入ってから仲良くなったCのいる当該クラスに顔を出すようになった。Dが当該クラスに足を運ぶ時間は、主に昼休みの時間であり、当該クラスに行った際に、Aと特段何かをするという事もなく、プロレスごっこと称して身体的接触があるようなこともなかった。9月29日の体育大会の時に、Dは、自分のクラスを離れ当該クラスにいるB、Cらと行動を共にするようになったところ、Aに対して、ガムテープですね毛を剥がしたり、体を縛ったりすることがあった。しかし、これらは、じゃんけんゲームの罰ゲームとして行ったり、Aが承諾したので行なわれたことであった。そして、じゃんけんゲームの罰ゲームとして行われたガムテープをすねに貼ってすね毛を剥がすということについては、Aだけがされたのではなく、Dもじゃんけんに負けて同じことをされている。このように、体育大会の時の出来事は、AとDとの間に力関係に差があったことを前提としてなされたものとは言いがたい。

また、前述したように、加害行為の多くが、授業中や休み時間に、当該クラスの教室内、当該クラスの前の廊下、当該クラスの近くのトイレ内で行なわれており、その当事者は、B、Cであり、Dはその場面にはほとんど関わってお

らず、B、CのAに対する行為を知っているという立場でもない。さらに、Dが当該クラスに行くようになったのは、9月下旬頃からであり、行く時間も昼休みの時間に教室に行くという程度であったという状況からすれば、Aとの日常的な関わりは薄かったといえる。Aとの間に、B、Cと同じような力関係に差があったとは認められない。

このように、AとDは、時々学校外で、他の仲間と一緒に遊ぶようなことはあったが、学校内の日常においては、クラスも異なり、昼休みの時間に当該クラスの教室で関わる以外には特段の関わりはないといえる。

以上のことからすると、Dは、Aとの関係において、力関係に差異があるような関係を見出し得ず、「一定の人間関係にある者」であると認めることはできない。

## (2) 心理的・物理的攻撃

事実経過において明らかにしたように、9月上旬から10月7日までのB、CによるAに対する行為は、主なものとしては次の(1)ないし(19)の各行為となる。事実経過の中で明らかにした内容からすれば、これらの行為は、Aに対する心理的・物理的攻撃であったと認められる。

E、Fについては、BやCがAに対して暴行等を加えた際にその傍らに立ち会ったりしていた他、(17)のメガネ回しについては参加していたことが認められる。

Dは、次の行為のうち、(1)のうち、1回だけAを蹴ったこと(9月28日開催の文化祭前ころ)、(2)のうち、拘束ごっことしてガムテープを巻き付けたこと(9月29日)、(19)のうち「A死ね、〇〇(Aの父親の名前)死ね。」と言葉を発したこと(10月7日)の3回(3日間)に関わった。事実経過の中で明らかにした内容からすれば、これらの行為は、その程度は重篤ではないが、Aに対する心理的・物理的攻撃であったと認められる。

なお、9月29日の体育大会において、じゃんけんゲームの罰ゲームとして行ったすねにガムテープを貼り剥がすことについては、Dもじゃんけんゲームに負けて罰ゲームとしてすねにガムテープを貼り剥がすということをされていることからすれば、そこに相互性を見て取ることができるので、心理的・物理的攻撃とは認められない。また、10月8日、Dは、Aの家をCと訪問し、そこで漫画18冊と時計を買っているところ、この行為については、同日、Aが、財布がなくなったとして、Cに電話を掛け、その後公園で会った際、Cと一緒に居たDに対して、漫画、時計のことは何ら触れていないことからすれば、これらの物をDがAの意思に反して持ってきたとは認めがたく、心理的・物理的攻撃と認めることはできない。

(1) 9月初旬からヘッドロックを掛けられはじめ、同月中旬から教室、トイレ

内、廊下で頻繁に暴行を受ける。

- (2) 体育大会では、拘束ゲームとして、口、顔、手足にガムテープを巻きつけられたり、じゃんけんゲームの罰ゲームとしてすねにガムテープを貼られ剥がされる。体を押さえつけられた上で蜂を無理やり口に入れられそうになる。(9月29日)
- (3) 教室で顔に落書きされる(猫のひげのようなもの)。
- (4) 教室で制汗スプレーをかけられる。
- (5) 教室で消しゴムのカスを頭にかけられ、紙を口に入れられる。
- (6) Aの筆箱に入っていたペンのインクを取り上げられ、それを折られ、Aの机や衣服にインクを付けられる。また、筆箱の中をインクまみれにされる。
- (7) チョークの粉をカバンに入れられる。
- (8) 何度もズボンが脱がされる。
- (9) 昼食のパンを勝手に食べられる。
- (10) 調理実習のまとめと反省の用紙や文化祭プログラムに、Cの銘のある印鑑を押捺される。
- (11) 教科書、成績表を破られる。
- (12) 女生徒の前で「コク(告)ラ」される。
- (13) 3階教室の窓から体を突き出すことを強要されるが拒否した。(いわゆる「自殺の練習」)
- (14) 「万引きした。」と言わされる。
- (15) 自宅の勉強部屋を荒らされ財布を隠される。(10月8日)
- (16) 移動教室の時に荷物をもたされる。
- (17) 9月中旬ごろから頻繁にメガネを取られ回される。
- (18) 定規を割られる。
- (19) 教室で「おまえきもいんじゃ。」「A死ね、〇〇(Aの父親の名前)死ね。」「死ね。おまえの家族全員死ね。」などの言葉を浴びせかけられる。(10月7日)

## (3) 精神的苦痛を感じている

Aは、9月25日に[ ]で学校のことを理由に泣きじゃくりながら「暗くて静かな山の中に行って死にたいねん。」と言ったこと、9月29日か30日頃友人に対して塾の帰りに「万引きをさせられている。やめようと思って断ったら〇〇(Cの名前)とかに殴られる。」と話し、その友人に「おれ死にたいわ。」とぼそぼそと2、3回口にしていたこと、10月5日のBからの暴行に対しては、「今日のは嫌だった。」と語っていること、10月7日にはBから暴力を受けることで、B、Cと一緒に昼食を食べることができなくなり、別の友だちに一緒に昼食を取ってもよいかと尋ね、B、

Cから離れたこと、10月9日には、Aの[ ]に「どうしたらばれずに学校を休めるか。」と話しかけ、Aの[ ]がスーパーマーケットに買い物に誘った際、Aは「Bとかがいるから行きたくない。」と避けるような話をしたことなど苦痛を感じている心理状態が伺える。そしてAは学校が好きでクラブ活動にもよく参加しており[ ]

[ ] 10月からは授業態度も含めて暗くて元気がなかったことが認められた。これらの状況からすれば、B、Cの行為によって精神的な苦痛を感じその状況が態度として現れたとみることができる。

一方、Aは、Dに対しては、B、Cに対する対応とは異なり、接触を避けるような言動をしたり、された行為について不満を口にしたりすることはなかった。具体的に言えば、9月29日の体育大会でDから受けた行為に対して、特に不満は述べていない。また、10月8日に、Dが、CとA宅に来た際、部屋から財布がなくなったことに対しても、Cに対しては、執拗に抗議をし、Cが持っていた鞆の中身を確認したため、同人との間で険悪な雰囲気になったことはあったが、Dに対してはそのような態度を取らなかった。また、同日、Dが、A宅から持ち帰った物として、時計と漫画18冊があったが、この物については返還を求めたり、不満を口にすることはなかった。これらのことからすると、Aは、Dから行なわれたこと、Dの存在によって、精神的苦痛を感じていたとは認められない。

#### (4) 結論

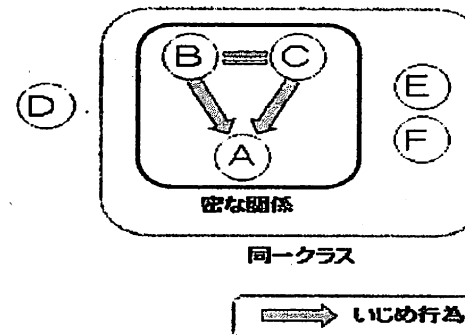
B、Cについては、いじめ定義のすべての要件に該当するので、B、Cの行為については、いじめの当事者が行なった行為であると評価ができ、いじめと認定する。

E、Fについては、自らが直接的に行為は行っていないものの、一定の人間関係のある者として、B、Cのいじめ行為に観衆として関わっていたと認定する。

Dについては、いじめの定義のうち、「一定の人間関係にある者」という要件には該当しなかった。また、「心理的・物理的攻撃」については、要件に該当した。ただし、頻度は3回と少なく、その程度は重篤とまでは認められない。さらに、「精神的苦痛を感じている」という要件には該当しなかった。よって、Dの行為をいじめとは認定しない。ただし、Dについては、Aに対する攻撃について、教育的な指導をする必要性は認められる。

以下、本件のグループの構造について図示する。

### グループの構造



### 3節 自死の原因の考察

#### 1 本委員会の視点

Aは、仲のよい友達であったB、Cから、一方的に暴行を受け続けるという重篤ないじめ行為を受け、精神的苦痛を受けていたことが明らかになった。

また、いじめの程度、頻度についても、9月中旬頃から暴行の程度が激しくなり、10月に入ってから、学校の教室や廊下の窓枠から身を乗り出して自殺の練習をするから来いなどと言われるようになり、同月3日から5日にかけては連日暴力を受け、その後の中間試験中にも定規を割られ、また、「A死ね、〇〇（Aの父親の名前）死ね。」「おまえの家族全員死ね。」などとの言葉を浴びせかけられるなど、程度も激しくなり、頻度も多くなった。

さらに、Aに対するいじめは連日のように教室内、廊下、トイレで行われ、当該クラスの多数の者が見ているにも関わらず、当該クラスの生徒は、これを止めず、また、担任も現場を見ていたにも関わらず、適切な対応をしておらず、いわばAに対するいじめが日常化、透明化（当たり前前の光景となり、気付かなくなる。）していた。

このような状況の下、Aは、もともと仲よしグループであったこともあり、いじめの被害を誰にも相談できず、また、当該クラスの生徒や担任に相談しても、いじめが止むことはないという絶望感、無力感に陥った。その結果Aは、自死への思いを抱くようになり、いじめの現場となる当該クラスに行くことに苦痛を感じ、これに耐えきれなくなり、連休明けに学校へ登校する直前、自死を決行したと考えられる。

そこで、BとCによるいじめがAの自死の要因になっていたのかを明らかにするた

めに、Aがいつごろ、どんなことから自死の気持ち（「希死念慮」）を持つに至ったのか、Aが「希死念慮」を抱いてから自死を決行するまでの過程で、いじめ行為がどのように変容していき、Aはそれをどのように受け止めるようになったのか、「自死の決行場所・方法」はどのように選ばれたのか、また周囲への「ほのめかし」（予告）はなかったかを検討する。

他方、本委員会では「子どもの自殺の多くが複数の要因からなる現象」（「文部科学省手引」2006年）との指摘を受け、Aの自死の要因として、いじめ以外に他の要因（例えば、彼の性格や家庭問題など）は関係していないかについても検討する。

## 2 具体的考察

### （1）希死念慮と他者へのほのめかし

Aが「死にたい。」との希死念慮を抱いて、他者に対して、ほのめかしたことは2回確認されている。1回目は、9月25日、[ ]に宿泊した翌朝に直接[ ]に話した内容である。2回目は9月29日か9月30日に塾で友人に打ち明けた内容である。

#### ア 「暗くて静かな山に行って死にたい。」（9月25日[ ]で）

Aは9月25日に[ ]で朝食後に次のように自死の念慮があることと同時に自死のほのめかしをしている。

「その後、Aは、[ ]の作った朝食を取っていた際、突然涙を流しながら『こんなおいしい朝ご飯を食べたことはない。』と何度も言った。Aは食事が終わり[ ]と一緒にソファに座っていた際、突然[ ]の首に前から抱きつき、泣きじゃくりながら『暗くて静かな山の中に行って死にたいねん。』と言った。[ ]は突然のことであったが、Aの様子がおかしかったので『つらいことがあったのか。』と聞いたところAは何も話さなかった。」

#### イ 「おれ死にたいわ。」（9月29日か9月30日、学習塾で2、3回）

9月29日か30日頃、Aは塾で友人に対し、次のように自死の念慮があることと同時に自死のほのめかしをしている。

「Aは、友人に対し、『万引きしているとみんな言っているから止めようと思って断ったらCとかに殴られる。』と話した。また、その頃、塾に居た際、Aはその友人に『おれ死にたいわ。』とぼそぼそと一日に2、3回口にしたりした。告白された友人は、『死ぬなよ。』と言い、Aは『分からん。』というやりとりを繰り返した。」

（2）いじめ行為の変容とAの受け止め（いじめの透明化とAの屈辱感、絶望感、無力感）

Aに対するいじめ行為は、9月上旬から始まり、同月中旬頃から激しくなり、同月下旬頃に、Aは希死念慮を抱き、自死をほのめかすようになった。そして10月3日から7日にかけてB、Cのいじめ行為はさらにエスカレートした。10月3日の休み時間、教室でAが「やめて」と叫んでもBは馬乗りになり顔を何発も殴った。Aは保健室で養護教諭の処置を受けた。10月4日も4時間目終了後に教室での暴行、帰りの会の前にトイレでの暴行を受けた。10月5日には午前の授業中にCが後ろの席に座っているAの筆箱のペンのインクを取り上げ、それを折ってからAの机や衣服にインクを付け、また、筆箱の中をインクまみれにした。同日の6時間目終了後にはトイレでBがAの胸倉をつかみ、拳で顔を殴打した。Aのメガネが曲がり、鼻当てが当たっている部分に傷ができ渗んでいた。10月6日か7日には、Cが「キモいねん。」と言い、Aの定規を割った。10月7日の休み時間に、CがAの鞆を開けてパンを取り出して食べた。B、Cが教室内で「A死ぬ。」などと言い、BがAの尻を蹴った。

これらの暴行等は当該クラスの生徒の目で行われており、また、10月4日の教室内での暴行は担任が見ていたものの、担任は「止めとけよ。」と言っただけで終わってしまったのである。

また、聴き取りの結果によれば、当該クラスでは二学期になり「Begin on chime」は守られず、一部の生徒は黒板に向かっているものの多くの生徒が集中力を切らせて、中には授業中に立ち歩き、トイレを理由に教室外に出る生徒もおり、中には隣の教室に行き授業を受けているという生徒もいたという状態であった。

この頃の当該クラスは学級規律の乱れと、Aに対するいじめが日常化しており、精神科医の中井久夫の言説を借りれば、「いじめの透明化」の段階にあり、「繁華街のホームレスが見えないように選択的非注意（selective in attention）という心理的メカニズムによっていじめが行われていても、それが自然の一部、風景の一部としか見えなくなる。」（中井久夫『アリアドネからの糸』1997年）状況であった。したがって重篤ないじめが発生していても、当該クラスの荒れた状況のなかで、クラスからはいじめ行為を抑止する力は失われていたと判断できる。担任も、同様の状況の中に陥っており、Aを救い出すことができない状態であった。このような中で、Aは、10月5日の体育のマット運動の時間に「いつもであれば自分から前に出て率先してやる性格なのに、その時は端でおとなしくしていた。一人で前を見て少し笑ったりしていた。」という状態に、また、Cにパンを食べられても「もういいねん。あれは。」という態度を見せるようになっていった。ここにAの屈辱感、絶望感、無力感が見て取れる。

そして、ちょうどこの10月3日から5日の間に、校舎3階にある教室や廊下の窓枠をつかって、BがAに強要しようとしたいわゆる「自殺の練習」（このように呼んでいたかは別として）があった。Aが断り、強要したBが腹を立てて切れたような様子をして、AはBの後を追いかけているというように、Aは「自殺の練習」を拒絶

したもののBの「いいなり人形」(従属的奴隷化状態)になっていることも窺える。

### (3) マンション14階からの自死の決行

前述したとおり、10月に入り3日から7日までの重篤ないじめは、Aに屈辱感、絶望感、無力感を与え、「生に向かう気力」を喪失させた。これは、10月7日に、久しぶりに友人から「来週水曜日(10月12日)に遊ぼう。」と誘われても「考えておく。」と言い、友人から「その日何かあるの。」と問われても、「別に何も無い。」と答えており、友人は「いつもと違う。おかしい。」と思ったと答えていることにも、その点が現れているといえる。また、その後自死する直前の人にしばしば見られる特徴としての「躁鬱状態の繰り返し行為」が見られた(例えば、10月9日の部活での「元気のなさ」とその後コンビニでの館内鬼ごっこでAが「めちゃくちゃ元気そうに見えた」こと)。

重篤ないじめが発生していても、当該クラスの荒れた学級の状況のなかで、いじめは生徒や教員からは日常の風景に埋もれ、その中で被害者であったAは、屈辱感、絶望感、無力感と自死への思いを強めたのである。上述したようにいじめを背景にした希死念慮についても2回確認されている。やがてその苦痛から逃れるために、学校では3階の教室の窓から「自殺の練習」と称して行われていた窓枠から身を乗り出させる行為(本人は拒否していたが)を実際に決行したのである。自死の二日前には、Aに「ばれずに学校に行かない方法がないか。」と尋ねており、また、今回確認はできなかったが、Aの自死したその日にCが「Aから昨日夜に『ぼく死にます。』と電話してきた。あほかあいつ。」と教室で話していたことを聴いたという生徒がいたように、Aが、前日の夜に自死する旨を伝言していた可能性も皆無ではない。

前日には父親の好きなビール酵母が入ったパウンドケーキを土産に持って帰り、父親、Aと夕食を一緒に取った。日が変わり自死を決行した日の早朝午前6時台に、会話はできなかったものの二度にわたり自宅からAに電話を架けていた。このことからすると、Aは自死を決意して別れの電話を架けた、あるいは、自死を決意したものの、止めて欲しいという気持ちがあって電話をしたのではないかとと思われる。徐々に自死への階段を上っていったAは、室内の自分の机の上に手帳と小学校時代の写真を置き、いよいよいじめをされ続けている当該クラスに行かなくなる時間となったため、これ以上は生きていくことはできないと考えた。そして、10月11日午前8時過ぎ頃に自宅マンション14階から投身自死(自殺)した。14階から飛び降りれば生命を断つことは分かっていたはずである。Aはこの階から飛び降りることにより「暗いじめのトンネル」を抜けようとしたのである。

## 3 他要因の考察

### (1) Aの性格等について

[REDACTED]

### (2) 家庭について

[REDACTED]

父親は、Aとその都度厳しくしつけていたが、これが行きすぎた指導であったとはいえないことは明らかである。むしろ父親は忙しい仕事を抱えながらも毎朝2人の子どもの弁当を作ったり、Aの勉強を見るなどしていた。他方、Aは自死の前日、母親とAと墓参りに行った帰りに、父親の好きなビール酵母が入ったパウンドケーキを土産に持って帰ったように、両者の関係は決して対立的でないことは明らかである。また、父親の子どもへの思いと、厳しいしつけの姿勢は、Aにとってはいじめの被害を父親に直接相談しにくい状況を作り出していたとしても、それが自死の要因でないことは明らかである。

さらに、9月25日に父親がAの件でAとの指摘を受けた。このことをAにAしかし、これについてもAが特段に落ち込んだりした様子は見られず、それが自死へと繋がったと認められるような事情はない。

### (3) まとめ

以上のとおり、Aの性格等や家庭の問題は、Aの自死の要因とは認められなかった。

## 4 結論

上記3(2)で検討したように、Aの性格等や家庭の問題は、Aの自死の要因とは

認められなかった。他方、重篤ないじめ行為は、Aに屈辱感、絶望感と無力感をもたらし、希死念慮を抱かせた。いじめの透明化の中でA自身がいじめの世界から抜け出せないことを悟り、生への思いを断念せざるを得なかった。したがってAに加えられたいじめが自死につながる直接的要因になったと考える。

#### 4 節 本事実のいじめの特徴について

最後に、本事実におけるいじめの特徴として、どのようなことがあったかを指摘しておくことにする。

##### 1 「仲良しグループ」から「いじめグループ」への変化

本件中学校での今回の事実の特徴の一つは、いじめが当該クラスでの「仲良しグループ」から「いじめグループ」への変化のなかで起きていたことである。本事実のいじめは、ゲームなどを通じて知り合いになった生徒間で発生した。グループは、当初はゲームをしたり、花火大会に行ったり、テーマパークに遊びに行ったり、一緒に寝泊まりする遊び仲間であり、親からは「仲良しグループ」に見えていた。しかし、二学期になり双方の関係性に変化がみられるようになった。

なかでも9月中旬、Bがイライラして顔つきが変わってきたと指摘した生徒や教員がいたように、この頃からBが何らかの問題を抱えていたことが推認できる。BはCと一緒に、「へらへらしている」（ように見える）Aに攻撃的な行為を行うようになった。B、Cの攻撃は、教室内、廊下、トイレなどで、「プロレスごっこ」や「訓練」という名目で一方的に殴る蹴るなどの暴行、筆箱のサインペンを折りインクで筆箱を汚す行為、成績表を破る行為など多数に上る。Aが抵抗しないことを理由にいじめとしての暴力行為はエスカレートし、Aを倒してズボンで脱がせ、お尻が半分見えるような辱めも何度も行われた。体育大会では鉢巻きで縛り付けたり、ガムテープで体を巻いたり、死んだ蜂を口に入れようとするなど、いじめの種類も多数に上った。

B、Cの周りには当該クラスのE、Fがおり、直接暴力を振るわないが、BがAに対して暴行を行う際にはそれを傍観し、また、B、Cが取り上げたAのメガネを回していた。他方、学級や学年全体の生徒規律が乱れ出していたために、廊下でプロレスごっこが行われ、Aが被害を受けていても他の生徒や教員から見過ごされる状況にもあった。9月下旬から10月の初旬にかけて生徒や教員の一部から、B、Cの行為がいじめではないかと指摘する声が上がった。この時点で学年をはじめ生徒指導委員会で適切に対応していれば、最悪の事態に至らなかったと考えられる。

被害者のAはいじめグループから逃れることができず、屈辱感、絶望感と無力感から追い詰められていった。とくに父親が [ ] 内容に、Aが「ぼくには悪い友達はい人もいません」と記しているように、

加害者との共依存的な関係にあったことが窺える。Aが最後まで、親や教員に相談せずに、またB、Cに反抗することなくいじめを受けていたのはこのような関係性が背景にあったからである。

このような特徴は、いじめを見えにくくしていたといえる。

##### 2 その他の特徴と課題について

第二は、短期間にいじめ行為が過激になり問題が重篤化したことである。

第三は、Aが [ ]

第四は、加害生徒の心理や行動の変化が、いじめの重篤化の背景にどのように関係しているのかが明らかにされていないことである。

本来ならばこれらの諸点については担任や学年、あるいは学校が早急に調査し、今回の事実に対する真実について納得のゆく見解を示すことが求められている。

#### 5 節 学校、市教育委員会のいじめ認定への考察

##### 1 はじめに

以上のとおり、本委員会は、Dの行為はいじめとは認定しない。

ところで、学校及び市教育委員会は、Dの行為について、10月26日にいじめと認定した（第Ⅱ部の第1章の事実経過、1節学校の対応についての10月26日の部分、2節市教育委員会の対応についての10月26日の部分）。

##### 事実経過と

##### 2 A 考察

そこで、以下、学校及び市教育委員会が、何故、Dの行為をいじめと認定してしまったのかについて、考察する。

（1）事実経過（以下の認定は、第Ⅱ部の第1章の事実経過、1節学校の対応、2節市教育委員会の対応で認定した事実、学校及び市教育委員会提出の資料、本委員会での聴き取り結果によって行った。）

ア 学校がいじめの認定をするまでに行ったことは次のとおりであった

（ア）10月12日以降生徒から聴き取りを行った。生徒へのアンケートを実施し（17日配布、19日回収）、それに基づいてさらに生徒からの聴き取りを行った。



(イ) 10月24日に市教育委員会及び校長が弁護士と相談したところ、弁護士からは、親しい人間関係の中で起こっていることであり、出て来た事実について加害とされる生徒との言い分に食い違いがあるが、全体として評価したときに、立場の互換性がないことから、いじめの構造があったと認めざるを得ないと助言を受けた。なお、弁護士は、アンケート結果を表にまとめたものと、当日市教育委員会及び校長が持参したアンケート用紙を見て判断を下した。また、加害とされる生徒毎にいじめを認定したわけではなかった。

(ウ) 同日、アンケート結果の分析を行った臨床心理士であるスーパーバイザーから、Aが厳しい状態になっていたということが明らかになった旨の報告を受けた。

(エ) アンケートと聴き取り調査の結果、事実をまとめ、Dが関与した行為は、9月29日の体育大会でAをガムテープあるいは鉢巻きで縛るといった行為のみとした。

(オ) 10月26日にDに対して本件について初めて聴き取りを行った。

(カ) 同日、学校は、拡大生徒指導委員会において、Dの行為について、いじめと認定した。

イ 一方、市教育委員会は、10月12日午前の時点で、市教育委員会としては、調査に入らない旨を決定し学校に伝えた。Dの事実認定については、同月26日に学校からDについていじめ認定をする旨連絡を受け、これを追認した。

## (2) 事実経過と考察

ア DがAに対して行った体育大会での行為について、学校が何を根拠にいじめと認定したのかは不明である。具体的にいえば、DとAとの関係性をどのように捉えたのか、B、CがAに対して行っていたいじめ行為にDがどのように関わっていたと考えたのか、Dが上記行為を行ったときの状況をどのように捉えたのかなどについて、十分検討した上で結論を導き出したのか疑問である。

関係者からの聴き取りによれば、学校が事実に基づいて判断したというよりも、弁護士の助言や臨床心理士の意見を何ら検討することなく、そのまま受け入れて判断をしたためではないかと思われる(弁護士は、アンケート結果をまとめた資料を見ただけであり、詳細に事実を検討した上で助言をしているわけではないこと、加害をしたとされる生徒毎にいじめの認定についての意見を述べているので

はないことを、学校は正確に捉えていないものと思われる。臨床心理士の意見についても同様である。)

イ また、学校が提出した資料によれば、学校は、Aが自死した10月11日の時点で「濃い関係者」として4名の生徒の名前を挙げているが、その中にはDは入っていない。

それでは、何故、Dがいじめのグループの一員と捉えられてしまったのか。

生徒、教員からの聴き取りによれば、Aの自死の翌日である10月12日にAが亡くなった場所に行き体的一部分がないか探していたとか、同日の夕方にスーパーマーケットで、Dが、B、C、E、Fと一緒に居て、「A死ぬ。もう死んだけど。」などと大声で叫んでいたなどという情報が、生徒から学校に入ってきたことが認められる。このような情報が入ってきたことから、学校は、Dの行動があまりにも異常であり、また、Aと関係の濃い生徒と関わっていることから、Aに対するいじめ行為に当然に関わっているものと誤った推測をしてしまったのではないかと思われる。

ウ さらに、第Ⅱ部の第1章の事実経過で明らかにしているが、10月14日、担任らが、A宅を訪問した際、Aの父親から、

また、10月16日には、来校したAの父親から、

これらのことから、学校は、Aに対するいじめは、B、C、Dの3名にAが関わったグループ内で行われたものであるという構図を持ってしまったのではないかと思われる。

## 3 まとめ

以上のとおり、学校及び市教育委員会が誤った判断をした最大の原因は、背景事情を含めて徹底した調査を行い、そこで出て来た情報から、事実を確定するという作業を怠ったことである。特に、市教育委員会が、学校を支えるという教育委員会の役割を早々に放棄し、事実調査、いじめの認定作業を学校に丸投げしたことは、混乱状況下にあった学校を孤立させ、十分な事実調査をした上で、事実を確定させることをより一層困難にさせた。その結果、専門家からの助言、意見を自ら検証することなくそのまま受け入れてしまい、また、Aの父親の意見に左右されてしまったと思われる。

その結果、いじめと認定すべきでないDの行為についてまで、いじめの認定をするという誤りを犯してしまったと考える。

### 第3章 問題点

#### 1節 いじめへの学校の気づき

##### 1 はじめに

これまで検討してきたとおり、B、CによるAへの加害行為は、いじめであると認められる。これから、明らかにした事実をもとに、何故、いじめを防ぐことができなかったのかという視点から問題点を指摘していくが、その前提として、いじめがなされていた学校において、教員が、その状況に気付いていたのか、気付くことはできる状況にあったのかを考察しておくことにする。

##### 2 学校側が得た情報

B、CによるAへのいじめは、9月に入ってから始まり、中旬以降激しくなっていたところ、Aが自死した10月11日までの約1か月間、いじめについて、学校側、つまり担任、その他の教員が、どのような情報を得ていたのかを明らかにした事実から見てみたい。

(1) 9月20日頃、Aがやられている側で表情が真剣だったので、止めに入ったことが何度かあり、その度に学年の生徒指導担当や担任に連絡をしていた教員がいた。

(2) 9月28日開催の文化祭前頃、担任は、BがAの体の後ろから攻めていたことがあったため、Bを離し、Bに対しては、同じように後ろから押さえることがあった。

(3) 9月29日の体育大会で、Aがはちまきで縛られたりしていたことなどの場面を見た教員Aが「なにやってんの。」と注意していた。

(4) 9月下旬頃、帰りの会で当該クラスの生徒が「あれ、いじめちゃうん。」と呟くのを聞いた担任が、放課後にAに「そう言っていた人がいたけど。」と尋ねるとAは「別になんともない。」と答えた。

(5) 提出予定であった成績カードがなかなか提出されず、担任が提出するように指導していたところ、10月3日頃からの週に、ビリビリに破られた成績カードがゼロテープなどで直されて提出された。

(6) 10月3日、BがAを殴って手が痛いということで保健室に行った際、養護教諭は、BがAを殴った理由を、「Aのしゃべり口調がいらいらするから。」と述べたこ

とで、Bの態度が気になった。そのため、養護教諭は、担任に対して、メモでBが殴ったということの事実確認をした上で指導をして欲しいと伝え、その後担任と直接会った上で、メモに書いたように事実確認と指導をお願いした。その際、担任は、養護教諭に対して、「とうとうやりましたか。」という返答をした。その後、担任は、Aと会い、殴られたのかと問うと、Aは「Bの手が当たった。」と答えたため、さらに担任が「大丈夫か。」と聞くと、Aは「大丈夫。」と答えた。

(7) 10月4日の4時限目の道徳(学活)の授業が終了した後、教室で、BがAを押し倒して馬乗りになり、拳でAの顔面を殴っていた。その場面を見た担任は、「やめとけよ。」と言っただけで職員室へ戻っていった。

(8) 同じ日の帰りの会の前に、教員Cと教員Dが当該クラスの前の廊下を通った際、人だかりができていたところ、Bが興奮した様子だったので生徒に尋ねたところ、「BとAがケンカしていた。」と答えたため、その旨担任に伝えた。

(9) 10月5日、トイレで、BがAを殴ったことで、職員会議の後に2年生の担当教員が集約会議を行った。その集約会議において、担任は、概ね、「BとAとの間でケンカがあった。BはAのウジウジしている話し方や態度に腹が立ったので、『殴ってこいよ。』と言っても殴り返してこなかったので、『殴るぞ。』というAが『いいよ。』と言ったので、殴った。2人を呼んで話を聞いた後、互いにハグさせ謝罪させて帰した。その後、Aのみ残して約20分話したが、その際、Aは、全く何とも思っていない、Bとは友達でいたい、という話をした。」と説明した。この説明に対して、「ケンカというが、その始まりがへらへらして気に入らないというスタートだったので、それはおかしい。友達なのに、ケンカをさせられているというイメージを持ったので、いじめではないか」と言った教員がいた。また、「担任はケンカの延長であると言うが、他の教員はケンカではないのではないかとやっている。Aは笑っていたのが泣いているようになったこともあるし、笑ってごまかすこともある。大丈夫と聞いても子どもは大丈夫としか言わない。」と述べ、ケンカであるという意見に疑問を呈した教員がいた。

さらに、担任と反対意見を述べた教員の話の経緯からすれば、「Aが弱い立場におり、単なるケンカとは思わなかった。」「いじめの疑いを持った。」という教員が複数人いた。

生徒指導主事によれば、集約会議では、今回のことはケンカとして捉えたが、イジメの可能性がゼロではないから、ちゃんと見ていこうという結論になったという。

(10) 前記出来事について、生徒指導主事のノートの同日欄には、「〇〇(Aの本

名)とB ケンカ暴力 イジメか?! 指導 保護者来校」との記載がある。(ノート)また、学年主任のノートの同日欄の右のページには「帰りの会前 ●組横男子W C ついてきた〇〇(Aの名字)をうっとおしく思い××(Bの名字)がなぐる(一字判読不能)「なくっていいぞ」××(Bの名字)がなぐった(一字判読不能)に〇〇(Aの名字)が反げしケンカに これまでも(一字判読不能)じゃれている事が本人に確認したがどうもなかったが今日聞くとイラだ まわりからもイジメられているという話があり けれど友達になりたいと〇〇(Aの名字)は思っている」との記載がある。

(11)同日、担任から連絡を受けて学校を訪れたBの母親は、担任から、最近Bがイライラしていることを告げられたが、母親自身はそうには感じていない、かえてCが愛であるとしてBが述べていたとして、数週間前にみんなにAを仲間はずれにするような事を言っていたと、担任及び学年主任に伝えた。

(12)10月7日、担任が、教員Fに対して、B、CとAの3人は対等な立場ではない、Aが他の二人からかまわれていると話したので、教員Fは、注意して見ていくことにした。なお、この点について、担任は3人の関係は対等な関係であったと見ていたので、このようなことは述べていないと、事実を否定する。しかし、教員Fは、3人の関係を対等な立場にあると思っていたので、担任からの言葉は自分の認識と違った見方であったといえ、その言葉は記憶にしっかりと残っていたと思われ、その点の信用性は高いといえる。

(13)10月11日、A教頭から指示されて、教員Gは、Aに関する事情をまとめて欲しいと依頼を受けた。そのため、教員Gは、生活指導票をもとに、さらに教員Hから事情を聴いて草稿を書き、その内容を教員Hに確認してもらった。その草稿をもとに、教員Gは、書面を作成した。その書面の〈最近のトラブル〉の欄には10月4日と10月5日のトラブルが記載されており最後の欄には「〇〇(Aの名字)が弱い立場にいることを××(Bの名字)の身勝手な行動に「いじめ行為」ととらえ、〇〇を被害者として指導する。被害者〇〇側は父と本人、加害者××側は母親に来校してもらい、事実確認と今後同じことが起こらないように家庭の協力を求める。〇〇と××は普段は仲が良く、よくじゃれ合って遊んでいる仲だった。」と記載され、いじめ行為の部分にカギカッコが付けられていた。

(14)時期は不明であるが、当該クラスの生徒が、Aの状況を見るに見かねて、Aに対し「あんた、いじめられているんで、先生に相談しい。」と言うとともに、担任に対して、「Aがいじめられているので、聴いてあげて。」と話していた。その後、

その生徒がAに対して、担任に相談したか否かを聴いたところ、Aは、「先生は忙しそうだったから・・・。」とあいまいなことを言っていた。

### 3 学校側の認識及び認識の可能性

このような事実のもと、学校側のいじめについての認識及び認識の可能性はどうだったのだろうか。

#### (1) 担任について

ア 担任は、複数回、AがBから暴行を受けている場面を見ており、その度にBを制止しているし、クラスの生徒から「いじめちゃうん。」という言葉の聞いたり、Aがいじめられているので何とかして欲しいという訴えも聴いている。また、Aが、Bから暴行を受けたことについては、養護教諭をはじめとして他の教員から担任に報告が入っている。そして、担任自身も10月3日に養護教諭からBがAを殴ったことの報告を受けた際、「とうとうやりましたか。」と発言している(なお、この点について担任はそのような事実があったかよく覚えていないという。しかし、このような対応をされた者にとっては忘れることのできない出来事であることを考えると、担任がこのような発言をしたと認めることが相当である。)。さらに、10月4日にも同じ学年の教員CからBがAに暴力を加えていたことの報告を受けている。その上、10月7日には、担任は、教員Fに対し、B、CとAとの間の力関係は対等ではないので注意して見て欲しいと述べている。このように担任は、BがAを一方向的に攻撃し、10月3日の時点では、「とうとうやりましたか。」という発言をしているところ、この発言は、以前からBがAに対して暴行行為を行っていたことを知り、いつかは発展して怪我が生じてしまうのではないかと認識を持っていなければ、発することがあり得ない言葉である。その上、自ら他の教員に、AとB、Cとの「力関係は対等ではない。」と述べているのであるから、B、CがAに対して行っていた一連の暴力行為が、単なる仲間内のケンカではないと認識していたと考えることが合理的である。

イ ところで、担任は、一切いじめとの認識はなかったと述べている。そして、10月5日の件についても、BとAから事情を聴き、最後には二人が「ハグ」して別れた。その後Aからのみ事情を聴いたが、何とも思っていない、Bとは友だちでいたいと述べたとして、あくまでもいじめではなく、ケンカであったと述べる。しかし、担任が、仮に、いじめという認識を持っていなかったというのであれば、10月3日の「とうとうやりましたか。」という発言や、10月7日に他の教員に対して、「力関係は対等ではないので注意して見て欲しい。」と述べたことをどのように説明するのであろうか。

なお、担任は、11月21日に行われた、学校からの事情の聴き取りに際し、①いじめ行為はいつから把握していたかを聴かれ、10月5日からと答えた。②いじめの予見はいつからかということ聴かれ、9月終わり頃、BがAの後ろから羽交い締めをしているところをはがし、自分がBに同じ事をしたとき、Aがやられているんじゃないかと思ったと答えている。

この点、担任は、個人的にいじめの存在に疑問を持っていた状況だったが、学校がいじめと認めていたので、違和感を持ちながら聴き取りに応じた。そのような状況下、学校とのやりとりの中で、いつしか、10月5日の件を把握していたことをもって、いじめを把握していたとされてしまったと言う。しかし、実際にいじめであったと認識していなかったのであれば、その旨を明確に述べればよいのであり、学校から聴き取りがされたことで、いつしか、いじめを把握していたとされてしまったということは、不自然であり、信用することはできない。

ウ 仮に、担任が、いじめを認識していなかったとしても、上記事実からすれば、担任として、B、CのAに対する行為が、いじめであったと認識できる状況にあったとすることができる。

## (2) 2学年の担当教員について

ア 当時2年生の担任をしている教員やその他の教員も、10月5日の件が発生する以前に、AがBから一方的な状況で暴行を受けていることを見ており、中には、学年主任に報告している教員もいる。

イ また、10月5日の集約会議においては、「BはAのウジウジしている話し方や態度に腹が立ったので、『殴ってこいよ。』と言っても殴り返してこなかったので、『殴るぞ。』と言うと『いいよ。』と言ったので、殴った。」という報告がされたところ、複数の教員から、「殴ってこいよ。」と挑発をするようなことは単なるケンカではなくいじめではないかという意見が出ている。そして、集約会議は、最終的には、いじめの可能性は「ゼロではない」ということで、今後見守りをしていくことにしている。教員の中には最終的にいじめの疑いを持っていた者もいた。その日のことを記載した生徒指導主事のノートには「イジメか?」、学年主任のノートには「イジメられているという話」という言葉が記載されている。

ウ これらのことからすれば、少なくとも10月5日の時点で、いじめがあったのではないかという認識が教員間にあったといえる。仮に、いじめを認識していなかったとしても、上記事実からすれば、2学年の担当教員として、BのAに対する行為が、いじめであったと認識できる状況にあったとすることができる。

## (3) 校長について

ア 校長は、10月5日の集約会議については、同日夜、生徒指導主事から「ケンカがあった。」という内容を聴いたものの、「緊急に」また、「いじめ」として対応する等の有無についての報告はなかったと言う。しかし、一方で、今回の件が「いじめ」という通報から始まったことは聴いた、「ケンカ」については、勝敗はないものの、力関係ではBの方が勝っていると聞いたと述べており、いじめの可能性を完全には否定していない。また、教頭の指示によりAの死亡後すぐに作成された書面には、〈最近のトラブル〉として10月4日と10月5日のBのAに対する暴行行為が記載されており、最後の欄には「〇〇(Aの名字)が弱い立場にいることを××(Bの名字)の身勝手な行動に「いじめ行為」ととらえ、〇〇を被害者として指導する。」と記載されている。この書面は当然校長も見ているはずである。

イ これらのことからすると、10月5日の時点で、校長が、少なくとも、いじめの可能性がゼロではないという認識を有していたといえる。仮に、いじめを認識していなかったとしても、上記事実からすれば、校長として、BのAに対する行為が、いじめであったと認識できる状況にあったとすることができる。

## 2節 問題点の指摘

以上のことを前提として、以下、いじめを認識し、それを回避することができなかったことについての問題点を指摘していくことにする。

### 1 教員によるいじめ認知の遅れ

#### (1) 生かせなかった生徒からの訴え

前記の事実関係のとおり、本件では、複数の子どもたちが、Aが一方向的に殴打されるなどして9月中旬頃から明らかに様相が変わったことを認識して、時期を異にして、担任に対し、いじめ又はいじめではないか、と担任に訴えていた。しかし、担任は、そうした訴えに対して適切な対応をしたとはいえない。ある生徒に至っては、Aが担任に相談しやすいようにと、まず、事前に担任にAがいじめられているようなので、相談に乗ってほしいと言い、他方、Aに担任に相談しに行くようにと勧めた。しかし、それも功を奏さなかった。

過去のいじめ事案において、周辺の子どもが教員に対し積極的にいじめの事実を申告するケースは限られている。それは、自分への跳ね返しやあるいは自分たちもいじめに関与しているのではないかという負い目などからである。こうした一般的傾向からすれば、担任は、周辺の生徒がいじめを訴えているという事実をもっと重視すべき

であった。

また、いじめ被害者が教員ら大人に対し真実を語らない傾向が強いことは、教育の現場では常識のはずである。とすれば、対応の仕方としては、Aが事実を語らないとしても、前記のような訴えがあるのだから、周辺の子どもたちから具体的な情報を得る努力をすべきで、そうすれば、早期にいじめの実態の一端を認知できた可能性が高い。その結果、担任が一人では対応できないとすれば、副担任や他の経験豊富な教員あるいはスクールカウンセラーなどの専門家に助力を求めて有効な対応ができたはずである。

以上のように、より早い時期に現有の学校内の人的資源をいじめの抑止のために有効に活用できなかったという問題点がある。

前記のとおり、担任自らもAに対する一方的な暴力などを現認していた。にも関わらず、担任がなぜいじめと認知できなかったのかと強い疑問として残る。本件中学校の現場に「いじめ」を認知することを回避しようとする何らかの力が働いているのではないかとさえ疑う。

## (2) 教員のいじめ理解の不十分

学校は最後までいじめと認知しなかったという。10月5日のAとBのトイレでの殴打事件は、周辺の生徒によるいじめとの申告に端を発する。実は、Aは、3日、4日と連続して暴行を受けていた。しかし、5日の事件直後、担任はケンカとして対応し、両者に相互に謝罪させた上ハグをさせるという処理で終わらせた。

その後の教員が集まった集約会議では、複数の教員がBのAに対するいじめあるいはその可能性があると言及したが、結論としては同会議ではケンカとされ、その議事内容は校長に報告され、この時点でもいじめとは認知されなかった。しかし、この会議で「ケンカ」と評価された経緯については明確でなく、いじめ認知への消極性が窺われる。そもそも教員はいじめの概念をいかように理解していたのか、その点についても疑問が残る。

ただ、担任は、事件直後には、他の教員からの聴き取りに対し、いじめの行為はいつから把握していたか、という質問に対し、10月5日と答えている。とすれば、上記教員に加え、担任さえもいじめの行為と把握していたのに、何故ケンカということになったのか、不思議と言わなければならない。これに加えて、9月末には生徒からいじめではないか、との指摘を受けていた担任自身が何回かBのAへの暴行時に割って入ったことがあったという事情などから考えれば、いじめとの認知を殊更に回避していたようにさえ感じられる。ここでも何故これほどまでにいじめの認知に消極的なのかと疑問が生じる。

担任が何回かにわたって、Aに「大丈夫か。」等の声を掛けたことに対し、Aが「大丈夫。」などと答え、事実を伝えなかった。10月5日の時点でも、担任は、Aの「殴

られるのは嫌だった。Bとは友達でいたい。」という言葉そのまま受け取るに留まった。しかし、いじめられた子どもは、仕返しの恐怖、逆に仲間でいたいという思いあるいは屈辱を受けているという自分をさらけ出したいくないという自尊心などから、いじめについて真実を語るができないと言われる。こうしたことは、教育の場ではもはや常識と言うべきで、なぜ、もう少しそのころのうちに迫る手だてが取られなかったのか悔やまれる。担任でそれが困難というのであれば、他の教員やスクールカウンセラーに相談や委任するなどのいくつかの方法があったと考えられる。

## 2 実現しなかった教員間における情報の共有化

### (1) 共有できなかった情報

元来客観的にも、いじめの発見は容易ではないと言われる。元々は仲良しの仲間であったが、その後いじめに発展する場合は、より周りからは見えにくいという。しかし、本件では、複数の生徒が、いじめあるいはいじめではないかと担任に申し、また、複数の教員がAとB、C間に暴力における一方的な関係があり、いじめの可能性があると判断していた。さらに複数の教員から担任や学年主任にも情報が上がったにも関わらず、最後の最後まで学校は全体としては、いじめとしての認知をしなかった。

ここでの問題は、AとB、Cとの関係の変化(暴力の一方性)の情報や生徒がいじめと考えているという複数の情報が存在したにも関わらず、その情報が担任と学年主任に留まり教員全体で共有できず、有効な対策を取ることができなかったということである。

### (2) 集約会議で生かされなかった声

殊に、10月5日の集約会議で、いじめではないかという教員は複数いたにも関わらずその声もいじめの認知に生かされなかった点は重要であると考えられる。具体的に振り返る。

## ア 教員間の情報交換の問題

前記のとおり、担任はもとより、二年生の担任教員の中には、Bが一方的にAに暴行を行っていたことを認知していた者がいた。また、集約会議には、10月3日の暴行の事を知っている教員B、10月4日の暴行の事を生徒から聞いて知っている教員Cが出席していた。集約会議には、このような情報を持っていた教員が出席していたのであるから、10月5日の件について、いじめではないかという意見が出た際、自らが持っていた情報を話題として出すことは容易であった。それを出した上で10月5日の件を検討すれば、少なくとも9月中旬以降BがAに対して一方的に暴行を加えており、特に10月5日の件は3日連続で行われた暴行であったことが認知できた。また、その発端はBからの挑発的な発言であり、暴行の程度も激

しかったというのであるから、単なるケンカではなく、いじめであったと認知することはできたのではないかと思われる。

集約会議に参加した2年生の担当教員らが、自ら体験したことを話題として提供しなかったことが、いじめを認知する最後の機会を逸したといえよう。その問題点は、集約会議をはじめとした職員会議での教員間の意見交換が活発に行われていないことにあるのではないかと考える。

#### イ 校長への報告の問題

生徒指導主事から校長への報告については、ケンカであったという最終報告をしたようであるが、集約会議の中で、「いじめではないか。」という意見が複数の教員から出ており、自らも「イジメか？」という疑いを持っていたのであるから、それらの情報を伝えることは容易であり、そのような報告をしていれば、校長から、何らかの指示があり、いじめ行為があったとして対応するべきだということに気付けたといえる。

#### ウ 校長自身の連絡を受ける姿勢

校長は、生徒指導主事から、ケンカがあったと報告を受けた際、いじめという通報から始まったことであると聴いたのであるから、生徒指導主事に対し、その事実関係を自ら詳細に問い、集約会議でどのような意見が出ていたのか、生徒指導主事に対しても個人的な意見を聴くなどすることは容易であったはずである。仮にそのようなことをしていたならば、AとBとの間に力の差が生じていたのであるから、今回の行為はいじめ行為であったということは容易に気付けたといえる。校長は、いじめの可能性が完全に否定された事案の報告を受けたのではなく、AとBとの間に力関係の差があるという報告があったのであるから、その問題点を自ら整理し、質問をするなどして実態把握に努めるべきであったといえる。

なお、校長は、本委員会の聴き取りに際し、10月5日時点で、9月中旬以降継続的に行われていた一連の暴行行為の情報や、集約会議において「いじめではないか。」という意見が出ていたことなどの情報が入っていたならば、緊急に対策を講じていたであろうとの見解を示した。

以上のように、学校組織が有効に機能していじめの事実を知らせる情報が学校全体において共有されなかったことは重大な問題と言わなければならない。

#### 3 情報の共有化の基礎としてのチームワークの不足（教員間の風通しの悪さ）

学校での教育は、もとより担任によるクラスが学校における教育の基本単位と考えられるが、学校という場合は、教員集団が相互に協力協働しながら子どもたちの成長を

見守る場でもある。こうした個と集団の教育の補い合いにより有効な教育が可能となると考える。

こうした教員間の協力協働関係の基礎には、教員間の風通しの良さが不可欠である。職員室で互いに冗談を言い合い、時に、教員としての悩みを打ち明け合って助言や励ましを得ること、悩ましい生徒に関する情報交換を行うなどは、教員としてのモチベーションを維持するために不可欠であるだけでなく、個別の教員による課題の抱え込みを緩和し、特定の子どもに関する課題が教員集団の共通認識になるメリットもある。

本件では、Aに係る重要な情報の多くが担任のところに留まり、他の教員に十分伝わらなかったが、仮に、教員間の風通しが良く、悩みや個人的に抱える懸念事項を他の教員に漏らすことに何の抵抗も無いという雰囲気が出ていたとすれば、担任の重要な情報はより多くの教員に伝わり、本件のいじめについて、複数の目による注視が実現したのではないかと考える。

情報共有の基盤には、教員間の人間的な信頼関係が不可欠である。

#### 4 生かせなかった副担任制度

本件中学校は副担任制度を取っているが、いじめの発見において有効に機能しなかった。担任において、いじめに関する情報を得ていたのであるから、副担任と情報交換するとともに、A、B、Cの動向について注意を払ってもらうように依頼するなどいじめかどうかを見極める方法も考えられた。しかし、担任から副担任に対し、積極的な情報提供はなかった。

本件中学校の副担任は、担任の単なる補充要員というのが実態である。すなわち、担任が休みの時や出張の時に代わりにクラスを受け持つ第1次要員であった。それ以外に副担任としての特別の業務があるわけでもなく、クラス運営について担任と協議することも無いという。

例えば、ノルウェーの副担任制度では、担任の授業中に副担任は教室内で生徒の動向を観察し、授業終了後には両者の間でクラス運営について意見交換がされている状況を委員の一人が視察で確認した。

前記のように、担任にはいじめを疑わせる複数の情報が入っていたのであるから、副担任と情報を共有してクラスの運営に関わっていれば、相互に分担するなどして、B、Cの動静を複眼的に観察できたのではないかと考える。

なお、本件後、本件中学校は、新たに副担任制を取った。しかし、その実態は、今までの副担任が一人増えたに止まり、その本質は一切変わっていないといえる。

#### 5 学級運営上の問題点

当該クラスは、時間の経過とともに、各グループが相互に孤立的な状態となり、ク

ラス全体として連帯感や一体性が崩れていったように考えられる。当該クラスは、特に注意しなければならない生徒もいない平穏なクラスと見られていた。現に、一学期の印象は、生徒がまじめで勉強ができる生徒も多く、成績は学年上位であった。女子は活発だが、クラスを引っ張るような男子はいなかった。特に男子はそれぞれクラス内のいずれかのグループに居場所を求めている感じであった。また、授業中に、菓子を食べたり、携帯音楽プレーヤーを聞いたりする生徒もおろち着かない雰囲気であったという。また、クラスの雰囲気への嫌悪感から、隣のクラスで授業を受けたという生徒もいた。

以上のような情報に接すると、このクラス運営が順調だったのかと疑われる。クラス全体で連帯感がなく、グループ毎に孤立した島々によりなり、相互に交流がなく、また、排他的であれば、他のグループに属する生徒たちは、一つのグループ内のいじめにも無頓着か観客的になる可能性がある。

本件のグループに属したある生徒が、いじめを教員なりに伝えるとグループから排撃されることが怖かったと語っていた。また、Aは、10月に入ってからBらと昼食することを避け、他のグループと一緒に食べていいかと頼み込むという事態もあった。

以上のような、グループ化によるクラスの連帯感の喪失傾向は、いじめを許し、増幅させる環境として注目すべきと考える。

## 6 いじめ対応と学校・教員の評価

教員がいじめの認知に消極的となる原因は複数ありそれらが複合的に絡み合っているように考える。

一つには、学校全体にいじめの存在が学校のマイナスイメージに繋がるとの意識があったように思える。本件中学校でも道徳教育推進のモデル校の指定を受け、いじめを無くすことを一番に掲げていた。

しかし、学校に対する社会的評価のためにいじめの認知に消極的になるということは学校の体面のために子どもの権利侵害を容認することを意味する。この結果、いじめの初期に有効な対応が取れないままいじめが進行し、不登校、さらには本件のような自死といった重大な結果をもたらすことになることを覚えておくべきである。とすれば、学校はいじめの発見に努め、その解決に向けて努力をすることこそが学校の本来の姿であるはずである。

このように考えれば、いじめを早期に発見し有効な対応をした学校、教員こそが積極的に評価されるべきで、そうした評価基準を設けて内外に周知させるとともに、社会はそうした学校、教員を歓迎する姿勢を持つべきである。

## 7 いじめ防止教育（道徳教育）の限界

本件中学校は、平成21・22年度文部科学省指定の「道徳教育実践研究事業」推

進指定校として、道徳教育を推進してきた。研修主題として、「自ら光り輝く生徒を求めて～心に響く道徳教育実践」というテーマを設定し、教育目標を、①たくましく生きる生徒、②情操豊かな生徒、③社会性のある生徒をめざすとし、学校像は、①確かな学力と規律のある集団づくり、②当たり前のことが当たり前に行える、③ビギン・オン・チャイム（チャイムと同時に授業を始める。）というものであった。そして、環境宣言として、一、いじめのない学校づくり、一、ゴミのない学校づくり、一、あいさつあふれる学校づくりが定められた。

以上の理念のもとに、2年間にわたって様々な道徳教育の実践が行われた。

この道徳実践が全く無意味であったとは思えないが、本件のようないじめの事案を防げなかったという事実を教員たちは真摯に受け入れなければならない。

現在社会問題となっているいじめの解決は決して容易なものではない。文部科学省もいじめはどの学校どのクラスにも起こりうるものとしている。社会はますます競争原理と効率を求める方向に進んでおり、大人たちの多くはこの原理に浸った結果、職場でのパワハラ、セクハラが社会問題となり、あるいは、従業員に対するメンタルケアが緊急の課題となっている。子どもたちもこうした社会の価値原理から無縁であることはできず、また、学校間格差、受験競争の中で子どもたちもストレスを受けている。これらはいじめの社会的背景として識者によって指摘されてきた。なお、こうした価値原理から子どもたちを守るべき家庭はその価値原理の浸透に有効なシェルターとはなっていない。

現代の子どもはいじめは社会の在り方と根深いところで繋がっているが故に、いじめ発生の土壌が存在するとともに、いじめ解決の困難さが理解されるのである。この点について教員に自覚してほしい。

以上のように考えると、それ自体の意味を否定しないが、道徳教育や命の教育の限界についても認識を持ち、むしろ学校の現場で教員が丸となった様々な創造的な実践こそが必要なのではないかと考える。特に、いじめの加害者の被害者のこころの痛みへの共感の低さに鑑みると、他人のこころへの共感というこころの営みが、如何に社会を豊かにするだけでなく、人生における生き甲斐等の自分のこころの充足にも結びつくか、ということを生の事実で繰り返し執拗に教える必要がある。

## 8 校長等の管理職の役割

本件事案を見る限り、校長及び教頭ら管理職がいじめの認知、解決において、積極的な役割を果たしたという事実が認められない。本件では、10月5日に教員による集約会議でいじめではないかという意見が複数の教員から出ていたが、結局「ケンカ」として処理された。少なくとも、最終判断者であり学校も方針を決定する権限のある校長は、判断を教員に丸投げするのではなく、会議での議論内容や担任から経緯などを積極的に聴き取りし、いじめが疑わしい事案では積極的に介入するような姿勢が必

要である。校長の姿勢そのものが教員のいじめへの対応に重要な影響を与えることを考えると、重要な課題といえる。

## 9 大規模校が孕む問題点

本件中学校は、一学年約300人の大規模校である。また、各校区の範囲も広く、学校選択制により、本件中学校を選択して通っている生徒もいる。こうした環境のもとで、本件中学校は大規模校となったのであった。

教員に対する聴き取りで明らかになったが、教員は、3年間を通して顔も名前も判らない生徒が多数に及ぶということであった。これは同じ学年間でも見られた現象である。廊下ですれ違った子どもの学年と名前が判らないということがしばしば起きていたのであった。

学校での教育が担任という個人の教育であると同時に、教員集団対生徒集団との教育作用の側面があるとすれば、本件中学校では後者が十分機能してないことになる。教員集団と生徒たちとのコミュニケーションが教育活動において重要な役割を果たすことを考えれば、教員全体が全生徒に関する最低限の情報を持つことは不可欠である。現状では、前記のとおり、教員が一人一人の生徒について最低限の情報を持つことは、教員間の情報の共有の基礎として、いじめを発見・抑止するために重要である。

もし仮に大規模ゆえにこれが実現しないのであれば、思い切って学校選択制度を廃止するなどして規模の適正化に努めるべきである。

## 10 実現しなかった教員と保護者との情報共有

保護者は、我が子である子どもの成長発達に最も深く関係する。当然に、我が子の学校での状況について強い関心を持つ者であり、そうした情報を学校と共有することによって、彼らは我が子へのより適切な養育を行う機会を得ることになる。とすれば、我が子が他の生徒からどのように見られどのような処遇を受けているかについて、学校から情報を受ける権利があるはずである。特に、本件の場合に、

子どもの養育を助け、子どもへの認識をより正確にするために、本件中学校はAに関する多様な情報を提供することは不可欠である。

学校でいじめや暴行を受けているとの情報は、終局的には本件のように当該の子どもの生死に関することからしても、子どもの成長発達に関し重要な情報であるというべきで、教員は可能な限り保護者にも情報提供すべきである。前記のとおり、いじめの被害者は大人にいじめの真実を語らないという事実を見たとき、学校だけでなく家庭も含めた複眼的観点から子どもを観察する必要がある。

本件の場合に、AとB、C間に9月中旬以後の次第に深刻化していく暴力的関係(いじめ)について、担任から保護者に情報提供をされることはなかった。

10月5日時点で、担任が、自ら認知した暴力的行為や同級生のいじめ発言、Aへの複数にわたる一方的な暴力等の具体的な事実をAの保護者に情報提供していれば、また変わった展開があったかもしれない。

Aの保護者は、Aの やAの万引き行為を知った後、AがB、Cから金銭を脅し取られているのではないかと疑い、またAの

懸命に動いていることが窺われる。仮にこの行動が結果的に保護者とAの苦悩と行き違いに働いたとしても、誰が保護者を責めることができようか。仮に、担任から保護者に対し、いじめに関する具体的な情報が提供されていればどういう展開になっていたかわからない。10月5日から僅か6日後に我が子を失うことになったが、保護者の我が子に何もしてやれなかったという絶望的な自責の念を思うと、保護者への情報提供の重要性を指摘せざるを得ない。

## 11 教員の多忙

以上のように、教員や学校の問題を指摘してきたが、教員の多忙化は克服すべき緊急の課題である。文部科学省の統計によれば、2009年に精神疾患で退職した教員は5458人で、10年間で約2.5倍に増加したとされる。その原因は、授業や生徒指導、保護者への対応や事務作業など教員の多忙や人間関係にあると言われ、文部科学省も教員の負担軽減について検討をしている。こうした多忙化の中で、教員が子どもたちと人間的で豊かな関係を結ぶ機会が失われつつあると言われる。本来、教員は子どもたちとの関係の中で教員としてもやりがいと喜びを感じるはずで、そうした機会を制度的にも保障することは緊急の課題である。

本件中学校では、一部で学級崩壊の傾向の状態を呈しており(現状はさらに悪化している模様である。)、教員はそうした状態にストレスを感じていたと推測され、また、教員たちの多くは、業務に追われれば毎日深夜まで残業していた。こうした中で子どもたちのために費やされる時間とところの余裕が失われていったことは必然である。いじめに対し正面から取り組むことは、教員単独ではかなりのエネルギーを費やすはずであり、ストレス過多、多忙化の渦中にある人間である教員は、無意識のうちに問題を小さく見積もろうとする心理となることも推察される。他に助力を求めるとしても、教員としての自尊心とともに同僚の教員の多忙を思うとそれにも躊躇するという心理も理解できないではない。

さらに、本件中学校では、Aが亡くなった10月11日までに、9月末の体育祭、文化祭といった学校の大きな行事が連続して予定され、教員や生徒は、新学期早々からこうした行事の成功に向けての準備作業のために長時間を費やすことによって多忙がきわまった時期でもあった。また、その行事の直後には中間試験も控えていた。

こうした中で、担任はじめ教員は前の文化祭、体育祭の成功に関心とエネルギーが



集中し、AとB、Cの関係の変化に気付きつつも、内心でたいしたことはないと思えない楽観から、十分な注意も対応もできなかったということも考えられる。

しかし、本件事案の結果の重大性からすれば、これは単なる言い訳に過ぎない。多忙化のために、子どものことと安全が蔑ろにされる状況が学校現場において肯定されるということは教育の否定であるからである。教員は多忙に溺れることなく、その職務上優先すべき子どもの心と安全の確保に積極的に取り組む姿勢がほしい。管理職においても、そうした教員の姿勢を評価し積極的に支援する体制の確保に努めてほしい。また、文部科学省は、多忙化の中にある教員をそれから解放すべく、具体的な政策を緊急に考案、実施すべきである。

教員はスーパーマンではなく、理想的な教員像は単なる虚構にすぎない。ただ大部分の教員は子どもが好きで子どもに向き合いたいと願っているはずである。疲弊し苦悩するありのままの生身の教員を前提に、彼らの負担を軽減して子どもたちに向き合えるようにするための改革を優先的に進めるべきである。

## 1.2 講師身分の固定化

現在学校現場では多くの臨時教員が昇給の無いまま働いている（大津市内の公立中学校で12.6%に及ぶという。）が、本件中学校も例外ではない。こうした臨時教員はいくら有能であっても、教員採用試験を通らない限り、永遠に正教員とはなれない。

しかし、本来教員の適性・能力は知識だけではなく、経験知、センスの部分かなりの比重を占める。臨時教員の中にこうした観点から有能と思われる者もいるはずで、そうした教員はいじめの発見・抑止のための有効な人的資源として重要な役割を果たすと考えられる。

そこで、例外的措置として、そうした臨時教員を正当な評価のもとに正教員として採用し、彼らの身分と地位を保障して、十分に能力を発揮するようにすることも考えられるべきであろう。

## 1.3 まとめ

本件事案を見る限り、教員たちがもう少し子どもたちの声に耳を傾け一歩踏み込んで状況の把握に努めておれば、と悔やまれる。しかし、こうしたミスはどの学校でもどこの教員にも起こりうるということを肝に銘じるべきである。本件事案の関係者のみを責め立てても再発防止には何ら役立たないと考える。要は、何故そうした事態に陥ったのかということを経験者自身が願うことである。そうすることによって再発防止への道を歩み出すことになると思う。

前に本件事案から抽出される問題点について指摘したが、個別の教員がいじめに対する対応の仕方の問題点の背景には、いじめに対する効果的な対処の障壁となる多く

の重大な問題点があることが判った。いくら個別の教員が奮闘してもその力を十分に発揮することを妨害する問題点が多数ある。これまでの同様の事案において、事実究明及び検証がなされ、そこからあぶり出された課題中の一つでも克服に向けて努力されていれば、今日ほどの困難な事態に至らなかったのではと悔やまれる。今や社会的には、学校・教育委員会による隠蔽あるいは事実の歪曲と言われているが、いずれにしても事実究明及びその真摯な検討を怠ってきた学校・教育委員会の責任は大きいと言わなければならない。

前に指摘した複数の問題点は、軽重があるが学校現場において相互に複合的な原因として作用した結果、いじめの発見を見逃し、あるいは遅らせ、自死を防げないという結果となったと考えられる。しかし、学校現場で、これらの全ての問題点を一挙に克服することが、至難の業であることもまた明らかでありその道は険しい。しかし、これ以上放置することも許されない。

本件事案を機に、これまでの姿勢を改め真摯に事実を踏まえて再発防止に向けて力を結集していただきたい。それこそ、市教育委員会、学校が、かけがえのないAの命に報いる方向であり、学校、生徒さらには市民から信頼を獲得する道であると考えられる。

## 第Ⅱ部 事後対応

### 第1章 事実経過

(以下、特に断らない限り、日時については「平成23年」である。)

#### 1節 学校の対応について

本件事故後の学校の対応について、時系列で事実関係を明らかにする。事実認定のために使用した資料は、学校及び市教育委員会から提出された資料、本委員会の聴き取り結果である。

##### 1 10月11日(火)

(1) 午前8時30分頃、Aの父親から学校に「Aがマンションから落ちた。病院に向かっている。」との一報が入った。

(2) 午前8時35分、B教頭からこの事実を聞いた校長は、2年生の学年主任と担任に対し、現場及び病院に行って状況を把握するよう指示を出した。校長は、校長室に教頭2名と詰め、本部会議を行った。

Bとの関係について、普段からB、CがAに対し、腹や背中に乗ったり、ふざけあったりしてじゃれていた関係であった。しかし、Aがやられている数の方が多かったように思われ、そのような場面や気になる音動があれば、随時声をかけるようにしていた。このことに対して、Aは嫌だと思っていたが、10月5日のケンカの後の指導で初めて嫌だということが分かった。

担任は、Aの[ ]から話を聴いたところ、[ ]以前Aが「死にたい。」と話したことがあったとき、「一緒に[ ]」と言ったものの、冗談と微笑みかけられるかと思ったら深刻そうな顔だったので心配したことがあったということを聴いた。

(3) 午前9時すぎ、病院に赴いた担任から午前9時03分に亡くなった旨の連絡が入り、校長は、消防署に連絡をして死亡事実の確認を取った後、市教育委員会に報告をした。

(4) 午前9時25分頃、市教育委員会のA指導主事が来校し、聴き取りを開始した。すぐに大津署の警察官2名が来校し、校長、教頭2名、学年主任、養護教諭からの聴き取りが行われたため、A指導主事は聴き取りを止め、その場で聞いていた。その後担任が加わった。

[ ] 本年10月4日、5日にBとトラブルがあり、5日にはAもエスカレーターして、ケンカとなったこと、BはAのしゃべり方に対してイライラしていたことなどが報告された。

(5) 午前11時20分、校長、学年主任、担任が病院から戻り、本部会議が持たれたところ、午後1時05分から臨時拡大生徒指導委員会を持つこと、午後7時にPTA本部(会長、副会長、庶務)を招集して説明すること、午後8時に緊急学校協力者会議を開催すること、帰りの会での各学級での連絡案(生徒にどのように伝えるかという文案)を作成すること、マスコミに対しては個別対応していくこと、「濃い関係者」として4名の生徒の名前(B、C、E、F)が挙がり、学年でフォローする方針を取るなどが話し合われた。

(6) 校長、学年主任、担任の3人で病院に行き、Aの家族に会った。午後0時30分頃、病院から学校に戻った時に、Aの父親から校長に電話があり、[ ]など、家族の意向が伝えられた。そして、かかる事実は、校長から市教育委員会に電話で伝えられた。

(7) マスコミがすぐに動き出し、正午頃からマスコミからの電話や訪問が頻繁にあった。

(8) 午後1時5分頃、緊急拡大生徒指導委員会が開催され、事件当日の経過の確認及び今後の当面の動きについての確認がされた。緊急拡大生徒指導委員会においては、本部会議の内容が報告された。

(9) 午後2時05分、帰りの会の前に、緊急職員会議が開催され、緊急拡大生徒指導委員会の内容が共有化された。

(10) 午後3時頃、マスコミに対し、校長は、「いじめは把握していない。」と話した。

(11) 午後4時30分、学年主任及びB教頭は、弔問に赴き、葬儀場において、Aの父親と母親に面会した。Aの父親は、まず

[REDACTED]

(12) 午後4時30分、Cの母親から担任に電話連絡が入った。その内容は、次のとおりである。

[REDACTED] 10月7日(金)にCとDがAの家に行った、その時Aが「もうすぐ父親が帰ってくるから。」と言って二人を帰した、明日遊ぼうなという話となった、8日(土)AからCに「財布、知らんか?」と電話がかかっていたので、Cは「知らない。」と言ったものの、Aがその後もごによごによ言っていたので、「何言っているのかわからへんわ。来いや。」と言った、その後AとCが会った、その場にはCの他、B、Dなどがいた、Aは、「時間がやばい。」と言って帰

って行った、というものであった。その後、B、C、Dは、公園で遊んでいた、9日(日)にCとDがBの家に泊まった、10日(月・祝)にCがAと遊ぼうと思い電話をかけたが居なかったので、接触はなかった。

(13) 午後7時、PTA本部会議が開催された。校長、教頭2名、教員3名が出席した。校長の説明は、次のようなものであった。

10月9日にAは部活の試合を頑張っていた。[REDACTED] いじめられるタイプではない、これという大きな原因が見当たらない、いじめが注目されているが現在いじめの心当たりはない、学校としては、どんな形であれ、子どもたちの命を守っていかなければならない、調査や原因究明もしなくてはいけない、保護者説明会は、遺族の気持ち [REDACTED] を考えると開催できない。

(14) 午後8時、緊急学校協力者会議が開催された。市教育委員会からA副参事が出席した。校長が事案の概要、今までの対応などを説明した。その内容は、次のとおりであった。

Aは、特に補導歴とかもない、目立つ行為、危険な行為をする子ではない、欠席も少ない、いじめをされる [REDACTED] 子ではない、本人から、悩み、困っている等の話はなかった。

[REDACTED]  
顕著ないじめがあったということは認識できていない、今後引き続き調査させてもらいたい、今のところ何が原因かわからない。

[REDACTED]  
出席者からの発言として、次のようなものもあった。

いろんな情報がすでに入っている、家庭内の問題情報も入ってきている、小さい学区内のことなので、(校長の説明は)言葉を選びすぎて、説得力がない、相手に伝わらない。

学校として、筋を通す、教育上の筋、なるべく詳細に説明しようという必要はない、詳しい説明をしようとする努力は必要ない。

(15) 午後9時30分、生徒指導委員会が開催され、Aの保護者からの聴き取り内容、三連休の生徒間の出来事等の情報を共有化するとともに、翌日の予定の確認を行った。自死だったのか否かについては、今の時点では分からないということで見解を統一した。

(16) 同日、校長は、10月7日(金曜日)以降のAの動き、Aの置かれていた状況及びA自身の身体的(資質)な問題について調査するよう、教頭を通じて、担任及び学年の教員に対して指示を出した。

教員Gは、A教頭から「Aに関する最近のことを至急まとめてほしい。」と指示を受けたので、生徒指導票(毎年4月に提出してもらう家族情報が記載されたもの)、生徒指導主事が児童相談所を訪問した際に話した情報、2学年生徒指導担当の教員Hから聴き取った情報等をもとに書面を作成した。当該文書には、10月4日及び5日のAとBとのトラブルの様子が書かれた上、5日の件については、「Aが弱い立場にいること、Bの身勝手な行動に『いじめ行為』ととらえ、Aを被害者として指導する」と書かれているところ、教員Gは、メモの段階で教員Hに内容を読んで確認してもらった上で文書を完成させ、A教頭に渡した。

校長の言によると、この書面を読んだ校長は、A教頭及び教員Gに対し、当該記載については10月5日に生徒指導主事から受けた報告と違いがあると指摘し、その内容を訂正させたが、その際、教員Hや生徒指導主事に事実の確認は行わなかったという。しかし、「いじめ行為」と捉えたという文章については、変更されていないままであった。

## 2 10月12日(水)

(1) 午前8時30分、匿名の電話が入る。家の中で子どもが、小学校の時、Aはもっと元気だったのに、最近元気がないと言っていた。校長は、いじめはないと新聞で言っているが、子どもは「あれはいじめだね。」と言っている。事務的な形で物事の処理が終わらないようお願いしたい。

(2) 午前9時10分、市教育委員会の課長補佐から、市教育委員会は調査に入らないという内容の電話が入った。

(3) 午前9時20分、本部会議を開催した(メンバーは、校長、教頭2名、生徒指導主事、学年主任)。内容は、2年生の遅刻者がB、C、Dなどであったこと、当該クラスでは担任が泣きながら話していたため、他の教員がフォローしたこと、気になる生徒について、スクールカウンセラーのカウンセリングを開始することなどについて話し合った。

朝打ち合わせにおいて、昨夜の生徒指導委員会からの報告や子どものケアに関する話がされ、また、Aの転落死が自死かどうかは分からないとの学校の見解の確認がされた。

(4) 昼に校長室において、2学年の臨時打ち合わせが開催され、生徒から寄せられた情報の共有化と帰りの会や放課後の指導方針について確認がされた。この打合せの中で、朝学活の後、教員Aがある生徒から、①A、B、C、D、Eが自殺する練習をしていたこと、②CがAの筆箱にオレンジのペンを折ってインクを掛けAが泣いていたこと、③Aが昼休みに暴力を振るわれていたこと、を当該クラスの生徒から聞いた情報として聴き取った旨の報告があり、これらの生徒については、放課後に聴き取りをし、保護者への連絡及び家庭訪問を行うことになった。特に、情報源と位置付けられた生徒については、教員I及び教員Jが担当となって、しっかりと事実確認をするべきであることが確認された。

(5) 午後1時30分、本部会議が開催され、帰りの会における黙とうの文案について話し合われた。

(6) Aの荷物の点検が行われ、美術作品、教科書、ノート等については職員室で預かることになった。

(7) 放課後、不安定な生徒に対する聴き取り調査が行われ、その内容は管理職にも報告された。校長は、複数の生徒たちからの聴き取り結果により、家庭内の問題だけではなく学校内での問題もある可能性を認識し、継続調査が必要であると考えた。

(8) 午後4時15分、市教育委員会のA指導主事が学校を訪問した。校長、教頭2名、途中からスクールカウンセラーが同席し、今日の経過説明、生徒から暴力やいじめの情報が出ていることを伝えた。

(9) 午後4時50分、生徒指導主事が生徒からの個別聴き取りの結果を報告したところ、ケンカのシーンの目撃者は、顔面を殴っていたり、ペンのインクをつけていたことから、あれはいじめだと述べ、これらを止められなかったことが、悲しくてつらいと述べたり、他の生徒は、B、Cが、虚勢を張ってか、「あいつが死んだのはおれらのせいやない。」「マンション見に行こうか。」などと言っていたのを聴いて、余計悲しんで悔やんだ。Cが「いよいよ本番やりよったな。」という言葉を使ったことを聴いたので、本番というのだから、練習があるに違いないという思いをもったと述べていたことを報告した。

(10) 午後5時15分頃、スクールカウンセラー・スーパーバイザー会議、生徒指導委員会が開催された。生徒にストレス反応が出るのは当然のことであること、毎日ケア会議を行うことや、情報はメモを取って集約する必要があることなどが確認され

た。

(11) 午後8時15分、生徒指導委員会が開催され、2学年からの集約を受けて翌日の予定について確認され、Dからの聴き取りの予定が確認された。

### 3 10月13日(木)

(1) 朝打ち合わせにおいて、全員参加の会議を持つことは難しいので、本部会議や生徒指導委員会で方針を決めていることやその日の予定等の確認がなされた。

(2) 午前10時30分、Aの父親が来校し、校長、教頭2名、学年主任が約3時間話を聞いた。Aの父親は、当初はAの [ ] 昨日いじめがあったとの情報が耳に入ったため、早急に調査をしてほしい、口を閉じてしまわないうちに早く生徒にアンケートをして欲しいなどと要望した。 [ ]

(3) 午後1時30分、管理職会議が開催された。 [ ] を受けて背景調査を行うことになったこと、10月14日に教員へのアンケートを実施すること、1、3年生については迷惑調査を、2年生についてはストレスチェックを行うこと、子どもについてのアンケートを実施すること、Aのゲームカセットの中身がないことに関する調査方法などが議題になっていた。

(4) 午後3時40分、Dから聴き取りをした。また、生徒から「先生聴いて。」との声が上がリ、当該クラスの生徒8人が来たため、聴き取りを行った。その結果、新しい情報が出て来た。

アンケートのひな形を作成した。

(5) 午後5時、市教育委員会のA指導主事が学校を訪問した。A指導主事は、Aの父親が市教育委員会を訪問し、どこに行けば自分の望みが叶えられるのかという思いで、市教育委員会に来た旨を話していたことを伝えた。父親の話した内容は、 [ ]

[ ] などというようなことであった。

(6) 午後6時、生徒指導委員会が開催された。 [ ]、生徒への聴き取り状況について、関係した生徒、加害生徒、被害者の保護者への配慮をすることなどの話がされた。また、この際、今後は本件に関して見聞きしたことは、必ず詳しくメモに残すことを確認した。

(7) 午後7時、PTA実行委員会が開催され、アンケートを実施する旨を報告した。

(8) 夕方、Cの母親から、 [ ]

(9) 午後8時40分、A指導主事と電話連絡をし、加害生徒の心理状態、一般生徒の心理状態を考えると、調査を実施することによるリスクが考えられるので、アンケートを作るにあたっては、専門家の意見、助言を求めることが望ましい旨助言を得た。

(10) 午後9時頃から午後11時頃まで、本部会議が開催された(スクールカウンセラー及びスーパーバイザーが同席)。教員及び生徒へアンケートすることなどを確認した。生徒向けアンケートは、保護者向けに説明の文章を頭につける、17日(月)に配布し、19日(水)に回収することを目標とする。封筒に入れて配布し、生徒は自宅で記入し、封筒に入れて提出することにする。調査をした後どうするかという点について、メンタル面のサポートだけでなく、弁護士などの法律や事案の専門家の助言も得ることとする。12日の学校協力者会議以降、 [ ] や新情報もあり、学校がはじめて立てた方向性が変わるので、協力者会議メンバーにその旨を説明しなくてはいけない。15日(土)か16日(日)に実施する予定である。

### 4 10月14日(金)

(1) 朝打ち合わせにおいて、校長からの経過説明がなされ、また本部会議及び生徒指導会議で確認された事項の報告がなされた。また、調査した後に、学校が、Aの父親、Aの [ ]、関係生徒、周辺生徒、情報を出した生徒に対するメンタル面のサポートのみならず、学校の機能や信頼等のバランスを取りながらどのように動くべきかという点については、弁護士などの専門家の助言が必要であることが確認された。さらに、本部会議については、今後は、校長、教頭2名、生徒指導主事、学年主任の5人に加えて、教員K及び教員Gも出席することが確認された。

(2) 午前10時頃、学年主任、担任、Aの [ ] の担任、スクールカウンセラーAが、A宅を訪問した。 [ ]



教員に対するアンケート調査が実施された。

放課後、生徒5名に対する聴き取りがなされた。

実施されたスクールカウンセラーによる聴き取り内容は、B教頭に報告され、その内容は詳細に記録された。

カウンセラーが一人では足りないとして市教育委員会に連絡をした。

#### 5 10月15日(土)

(1) 午前10時から午後4時30分まで、スクールカウンセラーによるストレスチェックリストの集計と分析を実施した。スクールカウンセラー、スーパーバイザー及びB教頭が、結果を受けて17日(月)にどう進めるのかについて、原案を作成した。

(2) 午後0時頃、管理職会議が開催された。

(3) 午後、校長、A教頭が協力者会議メンバー宅を訪問し、アンケートを実施する旨報告した。

#### 6 10月16日(日)

(1) 午前10時30分、Aの父親から電話があり、

(2) 午前10時40分頃、拡大本部会議が開催され、15日(土)から16日(日)の朝までの情報(学校とAの父親、Cの母親との電話連絡等も含め)が共有された。

(3) 午前11時15分頃、本部会議が開催され、校長からは、Aの父親の気持ちをくみ取ること、今後は人権教育やこころの教育についての検証の必要があること等が、A教頭からは、加害、被害双方に等しく情報開示すること、学年主任からは、Aの父親からはDの名前は出ていないが、Dの指導経過をまとめておいてもらうこと等が話された。

(4) 午後0時頃、生徒指導主事と教員LがC宅を訪問した。

(～午後2時)

(5) 校長及びA教頭が、A議員宅を訪問して、説明をした。

(6) 午後2時15分頃、本部会議が開催され、C宅の様子、地域の様子が確認された。また、校長からは、親同士の話には首を突っ込まない方がよいとの話がなされた。

(7) 午後2時45分頃、Aの父親が来校し、B教頭と学年主任が対応した(10月17日付臨時職員会議)。Aの父親は、Aが8月くらいからだんだん何かあり、9月に急激に変わったこと、

を学校に伝えた。

(8) B議員が来校し、校長とA教頭が対応した。

(9) 校長及びA教頭は、協力者会議メンバー宅を訪問した。校長は、地域の方、議員、地区会長が、「担任は大丈夫か。」と心配していた、顔を突き合わせて説明することは重要と感じたと感想を述べた。

(10) 午後4時30分、拡大本部会議が開催され、Aの父親の話を集約し、E宅に連絡を取り、来校を願う、F宅に連絡を取り、家庭訪問しよう、Dについてはこれまでであったことについての情報を整理することなどが話し合われた。(～午後5時)

(11) 午後5時15分、Eの両親が来校し、E本人から学校で話を聴いて欲しいと依頼する。(～午後6時15分)

(12) 午後6時30分、F宅へ家庭訪問する。Fの親は、

などと伝えた。(～午後7時)

(13) 午後7時30分、拡大本部会議が開催され、翌日の動きの確認がなされた。(～午後8時45分)

#### 7 10月17日(月)





するのかなどが検討された。(～午後11時30分)

(15) 9名の生徒に対してカウンセリングを実施した。(午前9時から午後4時まで)

(16) 生徒からの聴き取りがなされた。

## 8 10月18日(火)

(1) 午後9時、校長が市教育委員会を訪れた。A指導主事が対応した。校長は、地域関係者による特別調査委員会を設置したいとの意向を示した。

校長が検討していた構成メンバーは、全員で6名、学校協力者会議メンバー(学校評価委員)からとして、各学区から(自治連会長他)1名ずつ、学識経験者1名、保護者代表(PTA副会長)1名とする。校長は、調査結果に対する透明性を高めたい、場合によっては市教育委員会の出席を依頼するとの意向を示した。

(2) 午前9時15分、Cが欠席のため、母親に電話をした。

(3) 午後1時、校医から電話連絡があり、校医として心配している。緊急支援はどうなっているのかとの問い合わせであった。

(4) 午後1時40分頃、管理職会議が開催され、調査の中間集計、10月5日の件、地域の会議等について話がされた。

(5) 午後3時30分、市教育委員会のA副参事から電話があり、スーパーバイザーからの話として、担任のケアの担当者や方法について提案がなされた。

(6) 午後4時、生徒指導主事と教員Iが、C宅を家庭訪問し、

(7) 午後4時15分、市教育委員会のA指導主事から電話があり、弁護士からのアドバイスとして、委員会を立ち上げることについては結構ということである。透明性

を図るのが目的であれば、アンケート入りの封筒を開封する段階から学校が間引いたりしないように、原本のコピーを準備しておいて、どんどんみて下さいという状況の中で、その会議の目的を示してするのがよい。

(8) 午後5時、Aの父親より電話があり、B教頭が対応した。

(9) 午後6時15分、臨時職員会議が開催された。校長からは、長い一週間であった、はじめはどうしていいかわからなかった、肩が張っていた、どうしても自分の思いが優先して、一方的に皆さんに押しつけて動いてもらった、申し訳ない、少し首を横に振って相談したり、任せたりするようになってきた、60人が一枚岩、同じ方向を向こうという話がなされた。そして、調査の集約については、特に新しい事実や今まで出ていなかったこと、反するようなことは出ていない、Aにとって不本意、一方的な暴力をうけていたことがいくつもあがってきている、そんなことがあったのに、見逃していたことを正直我々は認め、見直さなければいけない、隠すとかはないが世間の人はどう思うか、まだよく分からないことは金銭の動き、学校の対応で不適切な部分があったと子どもたちに見られている(周囲からの訴えがあったにも関わらず、あとにまわすのではなく、その場で聴いてやらなければいけなかった。)、亡くなったことと直接繋がっているかはわからない、アンケートの後、Aの死についてどう見るか(大変悲しい、残っている僕らがしっかりしないといけない。)、アンケートは決してちゃかしたりせず、真剣に書いてくれている、子どもたちのこころの中はしっかりと判断する気持ちが根付いている、この根を伸ばし芽や葉を伸ばすことができているなど述べた。その他、アンケートの集約方法、今後の聴き取りと事実確認について、加害生徒の指導について、今後の見通し・留意点(学校支援会議などの新しい調査組織の立ち上げ)について話がされた。(～午後8時)

(10) 午後7時30分、教員M及び教員Hが、B宅を家庭訪問し、

(11) 午後8時30分、教員Dと教員Nが、D宅を家庭訪問し、



た。

(20) 生徒1名からの聴き取りがなされた。

#### 10 10月20日(木)

(1) 午前10時30分頃、管理職会議が開催され、別件の嫌がらせ行為について話し合われた。(～午前11時30分)

(2) 午後6時10分、生徒指導委員会が開催され、別件の嫌がらせ行為の生徒の件などについて話し合われた。(～午後6時40分)。

(3) 午後6時45分、2年生の学年会を開催した。

(4) 午後7時、市教育委員会のA副参事及びA指導主事が来校し、午前中にAの父親が市教育委員会に来て、  
(～午後8時40分)

(5) 午後7時30分、Bが父親に送ってもらい学校に来た。  
(～午後8時40分)

(6) 午後9時30分、本部会議が開催され、Aの父親が市教育委員会に行ったこと、Bの来校内容などが話し合われた。

(7) 生徒からの聴き取りはなかった。

#### 11 10月21日(金)

(1) 午前9時、管理職会議が開催され、11月1日の全校集会や11月4日の保護者説明会等に関する対応等が話し合われた。全校集会では、アンケートに正直に書いてくれたことで、自分から望んでないことをされたこと、いくつもの場面を教えてくれたこと、こういった行為はいじめであったことが分かった、書いてくれたことに対して、より細かく事実を確認し、関わった人にその時のAの気持ちを考えてもらい、そのようなことがないようにしてもらおうと思っていることを伝えることとした。(～午前10時)。

(2) 午前11時、PTAの方より電話があり、B教頭が対応した。アンケートが配

られ、学校はやってくれていることが分かった、それまでは学校はなかったことにするのかという声が聞こえた。PTAの中にも温度差があり、執行部会ですら開けるのかと心配されていることなどが話された。

(3) 午後1時、市教育委員会の課長補佐及びA指導主事が来校し、校長から経過説明が行われた。また、24日の弁護士との相談は、少しでも早くということで、午後6時から午前11時に変更になったことが伝えられた。(～午後4時)

(4) 午後5時、Aの父親から電話があり、24日に追加分を渡す旨を校長から連絡した。

(5) 午後5時30分、PTAの方(B氏)が来校した。

(6) 午後7時55分、A指導主事より電話があり、11月1日に生徒集会と保護者説明会をダブルで行うことについて教育長の了解が得られたこと等が伝えられた。また、10月25日の聴き取り対象者に、B、C、Dの他にE、Fが入っていない点について確認されたが、この2人はすでに聴き取り済みであることが伝えられた。

(7) 午後9時20分、本部会議と学年会議の合同会議が開催され、聴き取り調査による新情報の確認等がなされた。(～午後9時50分)

(8) 午後9時50分、本部会議が開催され、市教育委員会と協議した今後の展開について確認がなされた。また、新情報をもとに教員1名からの聴き取りを行った。(～午後10時25分)

(9) 聴き取りとアンケート集計(～24日)

(10) 13名の生徒から聴き取りを行った。

#### 12 10月22日(土)

(1) アンケート整理作業を継続した。

(2) 校長、A教頭は地域へ説明に回った。

(3) B教頭は情報の整理をした。

### 13 10月23日(日)

(1) 午後1時、本部会議が開催され、弁護士及びスクールカウンセラーによるアンケート分析の為の資料作成、翌週の段取り(25日の3名への聴き取りに際して事実確認のポイントなど)などを打ち合わせた。(～午後4時20分)

(2) その後、分担ごとに別れて、本部以外の教員の応援を受けて作業をした。

(3) 午後7時30分、本部会議が開催され、全校集会及び保護者説明会の準備、第1回学校支援会議の準備、3名への聴き取り調査に関する準備などがなされた。(～午後9時50分)(10月23日付本部会議資料)

### 14 10月24日(月)

(1) 午前9時から午前10時10分まで、課長補佐とA指導主事が、弁護士に相談をし、午前11時から、校長が加わった。(～12時20分)

相談結果については、市教育委員会が作成した「天津市立中学校 転落事案について(〇〇弁護士相談結果)」という表題の書面にまとめられているところ、それによると、相談内容は、「今回の対応の総括について」、「因果関係について」、「訴訟対応について」、「その他」、「学校対応について」、「市教育委員会対応について」の各項目がある。結果として、「今回の対応の総括について」は、親しい人間関係の中で起こっていることであり、出て来た事実について加害生徒との食い違いはあるが、全体として評価したときに、立場の互換性がないことから「いじめ」の構図があったと認めざるを得ない。「因果関係について」は、因果関係については申し上げられる立場にない、評価に関わる問題なので意見や感想を申し上げる立場にない。理解して欲しいという対応であった。「訴訟対応について」は、①他の意図も考えられる。因果関係はない。安全配慮義務違反はない。②安全配慮義務違反があった(予見できた)。因果関係はない。③安全配慮義務違反があった。因果関係があった。と3通りが考えられるところ、①ないし③にはそれぞれ→が付いており、その先には①に〇印の記載が、②、③には×印の記載がある(なお、本委員会に提出されている書面には、「市としては①になるのでしょう」との手書きの記載がある。)。 「学校対応について」は、どの段階で「学校対応」の一定の区切りが付いていくのかという点に対して、現在の見通しで〇。「学校」としての対応は一旦区切りとし、「平常の生活」に戻る。後は訴訟になるなら早くその対応になる方がよい、という回答であった。「市教育委員会対応について」は、学校保護者会(報告)への市教育委員会の参加の有無については、出なくてよいのでは、状況により必要が生じれば判断するという回答であった。

〇〇弁護士は、アンケート結果を集約した表に基づき、また、相談の現場に市教育委員会が持参したアンケート用紙を見て判断しているが、加害とされた生徒毎に判断

をくぐらせてはいなかった。

(2) 午後1時、アンケート結果の分析についてスーパーバイザーAからB教頭に対して報告があった。(～午後5時30分)

その内容は、

- ①これだけの生徒がアンケートを書いた。見るに見かねてこれだけのことを書いてきたということは、憤りの気持ちがあるということ。それだけ、他の生徒から見ても心配なことであったということが分かる。
- ②一読後の感想だが、厳しい状況になったのだろう。一方で「明るい先輩」という、〇〇部(注:Aが所属していた部)の後輩からの声もある。「嫌な顔」ができなかった子どもではないか。
- ③生のアンケート用紙を見ると、直接場面を見た人は限られているが、複数あること、はじめは仲良しであったこと、10月にしよげる場面とかもあり、様子が変わったこと、10月のはじめに、「お前の家族、全員死ね。」というような言葉がどうして出たのかひっかかる、つまり、関係の質がどんどん変わってきている。事実としての推論であるが、はじめは仲良しで、Aの気持ちとしては対等な気持ちで立ち向かっていったと考えられる。
- ④なくなった原因はいろいろなのことが重なったことである。人が亡くなる時には、何らかの要因が積み重なっている時であり、単独の要因で起きるわけではないと考える。
- ⑤どうして相談できなかったのだろうか。Aは、相談できない理由として、なにもかもひとりで引き受けてしまう特徴があったのではないかと、それは、怒りを自分に向けてという特徴。
- ⑥一方で、Bの変化(イライラしたり、目つきが悪くなったり)は、何が起きていたのかを聴き取る必要がある。
- ⑦また、いろいろな立ち振る舞いの中で、XXXXXXXXXXでも、部活で見せるように、明るく笑ってみせて、それで明るい先輩と思われていた。そう振る舞うのに成功していた。なので、自分がいじめられているということを認められないプライドのようなものがあったのではないかと。
- ⑧いずれにせよ、この子の相談にのってやれる人、つまり「お父さんには言わないから何でも言える」といえる大人が必要だった。関係機関連携を早くから入れるべきだった。

というものであった。

また、その中で、一人で引き受けてしまう特徴については、

(3) 午後3時30分、

(4) 午後6時過ぎ、Aの父親が来校し、校長が対応した。

(～午後7時過ぎ)。

(5) 午後6時08分、2年生の学年会が開催された。

(6) 午後7時20分、本部会議が開催された。(～午後7時50分)

(7) 午後7時50分、市教育委員会のA副参事及びA指導主事が来校した。(～午後8時15分)

(8) 午後9時30分、本部会議が開催され、翌日の3名からの聴き取りなどについて話をした。(～午後11時40分)

(9) 2名の生徒から聴き取りを行った。

15 10月25日(火)

(1) 朝、Cの母親から欠席の連絡が入った。

(2) 午後3時30分、ミニ本部会議が開催され、校外学習の実施について話がされた(～午後4時15分)

(3) 午後5時30分、学校でBからの聴き取りを実施した。事実の一部否定または

訂正があった。

(4) 午後8時20分、D宅でDからの聴き取りを実施した。事実の一部否定または訂正があった。

(5) 午後7時、第1回学校支援会議が開催された。構成メンバーは、学識経験者1名、自治連合会長1名、学区民会議会長1名、主任児童委員2名、PTA副会長1名であった。校長から、会議の趣旨説明として、①事案に関する学校のアンケート調査の公平性や透明性を高めるため、分析や検討を行い、学校の方向性を高める。②学校の対応や指導方法について支援や助言を行う。③今後の学校の活動等について評価を行うということが述べられた。その後、アンケートを見た上で、メンバー間で意見交換がなされた。(～午後9時30分)

(6) 午後11時20分、本部会議が開催され、B、Dの事実確認の集約、学校支援会議の報告がされた。(～26日午前0時20分)

(7) 26日午前0時20分、別件いじめに関する会議が開催された。(～午前0時50分)

(8) 時間は不明だが、2年生の学年会が開催された。

16 10月26日(水)

(1) 午前9時15分、管理職会議が開催された。(～午前9時45分)

(2) 午前9時50分、市教育委員会のA副参事とA指導主事が来校した。支援会議の様子、B及びDの聴き取り内容などを報告した。(～午前11時50分)

(3) 午後1時、滋賀県のスクールサポートの方が来校し、校長、教頭2名で対応した。Aの父親が警察に行っていること、Aの父親は常識的な方であること、学校から警察に説明に行くべきであることなどが話された。

(4) 午後3時30分、PTAの方(B氏)が来校し、校長、教頭2名で対応した。(～午後4時15分)

(5) 午後4時40分、2年生の学年会が開催された。

(6) 午後9時30分、拡大生徒指導委員会が開催され、B、Dがアンケートの事実を概ね認めたこと、弁護士、スーパーバイザーのいじめと認めざるを得ないとの見立ても含めて学校の意見をどうするか等が話され、いじめがあったと判断した。(～午後10時30分)

(7) 午後10時30分、本部会議が開催され、Cの聴き取り及び今後の流れについて話し合われた。(～午後11時)

#### 17 10月27日(木)

(1) 午前9時、管理職会議が開催された。(～午前10時15分)

(2) 午後2時、スクールカウンセラーD、スーパーバイザーBが来校し、校長、B教頭が対応した。

スクールカウンセラーDは、Aのことについて、  
「  
」  
ということを述べている。また、C、  
BにDが入ることで攻撃性がアップした」ということも述べた。

(3) 午後3時15分、引き続き、スクールカウンセラーDから報告を受けた。その内容として、自死の人は、親との関係で、親に否定されたから、いじめられる側も、家庭の中でその(いじめられるという)特徴があったから、あそこまでいじめられた。また、いじめられてもみんなが自死するとはいえない。「死を選ぶこと=いじめ」ではない(誘因になっただろうと考えられるが)。  
「  
」

「だから学校はこのライン、いじめがあったということと自殺の原因ということを全く切り離す必要がある、ということ」を述べている。

(4) 午後3時50分、市教育委員会の課長補佐らが来校した。県教育委員会に3名の母親が行き、学校に行けなくなったことを訴え、県教育委員会は学校に行けるように支援すると話したことを伝えた。

(5) 午後4時、スクールカウンセラーDとB教頭が話し合う。その内容は、次のとおりであった。はじめ、自死の時「いじめがあった。」と言わなくて正解だった。もし言っていたら今頃マスコミなど大変なことになっていただろう。まず、内部がいじめで亡くなったと思わないこと。

(6) 午後4時30分、校長、生徒指導主事が大津署へ行く。

(7) 午後6時、C宅へ家庭訪問する。聴き取りに対して事実を一部否定または訂正があった。

(8) 午後7時、教育長、校長、A教頭がA宅にお参りに行く。

(9) 午後8時、臨時職員会議が開催され、今までの経過が伝えられ、学校としての見解や動きや方向性について共通認識を持つことなどが話し合われた。(～28日午前0時20分)

(10) 28日午前0時50分、本部会議が開催され、B、C、Dに対し、今回の件がいじめであることを管理職から話すことを決めた。

(11) Cから聴き取りを行った。

#### 18 10月28日(金)

(1) 午後6時、2年生の学年会が開催された。3名に対して学年としての指導を開始することが話し合われた。

(2) 午後6時、ケア会議が開催され、スクールカウンセラー、スーパーバイザーが入り、  
「  
」  
が話し合われた。(～午後9時)

(3) 午後7時、Aの父親、  
「  
」  
が来校し、校長と学年主任が対応した。学校からは、いじめの見解や学校の指導について説明をした。  
「  
」  
「  
」  
「  
」  
「  
」  
「  
」

(～午後10時)

(4) 午後7時、PTA執行部会が開催された。

(5) 午後10時、本部会議が開催された。担任と教員Hも同席した。スーパーバイ

ザー及びスクールカウンセラーからの報告があり、一番心配なのは3名の生徒である。生きている子どもたちを大切にすることが重要と説明された。(～午後11時30分)。

#### 19 10月29日(土)

- (1) 午後1時、本部会議が開催された。(～最終午後11時10分)
- (2) 午後1時、校長、B教頭、教員Kが、B宅を訪問し、保護者に対し、いじめがあったとの認識を伝えた。(～午後2時20分)
- (3) 午後4時、校長、B教頭、教員Gが、D宅を訪問し、保護者に対し、いじめがあったとの認識を伝えた。(～午後5時40分)
- (4) 午後6時40分、市教育委員会のA副参事及びA指導主事が来校し、お金の動きや万引きに関して、10名の生徒から聞き取りをして欲しい旨要請を受けた。今はいじめがあった。だが死の原因は分からないという見解だが、お金の件がからめばそうともいえないかもしれない。お金の件について再度調べて欲しい。また、自殺の練習や動画についても調べて欲しい。市教育委員会は明日10月30日(日)午後6時に集合するので、それまでにあたって欲しい。(～午後7時40分)
- (5) 午後7時、校長、A教頭、教員Lが、C宅を訪問し、保護者に対し、いじめがあったとの認識を伝えた。(～午後7時40分)
- (6) 午後7時45分、市教育委員会の課長補佐から電話があり、今から電話での聞き取りでもいいので、お金の件についてあたって欲しい旨の連絡が入った。
- (7) 午後7時45分、本部会議メンバーとその他のメンバーで、家庭訪問と電話で聞き取りを行った。(～午後10時40分)
- (8) 午後10時40分、本部会議が開催され、事実の集約や聞き取り未了の生徒の確認等がされた。(～午後11時10分)。

#### 20 10月30日(日)

- (1) 午前中、聞き取り調査の続きとそのまとめを行った。
- (2) 午後1時30分、本部会議が開催された。追跡聞き取り調査のまとめの確認、保護者説明会などの具体的な計画と作業を行った(学校がいじめと認定した事実につ

いての根拠を整理したなど)。(～31日午前0時45分)

(3) 午後6時、校長が市教育委員会と打合せをした。内容は、Dについてはどうなるのか。パンツがずれることがあったのか、ズボンずらしなのか、パンツを脱がす意図はあったのか、などが話し合われた。(～午後11時30分)

(4) 1名の生徒から聞き取りを行った。

#### 21 10月31日(月)

- (1) 昼前、市教育委員会から、市教育委員会に電話が入った旨の連絡があった。
- (2) 昼前、Dの母親から、電話があり、
- (3) 昼休み、本部会議を開催した。
- (4) 午後5時40分、臨時職員会議が開催され、3名の家庭訪問に関する報告等がされた。(～午後6時40分)。
- (5) 午後6時40分、2年生の学年会が開催された。
- (6) 午後6時40分、自治連合会長より電話があり、保護者説明会に呼んでくれないのかとの問い合わせがあった。支援会議のメンバーに急遽案内文を配布するために訪問することにした。
- (7) 午後8時、B教頭、教員GがD宅を訪問し、母親に対して、母親が市教育委員会に説明を求めたことについて説明した。(～午後9時30分)
- (8) 午後10時、本部会議が開催され、マスコミ対応、特にいじめと判断するポイントについて明瞭に回答できるよう話し合った。(～午後11時)

(9) 2名の生徒から聞き取りを行った。

#### 22 11月1日(火)

(1) 昼、Cの母親より電話があった。

(2) 6校時、全校集会在開催され、引き続き2年生は学年集会在開催された。

(3) 午後7時、保護者説明会在開催された。

(4) 午後10時、支援会議が開催され、保護者説明会の振り返りがなされた。(～午後10時40分)

(5) 午後10時45分、本部会議が開催され、最後の拍手は学校不信の拍手ではないかということ、今後見える形の学校の指導や体制について話し合った。(～2日前0時)

23 11月2日(水)

(1) 午前10時、校長が市教育委員会へ赴き、教育厚生常任委員会及び記者会見の打ち合わせをした。

(2) 午後4時、市教育委員会の次長、学校教育課長、校長でプレス発表をした。報道機関とのやりとりは、いじめの具体的内容の説明、担任が気付かなかったのか否かについては、いじめという訴えが2度あったので、本人を呼び出したが、いじめという判断はしていないこと、死亡との因果関係についてはわからないということなどであった。

(3) 午後6時45分、本部会議を開催し、教育厚生常任委員会やプレス発表の報告がなされた。(～午後7時40分)

(4) 午後7時40分、校長が市教育委員会へ赴いた。(～午後9時20分)

(5) 午後9時25分、本部会議を開催した。教育厚生常任委員会の内容について、これで調査は終わりか(10月28日にAの父親に調査はここまでで、あとは指導に入ると説明している。)、もっと調査をして欲しい、それは教育委員会が入ってやれ、資料を加害者にも渡せなどの意見が出たことの報告があった。また、学年で副々担任制を置くことについて議論がなされた。(～午後10時40分)

(6) 午後10時40分、管理職会議が開催された。(～午後11時)

(7) B教頭からAの父親宛にメールがなされ、10月29日、30日にBランク(アンケートに記名で伝聞事項を書いている人)について調査したが、確証となる情報が得られなかったことを報告する。

24 11月3日(木・祝)

午前9時から午後8時40分、学校待機と作業を実施した。  
市教育委員会の次長、課長補佐が来校した。

25 11月4日(金)

(1) 午後6時30分、B議員が来校した。

(2) 午後9時、A指導主事が来校し、Dについて、本当にいじめという判断でOKなのか、裁判になった時にどうか。体育大会のガムテープを口に貼った。剥がしただけ。Bにアンケート結果を見せることはできない。C、B、Dへの家庭訪問など、しっかりできているのかという内容が話された。(～午後11時15分)

(3) 午後11時15分、本部会議が開催された。Cの母親、Dの両親からの電話内容を報告した。(～5日前0時)

(4) 3名の生徒(うち2名はE、F)から聴き取りを行った。

26 11月5日(土)

午後3時、Dの両親が来校し、校長、B教頭、教員Gが対応した。(～午後6時15分)

27 11月6日(日)

待になし。

28 11月7日(月)

(1) 昼休み、本部会議が開催された。

(2) 午後5時20分、本部会議が開催され、今後のB、C、Dに対する関わり(家庭訪問、受け入れ体制、本人から話を聴くなど)について話し合われた。(～午後7時)



(3) 午後5時20分、C宅へ担任及び教員Hが家庭訪問した。担任とCが一对一で話をした。[REDACTED]

(4) B宅と電話連絡をした。

(5) D宅と電話連絡をした。

(6) 午後10時、本部会議及び学年の一部が参加した会議を開催し、3人の指導及び受け入れ体制などについて話し合った。(～午後10時30分)

29 11月8日(火)

(1) 午前10時10分、市教育委員会の課長補佐から電話があり、いじめと認定した根拠が分かる資料を挙げて欲しいなどと連絡があった。

(2) 午前11時、Bの母親が来校し、[REDACTED]

(3) 昼、市教育委員会の課長補佐が来校し、いつ、いじめと認定したのかの資料が必要であると言った。学校は、10月25日にB、Dから聴き取りをし、26日に拡大生徒指導委員会をもち、27日にCから聴き取りをし、その後職員会議をして認定した旨を説明した。

(4) 昼、Aの父親から、[REDACTED]メール(2回)が届いた。

(5) 午後6時、Cの両親が来校し、質問事項及び要望事項が記載されている書面を持参した。(～午後7時40分)

(6) 午後8時30分、学年主任がD宅を家庭訪問したが、本人には会えなかった。

(7) 午後8時20分、本部会議が開催され、いついじめと判断したかの時期の確認、Aの父親からの質問についての回答を検討した。(～午後11時30分)

(8) 深夜、Aの父親から[REDACTED]メールがあった。

30 11月9日(水)

(1) 午前9時30分、Aの父親が来校し、[REDACTED]

(2) 午後4時30分、Aの父親から電話があり、[REDACTED]

(3) 午後5時30分、本部会議及び2年の合同会議を開催し、Aの父親が来校した様子及び電話してきた様子を伝えた。(～午後6時05分)

(4) 午後6時20分、本部会議が開催され、Cの両親が持参した質問事項、要望事項に対する回答案を検討し、11月14日に協力者会議を、11月中に支援会議を開催すること等を議題とした。(～午後7時25分)

(5) 午後7時30分、市教育委員会の課長補佐が来校し、開示請求に関する状況を話した。(～午後9時)

31 11月10日(木)

(1) 午前10時、市教育委員会のA指導主事から電話があり、Aの父親が市教育委員会に行き、[REDACTED]

(2) 午後5時20分、本部会議が開催され、前日の課長補佐からの情報やAの父親が市教育委員会へ行って話した内容、[REDACTED]

が報告された。  
また、今後しなければならないこと（資料の準備）を確認した。（～午後7時）

(3) 午後7時、PTA実行委員会が開催され、PTA懇談会の持ち方などが協議された。（～午後7時）

(4) 午後10時、再度本部会議が開催された。（～11日午前0時30分）

(5) 午後11時15分、課長、課長補佐、A副参事、B副参事が来校し、本部会議と並行して開示資料のチェックなどをした。（～11日午前0時20分）

(6) Eから聴き取りを行った。

### 32 11月11日（金）

(1) 午前、市教育委員会と開示資料の訂正版についてやりとりをした。

(2) 午後、

このことはB教頭に報告された。

(3) 午後6時、担任、教員O、教員HがA宅にお参りに行った。別室で、両親とアンケートやE、Fに頼るしかないなどと話した。

(4) Bの保護者、Cの保護者に生徒指導主事から電話をし、情報開示については、市教育委員会に前向きに検討してもらっていることを伝えた。

(5) Bの母親から電話があり、

### 33 11月12日（土）

特になし。

### 34 11月13日（日）

特になし。

### 35 11月14日（月）

(1) 4校時、市教育委員会の課長補佐が来校した。

(2) 午後7時45分、Bの母親が来校し、今日教室に置いてあった荷物を取りに来た。

(3) 午後7時、学校協力者会議が実施され、学校から経過説明を行い、質疑応答がなされた。質疑応答の中では、PTAに対してきめ細やかな情報を流す必要があること、協力者会議のメンバーが外に発信する必要があることなどの意見が出た。市教育委員会からはA副参事が出席した。（～午後9時）

(4) 午後9時40分、本部会議が開催され、協力者会議の様子が報告され、次回の支援会議が11月30日に開かれることが伝えられた。また、2年の学年部会から、C、B、Dの復帰に向けての話などが話された。（～午後10時20分）

### 36 11月15日（火）

(1) 午前9時20分、

(2) 夕方、

(3) 夕方、

### 37 11月16日（水）

(1) 午前9時、学校から話したいことがあると伝えていたため、Aの父親が来校し、校長、教頭2名が対応した。内容は、①PTA懇談会の計画、②Aの父親作成の時系列の訂正、③B、C、Dの保護者への資料開示（背景調査アンケート結果）について、④Aの机でトランプをしていたことについて、話をした。その中で、転落死といじめ

との因果関係は判断できないと校長から説明がなされた際、  
また、時系列の訂正の箇所、10月5日の「いじめられていることは嫌だった。」という部分については、「今日は嫌だった。」と訂正する旨学校が指摘すると、Aの父親は、

(2) 午前10時30分、Aの出身小学校の協力者会議が開催され、校長が出席した。  
(～午後0時)

(3) 午前10時30分、県のスクールサポートチームが来校した。(～午前11時過ぎ)

(4) 午後4時45分、担任がC宅を家庭訪問した。CとDが在宅しており、笑顔で話げできた。

(5) 午後5時、本部会議が開催された。(～午後6時30分)

(6) 午後6時30分、PTAの方(B氏)が来校した。

(7) 午後6時30分、アンケート原本やコピーなどを文書ファイルに綴じる整理をした。(～午後10時)

(8) 午後10時、本部会議が開催され、C宅の家庭訪問の様子などが報告された。  
(～午後11時40分)

### 38 11月17日(木)

(1) 午後2時、  
(～午後2時15分)

(2) 午後2時15分、市教育委員会のA指導主事から電話があり、問題行動報告書、事故報告書、事故後加害側の生徒に対してどういう対応をしているかの3点について至急報告することの指示がなされた。

(3) 午後8時30分、検討委員会が開催された。新メンバー4人が加わった。B、C、Dの今の状況などが話された。(～午後11時15分)

### 39 11月18日(金)

(1) 午後0時、A議員が来校し、校長、A教頭が対応し、経過説明をした。(～午後1時15分)

(2) 午後2時、B議員が来校し、校長、A教頭が対応し、経過説明をした。(～午後3時)

(3) 午後6時10分、臨時職員会議が開催され、経過説明、遺族の様子、B、C、D及び保護者の様子などが報告され、また、復帰プログラム、当面の課題、長期的な展望について話し合われた。(～午後9時15分)

(4) 午後10時、管理職と2年学年主任会議が開催され、(暴行があったのが)10月3日か4日かの話をした。(～午後10時45分)

### 40 11月19日(土)

特になし。

### 41 11月20日(日)

特になし。

### 42 11月21日(月)

(1) 午前11時、校長が県教育委員会学校教育課を訪問し、主席参事、指導主事に事故のその後の状況について報告した。

(2) 午後4時30分、検討委員会が開催され、情報の集約と整理などをした。(～午後7時15分)

(3) 午後7時40分、Bの母親から  
電話連絡があった。

(4) 午後7時30分、担任からの聞き取り内容を生徒指導主事、教員Lが報告した。その内容は、①いじめ行為はいつから把握していたかについては、10月5日から、

②いじめの予見はいつからかについては、9月の終わりごろ、BがAの後ろから羽交い締めにしていたところをはがし、自分がBに同じことをしたとき、Aがやられるんじゃないかと思った。③いじめを防ぐ指導については、特になし。④自死の徴候については、特にAの状況からはない。転落の時、家で何かあったに違いないと思った。週一回のペースで放課後にAを残して聴いていた。その際家のことをいろいろ言っていたから、などということであった。(～午後9時)

(5) 午後8時、校長、教頭2名が市役所を訪問し、市教育委員会の課長、課長補佐、A副参事、B副参事、A指導主事と情報交換をした。(～午後9時05分)

#### 43 11月22日(火)

(1) [REDACTED]

(2) 午後5時20分、検討委員会が開催され、いじめと自死との因果関係については、「判断できない」の姿勢を貫くこと、10月4日の様子については、養護教諭の聴き取りも含めて確認が必要であることなどが話し合われた。(～午後6時10分)

(3) 午後6時30分、Aの学区内の子ども安全推進会議(防犯見守り隊)に、校長及び教頭2名が参加し、事件の概要を報告した。

(4) 午後7時40分、市教育委員会の課長補佐が来校し、10月3日、4日の様子の確認、いじめられているという生徒からの訴えの時期について、因果関係については法的判断なので学校では判断できない、学校は一人の命をなくしたということ(事実)を大きく受け止め、因果関係があってもなくても真摯に受け止めているということ、背景調査アンケートについての臨床心理士による分析を口述でまとめて、臨床心理士の了解を得ることなどが伝えられた。(～午後9時10分)

(5) 午後9時20分、管理職会議(生徒指導主事、学年主任、教員L同席)が開催され、担任や養護教諭の聴き取り内容の報告がなされた。(～午後10時)

#### 44 11月23日(水・祝)

(1) 時系列記録を作成した。

(2) 背景調査アンケート結果の臨床心理士によるまとめについて、スーハーバイザ

ーAと連絡をとった。

#### 45 11月24日(木)

(1) 午後2時、管理職会議が開催され、Aの父親から届いたPTA及び学校への意見、要望について協議し、背景調査アンケート結果を基に何がいったのかという事実を保護者に正確に伝えて欲しいという点については伝える。因果関係については学校で判断できない、個人的意見は差し控えたいと回答することとした。

(2) 午後3時、Aの父親、生徒の保護者7名が来校し、校長及び教頭2名で対応した。内容は、11月1日以降の説明がなされており、教員がどう動いているのか見えにくい、いじめと自死との因果関係については、一般的に一要因であるだろうという認識であっていかねばならないといった意見などが出された。(～午後5時30分)

(3) 午後5時、校長と教員Lが地域関係者宅を訪れた。

(4) 午後7時、PTA会議が開かれた。(～午後9時)

(5) 午後9時15分、検討委員会が開催され、Aの父親、保護者来校の様子について報告がなされ、また、翌日のBからの聴き取りについて話がなされた。(～午後11時05分)

#### 46 11月25日(金)

(1) 児童生徒の自殺等に関する実態調査について、校長が、市教育委員会へ文書で報告した。

(2) 午後2時、Bが母親と共に来校し、B及び母親からの聴き取りがなされた。担任、教員Mが本人を担当した。(～午後3時15分)

(3) 午後6時、PTAの方(B氏)が来校し、校長、教頭2名が対応した。PTA学年懇談会の運営の件などを話した。

(4) 午後7時、PTA役員会が開催された。(～午後9時)

(5) 午後9時、検討委員会が開催され、PTA学年懇談会運営の件が話された。

(6) 担任、その後教員PがPTA学年懇談会の案内の件でC宅を家庭訪問した。

(7) 午後10時、校長、A教頭が市教育委員会と、PTA学年懇談会運営の件で協議をした。(～26日午前0時)

47 11月26日(土)

(1) Aの父親よりメールが来た。[REDACTED]

48 11月27日(日)

(1) 午前10時、校長、A教頭が、PTA学年懇談会の案内の遅延の件でC宅を訪問するが、両親は不在であった。CとDがいたので、謝罪にきた旨を伝言して帰った。

(2) 午後2時、校長、A教頭が地域関係者宅を訪問した。

(3) 午後5時、校長、教頭2名、学年主任、担任、教員H、教員IがA宅を訪問(忌明け)し、両親と面談した。

49 11月28日(月)

(1) 午前10時、B教頭が、Aの父親への返信文の作成を、市教育委員会と電話とメールで打ち合わせをしながら作成した。

(2) 午前10時、教頭2名が、PTA学年懇談会の案内の遅延を謝罪するため、C宅及びB宅を訪問するが、不在のため面談できなかった。

(3) 午前11時、校長が地域関係者を回って、面談し、状況を説明した。

(4) 午後7時、PTA学年懇談会3学年の学年懇談会が開催された。PTA46名の参加者、市教育委員会からはB副参事、A指導主事が出席した。学校からの経緯等の報告、質疑応答があった。(～午後9時)

(5) 午後9時、地域関係者との協議があり、2学年の学年懇談会の持ち方などについて、校長、A教頭が地域関係者と協議をした。

(6) 2学年の学年懇談会について、B宅、C宅、D宅に電話連絡をした。

50 11月29日(火)

(1) 午前10時、B教頭が、Aの父親への返信文を、市教育委員会と電話とメールで打ち合わせをしながら作成した。(～30日午前0時)

(2) 午後1時、校園長会議が市役所で開催され、校長が出席した。

(3) 放課後、スクールカウンセラーAによる [REDACTED]

(4) 午後7時、PTA1学年の学校懇談会が開催された。PTA60名の参加者、市教育委員会からはB副参事、A指導主事が出席した。学校からの経緯等の報告、質疑応答があった(～午後9時)

(5) 午後9時20分、PTA役員による集約・反省会が開催され、校長、教頭2名が出席した。2学年の学年懇談会の持ち方等について検討した。(～午後9時40分)

(6) 午後10時、検討委員会が開催され、1学年の学年懇談会の集約と反省、2学年の学年懇談会の持ち方などについて、話し合われた。

51 11月30日(水)

(1) 午前9時、B教頭が、Aの父親への返信文について、市教育委員会との間で電話とメールで打ち合わせをしながら作成した。

(2) 午後3時、職員会議が開催され、現在の課題、経過説明がなされた。(～午後5時)

(3) 午後6時、C宅へ家庭訪問するものの、母親が不在で面会できなかった。

(4) 午後7時、支援会議が開催され、校長、教頭2名が出席した。結論として、学校は親、子どもに対して厳しさを持ち、今まで取り組んできたことを積極的に説明する、遠慮なく努力したことを伝えることになった。

52 12月1日(木)

(1) 午前10時、県のスクールサポートチームが来校し、その後の状況について、校長、A教頭、生徒指導主事が対応した。

(2) 午後1時、校区内の小学校協力者会議が開催され、校長が出席して、概要を報告した。

(3) 午後7時、2学年の学年懇談会が開催された。学校からの経緯等の報告、質疑応答があった。参加した保護者からは、Aの父親とBの父親の意見は分かったが、ここで繰り返して欲しくない、11月1日の時の話と平行線のままだといった感想も出た。(～午後10時)

(4) 午後10時、PTAの方(B氏)と今後のPTA学年懇談会活動などについて、校長、A教頭が協議した。

(5) 午後11時、市教育委員会のB副参事と校長、教頭2名が、今後のPTA学年懇談会活動などについて協議をした。

### 53 12月2日(金)

(1) 午前9時20分、Dの母親から電話があり、B教頭が対応した。[REDACTED]

(2) 午前9時30分、Aの父親が来校し、校長、教頭2名が対応した。[REDACTED] (～午前9時30分)

(3) 午後8時、検討委員会が開催された。PTA学年懇談会の集約、今日の動きなどについて話し合われた。

(4) 午後10時、市教育委員会において、校長、教頭2名が市教育委員会と議会質問の件について協議した。

### 54 12月3日(土)

特になし。

### 55 12月4日(日)

(1) 午後2時、校長が市教育委員会と議会質問の件(生徒会、生徒指導体制、人権教育体制についての具体的対策など)について協議した。

### 56 12月5日(月)

(1) 午後6時40分、地域関係者に対して、校長、A教頭が連絡した。

(2) 午後6時50分、Bの母親から、[REDACTED] 電話で連絡があった。

(3) 午後7時、担任からCに対して電話連絡をし、Cの母親と話した。

(4) 午後7時30分、地域関係者に対して、校長、教員Lが連絡した。

(5) 午後8時30分、学年主任と教員DがD宅を家庭訪問した。[REDACTED]

### 57 12月6日(火)

(1) Cの母親から、事件概要は封書で願いたいと電話連絡があった。

### 58 12月7日(水)

(1) 地域関係者への連絡をA教頭と教員Lが行った。

(2) 午前11時10分、市教育委員会の課長補佐から電話があった。Aの父親が来て、[REDACTED]

(3) 午後4時20分、Bの母親が来校し、B教頭、生徒指導主事、担任が対応した。[REDACTED]

(4) 午後5時20分、地域関係者への連絡を校長と教員Lが行った。

(5) 午後7時、Dの母親が来校し、学年主任、教員Gが対応した。事件概要及びアンケート結果集計の閲覧について話をした。

(6) 午後9時、検討委員会が開催され、今までの状況について報告、検討がなされた。(～午後10時30分)

#### 59 12月8日(木)

(1) 午後3時、生徒指導連絡会議(プロジェクト会議)が開催され、事案の概要及び現状について報告がされた。

(2) 午後5時、県のスクールサポートチームが来校し、校長、教頭2名、生徒指導主事が対応した。12月1日にAの父親が大津署生活安全課へ被害届について相談に行ったことなどが話された。

(3) 午後8時20分、市教育委員会の課長補佐、A指導主事が来校し、校長、教頭2名で対応した。その際、12月7日にAの父親が市教育委員会へ来所したときの状況等を話し、その他協議をした。

#### 60 12月9日(金)

(1) 午後0時20分、Cの母親から学校に電話があり、

(2) 午後1時25分、市教育委員会のA指導主事より電話があり、B教頭が対応した。Aの父親から  
保護者から連絡があったことなどが話された。

(3) 午後2時、Cの母親から担任に電話があり、

(4) 午後3時30分、市教育委員会のA指導主事から電話があり、B教頭が対応し、9月から担任が何回じゃれ合いを見ていたのかについて、4、5回と回答した。

(5) 市教育委員会の課長補佐から電話があり、A教頭が対応し、Aの父親に渡した資料をメールで送付するように指示があった。

(6) 午後3時40分、市教育委員会のA指導主事から電話があり、B教頭が対応し

た。10月5日の件について、トイレの周りにいた生徒に詳しい事実確認をしたか否かの質問があり、していない旨回答した。

(7) 午後6時40分、担任がBの母親へ電話をした。

(8) 教員DからD本人、母親に電話をし、本人に対して教科書などを家に持って行くかと話したところ、

#### 61 12月10日(土)

(1) Cの母親から、

#### 62 12月11日(日)

(1) 午後6時、担任と教員Mが、A宅に月参りに行き、Aの母親が対応した。(～午後7時20分)

#### 63 12月12日(月)

(1) A教頭が、電話を入れた。

(2) 午後2時30分、検討委員会が開催された。(～午後6時)

(3) 午後6時20分、校長、教員Lが、  
について、地域関係者に連絡をした。

(4) 午後8時、A教頭からAの父親へ、  
した。

(5) 午後8時40分、Aの父親から、  
メールが送信されてきた。

(6) 市教育委員会のA指導主事から電話があり、この件の原因を究明する必要があるのではないか、これ以上の調査はしないのか、表層的な対応であって深層心理に到達がなかったのではないかと、スクールカウンセラーの活用が必要ではないかと、いじめ

は見つけにくいのでいじめ対策室というような専門的にそれが取り扱えるような場が必要ではないか（部署の設置）、時系列の中で不自然さを感じる、家庭背景がもっと大きな要因ではないという声が出て来ている、いじめと言うだけで追及するのではなく、という内容を心配しているということ話をした。

#### 64 12月13日（火）

(1) 午前10時、市役所で、市教育委員会学校教育課が主催する「いじめの未然防止、早期発見の取組について」（講師、県教育委員会主査）という生徒指導に関わる管理職研修が行われ、校長が出席した。

(2) 教育厚生常任委員会が開催された。

(3) 校長、A教頭、教員Gが、地域関係者に、[redacted]について連絡をした。

#### 65 12月14日（水）

(1) 午前11時20分、PTAの方（B氏）が来校し、校長、教頭2名が対応した。  
[redacted]について話をした。（～午後0時15分）

(2) A教頭と教員Lが、地域関係者に連絡をした。

(3) 午後4時30分、市教育委員会のA副参事が来校し、教育厚生常任委員会の様子を話した。その中で、当初から家庭原因も（ある）という考えを示す人もいたということなどの話が出た。（～午後5時30分）

(4) 教員DからD宅へ電話をした。その会話の中で、  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

(5) 午後9時、Cの母親が来校し、教員Pが対応した。  
[redacted]

#### 66 12月16日（金）

(1) 担任、生徒指導主事が、B宅を家庭訪問したところ、本人は不在だったので、母親と話した。その中で、  
[redacted]

[redacted]  
[redacted]  
(2) 教員D、教員Gが、手紙を渡すためにD宅を家庭訪問したものの、母親は不在で、本人が電話対応をしてポストに入れておいてというので、ポストに入れる。その後、母親に電話連絡をして、手紙をポストに入れたことを伝えた。

(3) 市教育委員会のA指導主事が来校し、B教頭が対応した。  
[redacted]  
[redacted]

#### 17

#### 67 12月17日（土）

(1) 午後1時30分、市のPTA大会が開催された。校長が出席をした。10月11日の本件についてその中で触れた。

#### 68 12月18日（日）

特になし。

#### 69 12月19日（月）

(1) 午前9時、市教育委員会の課長補佐から電話があり、学校を訪問する人権擁護委員、人権擁護課の課員について連絡があった。

(2) 午前9時25分、人権擁護委員、人権擁護課長、同係長が来校し、校長、教頭2名が対応した。その会話の中で、  
[redacted] Aの父親からの要求内容は、  
[redacted] 学校は、事実整理の資料と背景調査のまとめを渡した。

(3) 午後4時55分、担任が、Cの父親に電話連絡をしたところ、  
[redacted]

(4) 校区内の小学校協力者会議が開催され、校長、教員Kが出席した。

#### 70 12月20日（火）

(1) 午後1時30分、検討委員会が開催された。12月2日以降の経過と今後の対応について話がされた。



(2) A教頭、教員Lが、地域関係者に連絡をした。

71 12月21日(水)

(1) 午後1時30分、検討委員会が開催された。(～午後3時)

(2) 午後3時30分、Aの父親が来校し、校長、教頭2名で対応した。[REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] (～午後4時30分)

(3) 午後5時10分、担任から聴き取りをしたところ、10月11日の帰りの会で、Aから電話があったことは話していない、いじめという言葉は使っていない、10月19日の生徒の教育相談でAから泣きながら電話があったことを言ったが、電話の内容は話していないなどと答えた。

(4) 教員Aから聴き取りをした。その内容は、生徒から、教員Aが注意したという声が上がっているの、以前にもその事実を確認しているが、そのことはわからない、たとえ注意したとしても、はちまきで遊んでいるところを注意したくらいだと思うというものであった。

(5) 校長、教員Kが、学区内の地域関係者に連絡をした。

(6) 校長、教員Gが、学区内の地域関係者に連絡をした。

72 12月22日(木)

(1) 午後1時40分、A教頭からAの父親に対し、前日の質問内容について回答した。

(2) 午後2時、職員会議を開催し、校長から、いじめのない学校作り、今を大切に  
する教育、開かれた学校作り、教員の資質向上について話し、今後の取組について話し合った。(～午後3時20分)

(3) 午後5時30分、人権擁護課長が来校し、校長、B教頭、生徒指導主事が対応した。B、C、Dについての様子を話した。(～午後6時40分)

(4) 午後7時15分、市教育委員会のA指導主事が来校し、校長、教頭2名が対応した。[REDACTED]を伝えた。(～午後8時45分)

(5) 午後10時、担任、生徒指導主事が、C宅を家庭訪問した。

73 12月23日(金)

(1) 担任、教員Cが、B宅を家庭訪問し、本人とのみ面談した。

74 12月24日(土)

特になし。

75 12月25日(日)

特になし。

76 12月26日(月)

(1) 午後5時、B議員が来校し、校長、A教頭が対応し、経過報告をした。

(2) 午後5時30分、人権擁護課長から校長に電話があり、[REDACTED]その内容について報告があった。

77 12月27日(火)

(1) 午前9時、A議員が来校し、校長、A教頭が対応し、経過報告をした。

(2) 午前11時、校長、担任が、市教育委員会で協議をした。

78 平成24年1月10日(火)

(1) 始業式終了後、[REDACTED]  
[REDACTED]

(2) D宅を家庭訪問した。[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

79 1月11日(水)

(1) 午後7時25分、集約会議を行う。

担任、教員Hが月命日でA宅を訪問した。

## 80 1月13日(金)

(1) 午前10時55分、Dの父親から学校に対し、教室に戻るために話をすることについて、本人とだけ話をするのは困るので、父親と一緒にいくと電話連絡があった。

(2) 午前11時、校長、教頭2名、学年主任、教員Dが、D及び父親に話す内容(この数ヶ月どのようにしてきたのか、今の気持ち、行為に対する学校の説明など)について話し合った。

## 2節 市教育委員会の対応について

「教育委員会は当該地方公共団体における教育事務をほぼ包括的に担当し、その職務権限は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地方教育行政法)に定められており、概ね次のように整理できる。①学校その他の教育機関の設置管理、②教育財産の管理、③教育委員会及び教育機関の職員の人事、④学校教育に関する事項(学齢児童生徒の就学、児童生徒幼児の入学・転学・退学、学校の組織編制・教育課程、学習指導・生徒指導・職業指導、教科書・その他の教材、施設設備、校長・教員等の研修、保健・安全・厚生・福利、環境衛生、学校給食)、社会教育及びスポーツ、⑤文化財保護、⑥ユネスコ活動、⑧教育に関する法人に関する事務、⑨教育に関する調査統計、⑩広報及び教育行政相談、⑪その他の教育事務。これらの教育事務の管理執行にあたって、教育委員会は国・都道府県からの自主性・自律性(教育の地方自治)のみならず、当該地方公共団体の首長からの独立性(教育行政の一般行政からの独立)も保障されなければならない(中嶋哲彦「教育委員会の現状と課題」平原春好編『概説教育行政法』2009年)。

天津市教育委員会は、教育長1名、教育部長1名、教育部次長2名、管理監2名及び6つの課によって構成されている。課は、教育総務課、学校教育課、学校保健体育課、生涯学習課、市民スポーツ課、文化財保護課がある。

本件自死に対応した課は、学校教育課であった。

学校教育課は、課長1名、幼児教育指導監1名、参事1名、課長補佐1名、副参事3名、主査1名及び4つの係によって構成されている。

本件自死に対応した係は、指導係であった。

## 0 いじめ自死事故に対する市教育委員会の事前対応(10月11日以前)

市教育委員会がとった事前対応は、次のとおりである。

平成23年6月1日、文部科学省初等中等教育局長から、各都道府県教育委員会教育長宛に、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」と題する通知が送付された。これを受けて、平成23年6月6日、滋賀県教育委員会事務局学校教育課長は、各市町教育委員会教育長宛に、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(通知)」と題する通知書(以下「本件通知」という)が送付された。天津市教育委員会学校教育課も、同年6月10日に受け取っている。

本件通知の添付書類として送付された書類には、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議が作成した「平成22年度児童生徒の自殺防止に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」が添付されているところ、その添付資料である「子どもの自殺の起きたときの調査の指針(案)」には、初期調査の重要性が説かれているとともに、平常時の供えとして、「学校及び教育委員会は、『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』と指針を参考に、事後対応と初期調査ができるように、平常時より備えて下さい。」と指摘されている。しかしながら、市教育委員会は、本件事件の前に、子どもの自死が起きたとき、誰がどのようなことを担当するなどといった役割分担を決めていなかった。また、市教育委員会で、研究会や検討を組織的に開催したことはなく、A指導主事が個人的に外部の勉強会に参加する程度であった。

以下の項では、市教育委員会の事後対応に関わる事実を挙げていく。

## 1 10月11日(火)

(1) 午前9時、学校から市教育委員会に対し、本件中学校のAが自宅マンション4階から転落し、Aは救急で病院に搬送された旨の報告があった。A指導主事が本件中学校に向かおうとしていた午前9時16分に、Aが死亡したとの報告が市教育委員会宛にあった。

(2) A指導主事は午前9時25分、本件学校に到着した。市教育委員会の中では明確に役割分担ができていたわけではなかったが、課長補佐が陣頭指揮をとり、課長補佐か課長かの指示でA指導主事が本件を担当することになった。

(3) A指導主事は、本件学校に到着後、事情の聴き取りをはじめたところ、すぐに大津署の警察官が学校を訪れ、校長、教頭2名、学年主任、養護教諭から聴き取りを始めた。そのため、A指導主事は、事情の聴き取りを中断し、警察官による聴き取りを横で聴いていた。警察官はAがどんな子であったか、家庭と学校はどのようなやり



が主体的に自死の背景調査をしたり、学校の事実調査の手助けをしたりといった考えには至っていない。

(4) A指導主事が上記内容を課長補佐らに報告しても、課長補佐や課長、教育長から「いじめが疑われるから調査するように」といった指示や連絡はしていない。

(5) 午後5時52分頃、A指導主事が県教育委員会の主査に対して、10月19日までの1週間、スクールカウンセラーを常駐させ、13日、14日、17日には補充するよう要請した。

(6) A指導主事は、午後7時学校を出た。

### 3 10月13日(木)

(1) 午前10時頃、Aの父親がC指導主事に対して、  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

(2) 午前11時50分、県教育委員会の主査からA指導主事に対して、スクールカウンセラーの派遣について電話連絡があった。県教育委員会との電話後、A指導主事は本件中学校の教員Kに対して県教育委員会からの回答を伝えた。

(3) 午後1時6分、Aの父親が来庁し、A指導主事、C指導主事が対応する(午後3時10分終了)。

Aの父親は [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

これに対し、A指導主事、C指導主事は、「事実調査については市教育委員会も連携し、学校ができる精一杯をする。」旨回答した。A指導主事、C指導主事は学校がアンケート調査をすることをこの時初めて知った。そのうえで、「アンケートの実施時期は1日、1週間でも早くとの思いは伝える。事実確認とともに、次の被害者を出

さないことが大切。生徒の状況も踏まえて実施することが必要である。自死の要因はひとつではないし結論づけられない。これまでの家庭背景、本人の状況をお伺いすることもある、そのうえで自死に至るまでの経緯を明らかにすべきと考える。」旨回答した。

(4) 午後4時、A指導主事、課長補佐、課長、教育部長は、遺族の態度が一転し、学校は今後アンケート調査を実施する予定である旨教育長に報告した。

(5) 午後5時、A指導主事が学校を訪れ、校長、教頭2名、生徒指導主事と面会した(午後5時40分まで)。A指導主事は、学校の方針、すなわちアンケート調査を実施すること、全体保護者会は実施しないことを確認した。全体保護者会を実施しない理由は「話が違うところへいく危険性がある。」とのことであった。

(6) 午後8時、A指導主事が県教育委員会に対して、専門家の派遣依頼について要請したところ、14日に弁護士が対応可とのことであった(14日午前10時30分～午後12時)。そのため、午後8時30分、アンケートの様式、実施日その他対応のポイントについて相談が可能であることをA指導主事が校長に報告した。

### 4 10月14日(金)

(1) 午前10時30分、A指導主事及び校長が県庁に到着した。A指導主事及び校長は、県学校教育課の主席主事、主査に経過及び相談内容を報告した。

(2) 午前11時5分、弁護士が県庁に到着した。A指導主事、校長が相談を開始した(～午後0時5分)。

A指導主事及び校長は、弁護士に対し、①趣意書及びアンケートの内容、②アンケートの実施時期、③実施後の展開(集約・分析・開示)、④集約時の助言の依頼、⑤市教育委員会の市議会対応の注意点、⑥その他の各項目を相談した。

弁護士からの助言をまとめたA指導主事作成の書類によると、趣意書及びアンケートの内容についての項に以下のような記載がある。

①一部訂正。基本的には問題なし。  
訂正部/これらの情報を総合的に分析・判断し、結果をまとめていきたい…。  
(アンケート集約結果/結論)  
ステップ1「事実」確定→○  
ステップ2「いじめ」認定→○「ここまでのライン」認める方向で、  
ステップ3「因果関係」認定→×「認めない」



## 7 10月18日(火)

(1) 午後9時、校長が市教育委員会に来庁し、A指導主事が対応した。校長は、地域関係者による特別調査委員会を設置したいとの意向を示した。

校長が検討していた構成メンバーは、全員で6名で、学校協力者会議メンバー(学校評価委員)からとして、各学区から(自治連合会長他)1名ずつ、学識経験者1名、保護者代表(PTA副会長)1名とする。調査結果に対する透明性を高めたい、場合によっては市教育委員会の出席を依頼するとの意向であった。

(2) 午後、A指導主事、課長補佐、課長で教育長に対し、校長が特別調査委員会を設置したい旨を述べていることを報告した。

(3) 午後3時、県教育委員会の主査より連絡があり、特別調査委員会を設置することはよいでしょうと弁護士が言っている旨報告があった。

(4) 午後5時、A指導主事が、教育長に教育厚生常任委員会における配布ペーパー及びQ&Aの確認について報告した。

(5) 午後8時30分、A指導主事とA副参事が、学校を訪れ、教頭2名、学年主任立ち会いの下、担任から、Aの4月以降の指導経過について聴き取りを行った。(～午後10時)。

(6) 午後10時、A指導主事が、校長及び教頭2名とともに、教育厚生常任委員会の準備として、ペーパー等の確認及び現時点で認識していることの確認を行った。

(7) 午後11時、A指導主事は、県教育委員会の主査に報告をした。

## 8 10月19日(水)

(1) 午後9時40分、A指導主事が、教育長に教育厚生常任委員会における配布ペーパー及びQ&Aの内容を確認した。

(2) 午後3時、教育厚生常任委員会が開催された(～午後3時43分)。委員から、市教育委員会の問題点として、次のような質問が出された。

- ① 学校と市教育委員会が情報を共有されていないこと(一元化の拙さ)  
校長がいじめは把握していないと発言したが、事実調査が進行している中、客観的事実もない状況で、何故いじめは把握していないということがいえる

のか。市教育委員会と学校との情報管理、情報の一元化の問題が指摘された。

### ② 市議会に対する報告の拙さ

情報が報道機関に先に流れて、その後に常任委員会に上がってくるという組織的な姿勢が指摘された。(同4頁)

(3) 午後4時、課長補佐とA指導主事が、マスコミからの取材に対応した。

(4) 午後6時、A指導主事は、県教育委員会の主査に、教育厚生常任委員会についての報告をした。

(5) 午後7時、課長補佐とA指導主事が、マスコミからの取材に対応した。

(6) 午後8時、A副参事とA指導主事が、学校を訪れ、教育厚生常任委員会の内容について報告するとともに、マスコミ対応について説明をした。

## 9 10月20日(木)

(1) 午後2時、Aの父親が来庁し、B副参事、A指導主事が対応した(～午後3時)。

(2) 午後7時6分、A指導主事とA副参事が学校訪問し、父親へどのような資料を提供するか等、情報をどのように管理していくかについて話をした。

(3) 午後10時、A指導主事は、県教育委員会の主査に、10月24日に弁護士に相談に行くことを報告した。

## 10 10月21日(金)

(1) 午前9時、A指導主事は、弁護士に電話を入れ、10月24日午前9時に市教育委員会が相談に行くこと、午前11時から校長を含めて相談をすることを伝えた。

(2) 午後1時、課長補佐とA指導主事が学校を訪問し、現状と今後の対応の方向性について確認した。11月1日に全校集会を開催し、学校保護者会を実施するとの報告を受けた。

(3) 午後5時、教育長協議にて、今後の流れ、11月1日の全校集会、学校保護者会実施について報告した。

11 10月22日(土)、10月23日(日)

休み

12 10月24日(月)

(1) 午前9時～午前10時10分、課長補佐とA指導主事が、弁護士に相談し、午前11時からは、校長が加わった(～12時20分)。

相談結果については、「大津市立中学校 転落事案について(●●弁護士相談結果)」という表題の書面にまとめられているところ、それによると、相談内容は、「今回の対応の総括について」、「因果関係について」、「訴訟対応について」、「その他」、「学校対応について」、「市教育委員会対応について」の各項目がある。結果として、「今回の対応の総括について」は、親しい人間関係の中で起こっていることであり、出て来た事実について加害生徒との食い違いはあるが、全体として評価したときに、立場の互換性がないことから「いじめ」の構図があったと認めざるを得ない。「因果関係について」は、因果関係については申し上げられる立場にない。評価に関わる問題なので意見や感想を申し上げる立場にない。理解して欲しいという対応であった。「訴訟対応について」は、①他の意図も考えられる。因果関係はない。安全配慮義務違反はない。②安全配慮義務違反があった(予見できた)。因果関係はない。③安全配慮義務違反があった。因果関係があった。と3通りが考えられるところ、①ないし③にはそれぞれが付いており、その先には①に○印の記載が、②、③には×印の記載がある。(なお、本調査委員会に提出されている書面には、「市としては①になるのでしょう」との手書きの記載がある。)。 「学校対応について」は、どの段階で「学校対応」の一定の区切りが付いていくのかという点に対して、現在の見通しで○。「学校」としての対応は一旦区切りとし、「平常の生活」に戻る。後は訴訟になるなら早くその対応になる方がよい、という回答であった。「市教育委員会対応について」は、学校保護者会(報告)への市教育委員会の参加の有無については、出なくてよいのでは、状況により必要が生じれば判断するという回答であった。

(2) 午後2時40分、課長補佐とA指導主事がマスコミの取材に対応した。

(3) 午後5時25分、A指導主事は、部長、次長2名、課長、課長補佐、A副参事が同席のもと、教育長に、弁護士相談の結果、及び、今後の対応について報告した。

(4) 午後5時45分、A指導主事は、弁護士に電話で、Aが作成している[ ]いじめ認定に影響しないかを相談した。弁護士からは、影響しないとの回答を受けた。

(5) 午後7時15分、スーパーバイザーAからA指導主事に電話で報告があり、A

ンケートの集計確認から、Aは友人関係がエスカレートし、相談ができなかった旨の報告を受けた。

(6) 午後8時23分、A副参事とA指導主事は学校を訪れ、校長、教頭2名と会い、弁護士との相談内容及びAの父親の来校状況の確認を行った。

(7) 午後9時40分、A指導主事は、県教育委員会の主査に経過報告をした。

13 10月25日(火)

(1) 午後3時、A指導主事が校長へ次の事項を連絡した。

- ① 今日の報告については、地域支援会議が終了次第電話で一報を入れて欲しい
- ② 課外学習にスクールカウンセラーを引率することは認めない。そもそも11月2日に課外学習を実施することが問題である。  
(以下略)

(2) 午後4時25分、校長からA指導主事へ電話連絡があり、上記②については、加害生徒の動向を考慮して判断するという内容であった。

(3) 午後9時45分、校長からA指導主事へ電話連絡があった。

校長からは、地域支援会議が終了したこと、B本人の聴き取りを行い、父親が連れて来たという報告があった。A指導主事は、校外学習については中止の方向で再考するように指示し、教育長からも同様の話があることを伝えた。

14 10月26日(水)

(1) 午前9時50分、A副参事とA指導主事が学校を訪問し、昨日の経過(加害生徒の事実確認及び地域支援会議の状況)について、話を聴いた。

(2) 午後2時30分、Dの母親から市教育委員会へ電話があり、[ ]であった。(～午後3時30分)

(3) 午後5時25分、校長へ電話連絡をし、Dの母親からの話の内容を報告した。

(4) 午後6時、A指導主事が、県教育委員会の主査に現状を報告した。

(5) 午後6時20分、教育長との協議を行い、学校からの報告、今後の対応について話し合った。(～午後8時40分)

(6) 午後9時20分、学校教育課内で協議をし、役割分担を決めた。

(7) この日、学校が、B、Dが認めた行為についていじめと判断したとことを市教育委員会に伝えたところ、市教育委員会もこれを認めた。

#### 15 10月27日(木)

(1) 午前11時、教育長との協議が行われ、日程の確認、弁護士への相談内容を確認した。

(2) 午後2時、県教育委員会の指導主事が市教育委員会に来庁し、B、C、Dの母親が午前10時10分から午後0時30分までの間、県庁に来庁したことを伝えた。(～午後3時30分)

(3) 午後5時30分～午後6時30分、次長、A指導主事が弁護士に相談した。弁護士からの回答は、「法律的な面からは、伝聞等を除き学校の調査から認定できると思われる事実を前提にすると、親しい友人関係の中で発生していることであり、また、実際に、当事者の気持ちの中に、互いに人間関係を求め、また、遊び的な気持ちが存在したとしても、行為の内容やその継続性、立場の互換性がほとんどないこと等から、「一定の人間関係にある者から心理的・物理的攻撃を受けることにより精神的苦痛を感じている」という、文部科学省のいじめの定義にあてはまるものと思われる。ただ、死に至ったこととの因果関係については、様々な要因を総合的にみる必要があるので、現時点では意見を述べることは難しい。」というものであった。

なお、弁護士が参考にした資料は、市教育委員会がまとめた生徒のアンケート結果及びアンケートの現物であるところ、アンケートの現物については、相談時に拾い読みをする程度であった。

(4) 午後8時25分、A指導主事が、県教育委員会の主査に現状報告をした。

(5) 午後8時30分、教育長と弁護士相談の結果及び保護者会での説明事項について協議をした。(～午後10時30分)

この日、学校が、Cが認めた行為についていじめと判断したとことを市教育委員会に伝えたところ、市教育委員会もこれを認めた。

#### 16 10月28日(金)

(1) 午後6時30分、教育長と保護者会での説明事項、教育厚生常任委員会までの流れについて、マスコミへの対応について協議をした。(～午後8時30分)

#### 17 10月29日(土)

(1) 午後1時、教育長協議があり、学校で行われた事実確認事項、保護者会での説明事項及びQ&A等について、教育厚生常任委員会での資料等について協議をした。(～午後5時30分)

(2) 午後6時30分、A副参事とA指導主事が学校を訪問し、事実確認を行った事項について、さらなる確認を指示した。

#### 18 10月30日(日)

(1) 午後6時、教育長協議があり、学校で行われた事実確認事項、保護者会での説明事項及びQ&A等について、教育厚生常任委員会での資料等について協議をした。(～午後11時30分)

#### 19 10月31日(月)

(1) 午前9時、A副参事とA指導主事は、弁護士に相談した。(～午前9時40分)  
相談内容は、教育厚生常任委員会資料について、同委員会での説明事項及びQ&Aについて行ったところ、弁護士からは、学校や担任の行ったことはしっかりと丁寧に説明することを助言された。その際、このことに関わって、弁護士個人名は伏せて欲しい旨依頼を受けた。

(2) 午前11時、Dの母親から市教育委員会へ電話があった。  
[REDACTED]

(3) 午後2時、教育委員勉強会が開催された。教育委員5名に対して、部長、次長2名、学校教育課長、課長補佐、副参事2名が出席して、本件について、教育厚生常任委員会で使用予定の資料に基づき事務局から説明がなされ、各委員から質問・意見・感想が述べられた。(～午後2時40分)

(4) 午後6時、教育長協議が開催された。部長、次長2名、課長、課員、総務部総務課の課長他法規担当者4名が出席し、教育厚生常任委員会資料について、同委員会での説明事項について、プレス対応について、今後の対応(弁護士対応も含む)につ



いて協議した。(～午後8時30分)

(5) 午後11時、課内協議が開催された。教育長協議を受けて、諸事情の整理、確認をした。(ないし11月1日午前0時)

## 20 11月1日(火)

(1) 午後2時30分、A指導主事が弁護士に電話相談をした。

質問は、家庭のことについての質問が議会やマスコミから出た場合に、どのように回答するかというものであった。弁護士からの回答は、一部聞いているが詳しくは言えないというものであった。

(2) 午後6時30分、教育長協議が開催された。教育厚生常任委員会資料について、同委員会での説明事項について、プレス対応についての最終確認がなされ、その他今後の対応(弁護士対応も含む。)について協議した。(～午後9時)

(3) 午後10時30分、学校から、電話などで、生徒集会、保護者会の様子について概略を確認した。

## 22 11月2日(水)

(1) 午前10時、教育長協議があった。校長から生徒集会、保護者会の概要報告がなされた。教育厚生常任委員会についての確認をした。プレス対応についての確認をした。

(2) 午後1時58分、教育厚生常任委員会が開催された(～午後3時21分)。議事録によれば、教育厚生常任委員会は、市教育委員会が、事実解明についての消極的な態度を取っていることを次のように問題点として指摘した。

いじめを認定しておきながら、因果関係が明らかではないとするのであれば、このいじめの他に何か原因があるのかと思われる。それを調査するのが教育委員会の仕事ではないのか。

今後の対応についてと書いてあるが、具体的なことは何一つとして書かれていない。当たりさわりのないような文言で事をおさめようとしている姿勢についてははなはだ残念である。

(3) 午後4時、記者会見が行われた。次長、課長、課長補佐、A副参事、A指導主事、校長が出席した。

会見後、各社からの電話等の問い合わせが殺到した。  
議員から、情報開示請求の提出があった。

## 22 11月3日(木)

(1) 午後1時、教育長協議があった。議題は、臨時校園長会での配付資料についてと、臨時校園長会での訓示・説明についてであった。

## 23 11月4日(金)

(1) 午後1時、臨時校園長会が開催された。(～午後1時50分)

(2) 午後7時、教育長協議があり、当面の取組についての確認(学校が行うこと、市教育委員会が行うこと)がなされた。

## 24 11月5日(土)、11月16日(日)

休み

## 25 11月7日(月)

(1) 午後7時、課内協議を開催し、校長より状況報告があった。

その内容は、次のとおりであった。

①

②

## 26 11月8日(火)

(1) 午前11時45分、A指導主事が弁護士へ相談に行った。

その相談内容と助言は次のようなものであった。

経過報告及び収束に向けた今後の対応についての相談をしたところ、遺族に対する対応については、「学校として(教育現場として)できる調査は終了していると考えている。これ以上、「恐喝」という話になるのであれば、「事件」としての「捜査」の側面を持つものであり、これ以上学校ができるものではないと理解しているので、学校として事実についての調査は終了したと考えている。」との助言であった。また、調査委員会設置の是非については、「事案当初なら分かるが、現時点で設置する意味はない。調査委員が困るだけではないか。因果関係については、裁判所での判断しかない。学校としては、学校での人間関係に疑いがあり、調査結果として「いじめ」があった。それ以上については、学校で調査するには限界がある。この結果に納得がい

かないのなら、遺族が訴訟するしかない。学校なり市教育委員会が「因果関係」を判断する事柄ではない。家族にどんな背景があったのか調べられない。」という内容であった。

(2) 午後3時、小中学校生徒指導主任主事会が開催された。これまでの経過についての概略説明、各校での今後の取組についての指導、各校での取組状況の交流を行った。

(3) 同日、

### 27 11月9日(水)

(1) 午後0時47分、校長から電話連絡があった。

学校は、お金の話は出て来ていない、本人たちには反省を促していきたいと回答した。

### 28 11月10日(木)

(1) 午前9時40分、Aの父親が市教育委員会に来たため、課長補佐とA指導主事が対応した。

### 29 11月11日(金)

(1) 午後7時、校長、教頭が、状況報告のために市教育委員会に来たため、課長補佐が対応した。

Bの母親から電話があり、

### 30 11月12日(土)、13日(日)

休み

### 31 11月14日(月)

(1) 午後3時45分、教育長協議があった。課長、補佐、副参事2名が出席し、現状の報告と本件学校の協力者会議について話し合った。(～午後4時30分)

(2) 午後7時、本件学校の協力者会議が開催され、A副参事が出席した。

学校からは、経過説明、全校集会の様子、調査結果、今後の対応についての説明がなされ、その後意見交換が行われた。(～午後9時15分)

ここで出された主な意見は次の通り。

- ① 11日以降、机に花も飾っていない。
- ② 協力者会議が、事件後1か月以上経ってからの開催となっているのはおかしい。
- ③ 新聞報道のあとから、この会議を設けるのは逆だ。
- ④ 学校からの発信がなく、不信感がある。学校が何か隠しているという思いにもなる。
- ⑤ 協力者会議の力で、もとの学校に戻さなければいけない。そのために我々は日々学校に来て、情報を流すことも必要だ。
- ⑥ 協力者会議を作るところまでは市教育委員会もやってきたが、その後の指導が不足している。これから協力者会議がどう動くのか市教育委員会の考えを示して欲しい。
- ⑦ 悪者さがしをしていても進まない。この協力者会議では次にどうしたらいいのかを話し合いたい。
- ⑧ いじめは学校が早期に摘んで、対応できるようにするにはどうすればよいか。長期間休んでいる子をどうしたらよいかを考えなくてはならない。

### 32 11月15日(火)

(1) 市教育委員会は、A指導主事が毎日作成しているメモを基に、A副参事が時系列記録を作成しているところ、11月15日に更新がなされた。同記録は、学校教育課にあるパソコンの共有フォルダに保存されている。

### 33 11月16日(水)

(1) 午前11時30分、A副参事とA指導主事が学校を訪問し、校長、教頭2名が対応した。

事について協議をし、個人名等を伏せて見せることとした。

最近の状況について確認をした。

### 34 11月17日(木)

(1) A指導主事が、B教頭に電話をして、Bの母親の対応の様子、Cの母親の対応の様子を聴き取った。

(2) 午後2時、本件後、初めての教育委員会定例会議が開催された。会議の中で、本件についての説明及び質疑は一切なかった。

### 35 11月18日(金)

(1) 午後4時50分、A指導主事が、校長に電話をして、地元議員への連絡、現状説明について、資料提示について、今後の見通しについて、それぞれ話をした。

### 36 11月19日(土)、11月20日(日)

休み

### 37 11月21日(月)

(1) 午後0時、A指導主事が、教頭に、校区内の秋の集会についてと学級懇談会について電話連絡をした。

(2) 午後8時、校長、教頭2名が市教育委員会に来庁し、PTA主催の学級懇談会について、Aの父親から電話連絡があり、  
こと、B、C、Dの本人及び保護者の状況について、担任からの聴き取りの実施について報告があった。

### 38 11月22日(火)

(1) 午後、Aの父親が市庁舎へ来庁し、  
課長補佐が対応した。その後、校長へその旨を伝えた。

(2) 午後7時、課長補佐が学校を訪問し、本日の状況の確認、11月25日午後2時に来校し、  
11月24日午後7時にDの母親が来校し、

### 39 11月23日(水)

休み

### 40 11月24日(木)

(1) 午前10時、課長と課長補佐が、県教育委員会学校教育課の主席参事及び主幹、主査へ、学校からAの父親の要望書の提出があった旨の連絡を受けたことを報告した。

### 41 11月25日(金)

(1) 午後4時、教育センター、教育相談センター、少年センターの合同協議を開催した。同協議では、学校教育課の呼びかけで、各関係機関の所属長が出席し、それぞれで取り組むいじめに関する対応策を確認し合い協議を行った。更に互いに連携をとりながら進めていることを確認した。(～午後5時40分)

(2) 午後10時、校長とA教頭が市教育委員会に来庁し協議をした。内容は、本日時点の概要を確認し、28日から行われるPTA会議について確認をした。

### 42 11月26日(土)、27日(日)

休み

### 43 11月28日(月)

(1) 午後7時、PTA学年懇談会(3年)へ、副参事とA指導主事が出席した。

### 44 11月29日(火)

(1) 午後2時30分、定例校園長会議が開催された。教育長より指導、各校での取組を指示、リーフレット「いじめのない学級・学校づくり」が配布された。

(2) 午後7時、PTA学年懇談会(1年)へ、副参事とA指導主事が出席した。

### 45 11月30日(水)

特になし。

### 46 12月1日(木)

(1) 午後7時、PTA学年懇談会(1年)へ、副参事とA指導主事が出席した。

### 47 12月2日(金)

(1) 午後9時30分、校長と教頭が来庁し、A副参事とA指導主事が対応した。市議会の一般質問の答弁についての協議及び最近の様子について話し合いが行われた。

### 48 12月3日(土)

休み

### 49 12月4日(日)

(1) 午後7時、校長が、来庁し、A副参事とA指導主事が対応した。市議会の一般質問の答弁についての協議と学校の具体的な取組等の相談をした。

50 12月5日(月)

特になし。

51 12月6日(火)

(1) 市議会一般質問、議員への答弁があった。

52 12月7日(水)

(1) 午前、Aの父親が来庁したため、課長補佐と副参事が対応し、

(2) 市議会一般質問、議員への答弁があった。

53 12月8日(木)

(1) 市議会一般質問、議員への答弁

(2) 午後8時20分、課長補佐とA指導主事が学校を訪問し、最近の様子等の聴き取り及び今後の対応についての相談をした。

54 12月9日(金)

特になし。

55 12月10日(土)、12月11日(日)

休み。

56 12月12日(月)

(1) 学校から、との電話連絡が入った。

57 12月13日(火)

(1) 午前10時、生徒指導に関わる管理職研修会を開催した。

55小中学校から校長または教頭が出席し、県教育委員会学校教育課の主査から指導講話がなされ、また、市教育委員会学校教育課から今後の取組について指導がなされた。(～午前11時30分)

(2) 午後3時30分、教育厚生常任委員会が開催された。

58 12月14日(水)

(1) 午後4時30分、A副参事が、学校を訪問し、最近の状況について聴き取りをした。

59 12月15日(木)

(1) 午後2時、定例教育委員会で、その後の経緯について説明がなされた。

(2) 午後3時、「いじめ相談ほっとダイヤル」についての関係機関協議が行われた。教育相談センター、大津少年センター、堅田少年センターの各所長が来庁し、各機関で相談の電話を受けたあとの対応について協議をした。(～午後4時30分)

60 12月16日(金)

(1) 午前10時、大津スクールサポート会議(OSS会議)を開催した。

大津警察署生活安全課、北警察署生活安全課、市子ども家庭相談室、文化青少年課、学校保健体育課、少年センター等の課長、所長及び担当者が出席し、学校でのいじめ対応についての協力や支援を依頼した。(～午前11時30分)

(2) 午後2時40分、Cの母親から市教育委員会へ電話があり、A指導主事が対応した。

(～午後4時)

(3) 午後7時30分、A指導主事が学校を訪問し、本日の状況について確認をした。(～午後8時30分)

61 12月17日(土)、18日(日)

休み。

62 12月19日(月)

(1) 午後、「いじめ相談ほっとダイヤル」カードが完成したので、指導主事が手分けして各小中学校へ直接持参して配布した。

本件において、市教育委員会は、時系列記録を作成し、平成23年11月15日に更新した記録を12月19日に更新した。この更新が最終の更新記録となった。この更新に際して、平成23年11月15日に更新した時には記載のあった

及び10月14日に弁護士と相談した内容（事実確定は認める。いじめ認定は認める。因果関係の認定は認めないなどと記載された部分）が削除された。

### 63 12月20日（火）

（1）この日以降、本件に対して、市教育委員会が学校と連携を取った旨の時系列記録はない。

### 64 平成24年7月16日（月）

（1）担任以外の教諭1名からの聴き取りを実施した。

### 65 7月20日（金）

（1）市教育委員会は、県教育委員会に対して「児童生徒の事件等報告書について」と題する報告書（2枚）を提出した。その内容は、「事件等の概要」の項には、「市立中学2年男子生徒が自宅マンションから転落して死亡した。」、「事件等の経緯」の項には、「事案後に実施したアンケート調査等により、3名の生徒から当該生徒に対していじめがあったことが発覚した。」との記載があるのみで、「自死」したこと、「いじめ」と認定した事実やその原因などについての記載はなかった。

### 66 8月16日（木）、17日（金）、20日（月）、21日（火）

（1）本件中学校の教員（述べ人数31名）からの聴き取りを実施した。

## 第2章 問題点

### 1節 学校の事後対応の問題点

#### 1 事実究明の不徹底

本件では、事件発生後直後に、自主的に生徒から、教員に対し、Aに対するいじめの事実の申告があり、これを受けてアンケートが実施され、さらに教員によるアンケートに記名した生徒に対する聴き取りの結果、本件いじめの実態のかかなりの部分が明らかとなった。しかし、本件事案に関する大量の情報がありながら、学校には、こうした情報を全て集約して全貌を明らかにしようとする姿勢は必ずしも認められなかった。例えば、いじめの事実を16項目に整理してその有無を検討したが、事実の解明とは、これに留まらず、明らかとなった事実を時系列に整理し、いつ頃からAがいじめとされる行為を受けるようになったのか、その場所や回数、その過程でのAの様子はどうだったのか、その原因は何か、グループ間に何があったのか、教員はいじめを発見しえたのか、発見しえなかったとすればそれは何故かなどを丁寧に明らかにする作業をすること等が考えられるが、そこまで踏み込んだ作業がなされないまま、平成23年11月上旬に調査の終息宣言がなされた。現に、本委員会の委員が、聴き取りの際に校長に対し、自らが理解する本件いじめの実態を質問したが、具体的な内容までは認識できていなかった。いじめ対策を強調するならば、まずは本件いじめの全貌を正確に理解することがなされるべきことと考える。

それでも本件の場合、いじめの事実の解明に向けての調査は相応の程度までなされたと考える。それは本件中学校の教員による、膨大な量に及ぶ聴き取りメモである。但し、本件のいじめを未然に教員が発見しえたのか、発見しえたのであれば、それが何故できなかったのか、という問題についての究明が甘いものであったと指摘しなければならない。この点の究明こそが、今後本件のような最悪の事態を避けるための重要な手がかりを見いだす重要な作業であることを考えると、学校の姿勢に強い疑問を抱く。

学校としても、将来の訴訟提起の可能性を考えると、自らの責任を肯定することになるような作業に消極的になることも理解できないではない。しかし、そうした姿勢は、単なる組織防衛論に過ぎない。生徒に対する平穏な学習環境を保持するという、学校の本来的な責務からすれば、むしろこうした点への積極的な究明の姿勢こそが求められるということ認識してほしい。

学校がこの点についての調査を行う過程で、個別の教員の対応の不十分さを明らかにしなければならないことになり、そこに手加減を加えなければならないという事情があることを考えれば、本件のような事案では、可能な限り早期に、学校外の利害関係がない者によって構成された第三者委員会に調査を委ねるという方策も考慮に値

する。

この点から、学校が、同年10月末に早々といじめと自死の関係を不明と結論づけたことは多いに疑問である。学校は、Aの自死に関して家庭環境に自死の背景的事情があったかのようにいい、Aの家庭環境というプライバシーに配慮したが故に、「不明」としたというかもしれない。しかし、前記のとおり、学校や市教育委員会がいうAが虐待を受けていたという事実は認められなかった。逆に、学校は、Aの「家庭問題」が本当に存在するののかという検討も不十分であった（前記のとおり、保護者によるAへの虐待の事実は認められなかった。）。結局、学校は、市教育委員会と同様に、いじめと自死との関係を絶ちたいとの潜在的な意向から、「家庭問題」という虚構に乗ったのではないかと推測される。

## 2 教員間の教訓の共有化の不存在

本件のいじめに関する、教員たちによる生徒からの聴き取りで得られた情報は膨大なもので、その集約と丁寧な整理だけで、本件いじめの全貌解明にかなり近づけるものであった。しかし、こうしたいじめの全貌が、一部の教員を除いて本件中学校の全教員間で共有されることはなかった。

そして、さらに、本委員会の聴き取りで判明したことは、本件いじめに関する全貌が本件中学校の全教員間で共有されていないだけでなく、当然にその事実からくみ取られる教訓も共有されていないということである。

全教員が、事実の全貌を知り、そこから教訓をくみ取り将来に向けての再発防止の決意と具体的な方策の実現に向けて努力することは言わば当たり前のことと言えるが、それはいまだなされていない。

過去の多くのいじめ事件で、事実の解明がおざなりにされた結果、効果的な再発防止策がなされなかったということに鑑みれば、本件中学校においては、今からでも是非に行動してほしいと願う。

## 3 事態沈静化の重視

学校教育において、事態の混乱を沈静化し一刻も早く学校生活を従前のように復することは重要な課題であることを否定するつもりはない。しかし、正にいじめ行為を目前にした生徒の多くは、事後における校長の発言を聞いて、いじめを隠蔽していると感じ、校長ひいては教員に対し強い不信を抱くに至った。このことは本委員会における生徒たちからの聴き取りで直接確認をした。

こうした生徒たちの不信をそのままにして沈静化のみに走ると、当面は沈静化したと思えても、徐々に生徒と教員間の信頼関係に取り返しのつかない悪影響を与え学校運営に重大な支障を与えることになるかもしれない。

こうした不信を解くためには、教員自身が事実と正面から向き合い、誠実に生徒と

ともにいじめをなくすために何が必要かを語り合うことである。そうすることによって、生徒は教員への信頼を取り戻し、学校は教員・生徒間の連携の下に新たな歩みが可能となると考える。

生徒の自死という重大な事態の中で、冷静、沈着な対応をすることはかなり困難が伴うところであるが、学校教育の基本に立ち返り、何が重要な作業であるかを教員間で確認し、その優先順位に従って一つ一つ処理していくことが長期的に見て学校運営上プラスとなることに気付くべきである。

## 4 いじめ加害者への対応

いじめ加害者は、成長発達過程の子どもであり、いじめをいじめとして認識できないということは未熟の現れと理解して、その認識が進むよう当該生徒に働きかけることが必要である。いじめと認識しない者をいくら責めても一方通行でしかない。

例えば、彼らにも事実関係等について弁明の機会があり、その弁明が正当な場合にはそれを認めるという姿勢は、加害生徒に自己の行為を顧みらせるために重要な契機になると考える。本件の場合、学校は加害をしたとされる生徒から、Aとの関わりや事実関係について、その言い分を聴くことがほとんどできていない。Dについては、いじめ行為があったとは認められないが、いじめと目されかねない行為をしていることについて、学校はそうした事実認識を伝えた上で同人への働きかけをすべきであった。また、他の生徒に対しても、調査の結果認識した事実を可能な限り正確に伝えて、彼らの認識の修正に努力をすべきであった。また、いじめの加害者が被害者に与えた被害の実態を伝え、自分の行為の意味を考えさせ、真の謝罪を引き出すようにしなければならない。

そのことによって、いじめ加害者は自分の行為の意味、自分の姿を客観的に認識するに至り、成長に向けての歩みを始めると考える。それは正に教育を業とする学校の本来の職責であり、そのことから逃げることはできないのである。

先ずは、こうした手続きが優先されるべきである。

## 5 スクールカウンセラーの在り方

本件に関する資料、聴き取り結果によれば、Aの自死直後に派遣されたスクールカウンセラーは、校長や教頭からAの家庭問題他に関する情報提供を受けてカウンセリング活動を始めたという事実が認められる。そのうちの一人のカウンセラーが■■■■■■■■■■のカウンセリングをしているところ、そのカウンセリングの内容が、学校の管理職が目にする状態になっていた。こうしたことについて、■■■■■■■■■■や保護者の了解は無かった。また、前記のとおり、スーパーバイザーが、学校の情報として提供したAの家庭の■■■■■■■■■■を前提として、Aの言動に■■■■■■■■■■特有の特徴があるかのような助言を行った。



会は弁護士に頼り一切の指導助言を行っていない。

また、学校で開催された重要な会議（学校での本部会議、全体集会、保護者会）に指導主事が出席せず、こうした会議の内容について、学校からの報告を聞くのみであった。

結局、学校の動きの後追い状態であった。

### 3 学校任せの事実解明（いじめの有無、自死との関係）

事実調査について、学校主導、市教育委員会の追認という形は変わらなかった。また、市教育委員会はアンケートの原本も見ない安易さで、結果的に不十分な事実把握と究明となった。

11月2日（水）、教育厚生常任委員会で、「いじめと認定しておきながら、因果関係が明らかでないとするならば、いじめの他に何か原因があるのかと見られる。それを調査するのが教育委員会の仕事ではないか。」と市教育委員会の消極的な姿勢が追及された。

### 4 市教育委員会から県教育委員会、県教育委員会から文部科学省への報告の遅れ及び内容の杜撰さ

市教育委員会が県教育委員会に事件の報告を平成24年7月20日に至るまでしていなかったし、他方、県教育委員会も提出を求めていなかった。

同日に提出した報告書の内容は、A4版1枚内に収まるという簡単なもので、アンケートの内容さえ全く反映されておらず、報告の体をなしていないと言わなければならない。既に、明らかなおと、学校は、アンケート調査に加え生徒たちからの聴き取りを行っており、本件いじめの内容について詳しい報告ができたはずであるが、それをせず前述のような杜撰な報告で済まそうとした。当然、県教育委員会、文部科学省からやり直しの指示があり、数回にわたって質問が繰り返され、この結果、他力的に詳しい報告をさせられたことになる。以上からみれば、文部科学省にさえ事実を伝えようとしなかったのは市教育委員会の真意を疑わざるを得ない。こうした杜撰な報告が全国で行われているとすれば、文部科学省は直ちに是正するよう指導すべきである。

### 5 市教育委員会の委員の問題

大津市教育委員会では、委員参加の定例、臨時会が開催されているが、その他に非公開の協議会が開催されてきた。協議会では委員各自が積極的に発言してきたもので、一般に言われるように、全く受け身ということではなかった。

しかし、本件事案を見る限り、10月31日の委員会開催まで、市教育委員会事務局や学校から委員に対し詳しい情報の提供はなく、近隣のうわさや新聞記事による情

報をたよりに委員同士、個人的に情報交換していたという状況であった。また、市教育委員会、学校は、平成23年10月24日の弁護士の意見を踏まえて、本件がいじめであることを認めたが、委員には一切の連絡もなく、10月31日に開催された委員会で初めて知らされた。また、いじめと自死が不明との見解にも一切関与できていない。もちろん、事実調査の一応の終息についても委員らは一切関与していない。

以上、本件事案において、委員各自は重要な情報の提供はされず、重要な意思決定においてらち外に置かれていたと言わなければならない。こうした実態は大津市に限られず、全国の教育委員会に共通する問題点と言わなければならない。

それでは存在意義がないのかと言う問いには否と答えなければならない。本来委員には生徒の権利を保障するために当該地域の教育について積極的に意見を述べ役割を果たすという職責があるはずであるが、これまでの長い経過の中でそうした職責を十分に果たすことができないう状況に置かれるようになった。前に見たように、問題は、当該地域の教育に関する重要な情報や意思決定からの阻害であった。この結果、教育委員会事務局や学校は第三者的チェックから逃れ、本件のような事案に際し独走を許すことになったのであった。今重要なことは、教育長以下の事務局の独走をチェックすることであり、その一翼を担う存在として教育委員の存在は決して小さいものではないはずである。

前記のとおり、市教育委員会、学校は事実関係の究明を途中で放棄し、あるいは、虐待というフィクションに寄り掛かろうとした。もし仮に委員会が実質的に機能して、事実解明の不十分さを指摘してさらなる調査の実施を指示していれば、現在のような混乱をより小さくできたのではないか。

ここで重要な問題は、こうした本来の教育委員会委員の活動を復活するためにどのような委員各自の行動や施策が必要かということである。

## 3節 事件当事者としての学校・市教育委員会共通の問題点

### 1 初期対応の拙さ

前記の事後の対応の事実関係から明らかのように、学校、市教育委員会は事実解明作業を途中で取りやめたと評価せざるをえない。アンケートや聴き取りメモ等のいじめに関する証拠に基づく事実整理、検討の不十分、これによって、いじめの程度やAがどのように苦悩したか、また、3人の生徒及び周辺の生徒のいじめへの関与の有無、程度については未解明に終わった。さらに、Aの保護者が虐待していたというフィクションへ寄りかかったことで、いじめと自死の関係への解明作業が、事実上放棄された。

この結果何が起きたか。生徒たちの本件いじめの認識と学校とのいじめの認識にギャップが生じ、生徒たちは学校が真実から逃げていると捉え、学校に深刻な不信を持





以上のとおり、確たる証拠もなく、また、それを否定する情報もあったにも関わらず、何故学校、市教育委員会はその見解を採用したのか。思うに、組織の体面を掛けても、いじめと自死との因果関係を否定したいという動機が、こうした虚構を作り出し、いつの間にか、そのストーリーが真実味を帯びて信じられていったと思われる。

さらに、市教育委員会が自ら作成した時系列表において、当初は、小学生であったAについては、                    が認められなかったという情報が記載されていたが、その後更新された時系列表からは削除されたという事実があった。前記情報は、学校、市教育委員会が自死の原因に「家庭の問題」があるとした意見と矛盾するものであるため、あえて削除されたものとするのが合理的である。これは、市教育委員会による隠蔽的行為と非難されても弁解の余地がないと考える。

本委員会の聴き取りに際し、教育長自らが、自死当日の父親の言動                    や、従前からのAに対する情報                    といった情報に十分な検証なく寄り掛かってしまったことは、誤りであったと認めた。ここに、組織防衛に走りやすい市教育委員会の体質を見ることができる。

## 6 学校、市教育委員会が自らの手で事実関係の解明をし、それを生徒、保護者に返すという意識に欠けていること

前述したとおり、学校及び市教育委員会は、専門家の意見を呑み込み、自ら事実解明することを放棄してしまった。また、生徒が2回に渡って書いたアンケートを十分に読みこなしことなく、事態を収束しようとした。

生徒、保護者は、どのようなことが起こっていたのかを知りたい、そして二度と同じ事が起こらないようにして欲しいという意識から、精神的に苦しい状況下でありながらもアンケートに答えてきたはずである。しかし、学校、市教育委員会は、その生徒、保護者の心情を察することなく、できる限りの事案究明をせず、生徒、保護者にフィードバックする姿勢に欠けていた。このことが、学校及び市教育委員会に対する不信に繋がったものと思われる。

## 7 地域関係者との連携の不備

学校関係者、特に校長、教頭といった管理職が、しばしば地域関係者に状況説明と称して訪問している。しかし、緊急事態が発生している状況下にある場合、危機管理をしなければいけない管理職が、地域関係者への説明のためにその職を離れることはいかなるものか。地域関係者との連携は不可欠であるとはいえ、その関わり方については効率よく、また効果のあるやり方を考えておく必要がある。

## 8 調査の透明性を確保する必要性

10月18日(火)調査結果の透明性を高めたいとの趣旨から、地域関係者による特別調査委員会の設置について校長から市教育委員会へ申し出があった。しかし、調査の透明性を担保するならば、文部科学省の指針通りに「中立的立場の専門家」による調査委員会を立ち上げるべきであり、地域関係者には違った立場での協力を求めるべきであろう。

いかなる場合にも、可能な限り調査の着手は早期であるべきだが、どのような方法で調査するかは困難な問題である。本件の状況を見る限り、アンケート、教員によりアンケートに記名した生徒に対する聴き取りがなされているが、アンケートや教員の聴き取りメモには、いじめの事実についてかなりの情報があった。しかし、その情報が十分生かされず、いじめの全容が不十分にしか把握されておらず、問題点の抽出さえもおざなりにされた。

## 9 報道に対する対応のまずさ

事件直後、校長がマスコミの取材に対して「なんで自殺したのかわからない、いじめについては把握していない。」と回答しているが、この校長の発言に端を発して、その後の混乱に繋がっていったように思われる。この時点では、学校と教育委員会との情報の共有化もできていなかった。その後も、教育長の不用意な発言が学校や教育委員会への不信をどれほど増幅させたか思い起こすべきである。

本件のように社会的に注目を浴びる事件においては、初期の混乱期での対応は非常に難しいが、だからこそ慎重で冷静な対応を求められる。生徒や保護者、さらには教員も注目しているのである。従って、マスコミへの対応等について、こうした緊急事態の対応に長けた専門家に助言をもとめることも考えられた。

事件直後において、正確な情報が得られない中、軽々に発言すると一層混乱を引き起こすことがしばしば見られる。基本的に、学校、教育委員会は事実究明に努めつつも、その作業が完了しない間、不必要な発言を控えることが混乱防止上重要であり、マスコミからの取材攻勢に対し、適切な専門家に助力を依頼するのも一つの方法である。他方で、生徒がなぜ自死を選ばなければならなかったのかということに誠実に向き合うという姿勢を示しながら、調査を待つという姿勢を維持すべきでなかったかと思ふ。

本件では、市教育委員会と本件中学校関係者が、Aの自死直後の10月14日に、弁護士と訴訟対策を意識したような相談をしているように、事案解明を第一に優先するという意識に欠ける状況下での記者発表は、一層事態を混乱させることを認識すべきである。

## 10 課題としての遺族への対応

文部科学省の手引きが指摘するように、遺族のニーズに応じるために、学校、教育委員会は最大限の配慮をもって臨まなければならない。遺族として、学校で何があったかを知りたいということは当たり前のことであり、その意向に沿うことは結果的に徹底した事実解明に繋がる。そして、これまでの本件のような事案で子どもを失った親たちは、子どもの命の証として同様な事件の再発防止を心底から望んでいるのである。

従って、アンケート等の学校が入手した情報は、可能な限り開示すべきである。これまで、各都道府県でまちまちな対応がされてきたが、全国画一の公平な対応のためには、制度化が求められる。また、学校、教育委員会が調査、整理した事実についても可能な限り開示していくことが必要である。

さらに、これまでの本件と同様の事案において、根拠の無い家庭問題が常に世間やかましく言い立てられてきたという事実があるが、我が子の死による計り知れない苦しみの上に、事後に人格、名誉さえもが否定される事態に遭った遺族の苦悩、苦しみは、こころの深い傷をさらにえぐられるようなものがある。遺族たちはこれを二次的被害と呼ぶ。本件では、Aの家庭が「虐待家庭」であるというレッテルが貼られてしまったが、こうした行為は、人倫に反するものとして、二度とあってはならないものである。

### 第3章 その他の問題点

#### 1 マスコミの倫理

##### (1) センセーショナルな報道合戦

本件事案に関する報道合戦は異常でセンセーショナルなものであった。あるマスコミは生徒に対し金銭をちらつかせて情報を得ようとした。また、通学途中に激しい取材にあった生徒たちが堪えきれず公衆トイレに逃げ込むという事態もあった。その上、記者が生徒の家まで押しかけてきて取材を求め、保護者からの苦情があつて初めて止んだという事態もあった。根拠の乏しい情報を流したり、加害をしたとされた少年の実名などが報道されたり、また無関係な他人の顔写真が流されたり、教員たちが非難や脅しの嵐に巻き込まれたりした。終には、教育長が殴打され傷害を負うという事態も生じた。

その現象はインターネットに波及し、加害をしたとされる少年及び家族のプライバシーが暴露されたりした。この結果、加害少年たち及び家族は地域内で生活できない事態となった。本委員会による調査の結果、いじめ行為をしたとは認められなかった生徒及びその家族については、「殺人者」、「卑怯者」というような手紙が来るなど、平穏な社会生活を奪われる事態も生じている。その生徒及びその家族の受けた精神的打撃は計り知れず、その被害回復は期待できないような状況に陥っている。憎しみや怒りだけが膨張し冷静さを失った社会は、正当な解決からますます遠ざかるということを肝に銘じるべきである。

##### (2) 事実解明と加害生徒の振り返りの機会を奪った妨害的報道

本委員会も例外ではなかった。有力新聞社の一つである読売新聞社は、平成24年12月23日付けの朝刊で、「自殺といじめ因果関係明示へ」と題して、「生徒へのいじめが自殺に結びついたとする内容を最終報告書に明示する方針を決めた。」。また、「各委員は終了後、取材に対し、報告書では、加害者とされる同級生3人による暴行など、少なくとも9件の行為を列挙し、自殺との因果関係がわかるよう立証したいとの考えを示した。」との無署名の記事を掲載した。

本委員会は、可能な限り委員会の活動をオープンにし、そのために記者へのプリーフィングに力を入れた。前記の報道の加熱を願ひて、第1回のプリーフィング等で、特に本委員会の活動を見守り支えるような報道姿勢をお願いしたが、読売新聞社の報道はこの願いを真向から裏切るものであった。実際に調査活動は重大な支障を受けることとなった。加害をしたとされる生徒及びその保護者は、本委員会の設立の趣旨、中立、公正な立場での調査をしていく姿勢に理解を示して聴き取りに応じ、生徒は、今回のことを振り返り、聴き取り担当の委員との間で信頼関係を築きながら、事実について、自分の気持ちを話し始めていた。その2回目の聴き取りが終了し、最後の1

回の聴き取りが予定されていたまさにその日に、生徒の保護者が虚偽報道を知り、本委員会との信頼関係が壊れたとして、生徒からの聴き取りを拒否した。本委員会は、読売新聞社の記事は全くの虚偽の事実を報道したものであることをその場で説明したものの、理解を得られなかった。本委員会は、このままの状態ではこの虚偽報道を容認してしまう結果になりかねないとして、異例ではあるが、読売新聞社に対し、記事の撤回、謝罪を求めた。しかし、残念ながら、読売新聞社は大津支局長が入った書面で「2012年12月23日付朝刊「自殺といじめ因果関係明示へ」の記事について、貴調査委員会からご指摘を受けました件について回答いたします。当該記事は、同月22日に開かれた貴調査委の会合後に複数の委員らに取材した内容と、独自取材に基づくものです。」と回答したのみで、記事の撤回及び謝罪についてはこれを拒絶した。本委員会は、読売新聞社の誠意ある回答を期待しえないと考えて、平成25年1月7日付けで別紙の声明を各マスコミに発してこの問題に終止符を打った。その後、市長は、同月11日の定例記者会見でこの問題を取り上げた。

このような一連の本委員会の行動に対して、読売新聞社が改めて何らかの行動をとることはなかった。また、各マスコミに一連の出来事を明らかにし、声明を公表したものの、その時点でマスコミ各社はこの事態を一切報道せず、読売新聞社の報道を容認するような態度を取った。本委員会としては、各マスコミのこの態度に失望し、マスコミに対する信頼を失い、今後のマスコミに対する情報発信を制限する方針をとった。

平成25年1月20日に開催された第12回目の委員会終了後のブリーフィングに際しては、委員会での協議内容について、ほとんど開示しないという態度をとった。その席上、本委員会からは、読売新聞社に対し、本委員会の調査にとって極めて重要な時期に、あのような虚偽の事実の報道を、しかも無記名ですということはどういう意図があるのかなど、読売新聞社の真意を問い質した。しかし、出席していた記者は、「回答書のとおりです。」と述べるだけで、何ら実のある回答をしなかった。また、出席していた他の報道機関の記者に対して、何故、我々の一連の行動について報道してくれないのかという疑問を呈した。その上で、この問題は極めて重要な問題であり、このような報道を容認したままだと、第三者委員会がすでにできあがった規定路線に乗った全く意味の持たない委員会であるという誤った情報を国民に流すことになるという趣旨を説明した。

このブリーフィングでの話の効果なのか、時機を逸していることは否めないものの、朝日新聞は平成25年1月22日付け朝刊で、本委員会の一連の行動を初めて取り上げた。

我々が調査の終盤を迎え、度重なる議論を重ね、報告書の作成に勢力を集中しようとする時期に、こうした記事を読売新聞社が掲載することに社会的に何の意味があるのか。慎重に検討したのか、と強く疑う。本委員会は、記事の実際効果として、「委

員会の結論は見えた、この委員会の活動の主たる役割は終えた。」という考えが社会に芽生えることを恐れた。本委員会の使命は、いじめの存否、自死の原因を明らかにすることだけでなく、本件中学校において何故本件のような事案が生じたのか、どうすれば防げたのか、今後どうすればよいのかなどの重要な課題を明らかにすることである。こうした本委員会の使命に社会が理解を示し、この報告書に強い関心を抱くよう、また、そうした委員会の活動をさせるような報道を期待していた。今回の読売新聞社の報道は、本委員会の存在意義を卑小化し活動を妨げるだけのものであった。

聴き取りが中止となった生徒及び保護者に対しては、読売新聞社に対して抗議の手紙を出したこと、声明文を発表したこと、市長の会見でもこの問題が触れられていることを伝え、聴き取り再開をお願いした。しかし、読売新聞社から記事の撤回及び謝罪がない段階では再開には応じられない旨の連絡が入った。本委員会としては断腸の思いで聴き取り再開を断念した。このことは、本委員会の調査に重大な支障が生じ、事実究明が困難となっただけに止まらない。聴き取りを行っていた生徒のこころを傷つけたのである。センセーショナルな報道合戦により、それ自体によって様々な苦しみを経験した生徒が、本委員会の在り方を理解し、話をしてみようとなりに向けて大きな一歩を踏み出していたのである。そして、委員との信頼関係のもとに、事実を振り返り、自分のこころと向き合っていたのである。これからそれを深めていく段階であったのである。読売新聞社の虚偽の記事は、生徒の振り返りの機会を永遠に奪ったのである。それだけに止まらず、大人は信用できない、社会は信用できないという不信感を与えてしまったのである。その不信感を背負って、これから成長していくのである。生徒はどのような思いをしているのであろうか。生徒がどれだけ傷ついてしまったのか、我々には計り知れない。また、生徒の保護者にも、生徒同様に、精神的なダメージを与えてしまっているのである。

読売新聞社はこの事実をどのように受け止めているのであろうか。他のマスコミはどう受け止めるのか。

### (3) 求められる真摯な報道姿勢

今回のマスコミの報道を振り返ると、もちろん、いじめ自死事件について深く掘り下げた報道もあったが、前記の報道合戦の中で陰が薄くなったことは否定できない。そして、今回の一連のいじめ報道によって、「マスコミは、何のために、いじめに関する報道をしているのか。何故、本委員会の活動を報道してきたのか。マスコミは何のために存在しているのか。」という、まさにマスコミ報道、マスコミそのものの存在意義はどこにあるのかということ、マスコミ各社、各記者本人に突き付けられていることを指摘しておく。

## 2 思春期の子ども達の心性

今回の事案を解明しようとして、行き当たるのが、「思春期の子どもの心性」である。

思春期まっただ中にある子どもの時代を指して、臨床心理学者の河合隼雄は「蛹のような時代」と表現した。青虫が、キャベツの葉っぱを一杯食べ、綺麗な羽の蝶々になるまでに、蛹の時代を通過する。外見から蛹をとらえて、次の綺麗な姿を予想できる人は何人いるだろうか、それほどまでに形状に大きな違いを見せるのである。しかも、蛹の殻のなかは、おそらく想像するだけでも大きな変化が起こっていると思われる。河合はこれを「疾風怒濤の時代」とも表現した。

こうした時期に学校や家庭でストレスを受け、そして一定の事柄が契機となって、重大ないじめに発展していくことはありうる事態と言わなければならない。

思春期にある子どもの3つの特性として以下のことが言われる。

- ① 身体の急激な変化にこころの成長が伴わないアンバランスな時期  
第2次性徴に直面し、内面から突き上げる爆発的な衝動に苛まれる。言葉にならない感覚に襲われ、自分でも説明がつかない感覚を体感する。
- ② 依存と自立の狭間にあり、その欲求がめまぐるしく変わる時期  
まだまだ、周りの大人の手助けが必要であるにも関わらず、その援助を「うざい」、「きもい」と突き放してとらえる。ある時は、べったりと甘えてくるかと思えば、背伸びするくらいに自立への志向を示す。
- ③ 「危い心性」を持つ時期

「自分とは何か。」「自分はどうか見られているのか。」「人は何のために生きるのか。」など、生存に対する懐疑的な思いがふつふつと湧いてくる時期でもある。

思春期の子どもの危機とは、身体的・心理的・社会的な急激な変化に、均衡が崩れやすい状態をいい、暴力・反抗・自己破壊行動・自己評価への動揺・気分の急激な変動などが起こるものである。

こうした思春期の危機的状況は、早く確かな自分をつかみたいという願望を持つが、一方で自分を支えてくれる親への強い親密感や一体感が急速に失われ、離れていくべき親そのものが、自分を支えてくれる存在であるというアンビパレンツ（二律背反）な状態を生み出している。

この危機的状況の中で、同性の同世代の友達とは、対象喪失を伴う子どもの危機を乗り越える代理対象としての意味を持ち、語り合い、共有しあうものとしての重要な役割を持つものであるといえる。

この時期には「自己」が問われることが多く、他人と比較して、容姿であるとか、

成績など、様々な比較をして自己不全感が強くなる時期である。

そこで、まず大切なことは、子どもの症状を治そうとするのではなく、急激な変化を発達段階での葛藤や挫折と捉え、少なくとも症状がある程度、落ち着きを取り戻すまで、子どもをとりまく発達圧力（進学や進級の問題など）を一時的に棚上げ状態にすることも必要ではないか。そうして、子どもの内面の世界を受容し、共感してやることも大切であろう。

本件中学校においては、養護教諭がBの変化とその様子からその危惧を担任などに伝えていたが、最終的に考慮されなかった。また、二学期以降、グループの関係性の崩れが見え出してきた。この時にもっと教員や周りの大人の気付きがあったらと考える。Bは家庭でも良い子どもであった。ところが、学校で他の要因に加え、意味不明の「いらいら感」がAに向かった可能性が考えられる。教員が、Bの変化をおざなりにせず、両者の側の関係調整と修復に力を注いでおればと考えられる。

### 3 専門家の役割

#### (1) スクールカウンセラーの役割

前記の事実関係のとおり、10月24日に、アンケート結果の分析したスーパーバイザーAがB教頭に対して一通り説明した後に、さらに、スーパーバイザーAは、Aについて、

また、10月27日にスクールカウンセラーD、スーパーバイザーBが来校し、校長、B教頭が対応したが、その場で、スクールカウンセラーDは、Aのことについて、

と述べている。

以上、スクールカウンセラーは、学校から得たAが情報を前提として、学校に対し助言しているが、これにより、学校及び市教育委員会は、Aの及び自死の因果関係の不明を確信したと推測される。また、本委員会が検討した資料からは、カウンセリング情報がそのまま学校管理者である市教育委員会の下に提供されたのではないかと考えられる。

以上からすれば、その意図の有無は別として、スクールカウンセラーといった専門家が深く関与しているのではないかとということが窺われ、また、その業務遂行においてプライバシーの厳守の原則が揺らいでいるのではないかと疑われる局面が見られた。これらは、スクールカウンセラーの専門性、独立性、中立性を脅かす重大な問題である。

本来スクールカウンセラーはこころの専門家として、学校と距離を置いて活動することが期待されている。スクールカウンセラーはカウンセリングに徹すべきであ

る。对学校との関係で独立し守秘に徹することを基礎として、はじめて子どもたちの信頼を獲得してカウンセリングを行えるのである。そのカウンセリングの過程で学校運営に問題があることが判れば、子どもの立場から専門家として学校に意見を言うこともありうる事態である。いじめなど生徒の心身に重大なダメージを与えた事態に際して、学校の方針を支えるような活動をするには職責を逸脱するものと言わなければならない。

本件では養護教諭は、Aの異変に気づき、また、Bの変化を気に掛けていたが、心理の専門家のスクールカウンセラーにも正にこうした役割も期待されているのではないか。そして、学校をより正当な方向に導く役割も期待されていると考える。これこそがスクールカウンセラーに期待される役割ではないか。

## (2) 弁護士の役割

前記事実関係記載のとおり、10月14日に、A指導主事及び校長が、弁護士に対し、アンケートの実施の仕方について相談した際のメモに次の記載があった。

〈アンケート集約結果/結論〉

「ステップ1「事実」確定→○

ステップ2「いじめ」認定→○「ここまでのライン」認める方向で、

ステップ3「因果関係」認定→×「認めない」

この時期より既に訴訟対策を意識したことが認められる。

次に、10月24日(月)に、課長補佐とA指導主事(後の校長合流)が、弁護士に相談をした結果のメモには、相談内容として「今回の対応の総括について」、「因果関係について」、「訴訟対応について」、「その他」、「学校対応について」、「市教育委員会対応について」の各項目がある。弁護士の答えは、全体として評価したときに、立場の互換性がないことから「いじめ」の構図があったと認めざるを得ない。「因果関係について」は、因果関係については申し上げられる立場にない、評価に関わる問題なので意見や感想を申し上げる立場にない。理解して欲しいというものであった。「訴訟対応について」は、①他の意図も考えられる。因果関係はない。安全配慮義務違反はない。②安全配慮義務違反があった(予見できた)。因果関係はない。③安全配慮義務違反があった。因果関係があった。と3通りが考えられるところ、①ないし③にはそれぞれ→が付いており、その先には①に○印の記載が、②、③には×印の記載があった。

この後、学校、市教育委員会は、十分な調査、分析をすることなく、弁護士の判断にそのまま乗っけてしまい、加害をした生徒がそれぞれどのような関わり方をしたのかということ調査することもなく、一律にいじめ認定をした。いじめと自死の関係は

分らないという判断をして、現時点に至っている。このような態度を取ったばかりに、いじめと認定することに慎重であるべき生徒についても、十分な検討をすることなく、いじめ認定をしてしまったという過ちを犯した。

ここから学ぶべき教訓は、相談された弁護士は、特段意識してはいなかったものの、相談している学校及び市教育委員会の関係者の意識は、本件はいじめなのか、いじめであった場合、自死との間に因果関係があり、市が責任を負うのかという点に否が応でも行っていることを意識する必要があったように思われる。そして、法律の専門家である弁護士の助言は、混乱した状況下で相談にくる本件中学校及び市教育委員会関係者にとって、極めて大きなものであり、金科玉条のように取り扱われてしまうことを肝に銘ずるべきである。

初動段階で弁護士が関わる場合、本件中学校及び市教育委員会が行うべきことが何かを指摘することがとにかく大事である。そして、どのような事実が生じていたのかということ、早く、的確に確定させるためには、どのようなことをしなければいけないのか明らかにしていく必要がある。仮に、学校、教育委員会の関係者が、法的責任はどうなるのかということに意識がいつている場合には、その方向性は間違いであると厳しく指摘し、まず、事実を確定するための作業を第一に考えるように指導すべきである。

一方、学校及び教育委員会関係者が行うべきことは、まず、事実を解明することであることを放棄してしまい、専門家である弁護士の意見を金科玉条のように取り扱うという自主性を失ったことを反省すべきである。実態解明については、自分たちが主役であり、弁護士などの専門家はあくまで助言者に過ぎないという意識に欠けていたことを猛省すべきである。

## 4 文部科学省のいじめに関するデータの不十分一埋もれてしまった「いじめ」

近時、文部科学省の統計データの正確性に対する疑問が指摘されている。子どもの自死について、1999年から2005年の間、いじめによる児童生徒の自死件数はゼロとされていた。しかし、いじめを苦にした自死が相次いでいたことは社会的に周知されていたと言わなければならない。その後、世論に押されて行った2008年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、小・中・高・特別支援学校におけるいじめ認知数は8万5000件、自死した生徒は136人で、そのうち自死の背景に「いじめ問題」があった事案は3人とされている。背景が不明とされる自死が73人(53.7%)に上るが、これらの事案の解明はなされないままであった。

他方、警察庁の統計によれば、2011年の1年間における自死者は30,651人で、19歳以下の者の人数は622人(小学生13人、中学生71人、高校生269人)である。そのうち学校問題とされるのは429人とされている。警察庁の統計

では、自死した小・中・高生は353人で、文部科学省の統計の136人と大きな隔りがある。現に、警察署が自死として認定しても、学校、教育委員会が「管理外の事故死」などとして自死と計上しない事案が複数見られる。また、本件に関するいじめの報道の後文部科学省が把握するいじめの件数が急増したとのマスコミ報道もある。こうしたマスコミ報道によるいじめ件数データの一時的増加を、「社会現象としてのいじめ」と指摘する識者もいる。

また、都道府県によって、文部科学省に報告するいじめの件数に大きな差があり、教育委員会あるいは学校の主観的ないじめ認識の差がそのまま反映されているものと言わなければならない。

本格的にいじめの実態、いじめと自死の関係が解明されるためには、いじめ及び子どもの自死に関する正確な事案の収集とデータの整理が不可欠である。また、いじめの事実が正確に把握されるとともに、いじめと自死などの重大な結果との関係が明らかになることは、社会がいじめられた子どもたちの命と健康をかけたがえのないものとして考えている一つの証と考える。文部科学省の指導の下、各地方自治体の教育委員会、学校におけるいじめ発見体制の充実が急がれる。

国連子どもの権利委員会の日本に対する第1総括的意見中のパラグラフ42では、青少年の間における自殺等を防止するために、情報収集及び分析等全ての必要な措置を取るよう勧告する。第2総括的意見の同47では、①急増する若者の自殺率の高い水準、②自殺や自殺未遂及びその原因に関する量的データの欠如等の実情について強い憂慮の念が表明されている。第3総括的意見中のパラグラフ41では、児童・青少年の自殺、及び自殺未遂のリスク要因についての調査が欠如していることが指摘されている。

日本における子どもの自死に関するデータ収集、その要因研究の体制整備は著しく遅れているのである。こうした現状に鑑みれば、文部科学省は、各自治体の教育委員会の報告だけで事足りず、疑義のある事案については、自らが調査検討してより正確なデータ収集に努めるべきである。とりわけ当事者による再調査の申立に対しては真摯に対応すべきであると考えられる。

## 5 過去における検証の不十分

平成8年1月30日当時の奥田文部大臣は、いじめを原因とした自死が相次いだ状況を踏まえて、いじめ問題に関する緊急アピール「一かけがえのない子どもの命を守るために」を発表した。それは全国の子ども、保護者、教員に向けられたものであった。いじめはどこでも起こりうるとした上で、いじめが深刻な人権侵害であるだけでなく、いじめを苦に自死を図ったり、あるいはこころに深い傷を負わせたりするものであるという認識に立ったもので画期的なものであり、特に教員に対し、深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どのような子どもにも起こりうるもので、

「いじめられている子どもを守り通す」ことを言葉と態度で示し毅然と対応してほしい、と訴えかけた。あれから随分と時が経過したが事態は改善していない。

また、布村幸彦文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）は、「子どもの問題行動に向かわせないために―いじめに関する追跡調査と国際比較を踏まえて―」というテーマのもと、平成18年2月21日に東京で開催された「平成17年度「教育改革国際シンポジウム」の基調講演において、改めて「いじめ問題は、最悪の場合には、子どもの命に関わる重大な問題」として問題解決に向けた具体的な取り組みについて提唱した。しかし、こうした文部科学省等の呼びかけにも関わらず、多くの地域においていまだ有効ないじめ対策は進んでいないと言わなければならない。

それは何故か。一つには、過去にいじめ自死の事案において、二度と同じ過ちを繰り返さないという決意の下、その一つ一つについて十分な事実究明と検証がされず、多くの場合、いじめの事実も自死との関連性も不明とされたままですべてが終息し忘れていったという事実を指摘したい。その一つ一つの事案について、包み隠されることなく、丁寧に事実関係が究明されそこから教訓が抽出され、教育現場において、その教訓を生かそうとする努力が今日までなされていたら、いじめの実情は現状よりましな状態となっていたと言えるのではなからうか。

## 6 保護者会（PTA）の自主性の欠如

事件直後からのPTAの動きを見ると、ほとんど際立った活動を見ることができなかった。記録上はPTA関係者が学校との協議の場に参加しているが、学校からの情報を一方的に受け取っているという姿しか見られなかった。学校協力者会議の開催もあるが受け身的で積極的に学校や教育委員会に意見を述べたという記録も見当たらなかった。

多様な保護者が加盟する団体として簡単に方向性を決定することは困難と考えられるが、学校等からの一方的な情報に頼るのではなく、徹底した調査の実施を要求することや調査結果の概要について報告を求める積極的な姿勢が欲しかった。

保護者会の役割の一つとして、学校教育の支援があるが、その支援とは最終的には生徒である子供たちの利益につながるものである。本件で重要なことは、いじめの実態は何か、何が問題だったのかを明らかにして、その教訓を生徒に還元していくことであるはずで、そうした方向性で自主性をもって、本件中学校、市教育委員会に働きかけてほしかった。

## 7 本委員会の在り方に関する問題点

本委員会の始まりは、市から委員として推薦された大学教員である臨床心理士の辞任という異常な事態から始まった。報道によれば、本件の遺族のプライバシーを第三者に漏らしたということであった。第1回委員会に出席した委員は事態の意味が判ら

ず、当面5人の委員で活動を開始した。資料の検討をするなどの調査活動を進めているうちに、事件直後から、この候補者が、学校、市教育委員会の助言者として、また、スクールカウンセラーである複数の臨床心理士とともに、厳密な事実調査を経ずして、Aの家庭に[ ]ストーリー作りに関わっているのではないかという疑いが湧いてきた。

以上の事実が判明したことにより、当該委員の辞任はやむを得ないものと理解した。第三者委員会の生命線は公正と独立にあり、それによって初めて、曇りのない日で公正に事実を調査しそれを踏まえて歯に衣を着せない意見を表明できると考える。今後立ちあげられる第三者委員会の最も重要な課題である。

### 第Ⅲ部 提言

#### はじめに

これまで、第Ⅰ部では、Aに対する加害行為についての事実を確定した後、学校がいじめを発見できなかった問題点を指摘した。また、第Ⅱ部では、Aの自死が起こった後の学校及び市教育委員会の対応についても事実を確定した後、事後対応の問題点を指摘した。

そこで、今回の事案を通して、浮き彫りになった問題点を解決し、二度と同じ過ちを起ささないため、青少年の健全育成の観点も踏まえ、「教員への提言」、「学校への提言」、「教育委員会への提言」、「スクールカウンセラーへの提言」、「危機対応」、「将来に向けての課題」の6項目について、提言する。

この提言は、本件中学校や市教育委員会を批判するために為すものではない。本件中学校の課題を見てきたが、本件中学校の教員が、言葉に表せないほどの努力をされてきたことを知った。したがって、本件中学校を含む、日本の全ての学校に、このような事象が起らないための予防的方策として、不幸にもいじめ、あるいはいじめ自死が起きてしまったときの対応策として、必要な事項を列記していく。是非、一つでも教育現場等で実践されることを期待したい。



## 第1章 教員への提言

### 1 教員とは何か

中学生は、自分とは何者か、生きるとはどういうことか、死とは何か、これら人生における根源的で本質的な問いかけに苦悩する思春期只中に生きている。中学校の教員は、思春期の複雑な葛藤や矛盾に寄り添い、その発達を支援できる大人であることが求められる。教員はその自覚を持って日々の生活を生きていくことが求められていることを自覚するよう、様々な機会を通じて自己研鑽して欲しい。

生徒は言っていた。「生徒に向き合う時間をたくさん作って欲しい。」「僕たちと遊んで欲しい。」と。生徒は教員を求めているのである。

### 2 教員の感性

いうまでもなく、教員は子どもにとって、一番の理解者である。また、そうであって欲しいと願うのは、子どもを学校に預けている親ならば、誰もが望むところである。

子どもの目に映る教員像の中で、一番困るのは、子どもの危機的状況においても察知せず（察知出来ずという場合もある。）、そのまま「見て見ぬふりをする。」おおよそ教育に携わる者らからみれば、教育の立場からはあって欲しくないような教員である。

もちろん主観的には、何とかしたいとの思いがなくなるだろう。しかしながら、展開する子どもの状況に余りにもついていけない自分の力量の乏しさが、一人を抱え込んでしまう教員像が見えてくる。

ところで、「いじめ」の問題で今教員に求められることは、子どもの声に耳を傾け、こころの叫びや言動の裏側にある感情をしっかりと読み取ることが大切だと言われている。子ども自身がどういった立場におかれ、どういう気持ちでいるのかという子どもの心情を推し量ることができる力の育成が求められている。「先生は、子どもたちの顔を見るよりも、パソコンの画面を見ている時間のほうが長い」と言われ、今日の教育現場が揶揄されることがある。子どもと関わる時間を確保し、子どもの話に耳を傾けることは、生徒理解、生徒指導の基本である。

教員自身の感性を磨くことは、教員の日々の忙しさで難しいことではある。しかし、難しいからしなくてもいいものではなく、子どものこころを受け止めることは、どのような場合であっても教員として必ずやらねばならないことである。感性を磨くことは日々教員自身が意識して取り組むことは言うまでもないが、教員研修に取り入れることを提案したい。5年月、10年月の節目の研修で、1年か少なくとも6ヶ月間、地元の福祉施設、介護施設、養護施設、情緒障害児短期治療施設、鑑別所、少年院など、教員の普段の生活と関連が少ないところで、実際に働き、目で見て、耳で聴き、身体全体で現実を感じ、忙しさでこころの奥底で眠っている感性を呼び起こしてほしい。その感性が、子どもとの関わりで重要なものになってくる。

### 3 いじめ認識、研修

先般文部科学省の平成24年4月から9月までのいじめの調査結果が発表された。いじめの件数やその割合が、都道府県により160倍もの差があるというニュースがあった。調査方法の違いによるものではと報道されていた。何がいじめで、何がいじめではないのかを決めるのは、教員でも学校でも教育委員会でもない。子ども自身がどう感じたか、どう思っているのかがポイントである。教員は子どもたちのこころに寄り添い、こころの奥底にある心情を理解することからはじめる必要がある。

いじめは何処でも、何時でも子どもたちの関係性の中に起こる。しかし、いじめが起こらないように、その子どもたちに関与している教員をはじめ大人たちが、今日的ないじめの構図や成り立ち、いじめを起こさない集団づくりやいじめ発見法等の、研修、研鑽を積むことが求められる。

まずは教員にとって見えにくいいじめの存在に敏感になるために、ひとつにはいじめが生徒集団内で起こる構図について理解を深めることが必要となる。森田洋司らはいじめが一筋縄で把握できないことについて、次のように述べている。

- ・友だちの数が多くても、いじめの被害から逃れることはできない。
- ・これまで、一般的に、いじめの被害者には友人が少ないことが指摘されてきた。また、今回の調査でも同様の傾向があることがわかっている。ところが、この友人の数といじめた子との関係を見ると、クラスのなかの親しい友だちの人数が多くなればなるほど、「よくいっしょに遊んだり話したりする友だち」からいじめられた子の割合が多くなることがわかったのである。つまり、友だちがたくさんいるといじめられにくいとは、単純にはいえず、できるだけクラスに友達を多く持つことが、いじめの被害から逃れる手段になるとはかぎらないわけである。これは、今後いじめを指導する際に注意すべき点と思われる。（竹村一夫）
- ・仲のよい友だちから反復性の高いいじめを受けている場合も四人に一人いて、その場合はいじめの継続期間も長いケースが多くなる。

（森田洋司、滝元、秦政春、星野周弘、若井朔一編著『日本のいじめ—予防・対応に生かすデータ集』（金子書房、1999年）

また、自死にまでつながるグループ内いじめの本質について森田らは次のように的確に指摘している。

いじめ空間の閉鎖性—いじめが起こっても、子ども達がいじめの場から逃げ

出すことができれば、それだけいじめの被害は少なくなる。いいかえれば、子どもたちの場がどれだけ開かれているか、閉ざされているかによっていじめ現象の発現のしかたが変わってくる。いじめ空間の閉塞性はつぎの二つに大別されよう。一つは「物理的閉鎖性」である。既述のように子どもたちの集団帰属が学級集団へと一元化されてきたことはいじめられた子どもたちの逃げ場を失わせることになる。また、学区制によって転校への途が閉ざされている場合にも、追いつめられた子の逃げ道はふさがれよう。いじめとは本質的には逃げ場のないところで行うからこそいじめになるという性質をもっている。いじめが死につながる事件に発展するのも、いじめの場が出口のない檻となっているからである。

(中略)

さらにもう一つの社会的閉鎖性は人間関係によるものである。人間関係のしがらみをかぶせて人と人をつなぎとめたり、集団と個人とを結びつけようとする傾向は日本人にとくに強く見られる傾向である。それは個人が他者に依存したり、どこかのグループの傘のなかで自分の存在を確保しようとする志向が強ければ、その個人はそれだけ人間関係のしがらみにつなぎとめられることになる。いじめの場面では、いじめる側がこうしたいじめられる側の弱みに巧みにつけこんだ手口が用いられる。いじめっ子たちはいじめられっ子を鎖でつないだ犬のように手もとにおいておき、気がむいたときにはいじめて遊び、スカッとしたときには気晴らしとして、あるいはむしゃくしゃするときにはウツプン晴らしとして遊ぶのである。深刻ないじめのなかで自死や殺人事件にまで発展したケースでさえ、いじめっ子といじめられっ子の関係は、学級のなかでは遊び仲間であり、教師の眼には仲のよい友だち同士として映っていることも少なくない。いじめられる側も、これらの社会的な呪縛があるために、いじめられても再び彼らと一緒に行動することになるのである。

(森田洋司、清水賢二著『新訂版 いじめ一教室の病い』(金子書房、1994年)

以上のことは教員のあいだでは広く知られていることではあるが、いじめ問題に取り組む教員はその感性を保つために、繰り返して確認することが求められよう。

また、いじめの発見法、いじめへの介入・対処法、さらには指導法の確立のための研修を取り入れる必要もある。有効とされる例をいくつか挙げれば、Q-U理論(Questionnaire-Utilities/学級集団の状態を把握するための心理調査)や自己肯定感の調査、子どものモラルに関する感性、問題行動・規範意識調査や克服法の研修、無記名アンケートの実施方法、問題別の実践的なケーススタディーの実践、学級づくりの方法論の研究と報告、カンファレンスによる統み解き能力アップ研修などである。

もちろん、前段に挙げたような研修プログラムを学校外や上位機関から言われるままに漫然と行うのでは十分な効果が得られないだろう。研修を行ううえでの大切なポイントは、自校や学年、またその集団の状況や実態を把握することである。そして「今、何が必要か?」と、被研修者の間でしっかり議論して課題をブラッシュアップし、適切な研修を選ぶことである。すなわち、従来の「やらされている研修」から「自らが選んだ研修」へとシフトしていくことである。

だが、いじめ発見の研修を積むだけでは教員がいじめを見逃す、見て見ぬふりをしてやりすごすという課題は解決するわけではない。教員が積極的に敏感にいじめに気づくことを奨励する仕組みや雰囲気醸成が必要となる。すなわち、自分の学級、学年で、また学校で、市町村でいじめがあることが評価としてマイナスになるという教育現場の感覚を払拭する必要がある。いじめがあるとその学校や教員の評価が下がるということではなく、早期にいじめを発見した場合には、むしろいい評価がなされる等、早期発見に力が注がれることが重要である。このような評価がされる世論づくりも必要かと思われる。また、「いじめは何処でも起こりうる」というのは、いじめは起こっても仕方がない、やむを得ないのではない。いじめが起きないための取組、努力が大切である。

#### 4 チームワーク

##### (1) 一人で悩むことのない職場づくり

一人で解決しようとするのではなく、周りの多数の教員の力を合わせることである。「三人寄れば文殊の知恵」とは、古来からの教えであるが、是非とも協力協働の教育現場を作りたい。職場で常に子どもの話題が交わされている場合、担任一人が孤立するようなことはない。一つの学級だけが崩れるということもない。学年協働が成り立っているならば、ちょっとした「崩れ」の兆候にも、早期に手が打てるのである。

前記したように当該事案の担任は、4月に他の中学校から異動してきた教員で授業力もある研究肌の教員であった。しかし他方で、みなで相談するというよりは自分のクラスのことに口出しされることを避け、一人で生徒指導上の問題を抱え込んでいるという評もある教員であった。こうした担任の特性に気づいていた教員が周囲にいたものの、積極的に関わりあおうとする教員はいなかった。

一つの問題を「担任まかせ」にするのではなく、みんなで考え、みんなで解決する職場作りを目指したいものである。これが、よくいわれる「同僚性のある職場」である。

##### (2) 教職員間の意思疎通、情報の共有の大切さ

意思疎通、情報の共有の大切さは、教育を語るときに何時の場面でも出てくる事柄である。しかしながら、問題発生時に、意思疎通が図れなかった、情報の共有がされ

なされなかったという意見が出てくることが多い。

大規模校であり、かつ複数の小学校区から生徒が通学してくる本件中学校では、みなで生徒を見ていかないと大変だということで職員室での情報交換がなされていた。その情報量について、多かった、情報交換はかなりしていたと自己評価する教員もいた。しかしながら本件中学校は、まさに意思疎通と情報の共有において深刻なヒューマンエラーを犯してしまった。

人と人とのコミュニケーションの問題もあるが、改めてシステムとしての意思伝達の工夫を提案したい。

まずは個人カードによる「心配な生徒」情報の「収集」とその情報の「共有」の仕方について検討・実践してはどうか。情報の収集、共有の方法の一案として次のような「気づきのカード」を作成し、交換してはどうか。

気づきのカード	
〇〇先生へ	△月□日( )
今日の3限国語の授業で、●●君の誤答に対して、「アホちゃう！」という発言あり、その言葉を容認する雰囲気がありました。直ぐに注意はしましたが、クラス全体が理解したか疑問です。よろしくお願います	
◇◇より	

このことで、生徒の状況をより正確に把握することができるようになる。

また情報交換、情報共有や結果報告の定まった機会をもつ必要もあるだろう。たとえば、学年部会(学年会議)は少なくとも月2回は必要である。月1回であれば、行事や取組の打合せに時間が取られ、生徒の細かな様子や状況について具体的に話し合う時間がない。1度に多くの時間をかけるより、短時間でも回数を多くの方が効果的である。それぞれが得た情報を生かすために、多くの情報を整理分析し、まとめの作業が必要となる。その作業が学年部会の仕事ではないか。学年部会の中での議論が、教員の生徒理解の力を育むことになる。

情報交換のなかで上がってきた生徒については、たとえば週1回、緊急時には昼食を持ち寄ってでも支援のためのカンファレンスを実施することも考えられる。

各教員は、生徒に関わる職員朝礼での伝達、打ち合わせ、相談・カンファレンスの事項は入念に記録しておく必要がある。パソコンへの記録が有効といえる。

そして当然のことながら、事後の結果報告を徹底すべきである。教員は内容を精選したうえで朝や業間の全体及び学年打ち合わせで結果を報告し、指導上の情報を共有することが求められる。

### (3) 教員間の経験の交流—実践を通じた同僚性の形成を

今回の教員への聴き取りで特徴としてあげられたことは、多くの教員が8クラスの大規模校であることを「実践が困難である」、「子どものころがつかみづらい」等、逃げ場にしてしまっていたことである。しかし、その中でも工夫・努力が求められていることは言うまでもない。以下、いくつかの提案をしたい。

他クラスの雰囲気や把握・実践方法を学ぶために、日替わりなど短期間の担任共同・交代による交流をしてみてもどうか。教員はもちろん、生徒にとっても学年全体の教員が仲良く団結し、みんなで自分たちの生活を支援してくれている実感が持てるようになる意味は大きい。

具体的には、教科のレベルアップ・授業力アップを月例などで、教員間で実施するとよい。教員相互も教員の「話術力アップ」と学年全体の雰囲気をつかむためにも、学年集会などで輪番による教員の「お話」コーナーを設け、話術のアップと生徒との信頼を深めることも考えられる。実践によって「仲の良さ」、すなわち同僚性が向上していく。

OJT(オンザジョブトレーニング)という、仕事をやりながら後輩を育てていく研修方法もある。たとえば、新任教員への着任時や月1回の会議などの定期的な機会を通じた学年主任、生徒主任や教頭によるスーパーバイズなどがある。どれほど前任校で優れた実績を上げていた教員でも、新任校では戸惑うことが多いものだ。改まった機会でなくても、昼食時懇談会などフリーに話し合う機会の設定をすることもできる。フリーに話し合う機会では、ベテランの職人的技法や生徒のとらえ方などをフランクな形で若手に伝授することができる。親切、丁寧なアドバイス、サポートが望まれる。また、ピア・サポート(仲間どうしによる支援の方法の研修)なども有効であるといわれている。

教員は、日々研修することが課せられている。自分の教員力量を向上させるために、研修の機会がごく自然な形で持てればよい。いずれにしても、職場の合意のもとで、職場の支えあう風土を育てていくことが大切である。その中で、教員としての力が磨かれていくものと思われる。どのような場面であっても、強制が感じられるような研修の効果は半減することを付け加えておきたい。

### (4) 副担任の役割

副担任は、担任を補佐し絶えず情報を交換し、学級経営を側面から援助する役割があるが、本件中学校ではそうした役割はほとんど機能していなかった。形式的補完的な副担任の役割にとどまっていたといえる。もちろん担任と副担任の人間関係に左右されることも多く、その関係性で協力度に差が生じることもあろうが、担任と副担任でどんな学級を目指すのか、そのためにどんな方法をとるのか、これだけは確実に行

うなど、双方でしっかり議論し作り上げていくことが求められる。共同担任体制、すなわち「複担任化」である。

事務処理、昼食・清掃・学級活動等の指導を共同して実践し、とくには交代するなどして、副担任は「複」担任としての役割を意識すべきである。それによって担任も一人で問題を抱え込む危険を回避することが可能となる。

## 5 「多忙」から「充実感」、「やりがい」のある仕事へ

教員の多忙は、本件中学校だけの問題ではない。本件中学校の教職員組織として、本件中学校独自の自浄作用が働いているのかどうか、考える問題であろう。これは、第三者委員会が指摘する問題ではなく、本件中学校の教職員自身の振り返りの中で求められる答である。

考える糸口を挙げておきたい。

教員が仕事を進めていくときにも、効率が求められることがある。効率的に進めていかなければならない仕事内容とそうでないものがある。子どもたちと直接対応する教育指導は、効率よりもその内容、方法や子どもたちとの関係づくりに力点が置かれ、相当の時間が必要とされる。また、報告書作成などの事務作業は、効率的に進めていく必要がある。いずれにしても、その時々の優先順位（プライオリティ）を考え、仕事を進めていくことが大切である。「忙しさ」と「多忙感」は少しニュアンスが違うように思う。「忙しさ」を多忙と感じる時とそうでない時がある。それはなぜか。「忙しさ」の中に「充実感」や「やりがい」を感じた時には、その忙しさは疲れとして残らないことがある。そうだからといって、忙しくてもいいというわけではないが、同じ仕事に充実感が味わえるような工夫が必要である。生徒のためになること、保護者や地域の方々から感謝されること、同僚から認められること等は、「やりがい」につながる。

## 第2章 学校への提言

### 1 学校とは何か

前述したとおり、学校とは本来、子どもにとって最も安全で安心な場所でないといけない。日々すべての子どもたちが生きて、成長する場ではなくてはならない。その意味で、いじめの問題は、学校の中で解決していかなければならない問題であり、当事者となった、加害生徒、被害生徒に対する適切な教育を施していくことが大事である。学校は何があってもその問題から逃げることなく、正面から生徒、保護者に向かい合うという意識を持たなくてはならない。学校が、子どもたちと一緒にやっていく、子どもと共に考えていくという姿勢を決して忘れてはならない。この思いこそが、学校で質かれるべきではないだろうか。

### 2 仕事の「選択と集中」による教員の多忙の改善

教員の仕事を軽減するために、教育委員会からの依頼文書をはじめ、学校における仕事を「選択と集中」という観点で捉え直し、優先順位を考え、集中して徹底的に行う事柄とそうでないものを仕分けし、学年、分掌等のそれぞれの単位で考えることが大事だと思われる。

また、多忙化の問題を考えるときに、「行事の精選」の事柄が必ず出てくる。たとえば、本件中学校では体育祭と文化祭が連続する2日間にわたり実施されていた。教員は多忙を極め、生徒は行事から深く得ることができるのだろうか。「経験主義」「行事主義」の悪弊に陥っていないかどうか。一つ一つの行事の質を高めることでこそ、人間関係づくりやいじめを許さない人権感覚が高まるのではないか。

限られた時間の中で多くの行事を取り入れていくことは困難なことであるが、生徒の状況や生徒の希望を聞き、学校全体で「今、わが校の問題点・課題は何か、その解決に何が必要か？」と論議をする中で必要な行事とそうでない行事に分けていくことが大切であることは言うまでもない。さらに「部活動」についても教員への負担は大きい。多感な中学生の部活動の教育的意義が大きいことも周知のとおりであるが、ここでも「選択と集中」が求められる。

### 3 教育相談

#### (1) 教育相談の機会

中学校学習指導要領解説編によれば、教育相談は「一人ひとりの子どもの教育上の諸問題を取り上げ、本人又はその親がその望ましい在り方を見出すことができるよう指導・援助すること」で、「個人及び集団のすべての児童生徒を対象に行われるものであり、すべての教員が、いつでもどこでも行うものである。」とされる。

学校には、学級担任、副担任、各教科の教員、教育相談担当教員、養護教諭、生徒

指導主事、スクールカウンセラー、部活動顧問など様々な立場の教職員がいる。子どもたちにとっての相談資源は整っている。学校教育活動のあらゆる時と場が相談の機会であり、豊富な相談相手が揃っているのにも関わらず、どうして教育相談が機能しないのであろうか。

年間2回程度の教育相談週間などが開催されている学校もあるが、進路相談等にすり替わってしまっていることもある。「教師は、話すことは得意だが、聴くことはうまくなく、ついしゃべってしまう。」と話した教員がいた。もう一度「聞く」ではなく、「聴く」ことの重要性について考える必要があるだろう。さらに、生徒が話しやすい環境をどう作っていくのか、ちょっとした出会いでの何気ない会話が大切である。業間休みの廊下ですれ違ったとき、掃除の時間に手伝いながらの時間、部活動が始まるほんの少しの時間、昼食を食べながら等、しかしこのときは教員にとって大変忙しいときでもある。だからこそこの短時間を生徒と共有する大切な時間であることを認識し、生徒と話してみてもどうか。

もう一点、提案をする。生徒の側から見たときの教育相談は、生徒が先生に「相談したい」と思ったときが一番旬の時であるといわれている。誰に相談するか、誰と話をするかが大きな問題である。教育相談週間を学校職員であれば誰にでも相談、話が出来るようにし、「〇〇中コンサル週間」とし、校長、教頭、養護教諭、事務職員の方、学校用務の方、部活動の担当教員、他学年のあまり話したことのない教員など、生徒が話したいと思える取組を考え出してはどうであろうか。まさに「子どもが相談したいと思うときが、相談のチャンス」なのである。「相談の基本は自主来談にある」と言われるが、生徒とのこの距離がずっと近くなるはずである。

子どもたちは健気だ。聴き取り調査の中でも、多くの子どもたちが「今、先生たちにどうして欲しいと思いますか。」との問いに、「生徒に向き合う時間をたくさん作って欲しい。」「僕たちと遊んで欲しい。」と答えている。この子たちの声にどれほど真剣に向き合うか否かが、学校再生への道の岐路である。また、その課題に誠意をもって望むならば、失われかけた信頼であるが、今後の子どもたちの信頼は回復されるであろう。子どもは、本来的には「教師が好き」「学校が好き」なのである。

## (2) 思春期特性（心性）を理解する

適切に教育相談に応じるためには、その基礎に「思春期の子どもの特性」への適切な理解がなければならない。今一度、小学校高学年から中学校にかけての子どもの特性についておさらいをしておきたい。

### ア 思春期の子どもは発達過程に在ることを理解する

思春期の子どもを指して、「体は大人でも心は子ども」とよく言われる。成人の脳になるには、10代の後半であり、医学的にみても思春期の子どもは発達

途上にある。このころの子どもは抽象的思考ができつつあり、日常的なものの見方、考え方におおいに影響してくる時期でもある。ところが、脳内物質のドーパミンの働きが強く表れる時期でもあり、物事に対する興味、好奇心などが高まるものである。思春期はこのように大人の世界をのぞいてみたくなる時期である。一方、行動を抑制する働きがまだ十分ではないので、直ぐに行動に突っ走ってしまう特徴がある。このころの子どもは、大人の真似をして「酒、タバコ」に手をだしてみたくなるのも、こうした要因が関係していることが理解できよう。好奇心が旺盛なため、大人よりずっと早い速度で依存症になってしまう危険が大きい。また、チックなどの軽い症状が出る場合もあるが、統合失調症のように重篤な疾患が出現する時期でもある。このように思春期は、危なかしい時期でもある。

こうした発達上の課題を理解しながら、子どもに向き合いたいものである。好奇心が旺盛とか、行動の抑制が効かないということも、思春期の子どもの特徴であるが、発達の課題を考えないで、大人の価値観に無理に押し込めたりすると、どうしても歪みが出てくることは避けられないことである。

### イ メリハリの利いた対応に心掛け、本音で話す

こうした子どもに接するとき、こちらが曖昧な態度でいると、子どもはその姿勢を見抜いてしまう。口では「いいよ」と言いながら、態度では受け入れないという表と裏の使い分けをする態度が一番良くないものである。子どもたちが、学級日誌に日々のあったことを記しているが、それに対する回答の有様をみると、子どもたちにどう向き合っていけば良いのか理解出来る。子どもたちは、「駄目なものは駄目」とはっきり言ってもらうことを待っているものである。もちろん、優れた成果を挙げた時には、手放して喜びを共にすることが、子どもの豊かな心を育てる基となる。つまり、嘘のない、メリハリの利いた対応の出来る大人が必要である。子どもに向き合い、本音で語り合うことが出来ると、子どもの世界は十分な満足感で満たされるものである。

### ウ 友人関係の変化に注視する（気づく）

このころの子ども同士のつながりは深く、強くなっていくのが特徴である。今までの友達関係が大きく変わる時期でもある。

しかも、そのことを親には隠しておこうとする。このことは、成長過程では当然のことで、今まで何でも話してくれたのにと悩む必要はない。親には、秘密のことであっても、仲間内ではそれを共有することがある。この時期、親より友達が大切だと主張するのも、あながち間違いではない。このころの子どもたちの相談する対象の人に友達を挙げているのも、思春期の子どもの特徴である。（指定都市教育研究所連盟編『子どもがとらえた教育環境』2000）

また、性的に目覚める時でもあり、異性が気になる時でもある。ドキドキしたり、切ない気持ちになったりする。周りから見ると、非常に不安定に感ずるものであるが、そのような時期はみんなが通ってきた道である。周りの大人は、そうした子どもの変化に気付いて接したいものである。今回の「告る（こくる）」という事象も、強制されるならば、いじめの事象であるのとれないこともない。そんな中で「ハンツずらし」など人間の尊厳を奪う行為が、単なる「遊び」ですますわけにはいかないことは明白である。日常的な観察の目を鋭くして、子どもの指導に当たりたいものである。

#### エ 様々な課題に挑戦し、成就感を得させることが大切

思春期の子どもたちは、時に思わぬ力を発揮することもある。クラス対抗の球技大会、コーラス大会など、様々な面での活動が活発になる時期でもある。子どもたちは、どのような困難があると思われることへも挑戦する力を備えている。それをうまく開花させてやるのが、このころの子どもたちへの指導の醍醐味である。担任も一緒になって、様々なチャレンジにはらはら、ドキドキする場面があるが、その結果を共に喜び、共に残念がることの出来るのが、学校の良さである。感性を鋭くし、子どもの世界を理解し、成就感を得させてやるのが大切である。

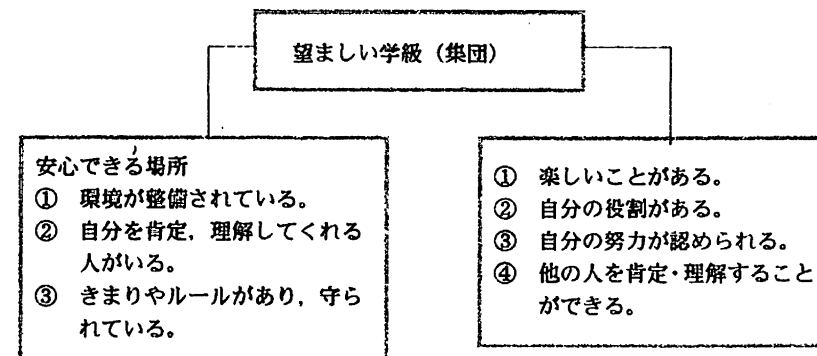
### 4 生徒の学校参加

#### (1) 学級集団づくり

なぜ学校教育で集団づくりが必要なのだろうか。改めて述べるまでもなく、学校における集団生活の中で多様な人との関わりを通してお互いの存在を実感し自己肯定感を育み、違いを認識しそれを尊重できるようになるためである。また、努力や協力をしながら問題を解決する中で連帯感・達成感を体験し、人への共感や信頼感をもつためである。

集団づくりとは、一人ひとり違った個性や生活をもった子どもたちを、ていねいに“つないでいく”ことである。また、集団づくりの目標は、子どもたちに、集団の中での他者との関わりを通じて自分という存在に自信をもち、自己肯定感を育むことである。そして、人間への信頼感を育て、「友だちが好き」「友だちとかかわることが楽しい」と言えるような、「人とかかわる力」、「人とつながる力」を身につけさせ、対等な関係を結ぶ力を育てることが重要である。集団が形成されていく過程においては、ケンカあり、トラブルあり、「泣き」も「涙」も「笑い」もある。その一つ一つを教員が丁寧に拾い上げ、学級の集団に返しなが、子どもたちにしっかりと考えさせていく、この営みこそが教育であろう。そういった経験の中で仲間に対する「思いやり」が生まれ、人に対する「優しさ」が生まれてくる。

望ましい学級集団のかたちを図示するならば、以下のようなものになる。



こうした「望ましい学級（集団）」づくりは、学校教育全体でなされる生徒指導だけでなく、「総合的な学習の時間」や「特別活動」の時間を用いながら行われる。次にあげるような「いじめ防止学習」のプログラム（実態把握及び理論学習）をまとめた時間設けることも有効な手立てだろう。

- いじめの実態把握
  - アンケート（前出のQ-U理論）、面談の実施、授業、講話、ロールプレイ、VTR、作文など多様に考えられる。
- 具体的カリキュラム
  - ・被害の辛さに共感するための手記を読む。  
(大河内清輝君の「旅日記」や遺書など多数あり)
  - ・ロールプレイ（役割分担）—いじめによる立場の違いの心情理解
  - ・思春期のプライド論
    - いじめを訴えられない心理や仲間同士でいじめ合う同調圧力の心理
    - こうして「自己相対化」することにより、自分自身の力でいじめられっ子が精神的自立を遂げ、脱出できる。加害者も自分の心理を見つめ向上しようとする。
  - ・メディアリテラシー論—ケータイリテラシーも含めて
    - メディアの特性や問題点を学習し、上手な使い手になる。
  - ・スクールロー教育の導入（弁護士、警察との連携）
    - 将来の主権者としての市民教育
    - 未来を見据える中で人権侵害を憎み、人生の想いを育てる。

## (2) 生徒会活動

こころの通う学校づくりは、日常の教育活動の中で醸成されるものである。生徒たちが日々活動する中で、相互の連帯感も育てられ、いじめの起きることのない集団形成がなされるものである。そのためには、もっと、学校運営の中に生徒の意見を取り上げるような方策が必要であろう。

子どもは本件中学校の再生を望んでいる。今までの慣習に基づく学校運営ではなく、生徒参加の学校づくりが強く望まれるところである。

その中心が生徒会活動である。生徒会活動とは、学校の全生徒をもって組織され、教員の適切な指導の下に、生徒の自発的な活動により、学校生活の充実や改善向上を図る活動である。「いじめ」の問題をはじめ学校で生起している様々な身近な問題を、生徒たち自身が真剣に討議し、具体的な取組を実践する活動は、何処の学校でも求められる。

その兆しは本件中学校の生徒たちに芽生えつつある。生徒会が生徒たちの悩みを受けつける窓口となって、生徒同士で相談するというプロジェクトを生徒会役員が発案し実行している。学校を良くしていこうという話し合いを頻繁にもっているという。以前より、周囲のからかい行為に対してお互いに注意ができるようになったという。

こうした取り組みや討議の輪を、さらに大津市のすべての小・中学校に広げていく「大津市児童・生徒会実践交流会」を開催してみてはどうか。交流会で話し合ったことや他校の実践を自校に持ち帰り、それぞれの学校での話し合い活動や取組実践に繋げていくというのはどうであろうか。

隣接する京都市では、「京都市中学校生徒会サミット」が開催されている。具体的な活動例として紹介しておきたい。

### 京都市中学校生徒会サミット

平成 24 年 8 月 29 日、京都市教育相談総合センターで京都市立中学校の各支部の代表生徒 17 名による「京都市中学校生徒会サミット」を開催した。

「いじめ」や「命の大切さ」について、大人 15 名（教育長や PTA・市民団体・警察・校長会・教育委員会の代表等で構成する「京都市子どもの規範意識を育むプロジェクトチーム」のメンバー）とも協議を行った。

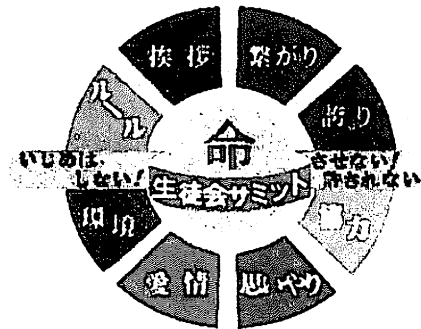
1. 挨拶は、自ら進んで声を出します。
2. 学校のルールを大切にします。
3. 環境美化には、主体的に取り組みます。
4. 自然やモノに対して、愛情を持ちます。
5. 友だちには、思いやりを持って接します。
6. 楽しい学級になるように協力します。
7. 全校生徒が誇れる学校を目指します。
8. 地域には積極的に関わります。
9. いじめは、しない！ させない！ 許されない！

～かけがえのない命が世界で一番大切！～

平成24年8月29日

(京都市教育委員会 資料)

### 京都市中学校生徒会議 宣言



23.8.18 8支部が1つに5個の提案

21.8.29 8支部が2回目となる9個の提案

※8支部とは、北・上京、中京、下京・南、左京、東山・山科、右京、西京、伏見です。

(京都市教育委員会 資料)

また、有志によるいじめ克服のための活動の展開として、愛知県西尾市立東部中学校の実践を紹介しておきたい。

ここでの特徴は、18年も前の大河内清輝君の悲劇を2度と繰り返すまいと、今も生徒の自主組織「ハートコンタクト」が命日にテーマ「いじめを受ける人の気持ち」で集会を開き、「それっていじめじゃない」と題した劇を上演し、遺族との交流を続

けていることである。むろん、命日の前後には清輝君の実家を訪れ、仏壇に手を合わせながら活動について報告している。3年生は「明るい未来に向けて」と題して実際の学校生活の良かったこと、悪かったことについてディスカッションをしている。さらに日常的にも「ハートコンタクト」が給食時間に給食を持ち寄りミーティングもしている（教員も参加）。クラスの中にいじめが起きていないか情報を交換しあう。合言葉は「見たら、聞いたら、感じたら」である。変化が気になる子がいればメンバーが声かけをして、生徒間解決が困難なケースでは教職員に相談するという。大津でのいじめ自死事後についても生徒間の自主的活動があれば「もしかしたら防げたかもしれない。」と述べている点は傾聴すべきである。

## 5 地域の学校参加

子どもたちは、地域の宝である。「子どもの笑い声が聞こえる町は、発展する。」とは、よく言われることであるが、子どもたちを育てる力は、学校にあると同時に、地域の教育力によって大きく左右されるものである。

本件中学校のこれからを支援するためにも、地域住民の多くの方が参加する「学校支援」を考えてほしい。地域による学校参加の一例として次のようなものが挙げられる。

- ・「学校支援地域本部」の設置
  - 一部の特定の人たちだけでなく、誰もが参加でき、みんなで力を合わせる「スクールコミュニティ」づくりを進める。
- ・「学校支援地域本部」の目的
  - 教員が子どもと向き合う時間を増やし、多くの大人が子どもを見守る体制をつくるため
  - 地域住民の経験や知識を学校教育に生かすため
  - 地域のきずなづくりによる地域の教育力の向上のため
- ・具体的な学校支援
  - いじめや安全のパトロール（常駐）
  - 学習へのサポート（読書活動の支援、授業の補助など）
  - 総合的学習へのサポート（親が自らのキャリアを語るなど）
  - 学校行事へのサポート
  - 学校の環境整備（花木や芝生の手入れなど）

これらのことは、本件中学校の子どもを支えることになると同時に、地域そのものの活性化につながるはずである。先駆的実践例では、地域の学校支援が親の生きがいづくりにも発展している。さらには、地域それ自体の活性化、さらには高齢者などの

健康増進、生きがいづくりにも発展していくことも見通すことができる。

地域の方々に支えられた子どもたちが、将来にわたって地域の生活と文化を背負い、地域発展の礎となることは、信じてやまない。

## 6 いじめをおこさないヒドゥンカリキュラム（学校の理念・伝統・文化）を！

もとよりいじめのない学校づくりは、心理主義的な操作による「信頼関係」づくりの演習や形式的、チャート式的な「ストップいじめアクションプラン」（2012年度本件中学校）などによって実践、克服、実現できるほど甘くはなかったのである。本報告書での提案もまた形式的な導入に留まっていたら、何ら状況の改善にはつながらない。

いじめという人権侵害、未来の主権者としての市民感覚育成意識の欠如、こころへの虐待行為、いじめたくなるストレスと思春期特有の自己破壊的で制御不能な暴力衝動、これらに正面から向き合える子どもたちの知力とそれらを支える確かな感性を育むこと抜きに、いじめに立ち向かう子どもたちを育てることは不可能である。

それほどにいじめとの対峙は、常に高く意識すべき学校づくりの要となるテーマである。いじめを克服できる担い手を育てることこそ、これからのわが国の最重要課題ともいえる。

すなわち、学校づくりの全体構想の中にいじめ克服という大テーマが位置付けられなければならないのである。図のような全体像の中での学校づくりの実践なのである（図A参照）。本件中学校もこの構造図に照らし合わせて総括し、学校づくりと学校文化の建設の視点で捉え直してほしい。

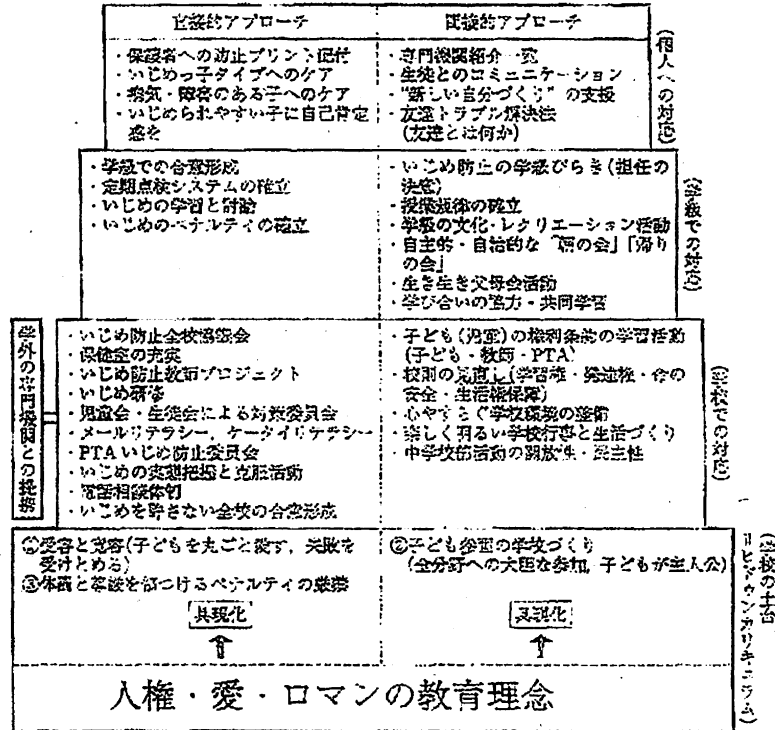
「人権尊重の市民教育、愛とロマン」という高い理念を掲げ続け、的確な事実認識に基づいて喫緊の課題を焦点化し、それに応じた適切な対策を精選して実施する。

いじめの被害を指摘できる人権の感性の育成、対等で平等な生徒間のあるべき姿や関係性について生徒自ら見つめ直し自主的に担える力量の形成をしてほしい。その実践を「学校全体→学年→学級→個人」と段階的に、かつ直接間接双方のアプローチをもって実行してほしい。

継続していじめ克服を掲げた実践を行ないつづけることによって、その学校にはいじめをおこさない、許さないヒドゥンカリキュラム（学校の理念・伝統・文化）が生み出されるのだ。



図A 学校におけるいじめ防止実践プログラムの全体像



### 第3章 教育委員会への提言

#### 1 教育委員会の在り方

##### (1) 教育委員会制度はどうあるべきか

文部科学省がいう教育委員会制度の意義は、「政治的中立性の確保」「継続性、安定性の確保」「地域住民の意向の反映」とある。また、教育委員会制度の特性としては、「首長からの独立性」「合議制」「住民による意思決定(レイマンコントロール)」の三点があげられる。1956年、1999年改正により、首長の推薦による議会の承認など大きく変更になった点もあるものの、依然として、首長の直接的介入はできない相対的に自立した教育行政機関であるという高遠な使命と責務がある。したがって、人事のルートが暗黙のうちに決まっているような、閉鎖空間、権威主義に陥ってはならない。今回の事件における教育委員会への世論の批難は、「市教育委員会の隠蔽体質」という一点にあった。その信頼を回復するには、相当の努力が必要である。常に、市民と地域、学校に開かれ、支持・信頼される教育行政を目指すべきことは言うまでもない。

そこで、もっと教育委員会の独自の考え方が自由に発言でき、自由に運営できるという「自由さ」が求められると考える。今の教育委員会のシステム構造では、上級機関(文部科学省一県教育委員会)への数値報告が求められるようになり、成果主義に陥っていると指摘せざるを得ない。数値での成果の比較がなされるため、都合の悪い傾向や、結果は出たくないとの判断が働くのも当然のことと思われる。もっと自由に物が言え、自由に語り合える場が保障されているならば、もっと子どもに向き合った教育活動が期待できるものである。

また、今回の自死の問題に対し、教育委員会事務局が自らの調査をはじめ学校への徹底した指導・支援など、その職責と役割が十分果たせていなかったのは前述のとおりである。教育委員会は教育長が執行する事柄をチェックする機能を持ち、進行管理も含めその体制があるとは言いがたい。月に1、2回、1回あたり1、2時間の教育委員会定例会で、その役割まで果たせることはできない。(昨年7月以降定例会とは別に、23回の協議会が開催されたことは評価できる。)そこには、時間の問題をはじめいくつかの課題がある。教育委員会にその役割を求めるのであれば、ある程度の専門性を備えた委員を任命することが必要である。また、教育委員会事務局が執行する事柄を監査する部署を外部機関(第三者)や教育委員会以外の執行機関に置くことも考えられる。この場合、「首長からの独立性」をしっかりと担保しながら行うことは言うまでもない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条

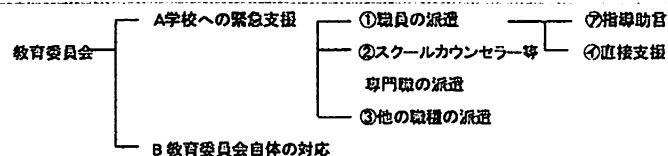
教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

そして、「地域住民の意向の反映」、「住民による意思決定」という観点を今回の事案に照らし合わせてみれば、住民の意向が反映されたとは言い難く、その説明責任すら果たしていないのではない。レイマン（門外漢＝専門ではない）コントロールで言えば、今回の基本的な、また素朴な疑問から、教育委員会事務局の具体的な活動に対して疑義を問うことができたのではないだろうか。教育委員会行政がプロフェッショナルコントロールであってはならない。

(2) 教育委員会事務局としての学校支援の在り方

教育委員会としての学校支援の基本は、それぞれの学校が教育目標や指針に基づき取り組みを展開することを支援することにある。また、その具体的な活動について、各学校へ指導・助言を行うことが教育委員会の本務である。時には、学校に対して厳しく改善を求めたり、素晴らしい取り組みを市内全域に広めるべく、広報活動をしたりと様々な活動が行われている。学校への指導、助言はしっかりと丁寧に行われ、決して遠慮や慣れ合いの関係であってはならない。教育委員会は学校に対しての指導・支援とともに、管理監督する役割と責任がある。直接学校への指導は、担当指導主事が行うことになっているが、元の上司が学校長である場合もあり、そこに私情が入り込んだり、曖昧な対応になってはならない。確たる対応ができない状況であるならば、教育委員会の存続に関わる大きな問題である。

教育委員会の緊急支援の在り方



① 教育委員会の職員（指導主事等）派遣は、すでに複数の配置が必要である。教育委員会本部（緊急支援チーム）と絶えず連絡を取りながら、細部にわたって打合せを行い、

具体的な指導助言を学校に行う。

- ⑦ 指導助言：混乱している学校現場を冷静に見つめ、今必要な事柄を学校と一緒に考えて、鳥瞰的観点からアセスメントを行い、指導助言を行う。
- ④ 直接支援：保護者、地域やマスコミ等からの問い合わせをはじめ、マンパワーが必要とされることが数多くある。初期の混乱期には、役割を決めて直接支援に当たる。（しかし本件中学校の教員から、市教育委員会は来ているけれど、何の役にも立っていない等の声を耳にすることがあった。）
- ② スクールカウンセラー等の専門職の派遣：スクールカウンセラー派遣は、県教育委員会を通じて行い、生徒のこころのケアにあたりると共に、保護者や教員のコンサルテーションを行う。また、スクールカウンセラーのみならず、スクールソーシャルワーカーの派遣も考えられる。
- ③ 他の専門職の派遣：教員OB、警察OB、弁護士、クライシスマネジメントを専門とする大学教員など、それぞれの専門性を生かした支援を、必要な時期に派遣することが重要である。（今回この分野の派遣がなされず、専門的見地が活かされなかった。）

\* どういった人材をどのような場面で送ればいいのか、しっかりと見立てるのが教育委員会の仕事である。

2 教員政策の問題点—市や県の問題

非正規教員（常勤講師及び非常勤講師）は、その数及び教員総数に占める割合とも近年増加傾向にある。文部科学省の統計によると、平成17年度では8.4万人（12.3%）であったが、平成23年度には11.2万人（16.0%）と増加している。内訳を見ると、非常勤講師が約5万人（7.2%）、臨時的任用教員（いわゆる常勤講師）が約6.2万人（8.8%）となっている。教員定数とは別の形で県や市教育委員会が、様々な役割で任用している。当該の学校にも多くの非正規教員が在籍している。その役割や学校への貢献度も大きく、なくてはならない存在でもある。非正規教員という不安定な条件をできる限り縮小し、安定した継続的な任用が望まれる。そのことが安定した安心のある学校づくりとなることは確かなことである。

また、特別支援教育担当のサポーター等も一校あたり一名は常勤で配置すべきである。特別な支援を必要とする生徒への働きかけはもちろんのこと、他の生徒と繋ぐ働きもある。今回の事案でも、一人ひとりの生徒のこころが繋がりに、信頼し合い安心できる関係が作られていたならば、最悪の結果は避けられたかもしれない。これらの観点で教員が協働すれば、それぞれの生徒が学級の中で自分の居場所を見つけ、意欲ある授業が展開される。

さらに、養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立が必要である。旧来より養護教諭、保健室の先生は、「学習の評価をしない」、「ありのままを受け入れてくれる先生」と

生徒からの信頼は高く、またその役割は大きい。生徒の立場からすれば身近で相談しやすい先生である。生徒理解を進める上で、保健室という違った観点からの情報も大切であることは言うまでもない。

### 3 学校規模の適正化

学校の大規模化は、教員による生徒一人ひとりのところを見えにくくするだけでなく、教員の業務量を多くし多忙化の一因でもある。大規模化の原因に「学校選択制」が一要因であるとするならば、速やかな検討が必要である。

本件中学校のある教員は、現状の荒れる傾向を嘆き「学校選択制」の廃止を希望している。生徒の数が少ないと、生徒の顔が見え、指導が徹底しやすいことは当然である。こうした一定の学校への集中化は、学校を序列化し、高い人気校に希望が集中する。そのことが教育本来の姿なのか、「公立学校の役割」を再度、問い直すべきではないだろうか。市場原理からすると、自分の行きたい学校を選び、自主的に主体的に学ぼうとするのは当然の事柄かもしれない。しかし、今必要なことは、地域の多くの方々の支援と保護者の教育に対する熱意に支えられた学校を作っていくこと、すなわち保護者、地域の人々、学校の教員の力を合わせて、生徒が安心して学習できる学校を作り上げるのではないかと、地域の温かい多くの目で見守られた学校こそが求められている。

### 4 教員の多忙の解消

教員の多忙化に対して、教員の定数を増やし、教員ひとりの負担を軽減することはよく言われることである。確かに一番の有効策であることは明白である。

しかし、学校のどの部署に仕事が集まり、どのような状況なのか、実態をしっかり把握し、教育委員会として見直しをもった工夫が必要である。例えば、教育委員会からの依頼文書、依頼事項を整理し、学校現場の担当者の立場を十分考慮し教育委員会からの通知や依頼をすることができる。同じような統計資料を違った担当課から送ったり、一時期に集中して回答しなければならぬ調査等を検討する必要がある。学校が「選択と集中」という観点で仕事の捉え直しを行うに当たり、教育委員会はその趣旨を十分理解し進めていくことが大切である。

さらに、「学校に地域の力を」という学校運営協議会、コミュニティスクール、学校地域支援本部など、地域の住民が学校教育に積極的に参画し、学校教育を地域が補完する取組が全国で行われている。「学習支援」、「部活動指導」、「環境整備」、「登下校の安全確保」、「地域との合同行事の開催」等、地域住民の様々な資源が子どもたちの教育に役立つとともに、教員の負担軽減にもなっている。この取組は、「地域の宝である子どもたちのために行われるものである。」「教師を楽にさせる為にするものではない」と教員に対して厳しい意見が出ることもある。しかし、結果的に教員のゆ

とりが出来れば、より幅の広い充実した教育が出来ることにもなる。地域の力と教員のゆとりをもって教育が充実することは望ましいことである。昨今の学校、教育、教員に対する冷たい世間の風を温かなものに変えていくことも必要ではないかと考える。

### 5 全教員研修

現場の教員に、「今の学校の教育課題は？」と尋ねると、「分かる授業をどう展開していくか」、「生徒一人ひとりの学力をどうつけていけばいいのか」、「発達の課題のある生徒に対する指導を集団の中でどうようにしていくのか」、「保護者との連携、理解が得られない課題にどうのように対応していくか」と数々の課題がある。10年、20年前とは大きく様変わりした教育現場の課題が明確になっている。教育現場の多種多様な課題に教員一人ひとりでは対応が出来ない状況がある。やはりチーム(学校、学年、分掌等)での対応が求められる。チームで一丸となって取り組むこととともに基本的なことを各人が研修等でしっかりと学ぶ必要がある。教員にとって研修は欠くことの出来ない重要なものであるが、一人でいくつもの研修を受講することは不可能である。それをチームの中で分担し、受講した後各人がレポートを作成し、チームの他の者にシェアするシステムを作っていくのはどうだろうか。相互にシェアし合うことで互いの関係性が深まるとともに、様々な考え方やスキルを身につけることが可能になる。

ここで具体的な研修を提案したい。今求められている研修の一つに、生徒一人ひとりのところや内面を理解し、生徒同士のところを繋ぐことが求められている。『大津市教員悉皆研修講座』と銘を打ち、実施してはどうだろうか。

#### 生徒理解・集団づくり・いじめの問題をはじめ様々な課題への対応等

1	グループエンカウンター	「エンカウンター」とは「出会う」という意味である。メンバー相互が本音を出し合うことにより、互いの理解を深め、また自分自身も受容していくことをねらいとする。グループ体験を通してながら他者に出会い、自分と出会う。人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力などが育成される。 集団づくりのもつプラスの力を最大限に引き出す方法といえる。 学級づくりや保護者会などに活用できる。
2	ピア・サポート活動	「ピア」とは児童生徒「同士」、「仲間」という意味である。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係をつくるためのプログラムである。「ウォーミングアップ」、「活動」「振り返り」という流れを1単位として、段階的に積み重ねる。

3	ソーシャルスキルトレーニング	集団生活の中での「ルール」や「良好な対人関係」を身につけるトレーニングである。様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法である。「相手を理解する」、「自分の思いや考えを適切に伝える」、「人間関係を円滑にする」、「問題を解決する」、「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。障害のない児童生徒だけでなく発達障害のある児童生徒の社会性獲得にも活用される。
4	アサーショントレーニング	「主張訓練」と訳される。相手を攻撃しない自己表現と、われ、対人場面で自分の伝えたいことをしっかりと伝えるためのトレーニングである。自分と相手、お互いの人権を尊重した上で、自分の意見や気持ちをその場にふさわしく表現出来るようにするトレーニングである。「断る」、「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」、「感謝する」、「うれしい気持ちを表す」、「援助を申し出る」といった他者との関わりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指す。
5	アンガーマネジメント	自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法である。「キレル」行動に対して、「キレル前の身体感覚に焦点を当てる」、「身体感覚を外在化しコントロールの対象とする」、「感情のコントロールについて会話する。」などの段階を踏んで怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変える。 また、呼吸法、動作法などリラックスする方法を学ぶやり方もある。
6	ストレスマネジメント教育	様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法である。初めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習する。危機対応などによく活用される。
7	ライフスキルトレーニング	自分の身体やこころ、命を守り、健康に生きるためのトレーニングである。「セルフエスティーム（自尊心）の維持」、「意思決定スキル」、「自己主張コミュニケーション」、「目標設定スキル」などの獲得を目指す。喫煙、飲酒、薬物、性などの課題に対処する方法である。
8	キャリアカウンセリング	職業生活に焦点を当て、自己理解を図り、将来の生き方を考え、自分の目標に必要な力の育て方や、職業的目標の意味について明確になるようカウンセリング的方法で関わる。

#### 第4章 スクールカウンセラーの運用の在り方

スクールカウンセラー制度が日本の学校制度の中に導入されたとき、臨床心理学者の河合隼雄は「幕末の黒船来航」になぞらえて解説をした。黒船来航が日本の文明開化の扉をあけたものであることは、万人の認めるところであるが、それほどまでに、学校現場には異質の物が登場したのである。そこで、その制度が学校教育現場に大きな風穴を開けることを期待しての比喩であった。

平成7年度から全国154の学校に実験的にスクールカウンセラーを置く「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が始まり、本件中学校も、文部科学省の決めた「各県から3校」の研究指定校のうち、その一つを本件中学校が担うことになった。

ところが、発足当時、滋賀県全体では、京都や大阪など近隣他府県に比し、圧倒的に臨床心理士の数が少ないという問題があった。そのことは、スクールカウンセラー事業の運営にも多大の工夫が必要であったと思われる。例えば、スクールカウンセラーが学校で勤務する時間が他府県より短い時間となっている。また、滋賀県のスクールカウンセラーは、児童生徒のカウンセリングより、教員のコンサルティングを主たる業務とするところに特徴があると言われる。そのために、出勤時には職員室に常駐し教員からの相談を受けることになっている。

因みに、当該県の「平成24年度スクールカウンセラー等の活用事業について」によれば、「スクールカウンセラーの職務等」として、校長の指揮監督の下に、①児童生徒へのカウンセリング、②カウンセリング等に関する教職員に対する助言・援助、③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、④その他児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの、となっている。これを根拠にスクールカウンセラーは、校長の指揮監督下で、児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供をさせられる危険性がある。先に問題点としてあげたカウンセリングメモに関する問題は、この規定に由来すると考えられる。かくて、スクールカウンセラーの業務そのものが、学校の生徒指導体制下に組み込まれ、教員の仕事を援助ないしは補完するためのカウンセラーとなり、完全に教員の「下請け機関化」しているかのような様相がある。このような現況は極めて不正常であり、臨床心理士の職責にも関わるために、緊急に改めることが求められる。

例えば大阪市や京都市では、学校という敷地を使用しているが、カウンセリング室は学校運営の場からは、独立しているし、相談内容の秘密も保たれている。

今一度、臨床心理士とは何か、原点に立ち返った在り方を検討すべきではないだろうか。スクールカウンセラーの職性についての認識を改めるべきであろう。

まず、最初に考えねばならないことは、スクールカウンセラーの外部性の強化である。スクールカウンセラーが、教員と同じように、「校務分掌」を持たされたり、校舎内の巡回指導に回るなど、完全に「教員の役割」と同様であることは避けるべきで

ある。しかも、子どもが気軽に相談できるようなカウンセリング室が設置されていない、カウンセラーは職員室に常駐している、これでは相談が出来ないのが、当然であろう。子どもが仮に「担任との人間関係に悩む」との課題を抱えてきたとしよう。その子どもの相談の秘密はどのようにして守られるのであろうか、明白なことである。生徒のプライバシーについてスクールカウンセラーとしての守秘義務を厳守する。これは学校や教育委員会に対しても徹底されなければならない。

さらに重要なことは、スクールカウンセラーが学校、教育委員会に対しても公正中立独立を維持しなければならないことである。本件のように、Aの家庭に■があるという学校、市教育委員会の考えを、確たる証拠がないにも関わらず補強したのではないかと疑われるようなことは厳に慎むべきである。今回のスクールカウンセラーの行動は、スクールカウンセラーの所属する財団法人日本臨床心理士資格認定協会が制定した臨床心理士倫理綱領において、第1条に「その業務の遂行に際しては、来談者等の人権尊重を第一義と心得る」、第3条に「臨床業務従事中に知り得た事項に関しては、専門家としての判断のもとに必要と認められた以外の内容を他に漏らしてはならない。」などと定められていることとの関係で問題であると指摘せざるを得ない。臨床心理士会の倫理綱領に忠実であるべきである。その意味からいえば、今一度スクールカウンセラーの役割について議論し明確な活動指針を確立し、スクールカウンセラーに対する効果的な倫理研修の実施を速やかに行うべきである。

また、各学校に配置されるスクールカウンセラーの配置においても、公正と中立が維持されなければならない。選任過程の可視化が強く求められる。現在の学校におかれているスクールカウンセラー制度を考えるに、地域の方たちとの個人的関係の一切ない臨床心理士を当てることは、基本中の基本であろう。

最後に、さまざま複雑な家庭環境を抱える子どもたちに対応するためには、臨床心理士に加えて、問題解決のケースワークを担当する「スクールソーシャルワーカー」の配置も必要ではないかと考える。

## 第5章 危機対応

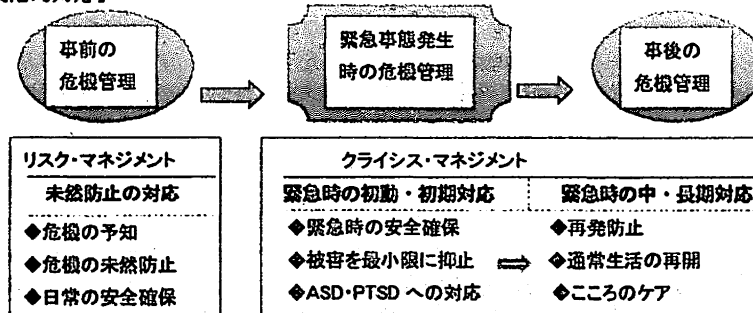
いじめ自死の事例が生じた場合の危機対応を念頭に置いているが、それ以外の危機状態に対する対応も含めて提案をしておきたい。

### 1 学校の危機対応

#### (1) 危機管理

学校の危機管理とは、平成18年3月文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」によると、「子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること」とある。

#### 【段階的対応】



リスク・マネジメント      - 危機がなるべく起こらないように対処する活動  
 クライシス・マネジメント      - 危機的な状況が発生した後の活動

(山形県教育委員会資料)

そして、危機管理の目的は、「子どもと教職員の生命を守ること」、「子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の生活を守ること」、「学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること」にある。

#### (2) 危機の分類

学校の危機は以下のように分類され、それぞれの事案に適切に対応するため、万が一の事柄を想定し、できる限り全体、またはそれぞれの担当でシミュレーションをしておくことが重要である。少なくとも誰が何を担当し、どのように対応するのか等、しっかり把握し職員室のいずれかの場所に掲示しておくことが大切である。

その上で、災害に備えて避難訓練をしているように、いじめ自死の事案についても、いじめ自死が生じたと仮定して、全職員で担当すべきことを実際に訓練することを提案したい。頭で考えているだけでは行動に繋がらないことは理解できることであろう。

【学校生活】	いじめ、生徒間暴力事件、自死企図（予告）、不登校に関するトラブル、 家出、学級がうまく機能しない状況（学級崩壊）、授業中の事故、 部活動中の事故、修学旅行中の事故、登下校中の事故・事件、差別事象
【学校保健】	感染症の発生、給食による食中毒、給食への異物の混入
【学校管理】	火災の発生、地震等の自然災害、学校施設に起因する事故、不審者侵入、 薬品や鍵の紛失・盗難
【教職員】	教員の不祥事（飲酒運転・セクシャルハラスメント・体罰など）、 出張中の交通事故、成績書類等の紛失、部費の不適切な執行
【その他】	保護者からの不当な要求

### (3) 危機対応の基本

何よりも、迅速な初期対応が重要である。初期対応は危機管理の成否を決め、問題の肥大化、拡散化を防ぐことにつながる。また、こころのケアにも大きな効果があると言われている。「危機管理は危機を危機と感じた時に始まる。」といわれるように問題の早期発見は大変重要である。いじめ、学級崩壊、校内暴力、薬物乱用、体罰等は突然起こるのではなく、必ず前ぶれなどの予兆がある。その予兆を的確に捉えることが大切である。

また、危機管理マニュアルを整備することも大切である。基本的にマニュアルは、「新鮮であること」、「シンプルであること」、「指示がはっきりしていること」、「支援の方法が示されていること」が求められる。

さらに、組織で対応するためには、①動きやすい少人数で、②指示系統を明確に、③一つの役割を最後まで遂行する、④相互に励ましあう等に気を付けなければならない。

最後に、地域や外部、マスコミ等への対応をまとめてみると、以下のようになる。

- |   |  |
|---|--|
| ① | 事件・事故などの事実の確認と情報の共有<br>5W1H 「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「なぜ」「どのように」 |
| ② | 継続的な情報の収集と記録   |
| ③ | 教育委員会、警察など関係機関との連携                                       |
| ④ | 生徒への説明及び指導内容と方法の検討                                       |
| ⑤ | 保護者への説明及びその内容と方法の検討                                      |

- |   |                          |   |                 |
|---|--------------------------|---|-----------------|
| ⑥ | マスコミ（外部）への説明及びその内容と方法の検討 |   |                 |
| ○ | 窓口一本化                    | ○ | 誠意ある説明          |
| ○ | 生徒への取材や場所についての制限の要請      |   |                 |
| ○ | 共同取材の設定                  | ○ | 個人情報守秘と正しい情報の提供 |

危機対応で最も大事なことは、教員同士のチームワークであるといわれている。教員相互が分かり合いながら、協力して進めていくことが何よりも大切である。疑心暗鬼にならず、疑問に思ったら話し合うこと、日頃の教員同士の関係づくりがこのような場面で生きてくる。

教職員のチームワークがよい状態

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ① | 教職員が共通の目標意識をもっており、全体として一体感がある。        |
| ② | コミュニケーションがよく、葛藤が起きても感情的な対立まで至らない。     |
| ③ | 教職員が自らの仕事の目標を明確に認識しており、責任を持って仕事をしている。 |
| ④ | 学校内部で取り決められたことを守り、取り決めや決定にも参画している。    |
| ⑤ | お互いを助け合う相互援助の気風がある。                   |

## 2 教育委員会の危機対応

危機状態が生じた場合には、その問題が生じた学校は、対応に追われてしまい、混乱の中にある。まさに、本件がそうであった。そのため、教育委員会は、混乱状態にある学校を支援していくことが急務であり、適切な対応をするためには、学校問題支援チーム（危機管理チーム）を設置することが必要である。

学校では、いじめ、生徒間暴力、自死企図、学級崩壊、登下校や授業中の事故、不審者侵入など、様々な問題が発生し、子どもたちの安全が脅かされることがある。万が一そういった事柄が発生した場合には、子どもたちの安全確保を第一優先に、「学校危機管理マニュアル」に基づき体制を図り、取り組みを進めていくことになる。重大な事柄が発生した場合には、学校だけでは対応できず、教育委員会の全面的な支援が必要となる。その際に、教育委員会からの指導主事の派遣をはじめ、その状況に応じた様々な支援が必要となる。教育委員会は、学校問題支援チームを結成し、組織的に対応できるようにすることが重要である。即対応できるように、平時から支援チームを結成し、緊急時に動きがとれるようにしておくことが大切である。

やはり、この時点で公正で客観的な調査を実施するためには、スーパーバイズを行う者として弁護士等の専門家を配置し、徹底した事実調査ができるような体制をとっておくことが重要である。

#### 学校問題支援チームの例

教育委員会事務局職員（指示命令系統の明確化）、弁護士、  
児童精神科医、大学教員、心理的ケアの専門家、  
その他状況に応じた人材（福祉の専門家、警察関係者、など）

#### 学校問題支援チームの役割（例）学校への助言・指導・支援

- ① 事件・事故等の状況把握（情報の収集・確認及び記録）
- ② 県教育委員会への連絡（第一報、報告書の作成）
- ③ P T A、地域諸団体等への連絡と協力依頼
- ④ 臨時職員会議の開催（教職員間の情報の共有化）

#### <学校における指示命令系統の明確化、対策委員会設置等>

- ⑤ 該当児童生徒の指導・支援及びその保護者への対応
- ⑥ 配慮を要する児童生徒の把握
- ⑦ 関係機関への支援要請（警察等）
- ⑧ 報道機関への対応（窓口一本化）
- ⑨ 児童生徒のこころのケア計画（スクールカウンセラー等の派遣要請）
- ⑩ 臨時保護者会の開催（保護者、地域への説明）
- ⑪ 教職員のこころのケア
- ⑫ 再発防止への取り組み

### 3 学校、教育委員会共通の危機対応

#### （1）平時の体制作り

本件事案から、まず、事実関係の解明に努めなければならないことを教訓として学んだ。ただし、教員、教育委員会関係者はこうした作業を専門としてないことから、その手法や整理の仕方などについて助言する専門家が必要となる。前述したとおり、本件では事件直後から訴訟対策に走っているかのような対応をしているが、そういった姿勢では学校、教育委員会に不利な事実を見逃すなど、事実究明は困難である。

前述したように、緊急事態に備えて、学校及び教育委員会に調査チームなどの担当体制をあらかじめ決めており、シミュレーションを行うことによって事態に対応できるようにしておくべきである。その上に、日頃からこうした事実究明のエキスパートによる研修を受けるとともに、実際の事態に対応するための指導を仰ぐようにすべきである。たとえば、地元弁護士会と連携して研修を実施するとともに、緊急事態時には助力を依頼するような関係を維持しておくことも考えられる。

そして、実際に事案が生じた場合には、その事実調査の結果は記録化して、格別に関心し、事後の評価に備えるようにすべきである。

#### （2）生徒へのケア

生徒たちへの対応についても特別の配慮が必要である。事実調査には、生徒からの聴き取りを伴うが、その際には、語りやすい環境の確保に努力すべきである。また、本件のような加害被害の関係にある場合には、加害者対応について日頃から討議をして、加害生徒の精神的安定を確保する方法や如何に真の反省を促すかについて実用的な方法や技術を身につけておくべきである。ただし、いずれにしても決定的に重要なことは、正確な事実の把握であり、その上に立たないと生徒たちの納得を得られないことを肝に銘じるべきである。

他方、被害生徒については、その精神的ダメージの軽減に努め、気長に通学再開を待つべきで、その間の学習面の遅れにも配慮すべきである。なお、こころの専門家であるスクールカウンセラーの関与が期待されるが、本件事案に鑑みれば、スクールカウンセラーは、当該生徒との関係に徹し、学校や教育委員会からの一方的な情報提供や、その意向に沿った活動は厳に慎むべきである。そうした活動は必ずやスクールカウンセラー不信に繋がることを自覚すべきである。

その他の生徒に対しては、学校、教育委員会は、生徒たちや保護者の疑問に答える形で、事実関係を可能な限り知らせ、何がこうした結果に至ったのかについて、懇切丁寧に知らせるなどして、一緒に考えていく姿勢が大事である。こうした姿勢は緊急事態の事後処理として不可欠であり、ひたすら沈静化のみに走ることは、逆に生徒たちや保護者の不信を醸し出してしまう結果になることを想定すべきである。生徒たちや保護者と向き合うような学校、教育委員会の姿勢は、生徒の学校、教員への信頼を作り出すことに繋がることを認識して欲しい。

#### （3）まとめ

以上、緊急事態において、如何なる目的に向かって事態に臨むかが重要である。その目的如何によって、結果に重大な影響を受けることを知るべきである。

### 4 当事者へのケア

#### （1）いじめられた子どものケア—生存事案

いじめられた子どものケアは一律には決しがたい。初めの時期なのか、ある程度いじめが進んだ時期なのかなど、その時期によって対応は異なってくると考えられる。いじめられた子どもを徹底して守るという姿勢を示すことは必須である。できれば、担任以外の学校スタッフでいじめられた子どもの適正なケアやコーディネートをする担当者を定めるべきである。これによって、当該子どもを守るという学校の意思を子どもに伝えることができる。学校内にこうした体制を整える必要がある。

次に、ケアの内容と方向性を決すためには、いじめの内容、程度、当該子どもの精神状態等を多様な側面から把握して、その子どもに必要なニーズを掴むようしなけれ

ばならない。これが最も重要なことで、それによって、当該子どもが最も安心していられる場所と状態の確保が必要である。短絡的に登校を促したりすることは控えなければならぬ。

また、いじめによって当該子ども自身が、どの程度心理的痛手を被っているのかについて推し量り、子どもが本来の自己を取り戻すよう導く必要がある。その作業が完了するまでは、いじめた側の子どもと顔を合わせたり、言葉を交わしたりしないよう最善の注意が必要である。心理的痛手の程度によっては、専門家への橋渡しが必要である。

さらに、子どもの保護者による理解と配慮が重要で、ケアを担当する者は、保護者に対し、慎重に子どもの状態を説明し、最適な対応方法を助言することも必要で、いたずらな登校の強制は良くないことも説明すべきである。

以上のようなケアは焦らず継続性をもって行わなければならない。

そして、当該子どもが自信の回復を見せるなど落ち着きが出てきたところで、どのようないじめをされたか具体的に話させる必要がある。ショックが大きいときにはいじめられたこと自体否定しがちであるが、状態が回復すると具体的な内容を話すはずで、それを丁寧に聴き取り記録に留めるべきである。こうした作業は子ども自身には一定程度精神的苦痛を伴うことがあるが、そうした地道な作業自体が、当該子どもがいじめの事実を自分の心中で整理できるという作用があり、いじめ克服に大きな役割を果たすことに留意すべきである。ただ、その時期の選択は慎重でなければならない。

以上のような根気強く継続的な作業完了時期に、当該子ども自身が遭遇したいじめをどのように解決したいか考えさせる。クラスの変更を求めるとか、転校を求めるとか、子どもの希望を慎重に聴き取り、ケアの担当者は、その子どもにとって何が最善の解決かについて、一緒に考えるという姿勢が重要である。また、加害者と面会したいというときには、加害者をケアする担当者と協議して、会わせるべきか、検討すべきである。いじめの事案におけるベストの解決は、被害者と加害者の真の和解であるが、それを実現するには、様々な条件が必要で安易な和解の強制は逆効果となる。本件では、10月5日に、担任が、AとBをハグさせるという手段を執ったが、これは、ケンカであったという決定に基づくものであった。しかし、その後の経緯を見ると、いじめられていたAにとって、このハグが、学校や担任がもはや助けてくれない、という絶望感に繋がったエピソードであったのではないかと推測される。

以上、いじめられた子どもに寄り添って精神状態を丁寧に推し量るという姿勢が重要である。

## (2) 加害者のケア

本件で見られるとおり、加害をした子どもが、自分が行った行為がいじめ、すなわち、他人のこころを傷つけ絶望の淵に追い込んだという認識を持っていない場合が多

い。こうした子どもに、それがしてはならない行為であると認識させることは至難の業であることを認識しなければならない。いくら教員が、いじめた子どもに対し、いじめであったとの認識を示しても、その子どもは、いじめとは思っていないのであるから、いじめではないと反論して、双方一方通行のやりとりで終わることが想定される。本件でも、学校によるAとBへの対応は、こうした対応の限度を超えていたのではなかったか。

それではどうすべきか。やはり、正確な事実把握からの出発が不可欠である。学校及び教育委員会は、被害者からの情報はもとより周辺の子どもの情報を入手し、状況について、加害者の認識より豊富な情報を持っている必要がある。そうして、加害をした子どもと対面し、一個一個事実を確認していくと、加害をした子どもが嘘を言っているのか、責任回避的な言動をしているのか、判るはずである。そうしたやりとりを根気強くしていくうちに、加害をした子どもも自分が事実から逃れているという自分の姿に気付く可能性がある。そうした場合に、ケア担当者は短絡的に子どもを責めるのではなく、加害をした子ども自身が、自己の行為を客観化に認識する作業が始まったと考えて、さらに会話を進めるべきである。そして、加害をした子どもが自己嫌悪感等から苦痛の色を示したとしても会話を続け、加害をした子どもが自己の行為が許されざるものであることに気づくまで続けるべきである。留意しなければならないのは、加害をした子どもの供述に嘘があった場合に、それを見抜けずやり過ごしてしまうことで、そうした会話は加害をした子どもの状態を悪化させ、ますます真の反省から遠ざける結果ことになることである。この点で、加害をした子どもと対話する担当者は、正確な事実認識とともに、一定程度高度な対話技術を必要とすると考えられる。加害をした子どもが責任から逃げようとするのを責任に向き合わせようとするのであるから、大変な作業であることがわかるであろう。なお、対話に際し、「いじめ」という言葉を使うことは避けた方がよい。

次に、加害をした子どもの自己の行為に対する理解が進んだ場合には、次に、被害者の苦痛について理解させるべきである。もちろん、被害者の同意が必要であるが、被害者がどのように苦しみ、どのような状態になったかなど、整理して話す必要がある。それを加害をした子どもが理解して初めて真の謝罪に向かって歩み出すはずである。自分が被害者に何をしたか、それによって被害者が絶望を味わったことが判ったとき、加害をした子どもは本当の謝罪ができるのである。

こうした謝罪を被害者が受けたとき、被害者は初めて救われることになるのではないか。

ただし、こうした謝罪の機会の設定はかなり慎重に選択する必要がある。被害者が加害者の謝罪を求め、他方、加害者が真の謝罪ができる状態になった時にそれは実現する。この条件が整わないときには、被害者が一層傷つくことを知るべきである。

以上、加害者ケアはそう簡単ではない。



### (3) 事故後に自責の念に苦しむ子どものこころのケアと教育

緊急事態における学校の対応すべき課題の一つとして大きな課題である。

いじめから距離のある子どもは別として、いじめのあったクラスの同級生の子どもたちのケアは慎重でなければならない。それは臨床心理士によるカウンセリングだけでは事足りないと考える。その子どもたちは、いじめの具体的な内容を知り、また、いじめを止められず、観衆、傍観等の位置にいたため、自責の念にさいなまれている。また、事態の進展に極めて強い関心を抱いている。事実に向き合わされることなくカウンセリングのみで事が足れりとするのは、そうした子どもたちのこころのケアと教育としては不十分なのである。

このような子どもたちは事実調査の際に、一番に事情を聞かれる立場にある。事実を語る時、いじめを止められなかった自分と格闘しなければならず、自死の事案などの場合には、その緊張感は生半可なものではなく、そうした子どもの心理に特段の配慮が必要である。そして、その事実を語るという行為は、必ずや将来のいじめ自死の予防に繋がるという積極的な意味を理解させ、それが自死した子どもの命に積極的な意味を与えることになることと理解させることが必要である。

周辺の子どもに自信を取り戻させ、この不幸な事件を通して、人として前を向いて歩ませるということをお教えていく必要がある。

そして、教員は、こうした子どもが語った事実と正面から向かい合わなければならない。そうすることによって、子どもは教員への信頼を取り戻し、共にこの不幸な出来事を克服していこうとする意欲が湧いてくるのである。

この答えが正しいことは、本件が教えている。子どもたちは、学校や教育委員会が、事実に向き合っていないと感じ、学校等に対し強い不信を持つに至ったことを本委員会の実際の聴き取りで感じた。

事態の沈静化は一つの重要な課題であるが、こうした子どもたちの心理を考えた場合、学校や教育委員会が、いじめの具体的な事実と誠意をもって向き合うことが、こうした子どものケアに取って重要であるということを知ってほしい。

なぜなら、人は誰も過ちを犯すが、それを真摯に見つめ、教訓を生かし歩むことが人としての在り方であることを、子どもたちに教えることになるからである。

### (4) 被害者、被害者遺族

#### ア 事実を知る権利

本件の事案において、Aの自死という、残された家族にとって取り返しのつかない結果となった。中学生という若さのAを失った家族にとって何故こんな結果になったのかということを知ることは、今後の家族のそれぞれの人生にとって極めて重要な意味を持つ。それによって、家族の悲しみや怒りは増幅するが、その作業はAの苦しみを

を家族として共有する過程であり、それによってのみ事件を受け入れられる方向に歩み始めることができるのである。かくて、Aが自死するに至った具体的な事実を知るといことは、家族にとって譲ることのできない権利なのである。学校・教育委員会は可能な限り事実を開示しなければならない。

本件に限らずこれまでのいじめ自死の事案において、常に、学校・教育委員会による家族への情報の非公開が問題となってきた。そして、過去の多くの事案では、プライバシーの保護を理由として、学校・教育委員会はアンケートすら開示せず、いじめの事実もいじめと自死との関係も不明としてきた（これを世に「隠蔽」という）。これによってどれだけの遺族が無念の思いを抱いてきたか、思い致すべきである。

アンケートの内容は、亡くなった子どもに関する情報であり、遺族に対して単純にプライバシーを理由に開示を拒否することはできないと考える。アンケートの全面的な開示の是非は別としても、少なくとも遺族に対する開示はより積極的に進められるべきである。いじめ（自死）事案において、いじめられた子どもあるいは自死事案での遺族は正に事件の当事者であり、いじめについての具体的な内容を知らされるべき法的地位にあると考えるべきである。本件事案では、全面開示ではないが、学校がアンケートの内容を遺族に開示したことは評価できる。

#### イ 常識となっている被害者遺族の知る権利

このような被害者のニーズへの最大限の配慮の考え方は、航空機事故等の大事故や消費者が被害者となる事故の調査分野ではもはや常識となっている。

(ア) 消費者庁から平成23年5月に発表された「事故調査機関の在り方に関する検討会取りまとめ」の「第5 被害者等に向き合う事故調査」の項の中の「なぜ被害者等に向き合う必要があるのか」の項には、以下のとおり記述がなされている。

再発防止を目的とする事故調査は、社会の安全性確保のための仕組みであるから、制度としての射程範囲を定めるにあたっては、行政コストを投じてこれに取り組むべき範囲は何かという観点から欠かせないと考えられる。同時に、再発防止のために事故調査から得られた知見は、国民の未来のための共有財産である。事故調査から得られた貴重な知見は、事故に遭遇した被害者の存在無くしてはあり得ないものであり、そうである以上は、いったん事故調査の対象となった個別事故の被害者等を、事故における重要な当事者として遇するべきである。

被害者等が必要とするものには、処罰感情を満たすことや経済的支援等も存在するとされるが、それらを事故調査のための機関・制度において担うことには限界がある。しかしながら、被害者等が信頼し、納得感を得ることができる

よう、あるいは、事故で受けた被害からの回復が図られるようにするためには、事故調査のための機関制度が取り組むべきことがあると考えられる。

事故調査が、その中立性・公正性を確保しながら、また責任追及を求める意図と一線を画しながら取り組むべきこととして、それは、大別して、『事故調査経緯やその結果が安全性向上に活かされている状況について情報の提供・説明に努めること』『被害者等の心情に配慮すること』『被害者等の声を聞き、被害者等が制度に参加するための仕組みを確保すること』にあると考えられる。また、事故の被害者等は、ある日突然、理不尽な事象によって自ら傷つけられ、あるいは家族を奪われたという点で、犯罪被害者に通じるものがある。したがって、犯罪被害者等基本法の『犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならぬ』との考え方は、事故調査においてもあてはまるものと考えられる。

そして、

これらの意味で事故調査においても分野横断的に、被害者等に向き合う基本的な考え方や方針を定めてこれに取り組むことが必要である。

とする。

さらに、再発防止という事故調査の目的を実現するためにも被害者等の視点を活用することが必要である。なぜならば、被害者等は事故について強い関心を持つ者であり、必ずしも専門的知見を有していないとしても被害者等の「信頼」「納得性」を事故調査指標の一つとすることで、専門機関や専門家の取組みと補完し合ふことになり、事故調査が必要な事故を漏れなく採り上げるという点で、個々の事故調査において調査の盲点の発生を防止するという意味で極めて重要であるからである。

とする。

以上を踏まえて、同取りまとめは、被害者への直接かつ迅速な情報提供、随時適切な説明しなければならないとする。また、事故調査遂行上被害者に十分な配慮をしなければならないとする。さらに、被害者等の視点を生かす調査をすべきとする。その上、被害者による調査等の申出を受け止める仕組みの創設を提言する。そして、被害者等の心情に配慮しながら事故の記憶を保存する努力がされるべきとし、最後に、被害者への日常生活支援等の総合的支援が検討されるべきとする。

(イ) 次に、「JR西日本福知山線事故調査に関わる不祥事問題の検討と事故調査システムの改革に関する提言」（平成23年4月15日）の123頁以下では、「被害者の視点の重要性」という項があり、そこでは、これまでの公害や薬害における被害者運動に始まり、その後、鉄道事故、阪神・淡路大震災後の被害者も含めた救援・復興・地域づくりの活動、犯罪被害者による司法の改革運動、飛行機事故の被害者の運動などが起き、さらにそのいくつかの運動が相互に連携するようになった、とする。こうした動きの中で、被害者と原因事業者等との間で事故の解明や再発防止策を討議するという場が持たれるようになった。

以上を踏まえて以下のとおり記述する。

これまで被害者は損害賠償請求などの場面でしか、その社会的存在を認知されなかったとさえ言えるほど立場が弱い存在だった。しかし、被害者は過酷な体験をした者ならではの命のかけがえのなさへの切実な思いや、行政、企業、社会に潜む問題に関する被害者ならではの鋭い視点を持った存在である。行政や社会も、被害者の思いや視点に耳を傾けなければならないことによりやく気づきはじめてきたことが、近年の被害者参画の動きを促しているといえる。真に命を守る社会、安全な社会を構築するためには、事故原因を工学的・組織論的に分析するだけでなく、被害を受けた者の立場に立って見つめ直す作業も必要であろう。

その上で事故調査においても、被害者と向き合うことの必要性を解く。

そして、国土交通省においては、「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」（平成23年6月）での検討を受け、「被害者等に寄り添う」ことを基本的考え方として、「公共交通事故被害者支援室」を開設した。そこでの職務は、

- ① 公共交通において事故が発生した場合の情報提供のための窓口
- ② 被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能

などである。

(ウ) 本件のようないじめ事案は一見前記のような消費者が被害者となる事故や公共交通による事故とは異なるように思うかも知れない。しかし、学校という場における公的教育の営みの過程あるいはこれに関連して発生した事故・事件の被害者も前記と同様に位置づけられるのではなかろうか。教育のみにおいて、被害者が支援の

らち外に置かれることは断じて不合理と言わなければならない。

ところが、過去に発生した本件のようないじめ自死等の事案において、遺族は事実説明、これに関する情報提供、さらには日常生活への支援から無縁の状態に置かれてきた。そして、近時そうした遺族らを支える民間組織ができつつあるがまだまだ限られた存在である。

こうした中で、遺族は、愛すべき我が子の最後の姿さえ知らされないまま、無念、孤立、不信、絶望の中で物心両面において極めて深刻な状態で過ごしてこなければならなかった。

こうした現実を鑑みれば、事実説明及び検証過程への遺族の参加、遺族への情報提供等被害者保護支援の制度化は緊急の課題と言わなければならない。

本委員会では、遺族をこうした存在と認め、委員会の開催の度に、ブリーフィングとは別に遺族に対する直接的な説明の機会をもって、その思いに応えようとした。しかし、本件事案の発生過程全体を見ると、いまだ被害者への支援は不十分と言えるもので、本件事案を機に、前記の「事故調査」に準じた被害者と向き合うための制度的保障が一刻も早く確立することが望まれる。

## 第6章 将来に向けての課題

### 1 学校内外に生徒がシグナルを発しやすい法制度の構築

#### ―二重三重の救済システムの整備に向けて

##### (1) 教員以外の専門的スタッフの必要性

いじめの発見は必ずしも容易ではない上に、その解決もまた容易ではない。いじめられた子どもの精神的な回復は専門家をもってしても至難な場合があり、他方、いじめをいじめと認識しない子どもに被害者への共感のこころを芽生えさせ、そして、最終的に両者の関係を修復することはこれまた一層困難な道である。

先ず、いじめの発見については、子どもたちの身近にいる教員学校関係者が発見に努めるべきは当然であるが、それだけでは十分でないことは本件が顕著に示している。本件において、数名の教員は、AとB、Cの関係が一方的であり、いじめの可能性があると考えたが、担任や学年主任はそうとは把握できず「ケンカ」として処理された。しかし、それが的外れであったことは本件の結末が示す。

本件事案だけでなく、これまでの多くのいじめの事案においては、教員は、ケンカあるいはじゃれ合いと理解していじめを見逃してきた。また、いじめを受けた子どものころは重大なダメージを受けるものであり、最悪の事態を招かないためには初期の段階での迅速で効果的な対応が必要であり、そうした子どもの救済のための制度を幾重にも準備することは大人の責務と言わなければならない。

よって、教員のみにいじめの発見と対応を託すことには限界があると言わなければならない。学校以外にもいじめに苦しむ子どもの実効的で迅速に動くスタッフや救済機関が必要である。そしてまた、いじめの周辺の子どもたちが、安心していじめからの救済を訴える窓口が必要である。いじめを受けた子どもは報復を恐れ、また周辺の子どももいじめが自分に波及することを恐れているのであり、本件でも同様の事情が見られた。従って、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムは不可欠である。

次に、いじめの解決は必ずしも容易ではなく、専門性と時間が必要である。いじめの解決とは、いじめられた子どもが自分を回復し人への信頼を取り戻すこととともに、他方、いじめた側の子どもがいじめられた子どもの深刻な精神的な痛手に共感し、いじめをいじめと認識して許されざる行為と自覚し、最終的には、両者の関係が修復されることである。従って、いじめを発見し、且つ、いじめの解決に向けて介入するには、高度の専門的知識と経験を要するものである。適正な人材とはそういうことをいうのである。

そして、そうした活動をするためには、学校からの独立性とともに調査に関する権限が付与される必要がある。

## (2) 弁護士を活用（スクールロイヤーの制度化）

孤立したいじめ被害者を徹底的にしかも継続してサポートする必要性は指摘するまでもないことである。しかし、生徒の集合体の教育を司る教員が、いじめ当事者の一方だけに偏するのは難しいと考えられる。しかし、いじめ事案の初期対応が重大な結果を回避するために不可欠であることは前記のとおりである。

そこで、緊急に且つ適正に、いじめ被害者をサポートするために専門家が必要である。その専門家は日常的には学校現場と距離を置くこと、すなわち独立性も必要である。その内容は被害者のサポートだけでなく時に加害者との間に介入する必要もあり、アクティブな役割が求められる。弁護士は、個人から依頼を受けて紛争解決を業とする専門家であり、こうした役割を担うことができる能力がある。そして、弁護士の中でも、非行等の分野で子どもと多く接点を持つ弁護士は子どもの心理に対し一定の理解力があり、一層適正を有すると考える。その意味で、いじめの被害を訴えるためには匿名での訴えを受ける受け皿が必要である。現在、いじめ110番など行政による電話相談などが行なわれているところ、重大な結果、つまり犯罪行為が生じてしまう前に法的観点からのアドバイスをするという意味で、司法関係者、特に弁護士へのアクセスを充実させることが必要である。

例えば、いじめの可能性を認めた際、弁護士が定期的に学校内でいじめ被害者に働きかけるなどのサポートをし、余力があれば、いじめられた生徒といじめた生徒との関係調整活動をするなどの活動を行うということも考えられる。さらに、担任や家族と協議しながらいじめ被害者が人間関係に対する信頼を取り戻せるようなサポートをすることも考えられる。

しかし、こうした活動は、特殊で困難であり、弁護士というだけではこれに対応することは不可能で、十分な素養とともに子どもの心理に対する深い理解が必要で研修等を経て一定レベル以上の能力を要すると考えられる。また、学校自身がこうした活動を受け入れる基盤がない上に一定の予算措置が不可欠なので、今後、弁護士会と各自治体の教育委員会とはこうした制度化の可否について協議をすべきである。

## (3) オンブズマン等の第三者機関

いじめ被害者の救済システムは学校外にも設けられる必要がある。

本報告書でも指摘したとおり、いじめを受けた子どもは、常に教員や親に救済を求めるわけではない。激しいいじめを受けた子どもは復讐を恐れるなどして誰にも話さない場合が多いと考えられる。また、周辺でいじめを目撃した子ども同様である。さらに、一旦教員らに告げても有効な対策を取られないまま引き続きいじめに晒されるということも希ではない。本件事案は正にこれにあたる。

そこで、学校外に子ども自らが救済を求めることができる第三者機関が是が非でも必要である。その機関は申立てに係る子どもの情報の守秘と身の安全を保障しながら

ら救済及び権利回復に向けて迅速に活動し、提言を行わなければならない。これを第三者機関あるいはオンブズマン（オンブズパーソン）という。

日本の子どもの権利の救済のために、真の第三者機関あるいはオンブズマンの設置の必要性について、国連子どもの委員会は繰り返し日本政府に勧告を行ってきた。

1994年に日本に批准された子どもの権利条約に基づいて、日本政府は定期的に日本の子どもの権利の状況一般について、国連子どもの権利委員会に報告をしているが、その報告毎に同委員会は日本政府に対し総括的意見（勧告）を送付し、その実施を求めている。

いじめに関連した総括的意見を見ると、1998年第1回総括意見のパラグラフ24では、体罰の禁止とともに、生徒間におけるいじめの事例が多数存在することへの懸念を表明し、これを防止するための措置が不十分であるとする。また、同45では、体罰及びいじめを除去する目的で、学校における暴力を防止するために包括的なプログラムが考案され、その実施が綿密に監視されるよう勧告する等求めている。

2004年第2回総括的意見のパラグラフ49では、教育制度の過度に競争的な性格が児童の心身の健全な発達に悪影響をもたらす、児童の可能性の最大限の発達を妨げるとし、同50では、いじめを含む校内暴力に効果的に取り組むための手段をとることを求めている。

2010年第3回総括的意見のパラグラフ70では、高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある児童間で、いじめ等の弊害を助長している可能性があることに懸念を表明している。同71では、同級生の間でいじめと闘う努力を強化し、及びそのような措置の策定に児童の視点を反映させるよう勧告している。

ところで、国連子どもの権利委員会は、第1回総括的意見パラグラフ10で、子どもの権利の実施状況を監視するための権限を持った独立機関が存在しないことについて懸念を表明している。さらに、同32は、現行の「子どもの人権専門員」制度を改良し拡大することにより、あるいは、オンブズパーソン又は児童の権利委員会を創設することにより、独立の監視システムを確立するため、必要な措置を取るよう勧告する。また、第2回総括的意見は、「条約状況を監視するために全国的な独立した制度が存在しないこと」に懸念を表明し、立法準備中の人権委員会に関する法案については、独立性について疑問を呈している。そして、人権委員会に対し児童の申立権を認めるなど、児童の立場に立った迅速な手法を整備するとともに、児童の権利の侵害に対する救済方法を提供するために明確な権限を付与するよう求める。また、都道府県において地方オンブズマンの設立を促進し、オンブズマンに適切な人材と財源を供給し、児童が利用しやすいよう確保することを求める。こうした勧告は第3回総括的意見でもなされている。因みに、国連自由権規約委員会は、日本政府に対し、「人権侵害を調査し、その申立人を救済するための制度的仕組みの欠如に対し懸念を表明し、そのような機関の創設を勧告したが、前記の総括的意見は、さらに子どもについてそ

うした機関を設けるよう勧告している。

要するに、子ども権利侵害の保護、回復をするために独立した権限と財源を有し、その職務を果たすに相応しい人材によって構成された機関（人権委員会又はオンブズマン機関）の創設が求められているのである。

ところで、いじめに対し国、都道府県がどのような姿勢で臨むべきかについて様々な見解が出ているが、何よりも重要なのは、いじめを受けた子どもの迅速な権利救済とその回復である。子どもから見ればいじめられた状態からの救済を求める権利の確立こそが最優先されるべきである。また、その周辺で仕返しへの恐怖の中でただ傍観せざるを得ない子どもたちに、他者の権利侵害の救済のために安心して申し立てられる権利を保障することも重要である。

しかしながら他方、いじめをする側も同じく子どもであることに十分な考慮が必要である。いじめをした子どもは人格成長途上にあり未熟であるが故に、いじめをいじめと認識していない場合も多い。こうした子どもに対し一方的に責任追及し、場合によれば隔離的な施設に収容するだけでは真に責任を自覚するわけではない。いじめをした子どもにまず必要なことは、専門家による教育的福祉的対応である。その過程でいじめをいじめと認識させ、いじめられた子どもの苦痛と絶望に満ちた心理を理解させることである。こうした作業によって、いじめた子どもたちはこころの底から反省して謝罪し、これを受け入れて初めて、いじめられた子どもは恐怖を克服し、自分への自信と自尊を回復していくのである。こうした紛争解決のモデルとして、司法の分野における「修復的司法」の解決モデルが参考となる。

「修復的司法」とは、応報的で対立的な司法制度に対し、終局の目的を当事者間の関係修復を目的とする新たな司法制度の考え方である。この考え方は、被害者側と加害者側の対話を通して被害者側の被害の回復を目指し、加害者側に自己の行為の意味を理解させ責任を取らせ、その上で、当事者間の関係のみならず、地域との関係修復をも目指すものである。日本では十分に浸透した考え方ではないが、子ども間のいじめの事案において、従来の司法的対応と並行して、関係修復の努力を継続的に行うことは、最終的には当事者の救済に結びつくのではないかと考える。

## 2 いじめと司法

### (1) いじめられた側と司法

いじめが起こっている場合、いじめられている本人が、その事実を認め、誰かに話をすることはなかなかないことから、いじめの発見が遅れ、取り返しのつかない事態になって初めて明るみになることが多い。

今回も、Aが、早期に自らの悩みを直接訴えられたら、あるいは、Aから相談を受けた友人や親族が、Aから聴いた内容を誰かに相談し、適切なアドバイスができていれば、という思いが残る。

その意味で、いじめの被害を訴えるためには、匿名での訴えを受ける受け皿がある必要がある。現在、いじめ110番など行政による電話相談などが行なわれているところ、重大な結果、つまり犯罪行為が生じてしまう前に法的観点からのアドバイスをするという意味で、司法関係者、特に弁護士へのアクセスを充実させることが必要である。

弁護士が関与する意味合いとしては、まず、いじめのうち、特に犯罪につながるような事案（たとえば、暴行、傷害等）については、時系列による事実関係（いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたのか。）の把握が極めて重要であり、弁護士であれば、事実関係を正確に聴き取り整理することに長けており、問題点を的確に把握することができるが挙げられる。また、継続的に弁護士が関わることで、法的視点からの助言を受けることができ、その助言に従い、保護者が、学校、教育委員会、相手方に対して交渉を行ったり、場合によっては弁護士が代理人として行動を起こすことにより、早期に適切な解決がなされるようになり（弁護士が直接交渉に赴く場合には、学校、教育委員会は本人が交渉する場合に比べて話を聴いてくれる場合が多いようである。）、いじめられた側の精神的負担が解消されることも挙げられる。

弁護士会は、各都道府県に存在しているところ（東京には3会、北海道には4会存在している。）、子どもの権利を守るという視点から、「子どもの権利委員会」を中心に、子どもの権利擁護のための法律相談が行なわれている。近畿圏内を見ると、大阪弁護士会は、子どもの権利委員会が中心となり、「子どもの人権110番」と銘打ち、少年事件を数多く担当している弁護士が、子どもに関する相談（いじめを含んだ学校内のトラブルなど）を受けている。特に、毎週水曜日の午後3時から5時までの間は、3名の弁護士（その内1名は、少年事件を数多く手がけて、他の2名をサポートすることのできるスーパーバイザー的存在の弁護士）を待機させて、無料の電話相談に応じている（なお、平成23年9月からは、子ども本人からの相談を想定して、毎月第2木曜日の午後6時から8時まで、夜間相談も行っている。さらに、拡大版として、年数回行われる電話相談では、弁護士と臨床心理士が二人一組になって相談に応じることも試みられている。）。この電話相談は、子どもからのみならず、保護者など関係者からの相談も受け付けている。深刻な事案については、電話による相談だけに止まらず、引き続いて細かいアドバイスをするために面談による相談を行うこともある（電話相談に引き続いて行われた面談による相談は、一回目に限って無料）。場合によっては、引き続き代理人として、関わるケースもある。

このように弁護士会による取り組みがなされてはいるものの、平成24年4月以降の5、6か月間で、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で認知されたいじめの数は、14万4000件余りになったという報告がなされていることに鑑みれば、いじめられた側が弁護士へアクセスできているケースは極めて少ない。

今後は、制度の存在を市民の皆さんに知って頂くため、弁護士会が広報活動を通じ

て広めていくことが急務である。そして、弁護士会は、相談に対応する弁護士の育成及び聴取技術等の向上（短時間の電話相談の中で、何がどのように問題なのかを的確に把握して助言し、また、継続的に相談を受ける必要のある事案を面談につなげるようにするなど）のために、研修制度を導入し、充実させていくことに努めるべきである。

## （２）いじめたとされる側と司法

いじめたとされる側もいろいろな悩みを抱えていることは明らかである。いじめをしてしまったが相手方とどのように交渉すればよいのか（示談や関係修復など）、学校や教育委員会からいじめと判断されたものの、その判断に納得いかない場合など、早急に適切な対応が必要であるが、どこに相談に行けば良いのかという問題などが生じているはずである（本件の場合、正にこのような問題が生じていた。）。このような場合、早期に弁護士に相談することで、法的な問題が明らかとなり、上記に挙げた例の場合には、相手方との間で示談をはじめとした交渉をすること、学校や教育委員会に対して、たとえば事実関係の確定のための再調査を求めるなどの交渉を行うことなどの対応が可能となる。このように、弁護士とつながる必要性があるにも関わらず、その体制は十分であるとは言いがたい。前述した「子ども110番」など、子どもに関する相談窓口が弁護士会にあり、いじめたとされる側も利用できるということをもっと弁護士会が広報していく必要があると思われる。

次に、いじめ行為が、犯罪行為に該当する場合（少年が14歳に満たない場合は、いじめ行為が刑罰法令に触れ、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所に送致がなされた場合）には、家庭裁判所での審判が行われることになる。その場合には、少年の権利擁護とともに、少年の健全な育成を期し、性格の矯正及び環境の調整に関わる必要がある（少年法1条）。これを実現するためには、まず、子どもに寄り添いじっくりと話を聴いた上で、子どもの抱える問題点を一緒に考えていくことで、子どもに自分の問題点（何故、一定の人間関係のある者（一般的には仲間であろう）に対して、暴行、傷害、強要、恐喝、脅迫などをするようになったのか。）について気付きを与え、その立ち直りを全面的に支えていくことが必要である。その上で、保護者、学校、職場、地域などに働きかけることで、子どもの戻って行く場を健全育成に資する場にしていくことが求められる（子どもは必ず再び社会に戻ってくる存在であることを忘れてはいけない。）。このようなことができるのは正に弁護士である。

このように、子どもが司法手続きに付された場合に、弁護士が付添人として子どもを支える活動を行うことが重要であることは論を待たないところであるが、現実の場では、弁護士が付添人として付されているケースは多くない。

現在、身体拘束を受けている子どもに対する国選付添人制度の拡大が議論されているところであるが、その拡大は勿論のこと（現在、たとえば窃盗事件については、成

人には国選弁護士が付くが、子どもには国選付添人が付かないという事態が生じている。）、さらに、身体拘束を受けていない子どもに対しても、弁護士が付添人として付くことを制度として確立していくことが必要であると思われる（この点、成人については、身体拘束がなされているかなされていかに関わらず、国選弁護士が付いていることとの関係で、アンバランスが生じているということ直視すべきである。）。いじめ事案の場合には、いじめたとされる子どもが、身体拘束されているケースはそれほど多くないと思われることから、そのような子どもに対しては、何らサポートがなされないままに社会へ復帰し（多くは学校に復帰）、あるいは復帰できずにいるようなことがあるのではないだろうか。

そのような事態は絶対に避けるべきである。

## （３）まとめ

以上のように、いじめられた子ども、いじめたとされる子どもの双方ともに、弁護士へのアクセスは重要である。

弁護士へのアクセスを容易にするためには、各弁護士会が、弁護士会で「子どもに関する相談」を行っていることを、もっとアピールしていくべきである。その方法として、そのような取り組みをしていることをマスコミと連携して広報することが考えられる。また、パンフレットを作成し、各学校の全ての子どもに配布することも一案である。さらに、弁護士は敷居が高いと言われていたことから、直接子どもに話しかける機会を作るため、弁護士が学校を訪問して講義をする、いわゆる「出張授業」を多く実践していくことが必要ではないだろうか。出張授業は、弁護士へのアクセスを容易にするだけに止まらず、法律の専門家が、いじめによって、いじめた側、いじめられた側の双方とも大きく傷つくことになることを、事案を通して触れることで、教員が行う授業とはまた異なった視点から、子どものところに届くものがあると思われる。

## 3 事後の事実解明—第三者委員会の在り方

第一に、委員の選任手続の公正、独立の確保の問題である。委員会は、公正・中立・独立の観点から調査し、意見を述べる機関である。よって、委員選任手続の公正さは委員会活動の死命を決すると言わなければならない。第三者委員会の委員は、当該学校、教育委員会とは無関係であることが最低限の条件である。

今回大津市は、関係団体に公正・中立・独立な視点を踏まえた委員推薦を依頼したが、本件事案と関係性が深いと疑われる委員が推挙されてきた。結果としてこの委員候補者は、就任を自ら辞退することとなったのである。本委員会と同様な公正・中立・独立の視点を重視した第三者委員会を立ち上げる際には、当該自治体と関わりのない団体へ推薦を依頼するなどの手法をとるべきである。今後の教訓としてもらいたい。

この公正・中立・独立の担保のためには、選任手続の可視化、委員の氏名、経歴等の開示は不可欠である。

第二に、委員会の活動の中で最も重要なのは、調査活動である。その中心は、大量の資料の熟読・整理、関係者からの聴き取りを行った結果の整理・分析、資料と聴き取り結果の整合性の検討である。報告書の出来不出来は恐らく前記の作業の出来不出来によると言わなければならない。こうした作業に時間を惜しまず献身的に取り組む委員が不可欠であることは自明である。しかし、各委員は各自本来の業務を持ち多忙であり、作業をこなすには余りに時間が足りない。そこで、本委員会では、市長から委嘱された弁護士、学者といった調査員が困難な分野の資料整理・分析作業を担った。調査員は的確に作業を行いその役割は極めて大きかった。充実した委員会の活動にはこうした優秀な調査員は不可欠であり、今後の第三者委員会の設置に際してはこうした調査員スタッフの必要性を前提とすべきである。結局のところ、委員会、調査員、事務局が連携することが充実した委員会活動につながるのである。

第三に、事前に委員会の権限も明確になっている必要がある。第三者委員会の設置が時限的であることはやむを得ないと考えるが、予め第三者委員会の設置を想定して、公正な選任手続、権限、スタッフなどについて条例を制定しておいて、可能な限り委員会の早期の設立を可能とし、活動をスムーズなものとするための規定を設けておくことが重要と考える。

第四に、民事訴訟、刑事手続きとの同時進行的な設置は可能なかぎり避けるべきである。こうした法律手続は、関係者の任意の聴き取りを困難にしたり、実際の聴き取りでも都合の悪いことを隠したりする可能性が高くなる。この点を考えれば、可能なかぎり早期の設置が望まれる。

第五に、こうした第三者委員会の効能を認識されるべきである。学校、教育委員会の不十分な調査がどれほどの混乱を引き起こしたかすでに述べたとおりである。例えば、学校や教育委員会に如何に痛みを伴うものであったとしても、事実を解明してそこから真摯に教訓を得ようとする姿勢は、必ずや信頼を得るものである。特に、子どもたちは、教員たちが真摯に行う姿を知ることによって、信頼を寄せるようになることは明らかである。そして、教員たちが再生への道を歩もうとする姿勢をとれば、子どもたちは必ず協力するはずである。

#### 4 メディアの倫理の在り方—いじめとマスコミ

##### (1) マスコミの使命

社会の木鐸たる新聞をはじめとするマスコミは、本件のような深刻ないじめを無くすという終局的な目的のために市民が何をすべきか、という観点からの報道をすべきなのではなかろうか。学校や教育委員会さらには加害をした子どもたちを社会的に無軌道な憤りで包囲し追い詰めることは、将来に向かってのいじめの抑止には繋がらない。

それは非生産的で、一過性のものであり、事態を混乱させる以外の何者でもない。

マスコミの使命は、学校や教育委員会によって隠された事実を解明し、浮かび上がった問題点を提示して、そこから得られた教訓を社会に還元していくことであろう。この点で大局的には第三者委員会の役割と変わらない。

過去何回か、自死を伴ういじめ事件が、マスコミに大々的に報道され、その都度社会は強い関心を持ったが、忘れられていった。正に「社会現象としてのいじめ」で終わった。しかし、私たちは、今回は社会現象で終わらせてならないのである。

今回の件を通して浮き彫りになったマスコミの倫理の問題点については、「第Ⅱ部 3章 その他の問題点」の「1 マスコミの倫理」のところで、詳細に論じている。是非、マスコミ関係者はその部分を熟読頂きたい。

今後、本委員会と同様な第三者委員会が設置されることが予想されるが、二度と今回の読売新聞社が行ったような報道がないよう、読売新聞社の猛省を促したい。他のマスコミ関係者に対しても、その報道を容認した対応を取ったことについて、反省をして貰いたい。

これを機会にマスコミ各社が、第三者委員会とは何かについて十分な議論と理解をお願いしたい。

落ち着きを取り戻した今、本報告書を契機に冷静な議論をはじめなければならないし、そこで果たすマスコミの役割は大きい。

本委員会はそうした役割をマスコミが果たすことを期待する。

##### (2) 若手記者の皆さんへ

今回の報道については、若手記者が担当していたことが多かったという印象を持った。そこで、皆さんに次のことをお伝えしたい。

まず、皆さんは、自己実現のため、夢の実現のため、その他それぞれの思いを胸に報道の世界に入ったのだと思う。報道の世界を目指したときのその思い、まさに自らの「原点」を見つめ直し、どんなときにでも忘れず、そして思い返して欲しい。

次に、自分はどうのような観点にたって報道をしようとしているのかという自分の立ち位置をしっかりと持って欲しい。これは、取材をする以前の、記事を書く以前のあなた自身が重要であるということである。報道写真の世界で言われることだが、何処に向けてシャッターを押すのかは、シャッターを押す以前に決まっている。できあがった写真の意味は、すでにシャッターを押す以前から決まっているのである。その人の思想、姿勢がそこに現れるのであるから。

このことは報道写真家に限らず、報道に関わるすべての人に当てはまることである。徹底的に自分を磨いて欲しい。

この点については、報道写真家であり、その後日本にホスピスを最初に紹介した岡村昭彦氏の名前を挙げておきたい。

そして、「組織に埋没するな。フリーランスとして生きろ。肩書きで仕事をするな。記事を掲載しない勇気を持って、上司とケンカしてでも自分の考えを通せ。」と言いたい。その意味は、もうおわかりでしょう。

最後に、報道は、人を喜ばせもし、傷つけもすることを、改めて肝に銘じて欲しい。一度報道により傷ついた人は、謝罪記事が出たところでその被害は回復するものではない。報道は、事実を正確に伝え、そのことによって社会をよりよい方向に進ませることが使命である。今回ならば、子どもをいじめから守り、いじめの再発防止のために、社会を動かすことだろう。

あなたの行った取材、あなたの書いた記事はどうだったのだろうか？  
若手記者諸君の奮闘を期待する。

#### 本件中学校の保護者の皆さんへ

本件中学校の2年生A君の自死という、あってはならない事態の中で、保護者の皆様は、数々の思いを寄せられたことだと思います。ご心労いかにばかりかと、お察しします。思春期という多感な時期の子どもたちを育てておられる皆様を思うと、心痛むものがあります。

この間、本件中学校の子どもたちへの聴き取りに際しては、保護者の皆様には、その必要をご理解いただき、ご協力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

とりわけ、聴き取らせていただいた子どもたちに付き添って下さいました保護者の方々には、皆様のご協力があってこそ、より真相究明に近付けたのではないかと思っております。

第三者委員会の聴き取りに、最初は戸惑いの気持ちを持たれたことだと思います。しかしながら、聴き取りを終えるころには、子どもたちも打ち解けられました。子どもたちに「第三者委員会に望むことは」と尋ねたとき、「聴いてくれて、ありがとうございます。第三者委員の皆さん、頑張ってください」とのお言葉をいただきました。

さて、本委員会は、事実に向き合い、真の解決の方向は何かと探ってまいりました。完璧な調査や報告というものを期待しつつも、そこまで到達できていないものどかしさも抱えています。しかしながら、それぞれの委員が自らの仕事を調整し、出来る限りの調査を行って来ました。

こうしてここに、本件中学校が多くの問題を克服し、安心して子どもが学習できる場となるための提言を出すことが出来ました。是非とも、保護者の皆様には、私たちが導き出した提言をお読み頂き、安心して子どもが学習できる場となる学校作りに参加して頂きたいと願っております。

本件中学校は、過去にも困難な一時期がありましたが、見事にその困難を克服してきました。今回も、子どもたちや教職員、保護者の皆様が、知恵と力を出し合い、相互の信頼回復に努め、子どもが安心して通える学校を作りあげていかれるものと信じています。

縁あって、第三者委員として皆様方の学校作りのお手伝いをさせていただきましたことに感謝申し上げ、提言をお届けする言葉といたします。



## 生徒の皆さんへ

私たち委員全員は、生徒の皆さんが書いたアンケートを読む作業から始めました。そのアンケートには、A君の死を防げなかったということに対する強い自責の念や同級生の行為を告発することになることへの抵抗感といった感情の中で、一生懸命書いている姿が思い浮かびました。私たちを含めた大人は皆さんが語った事実と誠実に向かうべき責務があると感じました。そして、私たち委員は全力を傾注して作業をしていこうと決意しました。

皆さんが勇気を奮って事実を語ったことをどうか誇りに思ってください。人は誰でも失敗や過ちを犯します。しかし、人はその失敗から目を背けてはいけません。失敗を真摯に見つめ、何故失敗したのか、それをしないためにどうしたらいいのかについて考えることによって、人や社会は成長していくと思います。失敗を見つめるためには、失敗の内容つまり事実を冷静に見つめなければなりません。

亡くなったA君の命は帰ってきません。残された皆さんだけでなく私たち大人も含めA君の死を無駄にしてはならないという使命があると思います。そのためには、A君に何があったのかという事実を知ることから始めなければなりません。

かつて、A君と同じように命を絶った子どもたちが多くいます。中にはいじめが原因ではないかと言われたものの、原因不明とされてきた事件も少なくありません。

しかし、A君については、皆さんが事実を語ってくれたために、それが解明の拠り所となり、今日この報告書を完成させることができました。皆さんの語った事実は、多くの教訓や再発防止策の提言につながりました。

どうか皆さんが事実を語ったことを後悔しないでください。皆さんはA君の死を無駄にしないために最も大切な貢献をしたのだから。

事実を知るとは他にも重要な効用があります。

一つは、A君の遺族の再生の力になるということです。遺族の方々は今でも時間が止まった状態でA君の死を受け入れられず、これからどのように次の一步を歩むべきか判らない状態だと思っています。確かに、A君に起きた出来事を知ることは新たな悲しみや苦痛を生み出すかもしれません。しかし、深い愛情で繋がった家族は、事実を知ることによって、不幸に見舞われた家族の一人の苦痛を共有することによって、初めて深い自責の念の楔から脱することができるきっかけをつかむのです。そして、その死が、社会全体がより改善する方向で教訓を生み出すことを理解したとき、新たな一步を踏み出すことができるようになるのです。これがA君の名誉の回復です。

次に、事実の解明は、いじめを行った子どもたちの将来にとって大きな役割を果たすものと思います。今は無理でも来自分たちの行為を冷静に客観的に見つめることによって初めて自分たちの行為の意味を理解できるようになるとと思います。人はだれでも責任を回避しあるいは不合理な非難や中傷から防御的となります。A君の死以後

のマスコミやインターネットでのプライバシーを侵害した情報の氾濫は異常でした。こうした混乱の中で、彼らが冷静に自らの行為を見つめ直すことは不可能だったと思います。しかし、もう少し時間が経って落ち着いた時に改めて事実を振り返ることは彼らにも是が非でも必要です。その時に皆さんが語った事実は、彼らにとって重要な価値を持つと確信しています。

以上のように、皆さんが真実を語ったということはかけがえがないほど重要なことなのです。このことが皆さんに誇りを持ってほしいと求めた根拠です。これからも皆さんの人生は続きます。その過程には当然苦難もあると思います。その時にどうか冷静に事実を見つめ進むべき方向を決めることの重要性を思い出してほしいと思います。

最後にもう一つのお願いは、大人たちの現状に鑑みると、学校からいじめを無くすことは容易なことではなく、勇気をもって事実を語った皆さんが、将来、知恵と勇気を得た大人として、学校からいじめを無くすための取り組みをしてほしいと期待しています。

## 最後に一成果と限界

本委員会の下には、膨大な資料が収集された。事件直後に実施されたアンケート、このアンケートを下に教員によって生徒に対し行われた聴き取りメモ、教員たちが生徒指導の必要から日常的に記したメモなどで、私たちは、こうした資料の読み込み、分析作業から始めた。こうした資料は事実解明の突破口として大いに役だった。次に、教員、生徒、教頭、校長、指導主事、教育長、スクールカウンセラー、遺族ら延べ6人の聴き取りを行いながら、前記のメモ記載の事実の真偽などを検討しながら作業を進めた。その調査はただ単に事実関係の確認だけでなく、教員や生徒その他の人たちが、本件について何を感じて何を考えたか、本件のような不幸を如何に防止できるのかについても可能な限り語り合おうと努めた。本委員会は聴き取りに応じてくれた人たちの思いや悩み、考えをくみ取って報告書を作成しようと考えたのであった。ここに、本委員会の聴き取りに応じていただいた皆様に心からお礼を申し上げる。

こうして徐々に集まってくる情報をもとに、本委員会は、討議を重ねた。決して独断的にならず、お互いの立場を尊重しながら建設的な議論となるよう努めた。こうしてできあがったのが、この報告書である。

しかし、本委員会の調査活動に限界があったことも認めざるを得ない。真相に迫るために考えうる関係者を挙げて全員から聴き取りしようとしたが、特に希望する生徒全員から聴き取りできたわけではなかった。また、本委員会の立ち上げは、事件から約1年後で、その立ち上げの遅さは調査の正確性に影響を与えたことは否定できない。また、異常なまでのマスコミの報道は、時に委員会の調査活動の重大な支障となった。さらに、市及びいじめたとされる子どもらを被告とする民事訴訟が提起され法廷で争いとなっていた。また、警察による捜査も同時に進行していた。こうした状況は委員会の活動に少なからず影響した。

しかし、そうした状況の中でも関係者の皆さんは本委員会の調査の申し出に積極的に応じていただいた。そして、記憶の限りの事実や率直な意見をいただいた。委員全員の再発防止への熱い思いに共感していただいたのかもしれない。

冒頭でも述べたとおり、本委員会は、個別の関係者の責任の追及を目的とするのではなく、事実の究明に徹底し、いじめの認定及び自死の原因の考察をするとともに、そこから問題点を抽出し、そして、その問題点を克服するための再発防止策を提言することであった。

ところで、本委員会の活動は様々の方に支えられた。先ず、大津市コンプライアンス推進室の西村和利室長をはじめとした事務局の方々に感謝申し上げます。土日祝日の会議や夜遅くまでの会議にも常に立ち合っていたいただき、また、日程調整など、委員の要求に献身的に応えていただいた。彼らのサポート無しには本委員会は存続できなかった。また、大量の情報処理、報告書の完成などのために特別にお願いした4名の調

査員の皆さんの整理作業の迅速さと正確さが調査活動の進展に大いに貢献した。改めて感謝申し上げます。

今後、この報告書が様々な人たちに検討され様々な評価がなされると思うが、私たち委員は批判に対し謙虚に耳を傾け、私たち委員がさらなる成長をしたいと考えている。そして、ここに記した再発防止に向けての提言が学校教育の現場で生かされ、いじめで自死する子どもが無くなるだけでなく、学校で学ぶ子どもたちが平穏な環境の中で、人として円満な成長を遂げていけるようになることを切に望むところである。

委員・調査員名簿

大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会

委員

横山 巖 (委員長・元裁判官・弁護士・大阪弁護士会所属)

渡部 吉泰 (副委員長・弁護士・兵庫県弁護士会所属)

尾木 直樹 (法政大学教授)

桶谷 守 (京都教育大学教授)

西林幸三郎 (大阪芸術大学教授)

松浦 善満 (和歌山大学教授)

調査員

土橋 央征 (弁護士・大阪弁護士会所属)

藤原 航 (弁護士・大阪弁護士会所属)

田村 由起 (弁護士・大阪弁護士会所属)

池田 雅則 (兵庫県立大学准教授)

資料1

日時	委員会	その他の活動
8月25日	第1回会議	
8月26日	第2回会議	
9月1日		資料仕分け
9月7日		警察協議
9月17日	第3回会議	
9月20日	第4回会議	現地視察
9月23日	第5回会議	
10月2日		聴き取り
10月5日		聴き取り
10月6日		聴き取り
10月7日		聴き取り
10月14日	第6回会議	
10月23日		聴き取り
10月24日		聴き取り
10月25日		聴き取り
10月28日	第7回会議	聴き取り
11月1日		聴き取り
11月2日		聴き取り
11月3日		聴き取り
11月4日		聴き取り
11月6日	第8回会議	聴き取り
11月7日		聴き取り
11月9日		レクチャー
11月13日		聴き取り
11月18日		レクチャー
11月23日		聴き取り
11月29日		聴き取り
12月1日		聴き取り
12月2日	第9回会議	聴き取り
12月4日		聴き取り
12月6日		聴き取り
12月13日		聴き取り
12月16日	第10回会議	
12月21日		聴き取り
12月22日	第11回会議	
12月23日		聴き取り
12月24日		聴き取り
12月30日		打合せ
1月2日		打合せ
1月5日		聴き取り   打合せ
1月11日		聴き取り
1月13日		聴き取り
1月14日		聴き取り
1月15日		聴き取り
1月20日	第12回会議	聴き取り
1月25日		打合せ
1月26日		聴き取り   打合せ
1月27日		聴き取り   打合せ
1月28日		打合せ
1月29日		打合せ
1月30日		打合せ
1月31日		市長への報告

拝啓

10月になり、秋の気配を日増しに感じる今日この頃です。

この度は、第三者調査委員会の調査にご協力頂き、ありがとうございます。

私たち委員は、皆さんの協力を得て、どのようなことが起こっていたのかを明らかにした上で、今後若い人が自ら命を絶ってしまうようなことが起こらない社会を作るために懸命に頑張っていきたいと考えております。

今回の調査は、以前提出頂いたアンケート、学校の先生に話して頂いたことをもとに、さらにお話をお伺いしたいと考えております。

そのため、皆さんには、以前どのようなことを話していたのかを思い出して頂きたいので、学校に提出して頂いたアンケートあるいはお話し頂いた際の内容をまとめたメモをお送りいたします。

お父さん、お母さんと相談されても全く問題有りませんので、送付しました書類を疏んでおいてください。

皆さんからお話をお伺いする際には、皆さんが今悩んでいることなどもお話し頂き、私たち委員にお手伝いできることをお話ししたいとも思っております。いろいろな思いをお話し頂けたら嬉しいです。

皆さんにはつらい思いをさせてしまうことになり、申し訳ありません。

よろしく願いいたします。

敬具

平成24年 月 日

生徒の皆様

大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会

委員長 横山 巖

平成24年12月26日

読売新聞社 御中

大津市立中学校におけるいじめに関する

第三者調査委員会

委員長 横山 巖

貴新聞社の記事掲載について（抗議）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、去る平成24年12月23日の貴社朝刊に掲載されました「自殺といじめ因果関係明示へ 大津・第三者委報告書」の記事につきまして、その中に「生徒へのいじめが自殺に結びついたとする内容を最終報告書に明示する方針を決めた。」、また、「各委員は終了後、取材に対し、報告書では、加害者とされる同級生3人による暴行など、少なくとも9件の行為を列挙し、自殺との因果関係がわかるよう立証したいとの考えを示した。」との掲載がありますが、当委員会の会議の中で、この様な決定が行われた事実はなく、また、各委員が委員会終了後、取材に対して考えを示した事実もありません。

よって、本件記事につきましては、事実と大きく違うものであります。

この様な事実でない作為的とも思われる報道は、本委員会の信頼を損ね、調査活動に重大な支障をきたすものであり、厳重に抗議するとともに記事の撤回及び謝罪を求めます。

なお、12月28日までにご回答いただきたくお願い致します。

平成 25 年 1 月 7 日

## 声 明 文

大津市立中学校における  
いじめに関する第三者調査委員会  
委員長 横 山 巖

### 読売新聞社による事実でない記事の掲載について

昨年、12月23日付けの読売新聞に掲載された「自殺といじめ因果関係明示へ 大津・第三者委報告書」の記事の中で、「生徒へのいじめが自殺に結びついたとする内容を最終報告書に明示する方針を決めた。」、また、「各委員は終了後、取材に対し、報告書では、加害者とされる同級生3人による暴行など、少なくとも9件の行為を列挙し、自殺との因果関係がわかるよう立証したいとの考えを示した。」との記事が掲載されました。当委員会は、この記事が事実と異なるとして、文書で読売新聞社に抗議するとともに同記事の撤回と謝罪を求めました。しかし、これに対する読売新聞社の回答は、記事は複数の委員らに取材した内容と独自取材に基づくものとして、当委員会の申し出を拒絶するものでした。

この回答は実に残念なものといわざるを得ません。

当委員会として、「生徒へのいじめが自殺に結びついたとする内容を最終報告書に明示する方針を決めた。」ことはありません。また、各委員が、委員会終了後の取材に対して、「報告書では、加害者とされる同級生3人による暴行など、少なくとも9件の行為を列挙し、自殺との因果関係がわかるよう立証したいとの考えを示した。」とコメントした事実もありません。読売新聞社の記事は明らかに虚偽のものであります。

当委員会は、本件に関し報道が過熱していることに鑑み、過去の複数のブリーフィングにおいて、記者の方々に対し、冷静な報道、特に、事実の解明を旨とする当委員会の活動に十分に配慮していただきたいとお願いしてきました。しかし、この度の読売新聞社の報道は、当委員会のマスコミへの信頼を完全に裏切るものでした。現に、この報道により当委員会の調査活動に重大な支障を生じたことをここに明らかにしておきます。

各委員は、本件のような悲惨な事案の再発防止を願って、懸命に調査活動をしてい

ますが、調査活動が終盤を迎えた時期に、このような記事が掲載されることによる影響を考えた場合、全国的に影響のある読売新聞社の報道姿勢に強い疑問を持たざるを得ません。

私たちは引き続き第三者機関として職責を全うする所存ではありますが、改めてマスコミ各社に対し、良識と見識に則った報道をお願いする次第です。